

「環境回復・保全型森林・林業システム」の構築 ——中国江西省を例として

Constructing an Environmentally Friendly Forest and Forestry System (Restoration and Conservation)
The Case of Jiangxi Province, China

羅烈紅

Luo Liehong

Summary

In China, the socialist planned economy is evolving into a socialist market economy. The rapid growth of the economy required the use of more forests as an industrial resource, which has led to the retrogression and even destruction of the function of environmental protection of the forest. Jiangxi province, the target of analysis, is located in the inner part of the country, in the area downstream of the Yangzhi River. This area, which has good natural conditions, could be one of the lumber production areas of China. This paper focuses on the construction of a forest/forestry system that integrates the development of the lumber production industry and the recovery and protection of the destroyed forest environment.

The results of analysis can be summarized as follows:

- 1.In the period from the establishment of the new China, through the period of reform and opening, to the introduction of the socialist market economy, the forestry policy of the Jiangxi province resulted in the large-scale destruction of forest resources. This was because this policy did not consider the profit of peasant and was not consistently applied.
- 2.Ownership of the forest in the Jiangxi province is a complex issue many areas belong to the peasant groups. Even nowadays, when the planned economy is changing into a market economy, the forest management regime mainly depends on administrative orders that have been implemented for a long time and still remain in force. Due to the strong limitation in ownership, the peasants have less initiative to try to obtain economic benefits from the forest.
- 3.For a long time, the confused utilization of forest has damaged the forest environment in this province. The reduction of the species, the decrease in the productivity of the forestland, and the desertification of the area are intimidating the residents. On the other hands, it is obvious that the implementation of strategies and techniques to recover and protect the forest environment will have beneficial results. The pure forest is being examined and mixed forest management is putting in practice.
4. In the forest and forestry policy of this province, the administration and management are combined. The forest management is being carried out in the reverse at least five. (1) The method used to assess the performance of the administrators is not reasonable. (2) In the administrational section, there is corruption. (3) There is no identity in the administration regime. (4) There is no integrating system for right. (5) Although there are published laws related to forest and forestry, there is no mechanism to guarantee their implementation.

5.To develop a forest and forestry system that would achieve the recovery and protection of the environment and fit the situation in the Jiangxi province, the five conditions expressed below must be met:(1) establishment of the fundamentals of a market economy (2) conversion of the existing systems (3) planning (4) participation of the local people (5) international cooperation.

6.The problems that need to be faced in the development of a forest and forestry are the following: determine the ownership of the forest land; establish stumpage value and protect forest ownership; respect the collaborative forestry of the peasants; guarantee the labor income of the foresters; open the lumber market and promote the income of the peasants; and protect the profit of peasants and encourage their initiative.

第1章 序論

第1節 世界森林・林業の動向

1 世界の取り組み

グローバルな環境問題として森林問題が認識されたのは、1980年に米政府特別委員会報告「西暦2000年の地球」が発表されてからである。熱帯林が年々2000万ヘクタールものペースで減少しており、このままだと2000年には成熟林が消滅するとの推測も出され、その深刻さが浮き彫りにされた。FAOの82年の調査で下方修正されたが、しかし、大規模な森林消滅が続いているという事実には変わりがなく、82年のナイロビでの国連人間環境会議では森林問題が地球レベルでの重要な環境問題の一つであるという共通認識に達したのである。森林危機は世界範囲にクローズアップされた。

一般的に、環境保全との調和を図った開発・利用のあり方の概念である「持続可能な開発」(Sustainable Development=SD) は、1980年に国際自然保護連合(IUCN)の世界保全戦略のキーワードとして登場したが、より本格的には国連の「環境と開発に関する世界委員会」が報告書「我ら共有の世界」で提唱したものである。国連で採択されたこの報告書は持続可能な開発を各国の政策ならびに国際協力の最優先目標とすべきと訴え、大きな反響を呼ぶとともに、これを受けて森林に関しても国際熱帯木材機関(ITTO)が1990年に「2000年までに持続的経営が行われている森林から生

産された木材のみを貿易の対象とする」という戦略を打ち出し、勧告によって熱帯林の乱開発に対する一定の介入が行われるシステムがつくられた。

かくして、80年代を通じて森林減少にともなう負的側面があからさまにされ、森林が地球環境の保全に深くかかわっていることが認識され、環境資源としてどう維持していくかが、課題となった。熱帯林の破壊問題ばかりでなく、他の国で起きている森林問題、さらには、生物多様性の問題やCO₂による地球温暖化問題とのかかわりなど世界的なレベルで森林環境問題への対処が必然化された。これらの問題を背景に、危機管理対策として、「地球サミット」で森林問題が大きく取り上げられ、問題の解決に向けて、南北間、地域間の合意形成という政治の場に委ねられることとなったのである。

表1-1-1 「森林原則声明」と「アジェンダ21」の要点
「森林原則声明」の要点

-
- ①森林問題の総合性（持続可能な社会経済発展、環境保全）、環境と開発の総合的かつ均衡の取れた方法の検討、総合資源としての認識の必要性
 - ②各国は、森林開発・利用の主権的権利と環境へ被害を与えない責任を持つ
 - ③国の森林政策は先住民とその共同体等の文化と権利を認識し、支援すべき
 - ④政府は森林政策策定、実施に際して、産業界、NGO、先住民、女性を含む地域住民等の参加を促進すべき
 - ⑤森林は、社会経済、生物多様性・生態系、及び文化

- 的必要を満たす為持続的な経営されべき
- ⑥国際機関による途上国の持続的森林経営達成の為の資金と技術の支援
- ⑦森林発展と持続可能な開発を達成するため、市場メカニズムに環境的費用と便益の算入（外部経済の内部化）の奨励
- ⑧先進国の世界的レベルでの緑化推進、森林保全の為の責務と努力
- ⑨林産貿易は多国間で合意された規律の下、自由な取引が促進されるべき
- ⑩酸性雨等、大気汚染物質は森林生態系に有害であるため規制すべき

「アジェンダ21」の森林に関する章（⑪章）の要点

- ①全ての種類の森林及び林地の多機能確保—多面的効能の認識と評価、計画立案への住民参加
- ②全ての森林の保護、持続的経営の強化及び荒廃地の緑化・再生—多様な森林タイプの分類、適正な計画、社会林業、AGなど住民の参加の下の実行
- ③森林・林地からの財・サービスの効率的利用と評価の促進—社会的、経済的、生態学的の価値の認識と実験（公益機能・生態系・林産物・社会林業/参加・エコツーリズム等）、持続可能な開発のための科学的な基準・指標の設定
- ④森林計画、プロジェクト及び活動の計画、評価、観察の為の能力の向上—評価の為の技術的、生態学的、経済学的手法並びに人材・能力の開発

出所：依光良三『森と環境の世纪—住民参加型システムを考える』40頁日本経済評論社 1999年

92年の「地球サミット」にて、地球環境の視点から熱帯林等森林保全のための条約づくりを主張する欧米諸国と、先進国における過去の森林破壊や酸性雨森枯れ問題を指摘すると共に、森林を天然資源と位置付ける森林資源に対する主権を主張する途上国とが激しく

対立し（南北対立）、条約づくりの合意までに至ることなく、妥協の産物である「森林原則声明」（正式に「全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的な合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明」）の共同発表に止まった。しかし、183カ国が参加し、行動計画「アジェンダ21」が採択され、「持続可能な森林経営」（Sustainable Forest Management=SFM）が定着されたなど、一定の合意形成ができたことは、危機回避に向けて認識段階から行動段階の出発点に着いたという意味では評価されよう（表1-1-1）。

国連は法的拘束力のある森林条約を目指し、97年の「国連環境特別総会」で再び挑戦したが、途上国間の経済格差の拡大、ODAに対する不満、などを理由に、またも合意に至らなかった。

結局、森林に対する国家間の合意形成は21世紀に持ち越されることとなった。

2 持続可能な森林経営の定義・意義・課題

(1) 定義：森林保護と開発利用の妥協的産物である「持続可能な森林経営」とは「森林および林地が、現在及び将来にわたり、地域、国及び地球レベルでその生態的、経営的及び社会的役割を果たしていくため、その生物の多様性、生産力、更新能力、活力及び潜在能力を維持していけるような、また、他の生態系にダメージを引き起こすことのないような方法と程度での森林の管理と利用」（ヘルシンキ・プロセス）と定義されている。

「持続可能な森林経営」は抽象的で具体性に欠けるだけに、更には「基準、指標」（Ⅲを参照）が合意されでもその内容は極めて多岐にわたり、単なるチェックリストにとどまる可能性が高い。実施はそれぞれの国に任されるため、国家間、南北間の取り組みの差異も大きく、環境保全面での実効性と言う面では大きな課題が残る。

(2) 意義：「地球サミット」以降を含めて世界的に原生林が激減し、森林面積が減少していく中で、生物種の絶滅や生態系そのものの破壊を避け、そして人間の生活環境や産業、文化面での深刻な悪化や劣化、すなわち森林環境の危機を回避するためには、妥協的なも

のであるにしろ「持続可能な森林経営」の実現は人類に課せられたぎりぎり責務となった。

この概念は主に①南北間の利害調整、②世代間の利害調整、という観点から意義があるのである。前者の南北という概念を、国内の場合は地域間、産業間（工業と農林業間）、都市と農村間の関係（経済格差）と認識してもよいだろうが、後者に関しては、経済発展や生活のために開発・利用を優先すれば、後世代に優れた環境を残すことはできない。

(3) 課題：われわれの世代だけでなく、後世代を含めて持続可能で環境的に豊かな便益を維持していくシステムづくりが、地球にとって基本的な課題として問われている。第一に、国際、国内の経済秩序のもとで貧困層の蓄積という社会経済構造をどう改編していくか、第二に保護・再生を含んだ森林の循環的利用システムをどう確立していくか、という問題にも帰着しよう。

1) 先進国の課題

ドイツや日本を始めとする北側の多くの先進国（温帯林、亜寒帯林地域）は、かつての森林破壊の歴史から、手痛い自然からのしっぺ返しにあって森林の環境保全での役割の認識を学んだ。もう一面では木材需要の増加に対応して、森林管理と林業生産力の高度化ならびに木材生産の持続という視点は秩序だった循環型伐採規制を行う法正林思想や「保続原則」という形でかなり早くから確立されている。こうした林業の考え方や育成林業の技術的な発達によって木材生産の循環的利用システムは、国有林や熱心な林家の手によって概ね実行されてきたといってよい。

しかし、「地球サミット」で合意された「持続可能な森林経営」は、それだけでなく、生物多様性の維持や他の生態系に配慮するという新たな視点を加える形の森林の管理と循環的利用を行おうとするものである。生物多様性・生態系視点と、住民参加の森林管理等、社会的視点をシステムに組み込むかと言った解決すべき課題は少なくない。更に、先進国には世界全体の緑化推進、森林保全の為の責務と努力（表1-1-1）、つまり途上国への支援（ODA,NGOなど）の強化、持続可能な森林経営の為の科学的基準と指標（3を参照）を制定・実行することによりモデルフォレストの創出、などが要求された。

2) 途上国の課題

一方、国家工業化が遅れ、二十世紀前半までは多くの森林が原生状態で残されていた途上国（熱帯林地域を含む）では、それまで木材生産の持続性・循環性はおろか森林面積の維持や先住民の生活維持という視点すら欠落していた。そうした中で森林地帯の住民による伝統的な焼畑耕作などは森林の再生・地力維持に配慮した循環的利用システムが確立されていたが、「人口爆発」を経た今日、本格的な経済開発の展開などによって地力の回復を持つ余裕もない無秩序な焼畑なし、森林利用が増え、森林破壊の一つの要因になっていることは周知のとおりである。

このように、途上国は生物多様性の維持と同時に森林の生産力や更新能力を維持して行こうとする上で、出発点において大きな困難を抱えている。即ち、人口と貧困層の増加（経済格差の拡大）そして森林・土地資源の国家財政への従属と言った社会構造に規定されて開発圧・利用圧の高い現実と持続可能な森林経営の理念そして循環システムの確立との間のギャップは大きくならざるを得ないである。

基本的には、収入の増加（農、林業の生産力及び社会経済における地位の向上）と植林または森林保護が相乗効果をあげる社会システムづくり、いわゆる社会林業やコミュニティー・フォレストリーの発展が欠かせない。

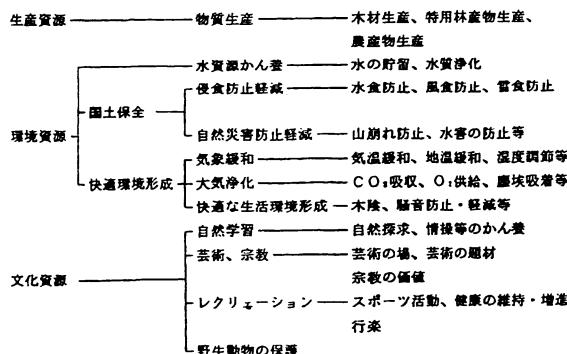
国の諸政策による森林社会、環境価値に対する再確認はまず必要であろうが、農民の技術や知識面においては、生産効率のアップが無論のこと、木材等生産資源を提供するだけの伝統式森林経営から森林の多種資源（表1-1-2）を提供するという新しい経営方式への転換を図る必要がある。

このように、途上国では持続する経営、循環型社会の実現のためには国の森林に関わる諸政策の保障の上で、世界的な協力関係も視野に、多大なエネルギーを結集して、住民参加型の内発的な取り組みが必然とされている。

3 持続可能な森林経営の基準と指標——ヘルシンキ・プロセスほか

フィンランドは、持続可能な森林経営の基準及び指

表1-1-2 みどり資源の有する価値の分類



出所：①『森林・林業と自然保護』158頁 林業と自然保護問題研究会編
 ②科学技術庁「みどり資源の意義と高度利用に関する調査報告」

標の作成に当たって、ヨーロッパ諸国にイニシアチブを発揮してきた国である。その結果、関係国によって合意された基準及び指標は一般にヘルシンキ・プロセスと言われている。

その基準及び指標をもとに、フィンランド独自の実状に即した基準・指標が他国に先駆けて作成されている。それは、以下に示す六つの基準と160の指標によって構成されている。指標は、記述指標と量的指標に大別されて、前者は持続可能な森林経営を守らせるための森林所有者あるいは一般住民に対する規制、国など行政主体に対する行政的管理に関する義務及び財政を含む支援的措置を課した内容のものであり、主として、関係する法律や諸々の制度を設けることを定めている。後者は、森林被害の種別面積や木材の伐採量あるいは生長量等持続可能な森林経営を計量的に把握し、また時系列推移が容易に確認できる措置を講ずることを内容としたものである。

以下、その基準及び指標を要約する。

基準① 森林資源の維持と適当な増強及びその全地球サイクルへの寄与

森林資源の増強を図る地球上に発生する炭素の量を森林によってできるだけ吸収し固定することにより、炭素サイクルに寄与することを目的としたものである。その記述指標の中には、エネルギー及び建築材として木材の利用を促進することに関する制度的財政措置を講ずること等が含まれている。一方、量的指標の中には、炭素のバランスに関して全発生量と森林による固定量を測定すること等が含まれている。

基準② 森林生態系の健全度と活力の維持

森林の諸々の機能が発揮される基盤として、の森林生態系を健全に維持し活力を高めることを目的としたものである。これに関する記述指標の中には、森林の健全度と活力を監視すること、その結果に関する情報措置を講ずること等が含まれている。量的指標には、大気汚染の過去5年間における全沈着量の推移を測定すること、森林の諸被害面積を計測すること等が含まれている。

基準③ 森林の生産機能（木材及び非木材）の維持と助長

従来から林業経営原則とされてきた保続の原則と同様の概念である。記述指標の中には、法律事項を遵守させるため森林経営計画（森林所有者別の施業計画）の策定を推進するための公的資金の援助を講ずること、環境の持続可能性に寄与する育林及び収穫方法を開発すること、森林経営認証制度を促進すること等が含まれている。量的指標には、木材の伐採量と成長量（全国と地域別）、林道の開設延長等を把握することが含まれている。

基準④ 森林生態系における生物多様性の維持、保全及び適切な強化

この基準は、森林生態系を形成している生物の多様性を維持するとともに一層の多様化を図ろうとするものである。そのための指標は、ア生産林における生物多様性、イ保護される森林、ウ危機にある種の三つに区分されて示されている。記述指標の中には、アの場合、ビオトープの選定及び管理のため林業労働者及び、森林所有者に対する研修を行うこと、イ及びウの場合は、保護のための法的手段を講ずること、保護管理のための組織化を進めること等が含まれている。量的指標には、いずれの区分においても保護の対象となるものの種類毎に、その面積及び特徴を把握すること等が含まれている。

基準⑤ 森林経営における保護（保全）機能の維持と適切な強化（特に水と土壤）

森林による水質及び土壤保全等諸々の公益的機能（都市林、緩衝林）を維持増大させることを目的とするものである。記述指標の中には、土壤保全及び水系並びに水性生態系の保護について、の指針を作成すること、森林経営計画の策定を推進するため助成施策を

7基準：6.7指標
（毛）シトリオル・プロセス
経営の基準と指標
持続可能な温帶林等の保全

1999年 54頁日本経済評論社
「森と環境の世紀一住民参加型システムを考える」依光良三著

講ずること等が含まれている。量的指標には、浸食されやすい林地の箇所及び面積等が含まれている。

基準⑥ その他の社会経済的、文化的機能と条件の維持

ア森林部門に雇用される労働者の雇用量の維持を図り、職業上の健康と安全を保障すること、イ森林に関する研究調査を進め、その結果を林業部門に生かしていくこと、ウ狩猟を含むレクリエーションのサービス機能を高めること、エ森林計画策定過程に市民が参加する機会を高めて、社会的要求を森林に反映させること、オ地域住民の森林利用に関する既得権を守り、あるいは文化的記念物を保護する等森林にかかる文化的価値を高めることを目的とする者である。指標は上記それごとに定められている。

これ以外、日本も参加しているモントリオール・プロセスがあり、(表1-1-3)で詳細に示されているように、七つの基準と67の指標によって構成されている。指標の数はヘルシンキ・プロセスに及ばないものの、中身がほぼ一致である。持続的森林経営の国際基準及び指標づくりのヘルシンキ・プロセスと比べ、モントリオール・プロセスは主に太平洋・アメリカ圏域の主導役をしている。

4 中国林業行動計画

中国政府は「森林原則声明」・「アジェンダ21」への対応として、1995年2月に林業行動計画を公表した。同計画は中長期林業発展計画の公文書の一つと言えるものである。計画は14章、36のプロジェクトからなり、1,2章は中国林業が直面している諸問題を明らかにし、持続可能な林業発展を達成していくための戦略・その目標を明示している。3章から10章までは発展計画の中心的な分野、優先されるべき事業が述べられている。11章から14章は行動計画を実施していく上で整備しなければならない諸問題について述べている。

林業の持続的発展は国の経済発展に寄与するものであり、林産物の需要や森林の役割に対する国民の要求を満たしていくことが必要である。そのため、2010年までに、林業の生態学的環境を整え、近代的木材産業の基礎を整備する。林業の管理組織は社会主義市場経済の発展とともに整備する。この目標は21世紀半ばには完全に達成されるものとしているが、具体的な年次

計画は示されていない。

森林資源は林業の持続的発展の基礎条件であるが、植林によって2100年には森林率を17%にもっていくほか、砂漠化した土地の改良、侵食された土地の生物学的改善、農地の防風林による保全、野生動物の生息している土地の保護などの森林を広げていくことを目標に掲げている。また、林業が持続的に発展するためには木材産業の発展が必要かつ不可欠であり、このためには伝統的な木材産業が近代的技術を取り入れ、新しい木材加工部門を養成しなければならないとしている。

ところで中国は発展途上国として共通の問題、つまり人口の増加、資源の劣化、環境の悪化という三つの問題に直面している。20世紀末の高度成長はこの三つの問題をどう解決するかが問われており、林業においては国の経済発展のために環境に配慮しつつ、十分な資源をいかに供給するかにある。森林率を高め、資源の充実を図っているが、一方では経済発展のために森林の伐採を進めなければならないという二律背反的な問題を抱えている。

3章から10章にかけて述べられている中心的なプロジェクトは、次のとおりである。

- (1) 森林資源の培養、保全、管理
 - 1) 森林資源の質的、量的造成、木材資源の復元・拡大
 - 2) 森林資源の保全管理
- (2) 生態学的保護林の造成、保全
 - 1) 生態学的保護林システム化計画
 - 2) 平原農業を持続的に確保するための保護林の造成
 - 3) 大気汚染を緩和するための林業行動
- (3) 砂漠化の予防
 - 1) 砂漠化土地の総合的管理
 - 2) 風で浸食され砂漠化した土地の持続的経済開発
 - 3) 水、土壤浸食の総合的管理と持続的経済開発
 - 4) 塩類が集積した土地の総合的統制、その改良と利用
- (4) 森林及び湿地に関わる種の多様性、野生動物の保全
 - 1) 森林に関わる種の多様性、野生動物の保全
 - 2) 湿地の保全と利用
 - 3) 自然保護地の確保
- (5) 山地における林業の総合的開発と貧困の解消
- (6) 森林資源の有効利用と木材産業化
 - 1) 木材資源の有効利用
 - 2) 非木材資源の有効利用
 - 3) 森林景観資源の開発と利用

(7) 林業への参加

- 1) 林業への国民参加
- 2) 社会林業（農林複合型林業）
- 3) 都市林業

(8) 林業インフラの整備

- 1) 苗木生産の組織的確保
- 2) 森林火災防止体系の確立
- 3) 森林病害虫防止体制の確立
- 4) 森林関連法を遵守させる体制の確立
- 5) 森林情報ネットワークの整備
- 6) 森林生態系のモニターシステムの整備

また、行動計画を実施していく上での政策的条件を述べている11章以降は、次のプロジェクトからなっている。

(1) 林業に関わる法制度上の再編

- 1) 社会主義市場経済の要件に合致した林業経済システムの確立

2) 林業法制度の改定

(2) 科学技術の開発及び教育

- 1) 林業技術の開発
- 2) 林業専門技術者の訓練

(3) 林業振興のための資金及び経済政策

- 1) 森林資源を保全し、環境を改善するための多様な投資機関の設立
- 3) 市場が重要な役割を演じるような経営条件の整備
- 4) 森林資源及び環境評価システムの確立
- 5) 行動計画を実施するための基金の設置
- 6) 国際林業協力、その受け入れ

第2節 中国の森林・林業事情及び南方林区の状況・地位

1 林業の行政組織

中国の行政機構は、中央一省・直轄市・自治区一地区・市一県・市（県級の市）一郷・鎮と5段階からなっている。中央に林業部（現農業部林業局）があり、地方には、四つの行政段階に応じて省（自治区・市）に林業庁が、市（地区）に林業局、その下の県・市レベルに林業局、さらに末端の行政機関の郷・鎮に林業站が置かれており、森林・林業の管理指導部局として中央とほぼ同じ部局が配置され、また地域の事情に応じて各種の公司が設置されている。

県・市の林業局は国有林場と国有采育場（本論文では国有林場と統一する）を直接管理し、また林業站

表1-2-1 中国林業用地の利用状況（1993年）

区分	面積・万ha	構成比・%
林業用地（①～⑥合計）	25,677	100.0
①有林地	12,853	50.1
a. 林分（森林）	10,864	
うち人工林	(2,137)	
b. 経済林	1,610	
c. 竹林	379	
②疎林地	1,803	7.0
③灌木林	2,971	11.6
④未成林造林地	714	2.8
⑤圃地	11	0.0
⑥無林地	7,326	28.5
うち植林可能地	(6,303)	

出所：『中国林業年鑑1994』 中国林業出版社 1994年

注1：うつ閑度0.3（0.3を含まない）以上の喬木林と竹林地は有林地と称呼する。有林地のうち林分を「狭義の森林」と称呼することにする。

注2：森林法第4条は、森林を保護林（保安林）、用材林、経済林、薪炭林、特殊用途林（国防林、実験林、母樹林、自然保護林、革命記念林など）の5つに分類している。林分面積は経済林を除く4つから構成されている。林業用地全体の立木蓄積は107.4億m³で、このうち森林の立木蓄積が90.9億m³である。

表1-2-2 森林（有林）の種類別面積及び蓄積（1993年）

区分	面積・万ha	同構成比 %	蓄積・100万m ³	同構成比 %
林分	10,864	100.0	9,087	100.0
用材林	8,493	78.2	6,743	74.2
保護林	1,607	14.8	1,778	19.6
薪炭林	429	3.9	69	0.8
特殊用途林	335	3.1	497	5.5
幼齡林	4,133	38.0	1,023	11.3
中齡林	3,613	33.3	2,660	29.3
近熟林	1,106	10.2	1,221	13.4
成熟林	1,269	11.7	1,204	24.3
過熟林	742	6.8	1,979	21.8
針葉樹	5,503	50.7	5,112	56.3
広葉樹	5,361	49.3	3,975	43.7

出所：『中国林業年鑑1994』 中国林業出版社 1994年

を通じて郷政府によって管理されている集体林場を指導している。

国有林区では独自の組織を持つが、本文では対象外とする。

5段階の行政組織は、各段階に多くの国営企業を抱え行政と企業組織が一体化している。中国ではこれを「政企合一」と言っている。1979年から始まった改革・開放政策の一つはこれを分ける「政企分離」政策である。国家に集中していた権限を企業に与え、企業を自主的に経済活動させ、かつ市場メカニズムの下に置こうとするのである。

表1-2-3 中国森林資源と各国の比較

国 家	面積 (万ha)	蓄積 (億m ³)	森林率 (%)	1人当たり面 積 (ha・人)	1人当たり蓄 積 (m ³ ・人)
中国	13,370	118	13.9	0.12	10
アメリカ	22,645	201	24.0	0.84	81
日本	2,389	29	67.0	0.20	23
カナダ	26,410	230	28.0	9.32	868
オーストラリア	3,984	—	5.30	2.33	—
フランス	1,388	16	25.0	0.23	28
旧ソ連	7,399	859	33.0	2.62	298
スウェーデン	2,440	23	59.0	2.85	276
フィンランド	1,989	14	65.0	4.03	289
ノルウェー	764	5	25.0	2.05	122
ブラジル	51,834	584	61.0	3.67	389
インドネシア	11,881	83	65.0	0.78	46
世界平均				0.74	

出所：村嶌由直監修・陳大夫著『中国の林業発展と市場経済』12頁

日本林業調査会 1998年

注：陳が『中国林業年鑑1994』、FAO『Production Yearbook 1993』から作成。

2 森林資源の「量」と「質」

第4回全国森林資源調査（1989-1993年）によると、林業用地面積は2億5,677万haであるが、有林地面積はこの半分の1億2,852万haに過ぎず、国土の森林率は13.92%である。有林地は林分、経済林（果樹林や油料林）、竹林に区分され、林分が狭義の森林で、その面積は1億863万haである。

有林地のほかに疎林、灌木林、未成林造林地などで森林でない林業用地が5,500万ha、さらに無林面積が7,300万haで、そのうち植林可能な土地は6,300万haと広大である（表1-2-1）。

（表1-2-2）は森林の種類別・樹齢別に、また針広別に面積・蓄積を見ている。用材林が約8割弱の8,500万ha、蓄積が67.4億m³で、これが木材生産の資源的な基礎に当たるが、日本の森林蓄積29億と比較して貧弱であることは否めない。ha当たりの蓄積が中国88m³、日本120m³、また、一人当たりの蓄積量は中国10m³に対して日本は23m³である（表1-2-3）。森林資源不足や質の差が一目瞭然である。中国は国内経済の高度成長に対応するために、1981年から本格的に外材輸入に踏み込んだ。外貨が何より貴重この時期の船出と言うだけで、中国森林資源危機の深刻さが窺える。林產品輸入の経緯は表1-2-4で示した。

新中国は1949年成立してから木材を輸入しはじめた。大量の輸入を行うようになったのは、80年代入っ

表1-2-4 中国の主要林產物輸入量の推移（1981年以降）

年次	丸太 (万m ³)	製材 (万m ³)	合板 (万m ³)	単板 (万m ³)	パルプと古 紙(万t)	紙と板紙 (万t)
1981	187.1	7.5	25.89	0.03	71.0	76.6
1982	465.2	13.2	51.44	0.84	58.4	45.9
1983	661.3	16.2	30.42	0.49	97.7	51.7
1984	795.5	60.0	57.29	0.12	82.4	60.8
1985	982.0	14.8	82.39	0.23	77.9	86.3
1986	781.8	16.5	62.06	0.09	73.7	109.5
1987	718.0	9.8	140.60	3.02	97.9	133.6
1988	1,067.5	39.2	135.20	2.46	78.8	85.2
1989	641.0	12.5	107.21	1.35	46.5	85.8
1990	419.0	25.2	137.71	0.58	76.5	95.2
1991	409.7	30.6	146.32	2.79	129.1	133.9
1992	467.0	97.4	158.08	24.14	134.3	244.3
1993	345.9	122.6	159.13	35.00	112.0	241.2
1994	333.5	89.6	217.70	37.58	152.0	345.6
1995	258.3	86.3	208.27	25.62	171.0	358.6
1996	318.5	93.2	177.70	25.80	284.0	515.6
合計	8,851.3	734.6	1,897.41	160.14	1,743.2	2,569.8

出所：村嶌由直監修・陳大夫著『中国の林業発展と市場経済』97頁、

日本林業調査会1998年

注：陳が『中国林業年鑑』『中国税関統計年鑑』各年版により

たからである。年平均の木材輸入量は1950年代のに3万m³、60年代のに51万m³、70年代のに46万m³であったが、1981年から1996年にかけての16年の間には、丸太・製材・合板・単板の4種類だけで、1億5057m³（丸太換算）〔陳大夫により、方法不明〕の木材を輸入した。パルプと古紙、紙と板紙の輸入も増大する傾向が強まり、16年間の総輸入量はそれぞれ1743.2t、2569.8tである。全6種類を丸太に換算すると（t当たり4.5m³）、16年間の木材輸入総量は3億4460万m³に達し、年平均輸入量は2150万m³となった。

用材林の樹齢別構成は五つに樹齢が区分されているが、幼齢林の約4割に中齢林を含め面積の四分の三は利用段階にない。利用段階にあるのは近熟林を入れても面積で四分の一、蓄積で45%である。林齢を幼齢林、中齢林、近熟林、成熟林と過熟林の五つ齢級に細分する理由は、森林の状況をより正確に把握するというより、森林資源の不足でやむを得ず中齢林と近熟林を伐採せざるを得ないことと、林業インフラ整備の遅れで奥山にある過熟林が伐採できないことの現れであると思われる。

又、森林の針広別では面積で折半、蓄積では針葉樹が56%を占めている。

3 森林の地域的分布——3大林区の概況

森林の分布は不均等である（図1-2-1）。東北・内蒙

古3省区に3,657万ha・28.5%、四川・雲南に2,094万ha・16.3%、南方集団林10省に4,664万ha・36.3%と、3大林区を構成している。他の地域の森林は全体の2割にならない。用材林の蓄積もこの三つ地域に集中し、上の地域順に33.0%、26.5%、16.0%である（表1-2-5）。

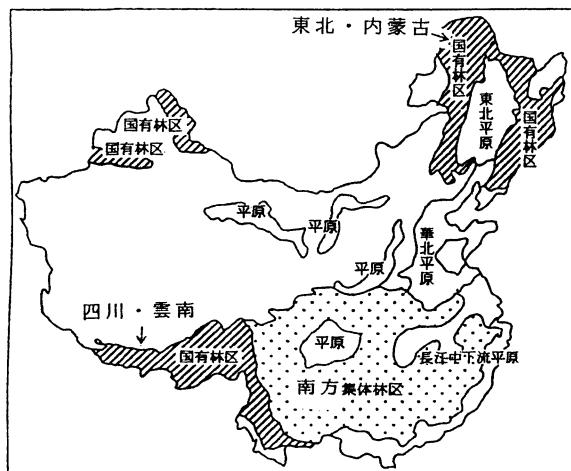


図1-2-1 中国の森林分布

出所：『諸外国の森林・林業』 300頁 藤澤秀夫、村篤由直ら著 日本林業調査会 1999年

注：図中に表示された「集団林区」と本文の「集団林区」は同一概念である。

表1-2-5 地域別森林面積及び蓄積

① 森林面積（万ha）

	総面積（うち人工林）	国有林	集団所有林
全国	12,853	5,820	7,033
東北・内蒙3省区	3,657(220)	3,378	280
南方集団林10省区	4,664(1449)	503	4,161
四川・雲南	2,094(158*)	811	1,282
チベット	396	396	---
その他省・自治区	2,042	732	1,310

② 用材林蓄積（100万m³）

	総蓄積	国有林	集団所有林
全国	9,087	6,706	2,382
東北・内蒙3省区	3,003	2,905	98
南方集団林10省区	1,458	322	1,136
四川・雲南	2,411	1,570	840
チベット	1,231	1,231	---
その他省・自治区	984	677	308

出所：『中国林業年鑑1994』中国林業出版社 1994年

注：*の158万haの中に、チベットの人工林面積を含む。

(1) 国有林区

東北・内蒙3省区の森林面積と蓄積はそれぞれ全国の四分の一、三分の一をしめていて、中国最大の天然林区で、最も重要な木材生産基地である。当林区内

人工林はわずか220万haであり、森林面積の6.6%に過ぎない。森林のha当たりの蓄積量は88m³である。当林区は寒温帶にあり、植物の生长期が短い、樹木の成熟には50年以上かかり、短期間で中国森林資源不足の解消にはなりづらい。

四川・雲南林区は中国第二位の天然林区で、樹種が最も豊富な林区もある。森林面積と蓄積はそれぞれ全国の六分の一と四分の一強をしめている。境内の人工林が少なく、区内森林面積の6.8%にしかない。森林のha当たりの蓄積量は192m³であり、全国では最も多い。

しかし、この地区は地形が複雑で、ほとんどの森林は海拔2000-4000mの間に分布し、傾斜が35度以上の森林が55%をしめている。かつ辺境地でもあり、交通が不便で、木材の伐採は極めて困難である。この林区にはいまだに蓄積8.2億m³の過熟林（伐期を超した森林）がある。

(2) 南方集団林区

概況：南方集団林区10省は東南低山岳陵林区とも呼ばれ、浙江・福建・安徽・江西・湖北・湖南・廣東・廣西・海南・貴州の10省の地域にわたっている。森林面積は全国の3割以上を占めているが、蓄積では全国の六分の一にも達していない。森林のha当たりの蓄積量は45m³であり、全国では最も少ない林区となっている。森林の質と木材生産の労働生産性*は三大林区の最下位である（吳鉄雄『中国南部林区における林業生産構造に関する研究』1999年）。【*労働生産性=木材生産量(m³)／労働力(人)・生産時間(年)】

当地区は開発の歴史は古く、人口密度も高く経済活動も活発なこともあって、天然林は一部の地区（湖北省の神農架林区）に残っているだけで、多くは伐採が進んでいる。現在、この林区の大部分は、人工植林・育林による二次林や人工林である。南方林区の諸省はそれぞれ北亞熱帯、中亞熱帯、南亞熱帯と熱帯に属し、地域全体は熱量に恵まれ、降雨が多く、霜も少なく、中国に最も樹木の生長に適する地区で、短伐期の早生樹（コウヨウザン、馬尾松など）の育成になお好適である。「南方林区の立木の年生長率は5.15%で、全国平均より3.52%も多い。優勢樹種の年生長は5-6m³/haで、早生樹種は7-10m³/haで、中心産地なら12-15m³/haにも

達する」（「中国林業経済地理」　虐中斎ら）。

中国林業部は1986年の「速生豊産林（多収穫林）基地の建設についての臨時規定」で、「速生豊産林基地の建設は自然条件と社会経済条件の優越する南方林区を重点に置くべきである」とした。

新しい位置付け：1998年の中国（揚子江流域や黒竜江全流域）大洪水（第三節参照）は、森林乱伐による治山・治水能力の低下によると言われ、これら地域の天然林伐採は原則的に禁止された（1998年8月国务院通告）。天然林を主とする東北・内蒙古3省区と四川・雲南地区の採集林業の展開を制約するものと考えられる。これで、人工林を主とする南方集団林区は中国の木材生産における地位がますます重要になってくる。中国南方林区の林業発展は中国の森林資源危機の解消と、中国全体生態環境の回復・保全にも関わる重要な問題であり、21世紀に向け、中国社会経済発展の鍵を握っている問題と言っても過言ではない。

三大林区の林業の発展段階を特徴づけると、南方集団林区は育成林業段階に達しているのに対して、東北・内蒙古林区は採集林業の成熟期、西南高山林区は採集林業の初級段階にあると言えよう。

4 森林の所有形態

森林は国有林と集団所有林からなっており、地域的な分布は図1-2-1に見るように、国有林区は東北及び四川・雲南林区等に、集団林区は前述の南方10省にある。ここに注意しておきたいのは、国有林区にも集団所有の森林はあるし、南方10省にも国有の森林（表1-2-5）が存在することである。

集団所有制度は、狭義的な人民大衆の共同所有で、社会主义経済制度の重要な組成である。集団所有制林業の基本的な特徴は、生産資材としての森林資源が構成員の全体所有であり、構成員は生産資材に対して、所

表1-2-6 所有形態別有林地の面積・蓄積

単位：万ha、億m³

	有林地	森林	経済林 (うち南方林区)	竹林 (うち南方林区)	森林蓄積
総数	12,853	10,864	1,610	379	90.9
国有	5,820	5,633	160	26	67.1
集団有	7,033	5,231	1,450	353(306)	23.8

出所：『中国林業年鑑1994』 中国林業出版社 1994年

注：有林地＝森林+経済林+竹林

有権、使用権と支配権を持っている。国家の組織はただ集団所有の經營体に指導的な計画を下すのみで、經營体自身が多くの自主権を持っている。木材供給の面からすれば、地元への供給を主力として、農家の建築・家具用材と燃料などを提供するような地元農山村の需要に対しさまざまな形で対応している。

生産周期が長い、資金投入が大きいなど特徴をもつ林業の性格に対し、集団林の構成員はかなりの自主権が持つ代わりに、国家からの支援（政策、資金など）は国有林より少なく、さらに、構成員の技術、資金力などが限られているため、森林經營中に問題が出てくるのが意外なことではない。

（表1-2-6）で示したように、集団所有の有林地面積は国有林に大きく上まわるが、森林面積はやや及ばない者の、森林蓄積は国有林の35%しかない。南方林区の場合はこのギャップがもっと大きく（表1-2-5参照）、国有林区との「質」的差は一目瞭然である。

（表1-2-7）の南方林区と日本の森林資源の比較から見れば、土地面積、林業用地面積、有林地面積は日本よりはるかに多い。とくに、自然条件の最重要指標である森林生長率は1.8倍にもなる。しかし、森林經營水準あるいは生産効率を示す重要指標の林地利用率とha当たり森林蓄積では、それぞれ日本の半分ぐらいにとどまる。南方林区は発展潜在力があるとはいえ、如何に森林經營水準（生産効率）をアップさせるという至難の課題を残っている。

また、果樹林や油料林の経済林と竹林は集団所有がともに全国の90%ほどを占めていて、しかも南方林区の集団林に集中している傾向がある（表1-2-6参照）。この両者の面積は広大であって、そこからもたらされる富は木材に決して劣らず、商品として生産する地域は

表1-2-7 中国南方林区と日本の森林資源の比較

指標	南方林区	日本
土地面積（万ha）	151.2	37.7
林業用地面積（万ha）	8,255.3	2,600
有林地面積（万ha）	4,096.8	2,500
森林率（%）	27.1	68
林地利用率（%）	49.63	98
森林蓄積量（億m ³ ）	13.35	18.5
森林生長率（%）	6.23	3.4
森林生長量（m ³ /ha）		2.6
ha当たり蓄積量（m ³ ）	43.8	76

出所：虐中斎ら編『中国林業経済地理』345頁 中国林業出版社1993年

もちろん、自給経済のもとにある地域や山村部では特に重要である。果樹ではナツメヤシ、クルミ、その他木の実、油採集では、油椿、ナンキンハゼ、アブラギリなど、他に松ヤニ、キノコなど多数に上る。竹林利用では、食用のタケノコ生産の他、建築資材や各種の竹製品、輸送用のかご、竹ボード、パルプ、日用品など材として多くの用途に使用される。

5 木材需給予測

(表1-2-8)は中国林業部が「林業第9次5か年計画」を作成する過程で纏めた「面向21世紀的林業發展戦略」の木材消費の予測だが、1988、92年の消費量は2億2000万m³前後になっている。92年について詳しく見ると、建築用材が6,500m³ (28.6%)、生産用材が7,800万m³ (34.4%)、両者の用材消費が木材消費量の63.0%、燃料用材が8,400万m³ (37%) である。消費の特徴として建築用材の利用が少ないと、製紙パルプに向ける木材も全体の3.9% (880万m³) であること、家具向けの消費や枕木、坑木など産業のインフラに消費する木材が多いこと、それと燃料用材（この大部分は自家用）と農民自家用の用材消費と合わせて4割を上まわる、つまり木材消費の多くが自家用であることがわかる。これは中国経済が伝統経済を基礎にしていることを示すものであるが、予測ではこうした消費構造が高度成長の過程で大きく変化することを見通している。全体の消費の増加の中で製紙部門の突出、合板部門の増加、一方で自家用消費の減少を示している。

6 木材産業

表1-2-8 中国の木材の消費構造とその長期予測

単位：万m³、%

用 途	1988年		1992年		2000年		2010年	
	数 量	比 率	数 量	比 率	数 量	比 率	数 量	比 率
1. 建築材料	5,790	26.5	6,520	28.6	7,886	29.8	8,550	27.2
2. 生産用材	8,030	36.7	7,837	34.4	10,184	38.5	14,530	46.2
①文化用品			30	0.1	38	0.1	45	0.1
②化学工業			74	0.3	90	0.3	100	0.3
③化学繊維			40	0.2	110	0.4	180	0.6
④車船用材			225	1.0	265	1.0	290	0.9
⑤交通			68	0.3	85	0.3	95	0.3
⑥石炭	980	4.5	850	3.7	875	3.3	920	2.9
⑦製紙	578	2.6	883	3.9	2,588	9.8	6,300	20.0
⑧家具	1,200	5.5	1,150	5.0	1,270	4.8	1,550	4.9
⑨合板			330	1.4	663	2.5	750	2.4
⑩その他農業			2,210	9.7				
⑪栽培業	640	2.9	477	2.1	500	1.9	550	1.7
⑫農民自家用			1,500	6.5	1,400	5.3	1,350	4.3
⑬農業用	600	2.7						
⑭その他	4,032	18.4	8,429	37.0	2,300	8.7	2,400	7.6
3. 燃料用材	8,050	36.8	8,400	31.7	8,400	31.7	8,300	26.6
合 計	21,870	100.0	22,786	100.0	26,470	100.0	31,440	100.0

出所：日本木材総合センター（1997a）34頁。原資料は李育才編「面向21世紀的林業發展戦略」中国林業出版社による。

注：2000年と2100年は予測値。

「林業行動計画」は、中国木材産業の後進性を明らかにしている。製材や合板など原料としての木材を大量に消費するものが中心で、それを集約的利用する分野は未発達であり、技術は一部に新しいものもあるが、世界水準からは20-30年遅れている。それが、品質の劣る製品を生み出し、エネルギーを無駄に使い、非効率な生産になっていると言う。

遅れている中国木材産業の中、南方林区は国有林区より更に遅れている。南方林区に健全な林業システムを構築するには、木材産業の再建（木材利用率など生産効率のアップを中心に）は一つ重要かつ大変な課題である。

第3節 研究対象及び課題の析出

1 研究対象の確定

中国は木材などの自然資源の保有量が少ないが、現在の経済規模がおよそ八年ごとに倍増している。中国にとって、森林は健全な社会生態環境を維持する上で不可欠なものであると同時に、重要な産業資源としてもその保存が強く求められている。

その中で、南方集団林区は中国経済林、竹林の最大産地で、木材生産においても中国の将来を担う存在になりつつある。

南方林区内の10の省区はほとんど内陸（広東省と福建省の一部を除く）地区である。中国の沿海から内陸への経済発展戦略で、南方集団林区の重点省に当たる江西省は沿海の腹地、内陸の前線という独特な地理的な位置にある。江西省は、これから本格的な開発活動の中で、森林・林業の対応、展開方向について各方面から熱い視線を浴びている。江西省は「持続可能な森林経営の基準と指標」と「中国林業行動計画」に基づいて、「持続利用可能な森林経営」を目指す中国としては、格好な実験地と言える。これらの理由で、本研究の研究対象を江西省とする。

2 研究課題の析出

江西省は「持続利用可能な森林経営」の理念をもとに、社会主義「計画経済」から「市場経済」制度へ移行しつつある。そこで、本論文の研究課題は①経済開

發に伴い、森林・林業の未来像はどう言うものになるのか、②社会、環境と経済からの寄与は両立する可能性があるのか、③そして、両立させるための条件は何か、の3つの問題である。

江西省を含む南方林区の共同特徴は、自然、社会経済条件が優位であるにもかかわらず、森林の「質」と木材生産の効率生産性が他の国有林区より低い水準にあることである。その最大の原因は林区内森林面積の9割近く（江西省は8.2割）を占める集団林の経営不振が全体へ影響していることにある。問題の解決の焦点は集団林業であり、集団林業の森林経営水準（生産効率）をアップすることに帰着する。江西省の森林・林業計画（2010年までのマスタープラン）は「高効率林業の建設」と名付けて、江西省林業界の「効率」に対する執着が見られる。

第4節 研究目的——先進国「環境保全型森林・林業」に対する疑問を踏まえ

1 認識の問題

世界の国々は、持続可能な森林経営の実現を目指して、「基準、指標」という形で一定の合意形成ができるが、行動に向けての取り組みは地域間、国家間の差異を持ちながらも少しづつ行われはじめている。

地球の森林資源の広がりや複雑さは大変なものだし、資源利用の歴史とパターンもそれに劣らず多様である。そのうえ、各国、地区の国家体制、所有構成、社会経済環境諸要素もそれぞれあるため、持続可能な森林経営の実現に向けてのプロセスもさまざまである。

図1-4-1は依光良三氏による持続可能な森林経営に向けての手法の整理である。同図によると、先進国での取り組みは、住民参加のもとに保護と利用を調和させる形の森林管理を「モデルフォレスト」か「環境保全型林業」かで試み、それを普及させることによって実現を図ろうとするものである。一方、途上国との重点的課題はアグロフォレストリーと社会林業の推進である。その理由としては、途上国には無秩序な焼き畑移動耕作など環境破壊を助長する生産方式をどう転換するかという厄介な課題があるという。いわば、衣食問題が

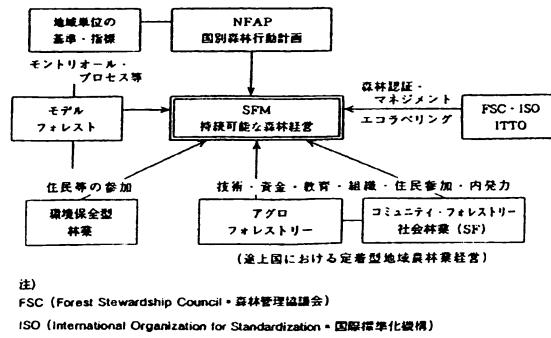


図1-4-1 持続可能な森林経営に向けての手法

出所：依光良三『森と環境の世纪—住民参加型システムを考える』 51頁 日本経済評論社 1999年

また未解決することを前提とした。

しかし、途上国であり、社会主義市場経済を試みしている中国では、この数十年来、基本的な衣食の問題が解決されるにつれ、樹木をむやみに伐採したり（林地を他用にするための伐採）、湖沼を埋め立てて農地をつくるような環境破壊行為はなくなり、むしろ農地をもとの林や牧草地に戻すという動きが見られるようになつた（『現代中国の実像』 刘吉ら編著、中川友翻訳 ダイヤモンド社 1999年）。熱帯林の国々を代表とする上述した途上国での持続的可能な森林経営のプロセスと手法は必ずしも中国にも通用するとは言い難い。たとえば、1985年前後、インドの社会林業を学ぶブームがあったが、今現在に至つてあまり成果を上げることができなかつた。

2 「環境保全型林業」へのこだわり——民意調査から

そもそも「環境保全型林業」や、「社会林業」は、「持続的可能な森林経営」への一つのステップの名称である。そこでは、住民の参加が何よりも重要に視されている。

本研究の対象地の中国江西省では、この十年間の林業発展計画の中身はほぼ変わりがないものの、発展計画の名称は「生態林業」、「山でもう一つの江西をつくろう」（第三章参照）、「高効率林業」と再三にわたつて変化した。そこには全社会及び住民の森林・林業に対する関心を高める狙いは言うまでもない。

1998年夏の大暴雨による長江流域の氾濫は死者4千人、罹災者に2.2億人を超える大災害となつた。中国経済の

生命線といわれる下流の工業都市地帯にも大打撃を与えたかねない寸前にまで水位は達し、緊迫した危機的状況に至っていた。工業地帯の罹災はかろうじて免れたものの、洪水災害問題は人為的要因が大きいだけに今や中国の直面する最大級の環境問題の一つとなった。

洪水災害の原因は上流地域の行きすぎた森林伐採と流域の遊水池の埋め立て開発と山林の荒廃にあるといわれる。

長江中流に位置する江西省は、これまでの森林破壊と森林の質が劣化しているため、全国でも最も被害の大きい3省の中に入っている。

江西省の人々は環境の回復・保全をどう受け止め、森林の環境に対する重要性をどう認識してしまるだろうか。

表1-4-1 森林・林業計画の名称に対するアンケート調査の結果

項目	理解しにくい	やや理解しにくい	やや理解しやすい	理解しやすい	計
森林の持続利用	71	23	1	3	98
生態林業	11	18	35	34	98
山でもう一つの江西をつくろう	54	28	14	2	98
高効率林業	36	49	7	6	98
環境保全型林業	5	15	61	17	98
環境回復・保全型森林・林業	3	7	36	52	98

出所：著者による調査の結果

注1：調査時間：1998年9月12日—9月20日

調査件数：100（有効98）

調査対象：南昌市政府の国家公務員（林業関係以外）

注2：「生態林業」「山でもう一つの江西をつくろ」「高効率林業」はいずれも江西省の林業発展計画の名称である。詳しくは第三章を参照。

表1-4-1は洪水直後、江西省南昌市の国家公務員（林業関係以外）に対する意識調査の結果である。

「森林の持続的利用」、「山でもう一つの江西をつくろ」、「高効率林業」などに対して理解しにくいかやや理解しにくいという回答が多いのに対し、「高効率林業」、「環境保全型林業」、「環境回復・保全型森林・林業」など生態環境の保全との関わりをはっきりに示した名称に対しては、やや理解しやすいか理解しやすいとの回答が多かった。特に、「環境回復・保全型森林・林業」に対して、理解しやすいと答えた人は52名で、全体の5割を超えた。江西省で森林・林業戦略にこだわりとすれば、この用語が適切である。住民の参加

の第一歩である理解を得るには、計画の名称は一つの重要なポイントであると言えよう。

3 「環境保全型林業」とは

一般の人々にも理解しやすい「環境保全型林業」という名称はここまで先進国を中心に使われてきたが、対象地域の状況がそれぞれであるために、統一的定義がない。林業先進国（「森林保全」先進国と言った方がもっと相応しいかもしれない）である日本の幾つかの定義を見よう。

北尾邦伸氏は『森林環境と流域社会』（182頁 雄山閣 1992年）で「育林業経営は現在、森林所有者によって担われているが、経営と所有の分離を推進し、育林業は森林経営のなかに包摂する。森林経営は大々的に社会資本を導入して、森林のマスタープランのもとで、各種機能を發揮するための森林施設を実行する。ビジネスライクに組織された林業経営は、森林経営から立木を入手し、生産・流通・市場対応において、商品生産の合理化を追求する。このようなシステムのもとでの林業を環境保全型林業と呼べるかもしれない」と論述した。

定義の通り、経営と所有の分離、森林経営に大々的に社会資本を導入、森林のマスタープランのもとでの各種機能を発揮し、商品生産の合理化への追求などは、各国、各地区の林業の共通課題である。この定義は、必ずしもどの国、地区にも適用するとはいえないが、受けられない理由も見当たらない。問題は、以下の同氏の同定義への条件付けにある。

「豊かで健康な森づくりを国民的課題にしうるかどうか、国民が果たして参加し、身銭をきり、費用負担に合意するかどうかである。経済的に豊かになった段階での、国民の選択の問題だといえよう。」

確かに、豊かになった日本或いは先進国には、産業としての林業は成立しなくとも、森林の公益的機能が評価され、森林保全のための林業の維持には、国民の費用負担があり得る。しかし、また多くの人々が飢餓に脅えられている途上国ではこういうことはあり得ない。衣食問題をほぼ解決した中国を例にすれば、森林・林業は高度成長している国民経済への寄与と、環境回復・保全への貢献という二重の重圧が掛かっている。環境に配慮しながら、産業としての林業を成り立

たさなければならないと言うのが現実である。

もう一つの定義を見よう。藤森隆郎氏は「林地の環境保全機能と持続型林業」（『農林水産業と環境保全』214頁 養賢堂 1995年）で「環境保全型林業」を「森林生態系をできるだけ破壊しないで森林を回転させつつ持続的な収穫を挙げる林業技術」と定義した。

一見何の疑問も持たせない定義と見られるが、先進国として、そして地球の一人としての責任と義務から考えれば、やはり大きな欠点が存在している。

地球の環境が一つであり、地球の森林資源が限られ、いま多くの国と地区では資源不足のため森林資源の過剰利用をしている。これらの問題が存在している限り、森林は環境保全を前提に、最大限に地球に貢献すること、つまり林地の生産力を最大限に発揮することがはっきり示されていないこの定義も、理想的または通用できる定義と言えない。

先進国で用いられている環境保全型林業の概念は、江西省のような途上国では適用できない。江西省の民意も尊重したうえ、新しく、理解しやすい環境の回復・保全という言葉がはっきりと示された森林・林業発展戦略の名称を必要とする。江西省では「環境回復・保全型森林・林業システム」の用語が適合すると考える。

4 研究の目的

「環境回復・保全型森林・林業システム」とは、江西省の森林・林業発展の理想的かつ実現可能な未来像である。これは持続可能な森林経営を目指し、環境の回復・保全しながら、産業としても成り立つ森林・林業システムである。

本論文の研究目的は「環境回復・保全型の森林・林業システム」という概念及び概念を実現させる諸条件を提出することである。

第5節 研究の背景・意義

1 中国の林政と「森林法」

中国にはその古い歴史を通じて、かつて統一的な林政を担当する行政組織がほとんど成立したことがなかった。中華民国時期には、農林部があるものの、後述

する原因で、ほぼ機能しなかった。中華人民共和国が初めて中央の行政機関として省に相当する林業部を設け、相当な意気込みでこれに取り組んだのである。しかし、1950年代後半からの「大躍進」など急進的な諸変革の中で地についた林政がなかなか定着しないうちに1966年からの「文化大革命」の混乱期が訪れた。1970年代後期にその収束を見るまでは発表される内容も前後撞着して信頼性が置けない有様であった。そのような状態が改革開放（1978年から）、特に社会主义市場経済体制（1993年から）へ転換する路線以後には大いに改められ、国有林経営態勢の整備、集団林の指導、林産企業の育成、荒廃地の復旧、緑化運動の推進など、それぞれに現実的な進展の様子が合理的に理解できるようになった。

「森林法」（試行）が1979年に公布され、4年間の検討を経て、84年第6回全国人民代表大会第7回常務委員会会議で可決され、翌85年1月から施行された。社会主义中国成立以降初めて森林管理の根拠法を持つことになった。そのご、98年に、「森林法」の一部改正をし、同年7月から実施された。

「森林法」は総則、森林経営管理、森林保護、植樹造林、森林伐採、法律責任、附則の7章、49条から成っている。第1章第1条の法の目的では「森林資源の合理的利用と森林の育成、保護及び国土の緑化を促進し、森林の水源涵養、国土保全、気候調節機能と林産物の提供などの役割を果たし、社会主义の建設と人民生活の需要に適うために本法を制定する」と規定している。

ここで注意しておきたいのは、森林・林業の役割については、水源涵養、国土保全、気候調節機能など社会機能を林産物の提供などの経済機能より上位に置き、環境機能発揮の重要性を強調した。森林・林業の環境・社会機能と林産品の提供という経済機能の両立を正式に法体制化した。これが「環境回復・保全型森林・林業システム」成立の理論根拠の原点でもある。

まだ研究の蓄積が少ないととはいえ、数千年来の林政不在によるやく終止符が打たれつつある。

2 改革開放以来の南方林区の林政研究の流れ

(1) 林政研究及び論争の始まり（1978-1981年）

南方林区の林政研究は1978年の農村経済改革をスタ

ートした直後、人民公社が解体され、集団所有の経営形態をめぐって始まった。

当時三つの論調があった。第1は、林業は農業の範疇に属するという視点から、農業と同じ方法で実施すべきであるという主張である。これは全集団林を一戸一戸の農家に任せる生産責任制の導入を意味する。この論調の狙いは長期に亘る集団経営で無くなつた農民たちの林業に対する経営意欲をよみがえらせることである。

2つ目は、林業の特殊性を強調し、耕作農業と同じ生産責任制になれば、森林の乱伐を招く恐れが強いと、第1の主張に反論した。集団林の集団による経営、集団林場の堅持がこの論調の特徴である。

第3は、前の2説を調和するものである。各地のそれぞれの状況に応じて、集団経営と農家経営を共存させるべきと論じた。

しかし、農村改革を急ぐ中国は、上述した論争の結論を出るまで待つことなく、農業の成功を見習って、その経験と手法をそのまま集団林業に移そうとした。1981年、中共中央・国務院は「森林保護と林業発展についての決定」を公布した。これは森林所有権の安定（土地の集団所有を堅持しながら、林木の個人所有が認められる）、自留山の画定、責任山の確定、いわゆる「林業三定」といわれるものである。（第三章参照）

こうして、政策決定が先行したため、初めての集団林の経営形態に関する論争は不本意のまま終わってしまった。しかし、中国林政史上初めての民主的（自由）論争ができたこと自体、その意義を高く評価しなければならない。また、その後、「林業三定」政策の失敗（第三章参照）から見れば、林業の政策決定前の真剣な林政研究の重要さを改めてわれわれに教えた。

(2) 理論界の混乱と「株式林業」の出現（1982-1986年）

「林業三定」特に1985年の南方林区木材市場の全面開放（ここまでの固定価格で国家により統一買い付けから価格、販売の自由化、第三章参照）により、森林の過・乱・盗伐が横行し、林区内森林・林業の資源・経済の2重危機は深刻的かつ表面化した。この頃の林政論争は「林業三定」と南方林区木材市場の全面開放がもたらす結果をめぐるものを中心に、評価するものがあれば、否定とするものも多い。激しい論争及び各地

それぞれのやり方に対して、「指導部の国家林業部は、何の意見も出せなかつた」（徐世格、1987年）。それで、二山（自留山、責任山）を一山（自営山）に、つまり、責任山を農家に平均的に分配する方針をとるところもあれば、集団経営を堅持或いは復活するところもある。更に、「株式林業」を初めとする新しい経営方式の「合作林業」が出てきた（第四章参照）。このように、林政理論研究の混乱はより一層の森林資源破壊を招いたものの、農民の森林経営の商品意識を引き出し、森林経営形式の多様化、活性化させたと言う意味で評価したい。

混乱の中に、森林・林業が市場経済へのアプローチである木材市場開放は十分な論議を持たずに、経営主体である農民の利益を構わず、林業の行政主体だけの呼びかけに応じるかたちで、1年あまりで再び強行的に閉鎖された。木材市場は「計画経済」時代に逆戻った。国の市場経済が進み、「市場開放失敗の原因は市場開放自体でない」（『中国木材流通論』 300頁 蒋相輝・陳国梁 主編 中国林業出版社 1994年）という意見が主流となっていた今でも、国が政策の再検討する構いを見せることなく、森林・林業の市場化が遅らせた。

(3) 「中国林業発展道路の研究」（『林業分工論』）の出現（1987-1992年）

1986年5月、中国林業科学院経済研究所と中国林業経済学会は元林業部部長、林業経済学会理事長の喰文涛氏の提案で、「過去に歩んできた道を分析し、これから経営思想及びそれと対応する発展戦略を探索する」ことを課題に、研究班を発足させた。5年の年月をかけた成果として、10数本の論文を『林業問題』雑誌（中国林業経済学会・中国林業科学院経済研究所編）1990-1991年各号にシリーズで発表した。後に、1992年、『林業分工論』（分工=分業）というタイトルでまとめられ出版された。

『林業分工論』の研究目標は「全面的、正確的に中国の森林・林業事情を把握し、森林・林業の資源、経済の二重危機を深く分析し、林業経済体制と運営体制の改革を通じて、林業生産力のアップを中心に、全国範囲で、構造合理（林齢、林種、材種のこと）を指す）、安定かつ高効率的な森林生態と林業経営システムを構

築し、森林の各種の機能を最大限に發揮して、経済建設と人民生活のニーズを満足させる」である。

『林業分工論』の中心思想は「少量の林地で、高投入と先進技術を生かす木材培育（集約経営）を行い、全国需要の木材のほとんどをここから販賣する。それで、残った大量の森林を重い木材生産の負担（任務）から解放させ、安定性を保ち、社会、生態機能を發揮する」である。

具体的に、用途と生産目的により林業を「商品性林業」・「公益林業」・「両立性林業」の三種類に分け（表1-5-1）、森林類別により分別経営する。

『林業分工論』は「総論」、「各論」、「外国経験」の三部分から組成される。「総論」では、林業の危機と潜在力から『林業分工論』の分業観点を提出した。「各論」では、国有林業、平原林業、集団林業、木材の需要・輸入、林業所有体制と経営方式、林業の税費問題を題目にそれぞれの歴史、現状、将来の展望を明らかにしようとした。「外国経験」では、幅（時間・空間・内容）広く世界の林業先進国の取り組みやその成果を紹介した。

この著書は社会主義計画指導下の商品経済時代（国家計画による調節と市場メカニズムによる調節が併行するシステム、1978-1992年）に作成したもので、計画経済の色がまた強い。

肝心な林業所有体制と林業税費問題については、深く理論化することなく、現状紹介に止まった。林業類型の区分特に「両立性林業」の定義は抽象的具体性が

欠くもので、実施するのがほぼ不可能と言う意見は多かった。また、「外国経験」では、外国の取り組みの背景についての詳しい説明が欠くのも一つの遺憾とみられる。この理論がすぐには国家林業政策に取り組まれなかったものの、さしたる反論も無かった。しかし、時代の流れを捉え、数千年歴史を持つ伝統林業生産方式への挑戦（環境保護観点の取り入れなど）と言う視点から見れば、『林業分工論』は中国林政史上画期的なものと言えよう。

この時期、『林業分工論』以外に、南方林区について影響力を持つ論文と著書は少なく、列挙できるのは『林区改革探索』（楊 涛ら編 中国林業出版社 1991年）と『南方集団林区経済論』（張廣智ら編 中国林業出版社 1992年）くらいである。前者は南方林区林業改革の実験区である福建省三明市が取り込んだ株式林業を中心とする林業改革の軌跡を追い、南方林区林業改革に手本を提供しようとしたが、理論的な分析が少なく、調査報告に止まった。しかも、三明市の経験は地域性が強いため、全部の南方林区への移植には至らなかった。後者は南方林区全体を見る初めての専門書で、林区内各種の経済成分を分析している。ただ文字面だけで論述することが多く（各経済成分の本質に触れず）、科学論文としてのデータ、論証が少なく、教科書に近いものであった。林区の開発の歴史的な分析がほとんど行われておらず、経済分析も計画経済思想の禁錮（制限）で、明解的なものとは言えない。

（4）「社会主義市場経済体制」の確立による林政の空

表1-5-1 『林業分工論』による林業類型の比較

林業類型	定 義	面積割り	定 義
商品性林業	用材林、経済林、薪炭林など林產品の提供を目的とする林業	全有林地面積の 20~25%	高度的集約経営（高資本と先進技術の投入）可能な地区
公益性林業	汚染防止、生態保護、水源涵養、土壤保持、生物多様性の保存、景観の維持レクリエーションのサービス機能などを任務とする林業	全有林地面積の 20~25%	①大河及び主要支流の上流域の傾斜25度以上の山地 ②水土流失嚴重の地区 ③各種の自然保護区 ④砂漠化土地及び砂漠浸食されやすい地区 ⑤大型保護林網（帯） ⑥国家指定の森林公園 ⑦都市及び周辺緑化地
両立性林業	「商品性林業」と「公益性林業」以外の林業である。主な経営目標は森林の公益機能の發揮であるが、同時に林產品の提供にも配慮を加えるのが特徴である	全有林地面積の 60%前後	当地の状況に見合って、各地方政府により指定する

注：暎文涛編 『林業分工論』 中国林業出版社 1992年 により作成

白期（1993-1995年）

中国は市場経済化による経済成長の持続に自信を深め、1993年には憲法を修正して、ここまで実施してきた（1978年から）社会主义計画指導下の商品経済における告げ、社会主义市場経済を実行すると宣言するに至った。これで、「社会主义計画指導下の商品経済」を指導思想とする「林业分工論」はもはや理論の土台が失った。

「林业自身には市場経済に適合しない成分が多い」（何群「林业市場改革的難点与対策」「林业経済」1995.1 14頁）と言う論調は林业理論界の主流となり、前出した木材市場による失敗に対する恐怖心もあって、市場化に移行してからの何年間、南方林区に対し、国は政策らしい政策を出せなかった。この時期は「市場経済」に対する戸惑いで、林政の「空白期」とも言われた。

1995年2月に「中国林业行動計画」が発表された（前出）。行動計画を実施していく上での政策的条件について、林业に関わる法制度上の再編というプロジェクトを最上位に置き、社会主义市場経済の要件に合致した林业経済システムの確立と林业法制度の改定を求めている。

（5）森林・林业の「分類經營」の確立（1996—）

1996年、国は「林业分工論」を再び持ち出し、理解しにくい「両立性林业」を排除し、全ての森林を商品性林业と公益性林业の2種類に分け、現地での「分類經營」（種類により分別經營）の実験開始を指示した（「林策通字1996年69号」「中国林业年鑑1996年版」64頁）。更に、「分類經營」をこれからの森林經營の指導思想として、1998年の「森林法」改正案に書き込んだ。これは「分類經營」の法的確立である。しかし、同法で規定された「公益性林业」の環境効果に対する承認は、依拠とする具体的措置（補償システムなど）がなく、空文化になってしまった。これにより、「分類經營」は事実上の実施不能となっている。

3 江西省における森林・林业の特徴と政策研究の問題点

江西省の森林・林业には以下の特徴がある。① 森林の量があるが、質が低下している。② 歴史的な原因

で森林所有が複雑で、多種の経済成分が共存している。③ 林業経営体制では長い時期に渡って行政命令が主導しており、計画経済から市場経済に変わった現在でも存在している。④ 森林の環境効果が同省にとって非常に重要であるにもかかわらず、それに対する経済的評価が遅れている。

江西省における林业政策研究の問題点は以下のように纏めることができる。

① 江西省の林区はほとんど複雑な地形を持つ山中にあり、連続した大規模な森林が少ない。「林业三定」によって、山林の林木の所有が更に零細化され、「分類經營」に要求された森林種類区画はほぼ不可能である。ここで考案されたのは、資金、物資、人材を集中して、国有林場を中心に集中的な「工業原料林基地」（第三章参照）の建設である。これを「高効率林业」計画と名づけ、現在では施行中である。結局、絶対多数の集団林は事实上で発展の契機を与えられなかつた。集団林発展の問題はこれから的主要課題となる。

② 江西省の林业政策について、ここまで公表された研究成果のほとんどが『江西省高効率林业の建設について』という論文集（江西省林业經濟学会編集 非公式出版 1995年）に纏められた。江西省の林业は活路を切り開くために、どうすれば良いかについて、合作林业をこれからの発展重点に置くべきと言う説が主流だが、合作過程中実際にあった問題の解決について、肝心の所有体制に触れる論議が少ない。また、副業（林业部門が持つ林业以外の産業）で林业を飼うという説があり、今まで成功した事例もいくつ挙げられた。しかし、社会の発展に伴い、本業でない事業が必ずしも生き延びられると思わないし、持続利用可能な林业を目指すためにも林业自身をより科学的に分析し、そこから解決策を探し出さなければならない。その意味で、現段階での林业経済構造分析が課題として残る。

4 理論の「限度」と方向

中国、特に絶対的な優勢（森林の経営面積）を持つ集団林を中心とする江西省林政の多くの問題は中国独特な市場経済いわば「社会主义市場経済」にあり、具体的に言えば、「資本主義市場経済」と違う経済運営の基本にある。

中国社会主义市場経済運営の基本は①社会主义の基本目標として労働者・農民を主人公とする社会・経済的平等の実現、とくに農村部と都市部の経済格差の是正に努めること、②土地と主要な企業の公有の維持、その活用形態と運営の多様化、③労働力の商品化の弊害をできるだけ回避し規制すること、④周辺アジア諸国と競合してゆける民衆の経済生活の向上、などが挙げられる（伊藤誠ら編著『マルクスの逆襲—政治経済学の復活』 日本評論社1996年）。

これは中国の国策とも言われる。これで、林業生産の諸要素（林地、労働力など）は生産力をアップするための利益（純粋的な商品利益）による再編成などが困難となる。理論研究には「限度」を感じさせながら理論の方向を明示されていた。即ち、「社会主义市場経済」制度をこれから研究の前提としなければならない。

第6節 研究視角・方法・意義・構成——4つのキーワードから

1 論拠成立の条件

本論文のテーマから見れば、あくまでも未来或いは未来に近い研究であるために、ある意味でこれはなかなか予測し難い事柄でもある。未来研究は、動態性と不確定性をどう取り扱うかで決まるが、実際のところは現状と願望の狭間にある。オランダの経済学者J・ティンバーゲンはこう指摘している。「まとめて言えば、未来研究は二通りの方法がある。一つは最も可能性の高い未来を推測する方法、もう一つは最も望ましい未来を論議する方法である」（『最適社会秩序の探求一生産、所得及び厚生』J・ティンバーゲン）。推測と願望はともに重要である。推測とは歴史、現状に基づいて判断することであり、願望とは制度（森林・林業システム）の理想状態を思い描くことである。情報を誤らず、偏見を抱かず（これも著者は大切な留学期間にこの研究を行われる最大の理由である）、関心を持ち続けるという前提さえしっかりしていれば、推測と願望の間にそれほど大きなギャップは生まれないだろう。

2 研究の視角

江西省の森林・林業発展の理想的かつ実現可能な未来像を現実にするためのキーワードとして、以下の4つが挙げられる。

歴史と現状の把握：目下展開されている市場経済への転換プロセスの中での江西省の森林・林業は、今日の状況を振りどころとしなければならないが、歴史を振り返り、さまざまな歴史的経験から有益なものを汲み取ることも大切である。社会の変遷を振り返り、江西省の森林・林業はどのような道を歩んできたのか、どのような成功と失敗があったのかを知り置く必要がある。数多くの問題は、現時点の視線からだけではつきりしないことが多いが、長い歴史の中におくと、その脈絡が見えてくるのである。歴史を振り返り、歴史に学ぶ、その上で科学的分析により現状の把握は1つ目のキーワードとなる（第2、3、4章）。

森林・林業の環境効果に対する評価：社会、環境と経済からの寄与を両立させるのが研究課題の一つと言うことで、独自な自然、風土、人文、社会経済環境などに相応しく、江西省の特色を持つ森林・林業の環境効果に対する評価は重要であり、2つ目のキーワードである。（第5章）

外国の経験と教訓：森林・林業は自然、地理、気候そして人文、社会制度、経済環境などの違いによって大きく変わるという強い地域性（狭義）を持つ一方、自身が共有する特質（広義、社会、環境と経済からの寄与、生産の長期性、持続経営が可能など）を持つのも否定できないことである。これにより林業先進国特に市場経済国家の森林・林業経営の経験と教訓は江西省にとって、極めて貴重なものであり、3つ目のキーワードとなる（各章）。

社会主义市場経済を前提に両立する条件の提出：江西省、中国、そして世界全体にとって、社会主义市場経済が新しい試みであり、また未経験なことである。現実では、同省の森林・林業は自らの特質が原因で他の産業より市場経済への進行が大幅に遅れている。如何にして、本省の森林・林業の特徴を考慮しながら、社会主义市場経済の本質を把握し、そして「計画経済」から「市場経済」への転換を実現するのかは、同省の理想的かつ実現可能な森林・林業システムの構築にとって、成敗に関わる問題であるといつても過言ではない。

い。それで、社会主義市場経済を前提に両立する条件の提出が第4のキーワードである。(第6章)。

以上の4つのキーワードは本論文の脈絡であり、研究視角にも当てはまる。

ここで言っておきたいのは、この4つのキーワードの中に、重要性の優劣が存在せず、共に江西省の理想的かつ実現可能な森林・林業システム、即ち「環境回復・保全森林・林業システム」の構築にとって欠かせない必要条件である。

3 研究方法

本研究は基本的に、現場調査の結果（アンケート調査、聞き取り調査、林業庁などの未公開資料の収集を含む）、公表されたデータ、関連書籍などに基づいて上述した研究の視角を中心に行われるものである。

中国の林政の基礎データを成す森林資源調査は毎回4年間をかけて実施されており、現在は第四回の1989－1993年のものが最新の結果である。膨大な森林内容をその種類毎に多数の所有形態にわたって、逐一明らかにしているので、その手法（森林分類、統計指標の選出など）は非常に複雑なものである。これが原因であろうが、中国の林業統計資料は「中国林業年鑑」をはじめ、統一性や連続性が欠くものが多く、年度を追おうとしても、データが見つけられないことを何度も経験する。

江西省に対する調査やデータの収集はより大変な試練であった。現場（国営・集団林場、郷人民政府、村民委員会など）では過去の資料、データを保存しているところは少ない。省林業の最高機関の林業庁では、資料、データが一応あるものの（完全ではない）、整理されていないケース（各現場からの年度報告書のままのもの）が多い。全省の林業状況の年ごとの変化は省林業庁によってまとめられ、「江西省統計年鑑」などで公表されるものの、森林率・森林蓄積・造林面積など主要指標以外の統計指標の入れ替え（項目の変更）が多く、状況把握が困難である。そのため、入手した資料、データの整理、推算には多大な精力と時間を費やした。

4 本研究の意義

本研究の第1の意義は、江西省の森林・林業が社会、

環境と経済の寄与を両立させ、「持続可能な森林経営」と言う目標に導こうとするところにある。これは途上国の国・地区が自身の条件に合う森林・林業の概念形成に役に立つと共に、先進国との「環境保全型森林・林業」など概念的独占の阻止とした自体にも意義がある。

第2の意義は農民の利益、意見を無視する政策制定に歴史、人文、自然条件の分析から批判することにある。また、本論文のタイトル自体は住民の要請を回答しようということで、住民の参加を呼び込みに利する。

第3の意義は社会主義市場経済条件下の地域範囲の全方位的な森林・林業システムもしくはあり方に対する研究がはじめてのことにある。

第4の意義は実証から江西省の森林環境の経済効果を評価することにある。

5 本論文の章構成

第1章 序論

第2章 江西省の概況と森林・林業開発の歴史（1949年まで）

第3章 新中國時代江西省の森林・林業の展開

第4章 江西省森林・林業の経済構造分析（現状）

第5章 江西省の森林・林業に対する環境評価（実例から）

第6章 江西省における「環境回復・保全森林・林業システム」の構築——社会主義市場経済を前提とする諸条件の提出

参考文献：各章の最後にまとめてある。

謝辞：

第1章の参考文献：

- 1 中国林業部 「林策通字1996年69号」「中国林業年鑑1996年版」 中国林業出版社
- 2 伊光良三 「森と環境の世紀—住民参加型システムを考える」 日本経済評論社 1999年
- 3 北尾邦伸 「森林環境と流域社会」 雄山閣 1992年
- 4 村嶽由直監修・陳大夫著 「中国の林業発展と市場経済」 日本林業調査会 1998年
- 5 上田信 「森と緑の中国史」 岩波書店 1999年
- 6 藤澤秀夫、村嶽由直ら著「諸外国の森林・林業」 日本林業調査会 1999年

- 7 伊藤誠ら編著 「マルクスの逆襲—政治経済学の復活」 日本評論社 1996年
- 8 劉吉ら編著 中川友翻訳 「現代中国の実像」 ダイヤモンド社 1999年
- 9 バーツラフ・シュミル著 丹藤佳紀・高井潔司訳 「中国の環境危機」 亜紀書房 1996年
- 10 虞中斎ら編著 「中国林業経済地理」 中国林業出版社 1993年
- 11 FAO編著 野村勇訳・監修 「中国の森林資源と林業」 農村文化社 1988年
- 12 吳鉄雄 「中国南部林区における林業生産構造に関する研究」 「宇都宮大学農学部演習林報告」 第35号 1999年
- 13 喻文涛編 「林業建設問題研究」 中国林業出版社 1986年
- 14 何群 「林業市場改革的難点与対策」 「林業経済」 1995.1 14頁
- 15 中国林業経済研究会編 「林業深化改革研究」 中国林業出版社 1991年
- 16 張廣智ら編 「南方集団林区経済論」 中国林業出版社 1992年
- 17 喻文涛編 「林業分工論」 中国林業出版社 1992年
- 18 楊 涛ら編 「林業改革探索」 中国林業出版社 1991年
- 19 蒋相輝・陳国梁 主編 「中国木材流通論」 中国林業出版社 1994年
- 20 江西省林業経済学会編集 「江西省高効率林業の建設」 論文集 非正式出版 1995年
- 21 アレキサンダー・メサー著 熊崎実訳 「世界の森林資源」 筑地書館 1992年
- 22 藤森隆郎 「林地の環境保全機能と持続型林業」 「農林水産業と環境保全」 214頁 養賢堂 1995年

第1節 自然概況

1 自然、人口、地形

江西省は北緯 $24^{\circ} 29'$ — $30^{\circ} 05'$ 、東経 $113^{\circ} 34'$ — $118^{\circ} 29'$ の間に位置し、中国東南部の省で、袴(カン)とも称す。省名の江西は唐朝の「江南西道」を縮めたもので、略称の袴は省内最大の河川、袴江(本流域は全省総面積と総人口の半分以上を占め、本省の南北を貫く形で流れている)に由来する(図2-1-1)。

本省は揚子江の中流と下流が接する地点の南岸に位置し、面積は17万平方キロメートル、人口は4150万人(1997年時点)で、1平方キロメートル当りの人口密度は244人である。漢族、掉族など43の民族の人々が一緒に住んでいる。山地は全面積の36%、丘陵は42%を占め、また盆地、平野、水面は22%を占めている。緯度の低い所に位置し、海にも比較的近いため四季がはっきりしているが春と秋は短く夏と冬は長い。いわゆる亜熱帯温潤気候の特色を持っている。森林面積は8.9万km²である。森林率は53%で、福建省に次全国(台湾を除く)で2番目である。

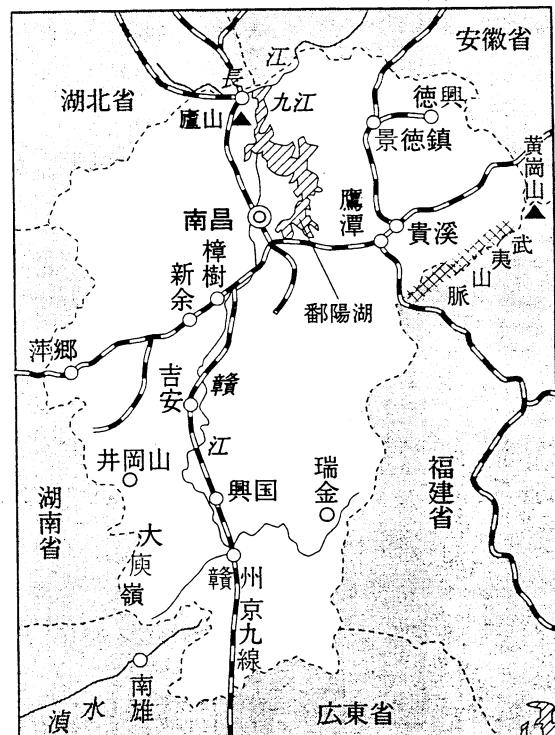


図2-1-1 江西省略図

出所：香港「大公報」1994年6月20日特卷

注：1997年香港—北京線鉄道が開通された。

第2章 江西省の自然と林業開発の歴史 (1949年まで)

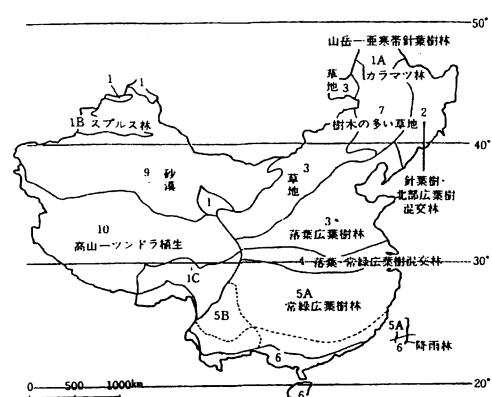


図2-1-2 中国の植物地理学的地域区分

出所：FAO編 野村勇訳・監修『中国の森林資源と林業』47
頁 農村文化社出版 1988年

2 森林環境

江西省の森林は亜熱帯常緑広葉樹林帯に属し、常緑広葉樹林、常緑落葉広葉混交林、夏緑広葉樹林、竹林、暖性針葉広葉混交林、暖性針葉樹林、山頂低地林など多数の森林類型を持つ。このような豊かな森林生態環境の中で、2000種以上の木本植物や600種類余りの脊椎動物を含む非常に豊富な動植物資源が存在し、亜熱帯林の宝庫とも言われる。森林被覆率は53%に達し、特に天然二次生林が多く、針葉樹林の面積が大きい。主な樹木は樟木、馬尾松、または史上〔西木〕（紅心杉ともいわれ、心材部分が赤い色で、とても材質のいい銘木である）と呼ばれる杉もある。杉の人工造林は数百年の歴史を持つ。経済林の主な樹木には油茶（油椿）、油桐、トウハゼがあり、省内に分布している。

樹木生長にとって大変恵まれた環境であり、本省は158の南方林区の重点林業県の中で、五分の一以上の33県を持っている（重点林業県の大凡の基準は「森林面積20万ha、蓄積800万m³、年木材生産量100万m³」である）。省内には河川が2400もあり、全長は18400キロメートルにも達する。また湖も多く、水域は広大で、水産、水力資源ともに豊富である。北部にある中国全土で最も大きな淡水湖の鄱陽湖は、洪水の際に揚子江の水量を調節する役割を果たしている。鄱陽湖に注ぐ主要河川は赣江（長江の第2の支流）、修水、硯（フ）河、枯江などで、いずれも重要な航路として利用されている。赣江上流域と湘空（ショウア）西、漢江上流域と並んで、長江流域の水力資源の主な集中地域である。

3 南北交通の要地

古来より、本省は南北交通の要道であり、華北、揚子江流域から廣東、福建に至る主要ルートであった。秦朝では、中原から廣州に至るのに珠江が利用された。唐朝では、当時主要貿易港であった廣州に陸揚げされた海外の物資や、朝貢に訪れた外国の使節はまず北江（珠江の一つ）本流と支流の笠（チン）水を遡り、次に大嶺（ユ）嶺（梅嶺関）を超えて章水に入り、そして珠江（廣州、吉安、南昌）と鄱陽湖を下って揚子江に出、更に大運河経由で洛陽や長安へと向かった。海禁政策が実施された明清時代、特に廣州1港だけが開港場となつた清朝、絹織物、茶、陶磁器など主要輸出品の輸送ルートとして大いに利用されたが、さしものこの大動脈も阿片戦争後、特に、墾（エ）漢線（廣州—武漢）鉄道が開通するに伴い、急速に寂れていった。

中華人民共和国成立後、鄱陽湖の周囲で300kmに及ぶ大堤防や遊戻時水池などを築造する工事が行われ、冠水の被害を受けやすいという歴史的問題をある程度解決した。これに伴い、本省は米生産（全国5位、97年）を中心に農業が発達、ほかに大豆、菜種、落花生、ゴマ、綿花、麻、サトウキビ、蜜柑、茶、豚肉などを産す。茶では廬山雲霧茶、翊（ウ）緑茶、昂褪辻（ゴグノウ）茶などが銘茶として知られる。

4 豊富な地下資源

江西省は環太平洋鉱産物生成帯にあり、鉱物資源が豊富で、140種余りの鉱物が発見され、そのうちの84種類は埋蔵量が推定されており、そのうち11種類は全国一となっている。中でも非鉄金属、貴重金属、稀有金属、希土金属、放射性鉱産物が豊富で、特に銅、タンクステン、ウラン、タンタル、希土の産出では全世界的に有名である。

工業面では遅れた地域であるが、鋼鉄、機械、化学、建材、陶磁器、電子、食品、紡績、製紙業などがあり、主要工業都市は南昌（省都）、九江、景德鎮（中国最大の陶磁器生産地）、新余（鋼鉄の町）、銅郷、廣州などがある。

鉄道交通では、かつては東西に走る大動脈の浙贛線（杭州—株洲）と落贛線（鷹潭—話門）などしかなかったが、96年、ようやく本省を南北に貫く大動脈の京九線（北京—九龍）が開通した。資源は豊富だが、長らく経済が立ち遅れていた中西部の吉安地区や南部の

州地区（赣江流域の上流域で、本省最大な木材生産地である）に初めて鉄道が通じた。京九線と揚子江が交わる位置にある九江は本省唯一の対外貿易港で、92年に揚子江沿岸開放都市に指定、また省都南昌も同年に内陸開放都市に指定された。

5 文化・気質

江西省は素晴らしい自然景観と長い歴史を有し、世界文化遺産の廬山をはじめ国指定の歴史文化名城が2つ（南昌市と景德鎮市）、国指定文化遺跡11カ所、国指定重点観光地が4つ、他に国指定自然保護区、重点寺院（お寺）なども多数あり、これらは観光旅行、宗教参拝などの観光資源になっている。

井岡山、瑞金を根拠地とした中国共産党の活動を始め、安源の労働運動、九江の英租界回復運動、南昌暴

動など、中国現代史上革命の搖籃となった江西省は、陶淵明、王安石、朱趙、陸九淵などの、理想を追求して止まらない、気骨ある人材も、数多く世に輩出している。

第2節 江西省の沿革と経済略史（1949年まで）

1 江西省の沿革

（表2-2-1）の「江西省の沿革」から、同省の地域管轄制度の特徴が以下の2点を挙げられる。

第1に、長期に亘って中央集権の統制の下に置かれ、地方自治こそ弱い一面があるが、「省」（名称の変更など）という行政階級の成立が早く、管轄範囲もかなり安定している。

表2-2-1 江西省の沿革

王朝（年代）	江西省の名称・轄領	特記事項
商・西周（BC約17世紀初～BC771）	升州、揚州に属く	奴隸社会
春秋（BC770～BC476）	大部分は吳に属く	奴隸社会の解体期
戦国（BC476～BC221）	全境は楚に属く	封建社会の形成期
秦（BC221～BC206）	九江郡	始皇帝は全国を36郡に、封建社会の確立
漢（BC206～220）	慘南国團章郡、轄18県	九江郡を慘南国に改名
三国（220～280）	吳に属く：轄團章・廬陵・杅陽・安成・臨川郡と廬陵南部都尉、57県	慘南国を江州に改名
東・西晋（265～420）	轄團章・廬陵・安城・南康郡ら10郡	
南北朝（420～589）		
隋（581～618）	洪州總管府：洪・吉・坎・嘶ら7州	郡制を州制に
唐（618～907）	江南西道：隋の7州に信州を加え8州に	全国を10道に、その第8道は江南道で、後江南道を更に東西両道に
五代（970～960）		
宋（960～1279）	江南西路：轄洪、吉、坎、嘶州と黨州郡、臨江郡、南安郡ら13州郡、68県	
元（1206～1368）	江西行中書省：轄龍興、吉安、坎州、撫州、瑞州、臨江、南安ら7路	
明（1368～1644）	江西布政使司：轄13府	路制を府制に
清（1616～1911）	江西省：明の13府中の7府を保留、直隸州を新設	「江西省」誕生。末期、半封建、半植民地になる
民国元年（1912年）	江西省：轄四道	全省を四道に分け、府制を直隸州制に、州を県に。封建社会の結束
民国15年（1926年）	江西省：全県制に	1926年から道制を廢止、各県が省に直属
民国21年（1932年）	江西省：轄13の行政区、81県	
中華人民共和国成立（1949）	江西省：省－地区（市）－県（県級市）－郷制	社会主义の始まり
1958年	江西省：郷が人民公社に	社会主义計画経済制度の実施（1952～78年）
1979年	江西省：1982年人民公社が郷制に戻り	
1999年現在	江西省：6つの省直轄市と5つの地区で、86の県及び県級市	改革開放政策開始 1993年から社会主义市場経済政策が始まる

出所：多数の文献（第二章の参考文献を参照）により著者が作成

第2に、「県」という行政階級の歴史が長く、「県域行政」（「県」を基本単位とする行政）が根強い原因となっている。

2 経済開発の略史（展開過程）

秦王朝が成立するまで、江西省の経済開発に関する記録が少なく、考古学的な推測は本章の次節を参照する。

秦から本省における経済開発の略史（展開過程）は以下の通り。

秦・漢時代：開発区域は主に袴江主流の両岸及び坎水、壠(ル)水両支流に集中し、他の地区はほとんど未開発または局部開発であり、原始式の原野は大いに存在していた。最初開発されたのは袴江の中・下流域と鄱陽湖周辺の平原地区で、現在の南昌市、永修県、清江县、新干県、新建県、永豊県など地区である。

三国・晋時代：主要開発区は袴江の主要支流へと展開した。坎水、禾水、貢水及び湖南省へ向かう瀟(リュ)水の上流域の両岸が開発され、それが最も盛んだったのは銅郷市、新余市、永新県、遼寧省の周辺地区であった。

南北朝時代：この170年間、開発の進展は緩慢であった。人口が少ないことが一つ重要な原因と見られる。南朝劉宋大明8年（西暦464年）には、世帯数と人口は僅か4.6万戸と33万人であった。この時期、主に袴江主要支流の両岸の開発した地区の繁栄に精力を出した。ただ、南部地区だけ開発拡大の傾向が見られ、安遠県を中心とする地区の農業は著しく進歩した。

隋・唐時代：この320年間は、本省開発の最盛期とも言われた。開発は袴江の主・支流から次級支流地区に拡大され、開発の中心は丘陵地区、山間盆地であった。

五代時代：開発の重点は袴江、錦江など河川の上流域及び遂川江の中流地域であった。山地へ、つまり河流の上流地区へと言うのはこの時期開発の最大特徴であった。

宋時代：300年以上に亘るこの時期は、主要な開発区は各流域、支流及び次級支流の接点地区であった。「大田耕尽却耕山」（畑がほぼ使い果たしたから、山での耕作を）（『宋会要輯稿』「食貨7-46」）と言う言葉は当時の状況をうかがい知ることができる表現である。

元・明・清（1840年の阿片戦争開始まで）時代：この

時期には、耕地の不足で、宋代に続き周辺山地の開発が盛んになった。本省の平野、丘陵及び盆地の経済発展により、土地の人口負荷がさらに増大し、封建土地の兼併が加速したことによって、土地を失った大量の農民が深山墾植しなければならなくなった。江西省の山地開発は本格的段階に入った。清末までは、ほぼ全域の丘陵、山地が開発された。ここまで本省は、経済、文化ともに中国全土の先進レベルにあった。

清末・民国時代（阿片戦争勃発（1840）-民国成立（1912）-新中国成立（1949））：清末に入り、さらなる開発が期待されるところだが、阿片戦争後の列強の侵入、軍閥混戦（内戦）、中日戦争、中国共産党と国民党の内戦により、その舞台となった本省は経済的衰退が始まった。

第3節 江西省森林開発の歴史（一）—石器時代（原始社会）から奴隸社会まで—

1 石器時代

今から1万—170万年前の旧石器時代での中国国内における広範な「原始人」の存在は既に多くの考古学的調査で証明されている。「古者、丈夫不耕、草木之実足食也；婦人不織、禽獸之皮足衣也」（昔の人は、夫は耕作しなくとも、草や木の実で食糧は十分で、妻は織物をしなくとも、動物の皮で、衣服が貯えた）（『韓非子・五鷁』）。原始人は、造りが単純な石器、木棒などによる採集、狩猟で生き伸びてきたのである。

1962年、江西省北部の樂平県涌山の天然岩洞で、原始人が作った石器とパンダや劍齒象（古代象の一種）の化石が発見され、その化石は旧石器時代晚期（今から数万年前）のものと判断された（江西省博物館「江西万年大源仙人洞洞窟遺跡試掘」『考古学報』1963年第1期）。これで、当時の江西省の温暖で、湿潤した気候、豊かな原始森林の存在及び原始人の生息が確認された。4000-1万年前の新石器時代には、磨制石器の制作と土器の発明で、原始農業が始まった。農業の発展により、牧畜業と養蚕業も出現した（『白虎通』・『越絕書』）。

新石器時代の遺跡は、江西省内で、すでに60箇所以上が発見されている。遺跡は主に鄱陽湖の周辺と袴江

流域に集中しており、清江県内だけで19箇所もあり、当時の人類の定住生活をうかがい知ることができる。

江西省東北部の万年県大源の「仙人洞」という岩洞の遺跡から、非常に大量の石器、骨角器、土器及び動物の骨の化石が発見された。発掘されたものの中には、原始農業の生産道具など農業に関連するものは一切見つからなかったが、動物の骨のもすべては野生種で、飼育された動物のものでは無かった。この遺跡は採集、狩猟を中心とする経済形態に属する特徴を持ち、新石器時代早期のものである。C14測定により約9000年前のものと分かった。

中国科学院古脊椎動物・古人類研究所は同遺跡で発見された500あまりの動物の骨に対する分析を行ない、「万年県大源仙人洞遺跡の動物骨リスト」を発表した。確認された動物の種類は斑鹿 (*Pseudacris nortulorum*)、イノシシ (*Sus scrofa*)、羊 (*Ovis sp.*)、中国小靈猫 (*Viverricula cf. Malaccensis pallida*)、野猪 (*Felis bengalensis*)、狼 (*Canis lupus L.*)、豹 (*Felis Pardus L.*)、弥猿 (*Macaca sp.*)、鶏類 (*Gallus*) 及び亀、スッポン、蟹など数十種類にのぼった。また、「これらの骨は洞窟に生息していた動物ではなく、骨のほとんどは壊されており、骨髄を取るために人間によって壊されたものと考えられる」と同研究所は推測した。これにより、9000年前の江西省は、原始林の中で、多くの動物が生息していたことが確認された。農業がまだ始まっておらず、人口も少ないことから、森林を破壊して開墾することが無く、森林環境は原始林状態にあったと考えられる。

1961年、江西省西北部の修水県山背地区で数ヶ所の新石器時代の遺跡が見つかり、大量の磨制石器と土器が発掘された。石器の中には農具があり、精細に磨かれていた物が多い。遺跡の中では、石器、土器以外に、炭化された山胡桃、稻わら、杉なども発見されたことから、この遺跡は新石器時代の晚期、原始農耕を中心とする原始文化の遺跡であることが分かった。

江西農学院（現・江西農業大学）植物研究室は、これらの発掘品について、「修水県山背地区遺跡植物鑑定書」において「杉：完全炭化。年輪ははっきり見え、疎らな春材部分と緻密な秋材部分を区別することができる。水稻：標本は稻わらと泥土の混合物で、黄色い。泥土の中には後に混入した野草の根があり、わらの表

面には平行紋が見える」と報告した。また、同遺跡で、当時の住居の跡から、木材を柱にした証拠が見つかった。

これらの発見で、5000年前の修水山地区は豊かな杉と広葉林の混交林が存在していたことが分かった。原始農業の発展、土地の開墾、人口の増加、住居の建設、土器の焼成などが原因で、森林の農地転用と森林伐採が始まった。ただ、人口はまだ少なく、森林に対する破壊と利用は非常に小規模であった。

1950年代から80年代にかけて、数回に亘って本省中部清江県の19箇所の遺跡に対して調査研究が行われた。さらに進歩した石器と土器の製作水準から、同遺跡は杣陽湖一袴江流域新石器時代文化の最後段階で、今から約4000年前のものであることが分かった。さらに、これらの遺跡が密集して分布していたことから、当時の農業経済は更なる発展を遂げ、定住地と人口は増加しつつあったことを容易に推測できる。土器の建築材料としての使用と猪・鶏型の土器の出現は、住宅建築の革新、家畜の飼育技術の発展で人々が定住式の農業生活を送っていたことを反映している。より精細になった石器の存在は原始住民が依然、採取・狩猟などに従事していたことの証明と考えられる。

農業の発展、人口の増加は、人類の森林に対する破壊がある程度加速したことを意味するが、農業生産力の低下や、採取・狩猟経済がまだ重要な地位を占めていたこともあって、当時の江西省の原始林は、まだ良い状態であったと推測できる。

2 商・西周時代

商・西周時代は中国奴隸制度の最盛期である。農業と手工業は大規模分業によって、目覚ましい発展を遂げた。また、奴隸の労働によって、青銅器文化が創出された。

清江県の「吳城商代遺跡」は江西省で既に発現された30箇所の商代遺跡の中でも最も代表的な遺跡の一つである。1973年から、4回に亘って同遺跡から半地下式住居が2軒、土器を焼くかまど、墓、青銅器、石器、陶器、原始磁器、玉器、青銅器の石製模型など計千点近い遺物と大量な銅屑、木炭が発見された。そのうちの150点以上の文字と符号を刻んだ石器と陶器の中に、「入土（社）材田」（田の神様にお供えをして、

土地を鋤く）の4文字が書かれた陶壺があった。これにより、「商の文化は長江を渡ってない。長江の南はまだ荒蛮の地区」という従来の定説がくつがえり、既に商代で、本省は黄河流域の陶器焼成技術と肩を並べていたことが証明された。

同遺跡の発見から、当時の生産・生活風景を以下のように描くことができる。「先住民たちは半地下式の住居に住み、森林開発により農業生産を行い、森林内で野獣を狩り、果実を摘むなどして、生活資源を補給し、青銅器の鍊成と陶業、磁器業のために、伐採した林木で木炭を製造していた」。この時期の先住民たちは森林利用と伐採を増加させたが、生産規模の有限性、人口の相対的な少なさ（土地に比べ）、森林の天然更新が可能であったなどが原因で、本省の森林資源は依然豊富であったことも分かっている。

西周時代は、農業は商代よりだいぶ進歩し、独立経営部門の「園圃業」が出現した。「周礼・天官」「詩經・幽風」「尚書・嚙貢」などの史料から、西周時代、江西省を含む中国のいくつかの地域は既に人工果樹林・経済林及び用材林、竹林の経営が始まっていたことがわかる。

本省で発現された西周時代の遺跡は計200箇所あり、省内の各地に分布している。人口の増加により定住地は著しく増えた。清江県の「吳城」、南昌市の「斉城岡」、「青雲譜」及び新幹線の「牛頭城」は当時撫江流域の経済と文化の中心で、永豐県の「尹家坪」と撫県の「官村」は原始の村落と推定された。

農業の発展、耕地の拡大により、同省の原始林、特に人口密度高い地域の原始林はある程度の破壊が避けなくなってきた。

3 春秋・戦国時代

春秋時代は中国の奴隸制度が解体し始め、封建社会形成の初期で、鉄製農具の使用が始まる時期でもある。戦国時代までは、封建社会に入り、鉄製農具が普及した。江西省で発見された120以上の同時代の遺跡から、大量の鉄製農具（鋤、斧、鎌、鏟、鍬など）、鉄製武器（刀、剣など）、鉄製の生活用品（釜、壺など）が掘り出された。鉄製農具使用の意義は、何よりも農耕業を発展させたことである。灌漑の条件が良好で、交通の便が良い各流域両岸の平原地区は江西省の重要な

食糧产地に成りつつあった。新幹線の大型食糧倉の遺跡はその裏付けである。また、同遺跡で発見された2本の鉄斧は上海冶金研究所の鑑定により、刃の部分は鋼の成分があることが分かった。これは本地域の当時の製鉄技術が先進レベルにあったことを証明することともに、森林伐採・利用による環境破壊が本格的に展開してきた証拠である。あまりにも激しい森林乱伐の展開は、当時、社会の関心事となつた。

「斧斤以時入山林、林木不可勝用也」（適切な時期で森林を伐採すれば、林木を使い果たすことはない）『孟子・梁惠王』、「草木榮華滋碩之時、則斧斤不入山林、不夭其生、不絕其長也」（草木の生長段階での伐採はいけない）『荀子・王制』、「山林埋近、草木埋美、官室必有禁度、伐必有時」（山が近く、草木は美しく、政府は禁伐の法規を持って、伐採時期を定めなければならない）『管子』。これら数千年前の偉人たちの森林保護、合理的、持続的利用の卓越した見解は、現在の森林の持続的経営研究の原点であると言えよう。

本省における春秋・戦国時代の考古学上で最も重要な遺跡は、貴溪県仙岩の「崖の上墓」である。仙岩は武夷山脈の北部、道教の起源として有名な聖地龍虎山の傍にある。仙岩の地面あるいは水面から30-50m上の高さの懸崖の隙間に、多くの天然の岩の洞窟が分布している。「崖の上墓」はこれらの洞窟にある。1979年の調査の結果、220点の文物と37の木棺が確認された。文物と葬式の様子から、これらは春秋時代から戦国時代に代わる時期のものと推定された。C14測定の結果、これらは 2595 ± 75 年前のもので、樹木の年輪の校正により 2650 ± 125 年前のものと判定された。220点の文物の中、木・竹製品は92点ある（竹製品15点、木製品41点、ほかに、竹・木製の紡織機械36点）。これは本省で発見された最古のものであり、保存状態は良好であった。特に、木棺のほとんどは一本の木を刳ったものである。最大のものは長さ3.94m、直径1.22mもあった。木棺の造形は、窓付きの住居に相似し（考古学では「房棺」と言う）、埋葬者が生前は木構造の住居で生活していくことが推測できる。

木棺の用材について、江西共産主義労働大学（現・江西農業大学）林学系の周蕃源教授は、「大部分は楠木（Phoebe zhennan）製で、少数は檫木（Sassafras tzumu）と杉木（Cumminghamia lanceolate）である。

遺物の中の木琴は梧桐科の梧桐 (*Firmiana simplex*) 』と分析した。

「崖の上墓」の発見は、春秋・戦国時代に江西省東北部の武夷山脈には、豊かな常緑広葉樹林、常緑落葉広葉混交林、針・広葉樹林、竹林地帯が存在していたことを示しているが、この時期巨の大樹木の伐採技術と、木棺を刳る鉄製道具や木・竹の加工技術の水準の高さも示している。これにより江西省における森林の大規模破壊の始まりはこの時期だという説が有力となった。江西省及び南方林区森林の変遷の歴史研究にとっては、大変価値があるものに違いない。

この時期の森林は絶対的な権力の象徴であり、「山沢国有」が原則であった。皇帝は土地の唯一の所有者であり、跡継ぎ（嫡男）以外の親族や功労者に「封土」（領土）を与え（ここから皇帝以外の私有は成立する）、その人たちはまた自分の「封土」を下の階級の者に与えた。そして、最後に社会最低階級層の農民は、与えられた「分地」という土地で生産を行い、地租として「貢賦」を納付した。これが封建土地私有制度の起源である。

第4節 江西省森林開発の歴史（二）——封建社会にて

1 秦・隋・漢・三国・西晋・南朝時代

秦代は中国封建社会の本格的始まりである。

秦の始皇帝は中国を統一後、全国の南北を貫く交通幹線「梅嶺通道」を建設した。南昌市（團章）、吉安市（廬陵）、南康県（南野）がこの幹線の政治、経済、文化、軍事、交易の中心になるに連れ、これらの地域の経済開発が加速した。

隋王朝の時、北方の先進の牛耕技術を江南に導入した。かえて鉄製農具の使用は、江西省の農業をさらに発展させた。封建制度の基礎である農業の発展で、手工業の発展が促進され、この時期の江西省では、「豊富な森林資源を土台とした紡績業と造船業の発展が目立った。南昌、吉安、南康などに造船所があり、2万石の大型船まで造られていた」（『隋書・地理志下』）。

漢王朝の時、江西省の森林事情は中国初めての史書『史記』を始めとして、多く文献に記録されている。

また、考古学での発見も多い。

「九江、團章などの南方地区は、森林と竹林が多く、伐採を職業とする住民たちが少なくない」（『史記・貨殖列伝』）（『漢書・地理志』）；

「團章城内には、高さ17丈、周囲45畳の巨大樟の木があり、…」（『團章志』）
(1丈=3.333m)；

「袞県の空山は郡の南面にあり、山には林木と食糧、果実が多く、郡全体はこの山に頼っている」（『後漢書』）・（『郡国志』）。

江西省内の各地散在している「東漢古墓」は、平面が+、凸、亜字型で、幾つもの部屋があり、しかもレンガづくりの柱が付く様式であることから、当時の建築技術は、既に木・レンガ構造の樓院式（大型化）にまで発達していたことが分かり、建築用材の大幅な増加が推測できる。

『史記・貨殖列伝』には、「安曼地方の千本の棗樹、燕・秦地方の千本の栗、漢・包・漢・江相地方の千本の蜜柑、常間以南と河濱の間の地方の千本の楸木、陳夏地方の千本の那樹、齊魯地方の千超の桑樹、麻・亮川地方千超の竹、…これら所有者の収入は誰でも千戸候（千戸ほどの規模の管理権を持っている管理者）に相当する」という記述があり、これは少なくとも以下のよう意味を持つと考えられる。① 全国規模で用材林、経済林の経営が盛んになった。② 造林規模、技術が高まった。③ 森林経営の収益が高い。

経済開発と経済発展に伴い、人口は急増した。『漢書・28卷・地理志』には、「西漢元始2年（西暦2年）、江西省の人口は35.2万人で、東漢では166.9万人になり、4倍も増加した。人口増加のため、農墾活動が盛んになり、各流域の中・下流域で森林伐採が開始され、木材は重要な輸出物資になった」との記述がある。三国時代に至っても、江西省にはまだ森林資源が豊富にあり、参天古樹（大木）が多かった。

江西省で発見された三国時代の墓には、杉、楠で作った木棺が殆どで、一本の木で作られたものが多い。供えものも木・竹造の工芸品が多い。

「吳の時、（安福県の）「更生山」には数十畳の巨大樟木があり、孫隗（吳の王室）は宮殿を作る時、この樟木を斬るよう命令した。斧でなかなか切れないため、伐採作業者は苦しんだ。…」（『大明一統志』）・（『興地

志」)、「器都県の梓牟山には大きな梓木があり、呉王(孫權)はそれを伐採して竜舟(竜の形に飾った舟)にせよと都尉(官職、県知事に相当する)の肖武に命じた。……結局、その梓木が竜舟にした」(『太平縕字記』・『南康記』)。

また、「漢の末期から三国時代にかけて、董寿と言う人が、廬山で隠居していた。すぐれた医者だったので、直った患者は数え切れないほどであり、当地の官民の尊敬を得た。病気を直すのに、お金は一文も取らない。ただ、重病を直したら杏樹を5株、軽い病気を直したら、杏樹1株を患者に植えさせた。数年経ったら、杏樹が十数万株となり、巨大な杏の樹林となった」(『廬山志』)。これはこの時期の人工造林の規模をもの語っている。

両晋・南北朝時代は中国歴史の中で、最も混乱した時期である。常に戦争状態の北方に比べ、この時期の南方は比較的安泰であった。西晋末年、中原地方での大乱で、北方の人々が大量南遷に至った。これによって江西省の人口は大幅に増加し、大量な人材と技術がもたらされた。

南北朝時代には、水稻の栽培面積が拡大され、農作物や果物の生産量がかなりの規模に達し、さらに交通が便利と言うこともある、国都以外の全国の大官倉(食糧などを貯蔵する倉)の半分以上は江西省に集中した。

また、本地域の林産物の生産、経営活動は北魏の有名な農業専門書『齊民要術』に「嶽清噴超、敵谷田一矧、能自染青者、嵐利又倍ム」(噴超の清を栽培すれば、経済効果は一矧の水稻畑に匹敵する。もし自分がインジゴまでできれば、その利益はまだ倍増する)と記述されている。(清は青染めの原料植物で、江西省に多い。1超=0.0667ha、1矧=6.67ha=100超)

加工による林産物の付加価値の増大は、既に認識されていたのである。

南北朝時代には、地主階級の土地・山林所有が確立された。また、森林は安全のシンボルと認識され、社寺、村落、墓地、屋敷など周辺の樹木(風水林という)の伐採は禁止された(国の法律ではなく、主に農村にある宗族などに規定された)。

人口の増加、経済活動の拡大に連れ、本省の森林伐採量は大幅に増加した。しかし、この時期の森林利用は

まだ森林資源・環境の悪化にまで至らなかったようだ。これについて、多くの当時の文献が証拠を提供してくれた。理想的社会を描く世界的有名なあの『桃花源記』(晋・陶淵明著)は、この時期に書かれたもので、江西省の廬山周辺が舞台となっている。

2 唐・宋時代

唐代は中国封建社会の最盛期である。農業の発展につれ、手工業と商業はさらに繁栄した。

唐開元4年(716年)、「梅嶺新道」が造られたために、「梅嶺古道」の険しさが改善され、江西省の交通がさらに便利になり、経済開発の基盤が強められた。

唐代の江西省の森林状態については、当時作られた詩文の中に多く記録されている。そこから、「全国的な木材、竹材の産地で、大変素晴らしい自然と豊富な森林資源を持っていた」という当時の江西省の森林像(状態)が確認できる。この時期までの森林利用は許容範囲内だと考えられる。

(表2-4-1)は唐代の江西省の森林をめぐる詩文の選録である。

唐代以後は、国の経済中心地は南方へ移りつつあった。北宋時期の「靖康の乱」では中原の人口が再び大量南遷した。さらに北宋が南方で「獎励墾植」を実施し、南方の経済が北方を超越するのに拍車をかけた。南宋は都を南方の臨安に置き、江西省の農業、手工業及び造船業などを全国の先進に導いた。本省は封建朝廷の重要な財源基地となった。

宋代は江西省の森林伐採と林地の農地転用が激しい時代であった。その原因は、戦争と火災・虫害など自然災害のほか、次の5つにある。

①人口の急激な増加で、「水田が無くなったら平地へ、平地が無くなったら山へ」という現象が起こった。「泊坎州、…嶺坂上皆彩田、層層遇上至頂、名空田」(坎州に泊まって、…山の斜面には水田ばかり、段々となっていて、頂上まで続き、段々畑と言う)『冑霆錄』。南宋時代の坎州知州(州の長官)張成己は「江西の質のいい畑は山にあることが多い。灌漑の利点を宣伝して欲しい」と報告した。このことから、当時本省で起こった森林開発の規模の大きさが想像できるだろう。

②商品木材の需要量と輸送量(外の省へ)の増加は、

表2-4-1 唐代の江西省の森林めぐる詩文の選録

作品名	著者	描き対象地
夏日山中（他『李太白全集』に20以上の作品）	李白	廬山（鄱陽湖平原）
廬山草堂記・与徽之書・遊大東林寺・白氏長慶集など多数	白居易	廬山（鄱陽湖平原）
湖口望廬山瀑布水	張九齡	廬山
過龍泉精普	孟浩然	廬山
西山祈雨	張九齡	新建県西山
瘦栖岩	張斂	万墮県
潼陽題詩（『太平緒字記』から）	張登	潼陽県
北灘山	劉廓	銅鄉市
震山岩記	測肇	江西東北山区
開壺大余嶺路記	張九齡	江西南部山区

注：著者選録

江西省内での森林伐採を加速させた。

③宋代は江西省における磁器業の最盛期であり、各地に名窯が林立し、產品は国内の需要を賄うほか、海外にも多く輸出された。そのうちの景德鎮磁器は今も世界的ブランドである。磁器を焼くに大量の燃料が必要である。燃料の取得や產品の運輸を考慮して、これらの窯は殆ど山と河川の近くにつくられた。江西省には「一里窯、十里焦」（1里の窯があれば、周辺の10里的林木が焼かれる）という諺があるが、その風景はまさにアメリカ西部開拓の予告編であった。

④宋代の江西省は中国で最も有名な製紙産地であった。製紙の原料は木の皮と竹材であるため、製紙業の発展は森林伐採量の増加につながった。

⑤宋代では、対外貿易の発達と国内での商品の流通の増加により、船に対する需要量も急増した。北宋天祐末年（1021年）には、全国の総造船量2916艘の中で、吉と嘶の2州だけの生産量は1130艘にものぼり、江西省は四大造船基地の一つであった。そのため森林の消耗量は巨大であった。造船業の江西省での振興は次の3つのことが原因であると考えられる。

第1に、樹種が多く、特に上等な造船材である樟が豊富に産出される。

第2に、アブラギリが豊富であり、造船業には欠かせない塗料が多く手に入る。

第3に、袴江など格好な造船用地がある。沿岸の洪、吉、嘶三州に巨大な造船所がある。

しかし、農業の大規模開発と手工業、造船業の進歩

に連れ、森林が破壊され、ついに利用の許容範囲を超えてしまい、洪水が頻繁に起こるようになった。この時期に利水工事が全省各地で展開されたことは、それの裏付けである。

農具の改良、食品加工技術の進歩、耕作技術の進歩、商品作物の生産の増加、家畜養殖業の振興などは、この時期の江西省の農業の特徴であるのに対し、手工業の陶磁器業、彩絵、造船業、紡績、製糖業、製紙業などにおいても、数多くの名品を作り出された。

堅実な産業のもとで、江西省の商工業は目覚ましい発展を遂げた。南昌は政治の中心地でありながら、手工業と商業の中心でもあり、外国の商人が多く訪れる（『太平廣記』374巻）ほどの繁栄であった。南昌、吉安を代表とする港での貨物の輸送量は膨大であった。「輸出物資の中で、木材の量は多かった」（『南昌市林業志』1987年）。

また、当時江西省は文化面でも大変発達し、本省の森林環境を描く詩文が多い。（表2-4-3）はそれらのほんの一部である。これは同省の重要な森林文化財であ

表2-4-2 宋朝の江西省の森林環境を描く名人名作選

作品名	著者	描き対象地
太平緒字記		新建:西山（鶴嶺・葛仙壇）
山原山中曉行	裴萬頃	新建:山原山（西山の別名）
太平緒字記		豐城:蓼山
清江道中桔園甚蓋	裴成大	清江:
武通涌翠亭記	白玉鶴	武通:涌翠亭
太平緒字記		銅鄉:羅霄山脉
羅霄洞	枳德最	銅鄉:羅霄山脉
化成岩記	肥閔	宜春:化成岩
太平緒字記		分宜:洪陽洞
大明一統志		臨川:瘦谷山
瘦谷詩序	王安石	臨川:瘦谷山
北塔山	孫禪	括仁:北塔山
登曹山	孫禪	宜黃:曹山
太平緒字記		南豐:軍山(斑竹)
題巍石山詩	岳飛	杣陽:巍石山
遊独山	桃碑軋	杣陽:独山
遊石城山	桃碑軋	樂平:石城山
題應天山詩	陸象	貴溪:應天山
太平緒字記		貴溪:溪水
積翠岩	馬子岩	鉛山:積翠岩
曉發苦湖	洪炎	鉛山:苦湖
太平緒字記		安福:斑竹山、大泉
大明一統志	周敦卉	于都:羅田岩
太平緒字記		崇義:黃唐山・伏龍山・上洛山
舟次浮石	蘇東坡	南康:浮石
遊麻姑山	曾極	南城:麻姑山

注：著者選録

る。

3 元・明時代

元代の農業、手工業は宋代より、ある程度発展を見せた。特に外国貿易が発達し、都市部の商業が繁栄した。しかし、統治者による残酷な政治的迫害と略奪が原因で、経済の更なる発展が阻害された。更に、元代末に、朱元璋と陳友諒の天下取りの戦いなど、20年間続けられた戦争は、農業衰退、経済崩壊という災厄を起こした。

元代の江西省の森林に関する文献は非常に少ない。清朝時代の光緒年間に編集した『江西通志』は、当時の詩人たちが江西各地の山林で遊覧した時の感想の詩文を集めたものである。江西省吉水県出身の劉銑は、自らの体験に基づいて書いた「九日登鹿角山併序」では、「余旧家吉水、南嶺有山時疊如鹿両角、…山下有喬木数千章、連抱參空、陰雲蔽雛、鷺鷥号集、乱然深山太古意也。縹國朝始通是郷、為官庭創馬驛、所謂喬木斬り伐殆尽、奚為柵土、又近年来或舗以長塗、限以蒔溝、遇所謂柵土、又將為果園蔬圃ム、犁夫、是郷特寬閑僻眺之浜、為谷為陵者如是不一、則通大曼之改化、又何怪也」(私の旧家は吉水県にあり、南の方には鹿角山という広大な原始林が存在していて、…山のふもとには数千本の巨大な喬木があり、朱鷺などの鳥類が多くいた。しかし、政府は宿駅をつくるという口実で、これらの喬木を全部伐り払って、森林を荒廃させた。…)と述べた。この記述から、当時の統治者の森林乱伐の様相が想像できる。

明代では、元代末に既に退化した経済に対して、一連の復興措置が取り組まれた。そのかいもあって、農業生産が回復、発展し、手工業も空前の規模に達し、経済はますます繁栄するに至った。

明代での江西省の森林資源に対する開発利用は、宋代とよく似ている。その特徴は以下のように纏められた。

①製陶磁業、製紙業が宋代より規模が更に拡大した。
 ②商品材としての木材・竹材の伐採、運輸、販売の増大及び人口増加は、用材・薪炭材に対する需要のさらなる増大を招いた。
 ③造船業は最後の黄金時代に向かった。永楽3年—永楽11年（西暦1405-1413年）の8年間、江西、浙江、

湖廣では300艘の船が造られた。永楽4年（1416年）には、朝廷により「江西、浙江、湖廣などの地区に88艘の海運船を製造することを命じた」（『太宗実録』）という記録があった。

④封建帝王（歴代皇帝）による御殿の建設が森林破壊を加速させた。明代の皇帝たちは南京、北京の宮殿を建設する際、常に江西から大量の優質の木材を調達した。「私は九江郡に来て、既に数ヶ月がたった。白鹿洞窟書院に行きたくて、まわりの人たちは次のように言ってくれた：昔、そこへの道は植物が多くて、なかなか行きにくかった。近頃は、大きな木材を伐採するため、その道の利用者が増えて、道は行きやすくなつた。…岡山と言うところは、600-700年生の大きな杉があつたが、現在では既に御殿のものになってしまった」（王粒『遊白鹿洞記』）。「永楽4年、大臣たちと纂国公丘福は皇帝が北京に来る時に宮殿を建設することを決めた。そして、四川、湖廣、江西、浙江、山西などの各地に、高級官僚を派遣し、当地の住民と軍隊の木材伐採活動（宮殿のため）を監督するように命じた」（『太宗実録』）。

このように、時の統治者が、江西省に大型海運船の製造の重い任務を課しながら、宮殿建設のために、同省から大量の木材を調達させたことは：①江西省の森林資源が豊富であり、②同省の木材の材質が良い、③森林乱伐が嚴重であるなどを意味する。

⑤多角経営が盛んになってきたことにより、林地の減少（他目的への転用）が目立つ。

手工業において原材料の提供、生産、販売という分業経営・流通システムが出始め、『坎州府志』5巻・「武事」には明代の中期、坎州府所属の山林に「賃山種麻、蔓延至數十余万」（山を借りて、麻を栽培し、その面積は広大である。）という記述がある。紡績業者は収穫した麻を買い付け、布を生産する。貿易商人はその布を買い付け、当地の市場或いは外地へと売りに出た。

⑥甘薯栽培の定着は、本省の森林の破壊に拍車をかけた。明の万曆初年、福建省はフィリピンから甘薯を導入した。それから間もなく、その技術は江西省に伝えられた。水田と丘陵、山の畑は水源など自然条件に制限されるのに対し、甘薯はどこでも栽培できる利点を持っている。そのため、甘薯は江西省の農民特に山

間地の農民達に受け入れられ、主要な食糧として、本省に定着した。甘薯の導入と普及は、省内の荒山、荒地の効率的利用； 水資源が豊富の本省は、既に森林破壊によって灌漑システムが機能しにくくなっていること； 減林栽培（森林を焼き払って甘薯を栽培する）の規模の拡大により森林を拍車することなどを意味する。

4 清代（阿片戦争まで）の林業と「龍泉鷹価」

清朝は中国歴史上で最後の封建王朝である。阿片戦争まで、特に中期の康熙帝、乾隆帝時代は、社会が安定し、経済も著しく発展した。

この時期の江西省林業は伐採を中心とする産業であった。江西省は銘木が多く、水運条件がよく、経済が発展しているため、森林が大量に伐採、販売された。社会経済の中で、森林伐採、木材・竹材生産は独立的な産業として、巨大な経済力を持っていた。杉材の主要産地の一つである龍泉県（現・遂川県）で発明された「龍泉鷹価」という木材の計量方法は、「中国の林業発展へ最も偉大なる貢献」（蔣祖輝ら編『中国木材流通論』中国林業出版社 1994年）と評価され、当時の本省の木材経営が最盛期にあったことの証明でもある。この方法は、新中国成立（1949年）するまで、全国の各地に、木材の計量標準として広範に使われていた。

「龍泉鷹価」は木材の量（材積）の測定方法で、その単位はm³ではなく、木材の質（主に木材の大きさ）でその木材の「鷹」を決め、それから「鷹」で木材の価格を決める。計量の方法は、原木の根部の一端の極端から、上に約1.7mのところ（「眉高」と称す）の周囲の寸法を計り、その時に得た数字を「鷹」と呼んだ。「鷹」の単位は「両」である。杉材の場合は平均1m³で約0.7両に相当するが、大径の優質材なら、1両は僅かの0.3m³となり、小径で質的に劣る場合は、それ以下の数値で（数m³）で1両に相当する場合もある。

この方法の利点は、①根の一方の極端から、上の眉高まで計るために、伐採者がより根系部に近づき、根系部に近づけば近づくほど、「眉高」ところの周囲の量（周囲長）が増える。これにより、伐採者、販売者、植える者の三者が共に有利となる；②大口径材を高価に、小材を低価格にするために大口径材の保育と用材

の節約が促進され、森林保育と利用率のアップに利する；などが挙げられる。

1940年代末、普通（並み）の年で、南昌市、樟樹鎮あたりの杉材の販売価格は、1両で約35大洋（中華民国の通貨単位）であった。当時の1大洋は50kgの米が買える価格である。現在、南昌市の米の価格は1kgで約1.26元（1999年、現在）であるため、換算すると（表2-4-3）の推定価格となる。

表2-4-3 「龍泉鷹価」と現代の木材材積との比較

規格	原木1本の材積 (m ³)	現在の価格推定(元/m ³)
小分鷹	0.102	1038
大分鷹	0.147	1179
小錢鷹	0.214	1476
中錢鷹	0.334	1938
大錢鷹	0.541	2046
7/8/9錢鷹	0.789	2403
单両鷹	1.151	2844

出所：劉之傑「南方集団林区の歴史経験を検討し、我が国の林業を発展させよう」『林業経済』1985.4 10頁 中國林業科学研究所

注：「現在の価格推定」部分は筆者加筆により、計算方法は下の文を参照。

同表によれば、約10本で1m³の杉材の販売価格（1m³）はすでに1000元を超して、約5本で1m³のものなら、その価格は1500元/m³に近くなる。1本で1m³なら、300元近くの値段になる。聞き取り調査によると、当時の南京では、良質の大径材杉なら50gの黄金と換えられるケースもあった。

現在では、大口径の木材を高値にする「龍泉鷹価」を「一種の森林生態保護理論」（劉之傑「南方集団林区の歴史経験を検討し、我が国の林業を発展させよう」『林業経済』1985年.4 10頁）として評価する研究者が多いが、当時のこのような木材価格決定法が残存していた大径材の伐採に拍車をかけたことは疑う余地がない。

このような大規模な森林の無秩序伐採は生態環境に大きな影響を及ぼした。

かつて大面積の樟木の原生林が存在していた袴江流域の両岸は、造船と樟脑、樟油の生産のため、「清代末期までに、残ったのは、村周辺の風景林、保護林及び風水林のみであり、各地とも荒山が目立つ」（『袴政十年』1943年）状態となった。さらに、このような記録

も残っている。

「龍泉県は荒山が多い。康熙年間、廣東、福建などの人々は龍泉県に利用可能な山があることを知り、出稼ぎにやって来た。地主から山を借り、杉の人工造林と林木の成熟後の利益分配を約束した」(『龍泉県志』)。これは:①本省の森林破壊が極度に進み、資源の不足が出始めた ②本省の経済は他の省から出稼ぎの人々がやってくるほど発達し、材木の生産でも有名であった ③杉の人工造林技術が普及し、その規模が大きかった ④地域を超えた合作造林が存在したことと意味している。

明、清両代の統計によると、本省の主要な食糧、商品作物の種類は非常に豊富であった(表2-4-3参照)。多くの地区は水稻—水稻—冬作物(油菜、大小麦など)で一年3植2熟(3熟)と言う耕作制度を行い、土地資源の利用率や土地の生産性が大幅に上がった。徴収した米の量からみれば、江西省は1393年と1502年と1578年で全国総量の10.45%、11.41%と11.47%を占めており、農業の発達が窺える。

このように農業においては山間地開発と多角經營が展開され、それにより手工業と商業は大きく進歩した。その結果、当時全国トップクラスの商業都市と言われるところが次々と出始めたのである。

表2-4-3 明・清時期江西省撫江流域の主要農作物の種類数

項目	種類数	主要品種
食料類	600以上	水稻、薯
油料品	10以上	油椿、落花生
綿麻糸品	20以上	棉、ひま
野菜	140以上	胡麻、白菜、ピッタ
果物類	130以上	蜜柑、スイカ

出所:『撫江流域自然資源開発利用総合考察研究』5頁 中国科学院南方三区綜合科学考察隊第二分隊・江西省人民政府山江湖開発治理領道小組 1987年

このように、本省は豊富な天然資源と優位な交通条件のもとで、生態環境の破壊を代償に、阿片戦争まで、江西省は中国の最も発展した地区の一つであった。

第5節 江西省森林開発の歴史(三)一清末・民国時期 江西省の森林事情

清代末の阿片戦争による欧米列強の進出により、中国は半封建、半植民地国家となり、江西省は全国の他の地区とともに、経済の衰退が見え始めた。

列強との天津条約(1858年)などの不平等条約の締結により、中国の対外貿易港は広州一箇所から、上海、福州、廈門、寧波など数ヶ所に拡大された。聖漢線(広州—武漢)鉄道が開通するに伴い、中国全土の貨物の輸送体系が大きく変わり、撫江と「梅嶺古道」の交通機能は弱体化する一方であった。水運については、森林過伐で撫江の水量が年々減少したこともある、撫江水系はついに中国の南北交通の大動脈としての2000年余りの歴史に終止符を打ち、江西省の経済に大きな影響を与えた。

更に、本省は中国共産党の初期革命運動の主要舞台となった。1927年8月1日、周恩来らに指導された革命軍が南昌で蜂起し、「紅軍」が成立した。同年10月、毛沢東は井岡山に立てこもり革命根拠地を築いた。1931年、毛沢東らは瑞金を首都とする「中華ソビエト共和国」を成立させたが、1934年には国民党軍による執拗な包囲攻撃のために江西ソビエトを放棄した。その後、本省は中日戦争と人民解放戦争(国民党との内戦)の舞台とも成り、1949年人民解放戦争の終結までには、経済活動が停滞(後退)した。森林率は10%前後に落ち込み、森林環境は崩壊する寸前に至った。革命根拠地の中心であった興国、瑞金諸県は、元々は撫江の上流域の森林地帯であったが、熾烈な戦争の洗礼で、のちに「江南砂漠」(第六章を参照)と呼ばれるまでになった。

この時期の本省の社会経済状況は、以下の通りである。

製陶業と造船業が衰退する中で、鉱山の生産量も下がる一方であった。中国有数の大炭鉱である銅郷炭鉱は、1916年の石炭生産量は96万トンであったが、1938年には31万トンに減少し、1949年には僅か25.2万トンにまで生産量が減少した。

本省の主要産業であった紡績、製糖業は大量の安い輸入品の打撃をうけ、ほぼ壊滅状態となった。1930年代、撫南地区の砂糖の年生産量は5.5万トンであったが、

1940年代には、年8-9トンにまで落ち込んだ。

製紙、たばこの製造などの数多くの加工業は手工業の段階であった。

1915-1918年間、江西省の紙の生産高は800万元以上で、全国総生産量の20%を占め、中国一の生産量であった。しかし、1949年、万載県の紙の総生産量はわずか0.45万担（1担=50kg）で、同県が所属する高村郷の1926年の生産量の10%に過ぎなかった。

「以前、全省総数210万haの耕地には、すべて灌漑設備を配置されてあるが、工事の放棄などが原因で、1949年までに灌漑できない耕地が全体の25%にのぼった」（『袴政十年』1943年）。

食糧の年生産量は1937年は1933年より、25%も減少した。茶畠の面積と年生産量も、1938年は1918年よりそれぞれ5%と6%ほど減少した。『卷春県志』（1936年）によれば、清代の末、卷春県から長沙（湖南省省都）に出荷された椿油は年2万担以上であった。しかし、1949年の同県の椿油の総生産量は2.5万担しかなかった。

森林過伐などが原因で、水土流失は清朝時代より深刻化した。1937年、本省の洪水による被害面積は29.6万haで、1939年には荒地化した土地の面積は46.3万haに達した。

「1940年代は森林の過伐と鉱山の乱立で、大量の土壤が河川に流され、河が暗礁林立、多くの河川は全く通航ができなくなった」（『袴政十年』1943年）。袴江流域の1942年の伐採量は33735m³で、当流域の蓄積量の43.8%、年生長量の3.5倍にもなる。これによって生態環境のバランスが大きく破壊された。新中国成立まで江西省の森林資源調査が行われたことは一度も無かった。「森林率について、国の実業部の推算では14%であるが、本省の推計では12%しかない」（『江西年鑑』1936年版）。

「政治の腐敗、経済の衰退、教育の遅れ、疫病の流行、人民生活の貧困」がこの時期の江西省の社会の総括である（『袴江流域自然資源開発利用総合考察研究』1987年）。

2 清朝末期の森林所有・経営

清朝末期の森林所有：清朝末期、森林は官有林と私有林に区分され、王宮と各級官府（役所）が所有する

森林が官有林とされた。その中身は①持ち主がいない大面積な天然林 ②主室林 ③陵墓林 ④河川保護林 ⑤軍用林 ⑥王宮と各級官府（役所）が管理、支配している他の森林 などとしたが、江西省に置いては④、⑥以外の官有林はほとんど存在しなかった。

私有林は①地主所有林 ②商人所有または商人・地主「合作」の林業会社有山林③官僚、役人所有林 ④寺院所有林 ⑤農民所有林 ⑥氏族または村の共同所有林 などに規定されたが、江西省の地主所有林面積は圧倒的に大きく、本省の森林の主要存在であった。

森林経営：地主所有林の生産・経営方式は多彩である。

①農民、会社（鉱山など木材を大量消費する会社）、木材商人などは地主から山地を借り、造林後、山皮（林木）は農民らに属するものとした。農民らは地主に「山租」を納めるか、あるいは山林からの利益を配分した。この経営形態は「一山二主」（一つの山林に、山地所有者と林木所有者の両者が共存している）といわれている。

②山林を3-4年間の契約で農民に貸し出し、造林または扶育された林木は地主に帰し、林間で生産された雑穀は農民に与えられる。

③地主は農民を雇って造林を行い、生産物はすべて地主の所有となり、農民は労働報酬（現金または現物）を貰う。

④山林を農民に長期に貸し出し、森林造成の全般を農民に任せる。成熟した林木は事前協議によって配分するが、造成期間に作られた雑穀（間作）は全て農民に属する。

⑤販売について、地主は直接山林（土地を除く）を木材商人に売り出すか、労働力を雇って伐採を行い、得た木材を木材商人に売り込む。本省は水運条件が優れているため、自ら木材を南昌、吉安、更に南京まで運んで販売する地主もいた。

3 中華民国時代の「森林法」及び「植樹節」

中華民国時代の「森林法」：1911年の辛亥革命によって、中国で2000年以上も続いた封建社会はついに終わりを告げた。1912年（中華民国元年）、孫文によって中華民国が成立した。

封建專制王朝の崩壊によって、商工業発展の条件が

表2-5-1 1914年の「森林法」による森林所有区分（1914年）

内 容	
国有林	①所有者のいない大面積の天然林と河川の上流の保護林 ②法によって国に属する森林 ③中央政府の直轄林業機構が経営する森林 ④毎年の植樹節（植樹の日）に民衆が造営した森林 ⑤各地の名勝、遺跡など地域の森林及び軍隊が造営した森林
公有林	公有林の所有権は地方政府に属する。 ①省、県の林業機構が経営、營造した森林 ②省、県の毎年の植樹節（植樹の日）に民衆が營造する森林 ③鉄道・交通（道路）・石炭諸部門と医院、学校などが自ら營造した教育林など
私有林	①地主が所有する森林 ②商人、会社が経営する森林と官僚、役員が所有する森林 ③寺院が所有する森林 ④農民が個人的に経営と造林した森林 ⑤「一山二主」の森林 ⑥部落、氏族、村などが経営する森林

出所：『中国の近代林業史』 熊大桐編 中国林業出版社
1989年

生まれた。「商人通例細則」、「公司条例施行細則」、「商令法」などの法整備は民族資本の発展をある程度保障するものであった。江西省ではこの時から紡績工場、煙草生産工場、機械製造工場、印刷工場などが次々と設立され、特に、本省で優勢であった諸鉱業の開発の躍進で、本省の森林には大きな圧力がかかった。

1914年、「森林法」が公布され、森林は国有林と公有林と私有林に分けられた（表2-5-1参照）。

「植樹節」の展開：1916年、中央政府は毎年の「清明節」（旧暦の4月5日、墓参りの日）を「植樹節」と決め、義務植林運動を遂行した。「当年、江西省の教育界では6つの中学（高校を含む）が植樹団体を発足し、南昌市郊外の鰐橋で老葛山を買い、数千人の学生を動員して、本省初めての公有の教育林を造営した。他の機関、団体の公務員も近郊の山で義務造林を行い、初めての「植樹節」に参加した」（『南昌林業志』1991年）。

1928年冬、孫文の死去により、中央政府は「植樹節」を「清明節」から毎年3月12日に改正した。翌年3月、各界の数万人の人々が省都南昌市郊外の亭手山に集る

なか、省政府主催の第1回孫文死去記念植樹式典が開かれ、本省初めての「孫文記念林」が營造された（アカマツ、樟木など計12.5万株を植えられた）。

以後、「植樹節」の義務植林活動は1937年まで毎年行われていた。各県が代表者を派遣して省都の活動に参加したことあった。各県の独自な活動については、記録した文献が見つからなかったが、これらの活動はあったとしても小規模なものと考えられる。

1937年3月12日に開かれた省政府主催の第八回孫文死去記念植樹式典で、省政府主席の熊式輝はこれまでの「植樹節」活動（表2-5-2を参照）を以下のように評価した。「政府は長い間義務植樹を遂行してきたが、荒山、荒地は至るところに存在している。その原因として、1つは林木の保育が行き届かなかった。栽培した苗木の6、7割が枯死した。2つ目は、造林事業は民間（農民ら）への推進が足りなかった。政府の公務員、学生だけでは無理だ」（『南昌林業志』1991年）。

表2-5-2 1929-1934年江西省省都各界「植樹節」義務植樹の推移

	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	合計
樹木(万株)	12.50	8.52	20.75	12.47	20.20	16.46	90.90

出所：『南昌林業誌』114頁 南昌市林業局 1991年

注：原表には、1935年、1936、1937年の数字が示されていない。1937年8月、旧日本軍は江西省に侵入、南昌を占領した。それ以降、本省の「植樹節」活動についての公式記録はない。

1943年春、中日戦争の熾烈化によって、中央政府は江西省内の「植樹節」活動をすべて無期限停止とした。

1949年3月12日の『江西日報』は「今日、またも植樹節」（著者署名：右山）という短評で、毎年行われている「植樹節」活動を「只見人表演、不見樹成林」（造林を演じている人が見えるが、森林になっているところが見当たらない）の十文字で概括し、形式を重視する効果のないこの活動（大量の樹木が植えられたが、生存しているものが少ない）を強く批判した。

「森林法」の改正：1926年、1914年制定の「森林法」が改正された。森林所有は旧法と同じ国有林、公有林、私有林の三つに分けられたが、私有林については「共同で森林の保護、造林、施業など実行するために、地域ごとに林業合作社を組織すべき」と規定した。さらに造林を推進するために、「国民は無償で国有の荒山、

荒地を、最大25平方里（1平方里=0.25平方キロ）まで借りて、造林することができる」という規定をもりこんだ。

4 中華民国時代の森林・林業の取り組み

1920年代末から、北京、南京郊外で、8箇所の国営林場が設立されたのを始まりに、南方林区の各地で国営林場が成立し、「模範林場」として造林事業の展開に弾みを付けようとした。1949年まで、江西省は廬山林場など7つの国営林業が存在していた。

1930年代から、私有の荒山の所有者と国有林場の合作林場が出現した。山林所有者は林地を、国営林場は造林経費を出しあって、造林を行った。収益の配分は5:5の比例で行うことが一般的であった。

1937年2月、江西省政府は当年を「建設年」と規定し、建設の重点を水利施設の建設と造林事業とした。しかし、この計画は同年8月の旧日本軍による占領で実現できなかった。

1943年、農林部は「強制造林の方法」を公布し、郷（鎮）林場は少なくとも3つの苗圃を持ち、年間2万本の苗木を生産しなければならない、私有林については、地主は造林適地で、規定される期限内に造林を終わらせなければならないと規定した（表2-5-3を参照）。

規定に違反した場合、地主への土地税は重くなる。また、地主が造林する能力がない場合、政府か地方公共団体が造林を代行し、その収益の20%が地主に与えられることになった。

上述したように、中華民国政府は林業において、様々な施策を実行した。これらの内容に対する評価はともかくとして、内・外戦争のために、これらの計画が計画通りに実施できなかったことは残念である。

表2-5-3 「強制造林の方法」（1943年）により私有林の造成期限

面積	造成制限
200超未満	2年
200から500超未満	3年
500から2000超未満	4年
2000超以上	毎年で500超以上を造成しなければならない

出所：熊大桐 「中国近代林業史」 中国林業出版社 1989年
注：1ha=15超

第6節 章のまとめ

江西省森林・林業の特徴：中華人民共和国成立までは、江西省の森林資源状況は一度も調査されたことがなかった。林業関連の史料が非常に少なく、本省の年ごとの資源増減状況は、はっきり分からなかつたが、豊かな森林から貧弱な森林への変化は多くの史実に反映されている。新中国成立までの森林生態の状況は林木の成長にとって好ましい地理的・気象的条件を備えている江西省に相応しくない状況であるといえる。そこで、中華人民共和国建国時点までに弱体化していた江西省の森林・林業の特徴は以下のように要約できる。

①本省は自然条件に恵まれ、林木生長に好ましい土地であり、元々は豊かな森林地帯であった。森林・林業の発展には最適な「土壤」であるといえる。

②人口の増加、経済開発の拡大で、森林環境への圧力が強まる一方、これによる森林環境の破壊で、自然災害に対する抵抗力が弱まり、経済発展に大きなダメージが与えられた。大昔から、経済開発と森林環境保全との調和（矛盾）は、本省の課題であった。

③林政管理組織並びに法律がほとんど存在していなかった。国民党時代は農林部が設立され、森林を振興するための取り組みがなされていたが、政局の混乱でほとんど実施できなかった。このような「林政不在」は本省の森林破壊の最も大きな原因の一つである。

④本省は中国の交通の大動脈に位置し、開発の歴史は非常に長い。林業においては、住民には木材・林產品の生産、経営に必要な豊富な経験、技術（閉鎖的、伝統的だが）などが蓄積され、比較的完全である木材（林產品）の生産、伐採（収穫）、運輸、貿易（販売）体系が形成、維持してきた。林業の生産活動は自然経済の色が濃く、労働手段はほとんど原始的であるが、商品としての山林造成、林間の間作など現代的林業の経営方式は定着していた。市場経済へ寄与する傾向（市場需要への対応など）も見られる。

⑤省内での私有林の割合は絶対的に優位であり、ほとんどの山林は地主か、官僚、宗族に所有されていた。圧倒的人数をしめる農民階級は、地主らの土地で造林、

保育、作物間作することにより、生計を維持してきた。階級差別で、生産利益の配分は不合理なところが多いが、合作造林の最初の形態として、生産手段と労働力の分離をある程度融合させたといえる。

⑥外国の侵略、内戦の連続などは直接、または間接的に、本省の森林・林業に計り知れない破壊をもたらした。

経験と教訓：これらの江西省林業の歴史から得られた経験と教訓は以下のように要約できる。

①国の安定と林政の推進は森林保全、林業発展の最重要条件である。

②豊富な森林資源は経済開発の強い味方であるが、森林の過剰利用は、最終的に経済開発の最大のネックとなる。社会からの需要、生態の保全を同時に満足する森林・林業のあり方の探索が重要である。

③林業において、住民（特に、農民）の参加は林業発展の絶対的条件である。農民（原住民）の意識、利益を考えずに、統治者が勝手に森林資源を自分の財産と見なし、掠奪することは森林の崩壊につながる。

④造林は形式より、「質」の保証（生存率の向上）の方がずっと重要である。

⑤大径材が無くなった段階で、「龍泉鷹価」の「森林生態保護」思想通した木材価格政策を実行すべき。

⑥封建社会の最盛期であった唐代の飛躍的な経済発展を、無事に越えられたことにより、同省の森林は利用可能な範囲が非常に大きいと言える。許容範囲を超えないことこそ、同省の持続可能な林業経営の基本である。

これらの本省林業の特徴、経験と教訓は、中華人民共和国成立後の新中国時代に、本省林業開発の新しい展開にいかなる影響をもたらしたか、共産党政権は森林・林業についてどういう経営思想、方針をとったかを次章で明らかにする。

第2章の参考文献：

- 中国科学院南方山区総合考察隊 「撫江流域の自然資源の開発利用に関する総合考察」 「南方山区科学考察特集」 江西省人民政府山江湖開發治理弁公室 1987年

- 楊方西「江西森林の経済的意義及び発展方向」『江西森林』 785頁 江西科学技術出版社与中国林業出版社 1987年
- 楊方西「潜在力を掘り出し、資源・資金の危機から抜けだす」『江西林業』 1989.4 8頁 江西林業雑誌社 1989年
- 天児慧ら編『岩波現代中国事典』 天児慧ら編 岩波書店 1999年
- 中国研究所編『中国年鑑』 1999年版 創土社 1999年
- 張広智ら編『南方集団林区経済論』 中国林業出版社 1992年
- 熊大桐編『中国の近代林業史』 中国林業出版社 1989年
- 中嶋嶺雄編『中国近代史（新版）』 有斐閣選書 1996年
- 江西省博物館「江西万年大源仙人洞洞窟遺跡試掘」『考古学報』 1963.1
- 江西農学院植物研究室「修水県山背地区遺跡植物鑑定書」『考古』 1962.7
- 『南昌市林業志』 南昌市林業局 1987年
- 『袴政十年』 江西省政府 1943年
- 右山「今日、またも植樹節」『江西日報』 1949年3月12日版 1949年
- 笠原十九司『日中全面戦争と海軍』 青木書店 1997年
- 『江西年鑑』 1936年版 江西省政府 1936年
- 蔣祖輝ら編『中国木材流通論』 中国林業出版社 1994年
- 劉之傑「南方集団林区の歴史経験を検討し、我が国の林業を発展させよう」『林業経済』 1985.4 10頁 1985年
- 劉銑「九日登鹿角山併序」『江西通志』 清代・光緒年間
- 『卷春県志』 1936年
- 『太平廣記』 374巻 宋代
- 『隋書・地理志下』 隋代
- 『宋会要輯稿』『食貨7-46』 宋代
- 『韓非子』・『五鷁』 戰国時代
- 『白虎通』・『越絕書』
- 司馬遷『史記』・『貨殖列伝』 漢代

- 26 陶淵明 「桃花源記」 晋代
- 27 「漢書・28巻・地理志」 漢代
- 28 「齊民要術」 戰国時代
- 29 「坎州府志」 5巻・武事 宋代
- 30 「龍泉県志」 清代
- 31 香港「大公報」特巻 1994年
- 32 「江西省地方志農産資料匯編」 江西省政府 1963年
- 33 「江西省情匪要」 江西省政府 1985年
- 34 裴文製「中国通史簡編」 商務印書館 1949年
- 35 南京大学歴史系「中国古代史」 中国教育出版社 1977年
- 36 「江西通志」・「府・県地方志」 明代・清代版
- 37 江西省博物館 「江西清江吳城商代遺址発掘簡報」「文物」 1975.7
- 38 江西省博物館ら 「江西省貴溪崖墓発掘簡報」「文物」 1980.11
- 39 江西省農林墾殖局「造林手冊」 農業出版社 1975年
- 40 北京林学院 「樹木学」 中国林業出版社 1980年

社会主義開発戦略の下に、公有制を基礎とし、経済管理機関が主要な経済部門の生産や管理、資源配分を行政的に行い、農村では人民公社体制の下に、集団的経営、集団的労働を行うものであった。こうした体制は国内的には経済政策のミスもあって、行き詰まりを見せ、同時期に(1953-78年)国際的には、世界的な技術水準との格差の拡大、新興工業国経済の発展が顕著となつた。こうして、経済体制の改革・開放政策が始まった。改革・開放は1978年末の中共11期3中全会を契機に、実際は79年からはじまっているので、既に20年目に入った。

改革・開放から、中国の経済体制は計画経済から次第の市場経済化が進んでいる。経済改革の目標とするモデル像も幾つかの変遷があった。改革初期の「計画と市場を相結合させるモデル」、82年段階では「計画経済を主として、市場調節を補充とする原則」、84年段階は「計画的商品経済」、87年では「社会主義初級段階論」と「社会主義商品経済体制」と展開し、88-91年の調整期を経て、92年には桔小平の究極のモデル「社会主義市場経済体制」に行き着いた。93年に「社会主義市場経済体制」が憲法に書き込まれ、計画経済との訣別を宣言するに至った。さらに、1997年9月の第15回党大会が開かれ、ポスト桔の新江沢民体制が形成された。そこで、「中国特有の社会主義建設の科学的理論体系」として、桔小平の「社会主義市場経済体制」理論が定式化され、今後この理論に従って、21世紀の中国を建設していくことが宣言された。

この社会主義市場経済の概念は政治的には「共産党的指導」、経済的には「公的所有制」が確保される条件の下に市場メカニズムによって社会的資源配分を行う体制であると言う。つまり、市場による資源配分は資本主義システムそのものを意味し、それによる国家管理を伴う体制であると言えよう。

2 江西省の森林・林業展開過程の時期区分

新中国時代、江西省の森林・林業は国民経済の重要な組成の一部門として、経済体制と政策の変貌に伴って、非常に複雑な道を歩んできた。建国後江西省森林・林業の展開過程（プロセス）に対する時期区分は、区分主体の違いによって幾つかの方法がある。1つは（表3-1-1）で示したように、単純に本省の林業建設（主に営

第3章 江西省の森林・林業の展開過程

第1節 時期区分

1 計画から市場へ—中国国民経済体制の変貌

中国の経済体制は1949年の新中国成立後、3年間の国民経済復興期を経て、1953年から1970年代末まで、社会主義計画経済体制を取ってきた。この体制は一国

林建設)が発展していたか、後退(破壊)していたかにより7段階に要約されるものである。

①1949-57年---展開期：全面保護・重点造林の政策で森林増加

②1958-60年---破壊期：大躍進による森林乱伐、森林火災多発

③1961-65年---発展期：森林保護・林業施設建設・林業科学技術などの重視

④1966-79年---巨大破壊期：文化大革命による森林破壊加速

⑤1980-88年---転換期：「林業三定」、「木材市場開放」など政策の実施は、ある程度で農民の林業生産の積極性を引き出ましたが、乱伐、減林造林(現存の森林を切り払い、代わりにもっと早い内に経済利益を得られる林木を植える)などを誘発させた

⑥1989-94年---復興期：生態林業工程(江西省範囲の環境の回復・保全、森林被覆率の向上、森林資源の永続的利用を目標とし、荒山造林を中心とする運動)、長江中上流域保護林工程(長江流域の国土や環境の保全を目標とする国家造林プロジェクト)、世界銀行の植林融資による「速成農産林」(多収穫林)基地の建設などをきっかけに、すべての荒山が造林され、森林被覆率が50.8%に到達

⑦1995年---新たな展開期：「山でもう一つの江西を作ろう」(2005年までに、江西省林業生産の年間生産高を当年の農業生産高に匹敵させる、「高効率林業建設」工程とも言われる)戦略実施開始

上述した時期区分の方法のほか、土地改革期(自由経済期、1949-52年)、合作化期(1953-57年)、人民公社期(1958-78年、ここまでは「計画経済期」・人民公社制度の正式廃止は1982年である)、改革開放期(1979-92年、計画指導下の市場経済期或いは「双軌期」)、市場経済期(1993年-)と、5時期に区分することができる。

本章の次節では本省の森林・林業に決定的な影響を与えた社会主义計画経済の確立過程を論述する。第3節からは上述した5期間を軸にし、国家及び江西省政府の諸政策が本省の森林・林業に及ぼした影響に対する解析を中心に置き、新中国時代江西省森林・林業の展開過程の全容を明らかにする。

第2節 社会主義計画経済の確立と木材統一買い付け

1 社会主義計画経済制度の骨子

社会主義経済制度を樹立するに当たって、中国共产党と政府は社会主義とは異質な経済活動に対して根本的な改造を加えた。国有化運動と所有権の強制的な改変がそれである(第三節を参照)。こうした一連の制度改革を終わってから、計画経済制度の導入が始まった。

改革開放政策が始まるまでの中国の計画経済制度は、基本的に旧ソ連の制度を下敷きにしたものであり、いわば制度の移植、つまりコピーであった。解放戦争(国共内戦)期や新中国の建国当初から、旧ソ連は西側に対抗する必要性に迫られて中国に社会主義経済制度の理論を輸出し、実務エキスパートを派遣して実地の指導に当たらせた。この関係は1960年の中ソ決裂まで続いた。制度のコピーが完全だったかどうかはさておき、49年から78年までの中国の経済制度は基本的に旧ソ連の計画経済制度に習ったものであった。その特徴は以下の6点に纏めることができる。

①行政組織による経済資源の強制的分配(計画を軸に)が行われた。

②社会主義の公有制を単純に国有制と同じものと見なした。事実上の計画では、合作化の過程を経て実現させた高度公有の「人民公社」の集団所有制にしても、目的地ではなく、旧ソ連の国有農場化への一つのステップにすぎなかった。

③資本主義国家に対抗する為工業化路線をとり、短期での工業化を目指した。「封建地主の土地所有を廃除、新中国工業化のために導くのは農林業の使命」と「土地改革法」の総則で規定したように、この工業化路線は上から下まで、行政組織を通じて強制的配分や配置が行われたが、そのプロセスでは経済構造の自律的な動きが無視され、経済運営での自己調整機能も顧みられることは無かった。その結果、経済構造はいびつなものに変形した。

④収入の分配面で平均主義政策が実施された。この平等主義は労働者の生産意欲と創造性を押さえつけたばかりでなく、経済発展のダイナミクスをも奪った。住民の収入の伸びは停滞し、消費者の選択の自由が無くなり、経済発展のエネルギーは大いにそがれた。

表 3-1-1 新中国時代江西省の森林・林業発展年表（一）

	中国の政治・社会・経済	中国の森林・林業	江西省の森林・林業
一九四九年一月七日	中華人民共和国成立(49.) 土地改革法公布：「封建地主の土地所有を廃除、新中国工業化のために導くのは農林業の使命」と総則で規定、土地改革開始(50) 国务院通知「合作造林を推こうし、林權を造林者に帰す」(51) 「農業生産互助合作に関する決議(草案)」を採択、農家経済の轉換性を傷付けてはならず、農民が博た土地の所有権は保護しなければならないが、同時に彼らを組織しなければ成らないと指摘(51) 第一次五ヶ年計画開始(53-57) 「農業生産互助合作社の発展に関する決議」を公布、互助合作により農業の社會主義への道提示(53) 政務院「群衆を動員して造林、幾林、保護森林をこなすに関する指示」を通告、これらの工作は各級特に山区の各級政府の主要任務の一つと命じる(53)	中央人民政府林聖部成立(49.) 第1回全国林業工作会议：「全面的に保護森林、重点を選択して造林する、伐採・利用を合理的に」を全国林業工作の方針と任務とする(50) 林地改革開始、国有林(区)と私有林(区)が確定(50) 全国木材會議で、木材の統一調達を決定(50) 林聖部が林業部に、開墾事務を農業部に、(51) 林業互助組設立(51) 私有林区で統一買い付けに、管理権は各地方森林工業局に(52)	木材・竹の經營・管理制度は省石炭建設公司にある(49-53) 政府、木材公司、軍隊による残った民国時代の木材加工産業を改造し、私有から集団所有に(1949から) 土地改革開始、山林は土地と同じ農民に分配され、私有林が成立。(50) 省政府・省軍区「森林資源の保護に関する通告」で、地主、富農が所有する森林(又未分配部分)の管理権は全て当地政府にあり、軍隊を含め、用材、薪炭材が必要な人は地区级以上の政府に申請し、伐採許可証を貰わなければならない(50)
一九五八年	中華人民共和国憲法制定(54) [1956-1967年全国農業発展綱要草案]で、林業を発展し、全ての荒山荒地を緑化しよう」と指示(56) 「農業の副業生産を統一管理することに関する通知」発出(57) [社会主義建設の総路線]を採択、[大躍進]運動が始まる(58) [農村の人民公社設立についての決議]採択、鐵鋼増産を呼びかける(58)	私有林区森林工業局長会議で、「嚴格的な国家管理の下の自由販売」を採納(53) 私有林区の合作化を提倡(53) 私有林の植えた樹木は農民の所有に成ることを保證するよう指示(1953)	省木材公司が全省の木材加工産業を統一管理に(1952) 省政府主席「林權の固定及び木材經營に対する管理の強化に関する指示」(53) 江西省木材・竹材の統一買い付けが開始、境内の伐採、運輸、販売(分配)価額は全て省森林工業部門が制定した統一価額に従う森林工業部門は、伐採量、伐採地点、運輸方式、分配計画、販売地点など全ての権限を持つ(53) 第一陣の298の初級林業合作社社(6,497戸)が成立、また私有の色が強い(54) 境内的木材商人(私有)の殆どは合作社(集団所有)に(54) 「江西省伐採許可証制度」を実行。伐採、運搬の際、許可証の携帯は義務付けられた(54)
一九六〇年	[農村人民公社の当面の政策に関する緊急指示]12条]発出 [60]	林業部「育林基金管理方法」；林業部・財政部「私有林育林費問題」[54] 林業の互合作運動開始、人員固定の林業專業隊設立(54) 「全國木材の統一支給暫定方法」を試行(55) 森林工業部成立、營林と森林工業(伐採、加工などの)分離が表面化(56) 社隊林場が発足(57)	初級農業合作社が高級農業合作社へ、私有を共有へ、山林集団所有の本格的な開始、全省国营林場工作会议で、針葉樹(杉、松)を造林主要樹種に(55) 省林業厅「林業發展計劃」制定、國の農業發展計畫に合わせ、56-67年の12年間江西を全面綠化が林業發展の目標とした(56) 省人民政府が18の国营林場を新設、平均年造林面積は6,600ha(54-57) 全省は50以上の集団林場を持ち、年平均造林面積は1.33万ha(57年末まで) 高級社を人民公社に、原高级社所有する山林が人民公社所有に(集団所有)(58)
			省政府「2年綠化都市、5年綠化全江西」号令を発表(58) 林業部「林業の生産と買い付けを強化する」指示(60)
			放送を通じて群衆造林を呼びかける(60) 鐵鋼鍛成の燃料の取得、木材生産量指標に対するこだわりなどが原因で、境内の森林乱伐が横行、森林全滅の山が次々と出てきた(58) 全省林業工作会议で「大地の園林化を目標に、用材林の基地建設を中心に」を本省林業の發展方針に(59) この指示による、省内狩獵アーム到来、動物資源破壊(60)

表 3-1-1 新中国時代江西省の森林・林業発展年表（二）

	中国の政治・社会・経済	中国の森林・林業	江西省の森林・林業
六一六年	中京中央[農村人民公社工作条例草案(農業六十条)]を発布(61) 生産大隊、生產隊を基本とする三級所有制を認める(61) [人民日报]社説[念願の言葉]発表、人民公社の生產隊を基本核算単位とするなどを発表(62) [我が国の統計業務における13年の経験の総括]発表。権力者や当事者の都合で統計データが苟美化されたり捏造された事実を述べる(63) 中央工作会議で、[農業建設を支援と国防強化をバランスさせ、基礎工業を発展させる方針]決定(64) [人民日报]社説[革命精神による三区建設のモデル]が大事業を賛賛(64) 中央、国务院、全国の物価を調整、一般物の統一購入価格と同一にし、100斤の価格を1元値上げ。商品般物を多く生産した生産隊には奨励金を出す(65)	[山林権の確定、森林の保護、林業の発展に関する諸政策諸規定(试行草案)](林業政策18条)を公布(61) 南方林区林業厅、局長会議は[農業六十条]と[林業18条]に基づいて、経験、教訓を検討し、人民公社の林業工作を中心と論議した。[山林所有権の確定による森林資源の拡大]を図り、社隊経営(集團林場)と園芸經營(園芸林場)の共同努力により、木材の生産を安定する]と決議した(61) 国家經濟委員会物資管理局が広州で開催、科学技術重視しようと全国林業生産部門に呼びかける(62) 財政部林業部、中國人民銀行[竹、油椿、油桐が必要な開墾、扶育に必要な生産資金は長期農業融資の中である程度解決する]と連合通知(63) 財政部林業部[隊造林補助金の使用についての暫時規定(草案)]を公布(63) 国务院[森林保護条例]を公表(63)	省林業厅は58-60年の教訓を検討し、「营林を基礎とする方針」を確認(61) 珠江大洪水、下流の南昌市では、最高水位は24.22mで、警戒線を1.52mも超えた。 記録ある以来の最高水位(62) 森林工業企業に入る時点の所有により、公社、大队、生產隊の三級所有に調整。 高級農業合作社に入れる時点の所有により、公社、大队、生產隊は分配の基本単位となり、生産隊と家庭副業[自留山]が認められた。(62-63) 群衆(機關、团体、工場、学校、軍隊など)による造林及び山区開発の拡大は国营林場、農場の發展基盤となつた。国有土地が少ない江西省は、国营林業(林場)を发展するにつれ、集团利益(土地、山林)に対する無償或いは低報償での徵用が目立つようになつた。(62) 国务院[森林保護条例]を実施開始、「国有林、集團林を問わず、全ての伐採には省林業行政部門(省林業厅)の審査、と計画部門(省計劃委員会)の計画編入をしなければならない。森林を持つ集团部門の自家用材(社員の個人用を含む)について、10m ³ (竹300本以下)は公社管理委员会から許可をもらえる。ただ、2つの条件がある:①伐採量は県に与えた伐採計画の量を超えていいないこと、②伐採1本で、3本を植える。しかも植えたものの生存を保証すること」として(63) 江西省の知識青年の[上山下鄉](山へ、農村へ)第一陣の400名が南昌市から山区へ(65) 造林拡大を目的で、营林生产に対する物資獎勵政策を全省範囲で展開された。中、南昌市所屬の14の国有林場と集團林場が、貿易糧(国家の規定された価格の米)指標3.75kgと布票(生地を買える切符)1.327mを獎励された。(65)
六六七八八年	プロレタリア文化大革命開始(66) [ボーナス制度を政治統帥の精神に適合しない]で廃止(66) [根本的に対立する二つの経済建設路線]発表、劉少奇は少數の専門家に頼り、規則や制度によつて、大衆の社会祝儀への意欲を束縛したと非難(67)国民経済は文革の混乱により、生産中断など無政府状態が続き(67)農業を基礎とし工業を導き手とする基本方針に關する指示]で、平均主義を克服(69)[農村人民公社の分配問題に關する指示]で、平均主義を立て、次五ヶ年計画を立案、農業の発展を第一に置く方針を確認(73)文革が10年で終結(76) 中共11期3中全会開催。人民公社における労動に応じて分配)と農業生産責任制の導入を決定(78)	省の決定で、林業部門が管理していた木・竹製品(經工業部門と共同管理) の管轄権を全部門に与える(70) 省の決定で、商業部門だけに与えられた木・竹及び木・竹製品の管理、經營権を產品類別により、それ林業(原木、原竹及び鋸材)、經工業、商業の三部門にあたえる(72) [集團所有の荒山の樹林場が、經營される微用問題の通知]、既に徵用された集團所有の荒山、今の状態を問はず(荒山荒地か、綠化された林地か)、それの管理権は全て徵用部門(國營林場、國營工場など)に与え、山林権は国有とする。只、土地の使用部門は省革命委員会(省政府)の規定に基づき、原所有者の社隊(公社、大队、生產隊)にある程度の狩獵開墾費と植生補償費を支払うべき。植生補償費の標準は、1m以下は0.1元/株、1.2m以上は0.2元/株、2m以上は0.5元/株とする(72) [全省森林基金の暫時管理办法]を発出(72)	初めての全省森林資源精査(75) [全省森林基金の暫時管理办法]を精査(75)

[南方林区造林は杉を主要樹種に]決定(78)

表 3-1-1 新中国時代江西省の森林・林業発展年表（三）

中国の政治・社会・経済	中国の森林・林業	江西省の森林・林業		
七 九 一 八 八 年	[農業生産を急速する指針問題についての決定]を採択。同決定は自留地、家庭副業などを認知、食糧などの主要農産物の買い付け格引き上げを明記。(79) 新憲法で人民公社の解体決定(82) 政社分離、郷政府の樹立(83) 土地請負権の譲渡を認めれる(84) [農村經濟活性化 10 項目の政策]提出。農産物の統一買い付け制度を廃止、契約制に転換(85) 証券取引所設立(87)	国家農林部は農業部と林業部に解体(79) [森林法試行]公布(79) 中共中央・国务院[森林の保護と林業の発展についての決定]を発表、「林業三定」(山林権の安定、自留山の画定、責任山の確定)が始まる(81) [森林法]施行開始(85) 南方集団林区に木材市場開放を決定、統一買い付けを廃止、集団や林家の木材が市場で自由販売(85) [南方木材の指導価格に関する考案]発出、木材統一買い付けが一部復活。(85) 黒竜江省大興安嶺林区大火災発生(87) 国务院は[福建省三明市集団林区を全国農村改革実験区にする]報告を許可(88)	農業の生産責任制を実施開始、「個人農」が成立(79) 林業[三定]開始(81) 永修県徐京発5千戸の農家による連合造林開始(81) 省林業厅[木材運出の手続きを簡素化するに関する通知](82) 全省森林資源精査で、前回精査(75)より、立木の蓄積が877.6万m ³ を減少した。年平均減少は109.7万m ³ (83)	
八 九 一 九 四 年	定額買い付け契約の般物・食用油・綿花などの価格を引き上げ(89) [郷村集団所有制企業条例]を公布、(90) [工作の中心は計画経済と市場調節を結合した経済運行メカニズムの確立を研究すること]発出(90) [農業の社会化服务体系の建設を強化することについての通知](91) 邓小平[南方視察の講話]発出(92) 憲法改正、「社会主義市場経済体制」が確立(93) 論文[農村の株式合作制度について]が[人民日報]で発表(93) [中国 21世紀の人口・環境・発展についての白書]採択(94) 新税制実施開始(94)	国务院[1989-2000 年造林綠化計画綱要]公布。人工造林の任務、目標、建設の重点を明確し、造林の量と質は各級指導者の任期内の成績考査の重要な指標とする(89) [長江中上流域保護林体系建設第一期工程]が開始(89) [郷村林場建設の強化についての通達]発出 また農家に配分されていない集団所有林(相対的に集中しているもの)はこれから配分してはならない。できる限り、郷村集団林場とあらゆる形の合作林場の建設を推進するべきなどを指示(90) 中国の造林生産が初めて世界銀行の融資を利用し、国家造林項目を実施[速成豐產林を中心](91) 第8次五ヶ年計画[1991-1995 年期間]伐採限度を制定、商品材、農民自家用材、薪炭などすべての用材を管理計画に属され、材種ごとに指標を設定され、材種間指標の転用が禁止。毎年の限度額は木材2.44億m ³ 、竹材3.63億本。(91)	省政府[全省人民を動員して造林綠化を行うことについての決定]を公布、「造林任務が完成できるかは林業部門の指導者だけではなく、各級政府の指導者の業績考査の重要な指標である」と指摘(89) 省政府[集団林を堅持、回復、拡大]を指示(89) 省政府は各市・地区政府と[保護森林、造林綠化の目標についての責任状]を封印。それから、市・地区政府と県政府、県政府と郷政府などぞれぞれ責任状を封印した。目標を達成できなければ、政府の指導者の降格、処分などがあり得るようになつた。(89) [生態林業工程]を実施開始(89) 省政府[果物業工事を実施し、江西省を果物業の大省に建設する]発出(90) 省政府[江西省郷村集団林場經營管理办法]制定、集団林場建設を法規化(91) [江西省森林伐採限度額の管理の試行規定]を制定、当年で森林面積と蓄積のダブル増加が実現(91) 六大大林商業品基地建設を実施開始(93) 江西省の荒山はほぼ全面に緑化され、森林被覆率は50.9%に達した(5 年で 10.5% 増)(94)	森林の単位面積の蓄積は歴史的に最低の30.8m ³ /ha(77年は58.5、88年は39.0)となる。中幹林の伐採は避けなくなつた(94)
九 五 一	[中国の般物需給は 2001 年には 1 億 3631 万トン不足する可能性がある]発表(95) 国务院[都市綠化条例]公布(95) 農業産業化の推進を、第 9 次五ヶ年計画期間の農村への財政支援の重点とすることを、国务院が決定(96) 香港が中国返還(97) 北京一九龍鉄道を開通(97)	[中国 21世紀確定・林業行動計画]を発表(95) [林業経済体制改革の総体綱要]公布。林業の分類(社会公益類の公益林と経済利益類の商品林に分ける)经营を提倡(95) 林業部[林業の分類經營を展開する改革実験区の工作についての通知](96) [郷村林業株式合作組織管理の試行方法]公表(96) [中国林業の持続可能な発展に関する国家報告]を国連国際環境と発展事務特別大会に提出(97) 98 大洪水が原因で、長江流域及び黒竜江全域の天然林伐採は原則的に禁止という命令を出した(98) 林業部が農業部に編入され、農業部林業局に(98)	[山でもう一つの江西を作ろう]計画提出(95) 省委・省政府[高効率林業を建設する]を発出、江西省林学会[江西高効率林業の建設に関する研究]という論文集を編成、内部発表(95) 林業厅[科学技術で林業を振興する年]と規定(96) 江西省は[国家森林資源監視、測定システム]の実験区とされた(UNDP と CRP が援助)(96) 森林の単位面積の蓄積は歴史的に最低の 30.8m ³ /ha(77 年は 58.5、88 年は 39.0)となる。長江大水害で江西省は被害深刻、[封山育林]を拡大する旨省政府・林業厅が決定(98)	

岩波書店

出所：①「原典中国現代史」（岡部達味ら編著 岩波書店）
 ②「中国林業年鑑」各年版（中国林業出版社）
 ③「江西林業」各期（「江西林業」出版社）他

⑤都市住民の就業権は憲法で明文化されるかたちで保証され、都市と農村の格差が拡大した。厳格な「戸籍制度」によって農村住民（農村戸籍）の移動を制限する一方、都市住民（都市戸籍）には生まれ付きの就業権が与えられた。農村戸籍の人たちは大学進学、軍隊で幹部に抜擢されるなどごく限られたルートで都市戸籍を取得できることを除けば、永遠に農村戸籍のままとなる。しかも、彼らは都市部門での就職や都市部への移住は殆ど不可能で、都市戸籍の人たちが当たり前のように享受できるさまざまな福祉、医療、老後保険なども受けられない。工業化の全過程で農村は国家に養分（工業化の原資）を送り続けたが、その結果、国家は農村経済の凋落と農村人口の利益の犠牲という代価を受け取ることになった。

⑥中国政府は「自主独立、自力更正」の名のもと、外国との政治・経済面での開放的関係を拒んだ。取り分け、1960年の中ソ関係の決裂以降、中国の経済建設はほぼ「鎖国」状態に陥った。林業においては、数回に亘って木材の不足が問題になった時、国際の木材貿易によって調整するという選択肢がなく、保護林か中齡林などの伐採に踏み込むしか方法が無かった。

2 農林業を工業化に貢献させる3つの制度

1953年の国民経済第1次5ヶ年計画（1953-57年）のスタートに伴い、工業化の原資を保証するために、政府は、低く設定した指令価格を通じて農民から農業余剰を吸収しようと、国による「統一買い付け・統一販売」（「統購統銷」と言う）制度が実施された。農民の「生存維持的」所得水準を上まわる余剰（農業余剰）は国家権力を通じて完膚なきまでに搾られた。

「統購統銷」とは食糧、棉化、食油、木材など主用農産物の売買や価格付けを政府が一括して管理する農產物流通制度のことである。その主な特徴は市場メカニズムが徹底的に廃除されたことと、生産行政と強い協力関係が持たれたことの2つが挙げられる。この制度の中心は国家が決めた買い付けと販売の「固定価格」である。

「固定価格」は国民経済や国民生活に重大な影響を与える各種工業、農業生産物、交通運輸価格やサービス料金などを対象に、國務院の関係部門（計画委員会や財政部）が制定した「不变」（ごく小な調整が有る）

価格である。この「固定」の意義は低い価格で買い付けた食糧など農産物と日常工業製品、社会サービスなどを都市住民に安値で配給する、それにより都市部労働者の賃金水準を低く抑え、企業の利潤を引き上げると言う方法で工業化の為の資金調達を遂行することである。木材の買い付けそして販売価格はこの「固定価格」に属した。

「統購統銷」と「戸籍制度」および1958年で成立した「人民公社制度」の3つの制度は農業部門を完璧に国家工業化に「貢献」させる政策のワンセットだと考えられる。この3つの制度の経済学的な意味について、少なくとも次の点を指摘することができよう。

第1に、農村の集団化—人民公社という組織機構を通じて、農産物増産及び国家工業化のための資本供給ルートを保証することができる。第2に、市場メカニズムの排除によって、農産物の本当の価格が分からなくなったり反応できない。第3に、労働力の流動が止められたことで、農民たちは、機会費用と言う認識を持たず、農産物の価格が低く抑えられても、別の選択をする考えがでない。第4に、農村人口の都市への流出を抑制することにより、低賃金とセットされた都市部での（補助金付きの）実物配給制（米、食油、布など）は、その適用範囲（注①）が限られることで実施可能となった。この「完璧」と見られる考案は1978年、人民公社の不効率化が引き金で「完璧」に破綻した。

3 計画経済時代の木材流通の成立—計画・固定価格の形成

上述した3つの制度のもとで、新中国の森林・林業は旧ソ連のように、工業化の「献身者」の仲間入りを果たした。無論、森林・林業の国民経済中における地位は低かった。林業内部についてでは国有林と南方集団林区の所有体制、地理、気候、経営規模、技術水準など自然、社会、経済条件の相違を考えずに、全国一律に旧ソビエトの林学理論体系や温帯林業の生産経験を模倣し、伐採を中心とする林業経営管理体制を導入された。それは伐採を重視、保護を軽視；原木を重視、加工利用を軽視；造林を重視、扶育を軽視；用材林を重視、薪炭林・保安林や多種経営を軽視する「四重視・四軽視」の経営思想

である。

このような森林・林業の指導思想は、この時期で確立された木材「統購統銷」制度の成立とその価格（国有林の「計画価格」と集団林の「固定林価」）の制定・実行する過程中に、いわば計画経済時代の木材流通中に露骨的に表現されていた。

木材の「統購統銷」政策の基本内容は次の4項目に纏められる。

①国家は農・林家（南方集団林区）と林業局（国有林区）から計画的に木材を統一買い付ける（「統購」）。

②国家は鉄道や石炭などの工業部門、木材関連産業部門、都市住民、少林地区の農民に計画的に木材を供給する（統一販売或いは分配、「統銷」）。

③国家は国の主管部門が決められている価格で買い付ける（国家固定価格、つまり国有林なら「計画価格」で、集団林なら「固定林価」で）。

④政府は木材市場を厳しく統制し、私営木材商工業を厳格に統制するとともに、私営商人の木材の自由販売を禁止した。

要するに、木材の統一買い付けとは、木材商品を対象として、すべての流通を国家機関が独占することである。

(1) 国有林に対する「計画価格」の由来

一般的に、資本制生産様式のもとでは、価格は市場で形成され、平均的な生産価格が市場価格となる。しかし、木材や農産物などの土地生産物の場合は、平均的な生産価格ではなく、最も劣悪条件のもとで生産される個別の生産価格が市場価格となる。木材の市場価格は、最劣等地の個別の生産価格によって規制され、優等地には差額地代が形成され、土地所有者に取得される。差額地代は優等地の経営的独占を基礎として形成される。

国有林の木材価格は、市場で最劣等地の個別的な生産価格によって形成されるものではなく、国の計画機関がマルクスの「労働価値論」（労働による価値の決定とその価値による交換比率の規制）に基づいて設定されるものである。設定当時（1953年）は中国の国有林が殆ど天然林であるため、そこから生産される木材の価値は、営林の生産費用（地代など）を排除し、伐採生産に投入された人間の労働量だけにより規定され

ていた。つまり、木材の価格は、伐採生産コストだけを基礎に設定された。しかも、最劣等地の生産コストを基礎にするものではなく、国有林の平均コストに基づくものである。

社会主義主義計画経済において差額地代が存在しているかどうかは60年代まで中国の経済学者の間に激しく論争された。支配的な意見は、「土壤条件（豊度）や市場までの距離（位置）など地域条件の差によって、差額収益は現実に存在していることが認めるが、土地生産物価格の設定では、この収益を報酬として優等地に取得させるべきではない」（「社会主義社会の商品価格におけるいくつかの検討すべき問題」「経済研究」1964.6）と言う主張であった。なぜなら、3つの理由がある。

第一は、社会主義公有制のもとで、私有が消滅され、同じ国営企業の間に経営の独占が存在しない。第二は、差額地代は労働によるものではないためである。社会主義は支払った労働に応じて分配するいわゆる「按労分配」でなければならない。また、マルクスの「労働価値論」に立ち、商品の価格はその商品の持つ価値、つまりその商品を生産するために消耗した社会的な平均必要労働時間でなければならない。第三は、国家の価格政策と産業政策と衝突することである。木材、鉱産品、農産品などは工業の原材料と都市住民の食料品であるので、差額地代を認めると、原材料と食料品の価格水準が上がり、全体の価格水準は上昇することになる。また、製造、加工業を優先的に発展させためにも、原材料の価格を低く抑える必要がある。従って、「われわれは価格を設定する時、最劣等地の生産コストを基礎に計算する必要が無く、優等地で生じた差額収益を国家が収用し分配する」（余層「差額地代とわれわれの価格政策」「経済研究」1964.6）。

これらの理論を基づいて、設定された国有林の木材価格を「計画価格」と言い、国の生産・分配計画に従って生産者（国有林）から消費者に渡される時の価格（「工場渡し価格」）である。計画価格を式で示すと、以下の3式から組成される：

$$P(\text{計画価格}) = C(\text{伐採・搬出計画コスト}) + k(\text{計画利潤}) + G(\text{計画税金}) \dots\dots \textcircled{1}$$

$$k(\text{計画利潤}) = C(\text{伐採・搬出計画コスト}) \times a(\text{コスト利潤率}) \dots\dots \textcircled{2}$$

$$G(\text{計画税金}) = (C + k) \times b(\text{税率}) / (1 - b) \cdots \cdots \text{③}$$

式の中に：

C(伐採・搬出計画コスト、平均値)は国有林全体の正常的な生産、経営条件での平均コストであるが。地域間の差が少々ある（1956年から差を付ける）。

a(コスト利潤率)は国家が規定したもので、推算で10%程度であるが（李天蝎『中国林政の展開と国有林経営管理に関する研究』1993年）、決定方法は、明らかにされていない。

b(税率)は国家の税率である。当時は工商税(84年後産品税と称す)の10%だけである。

①、②、③を相互に代入すると、 $P = C \cdot (1+a) / (1-b)$
⑤)が得られる。

上述したように、a、bは共に10%である場合、 $P=c \cdot 122.2\%$ となり、つまり、「計画コスト」の22.2%増は「計画価格」ということになる。

このように、政府は平均コストに基づいて設定された木材価格のもとで、優等地の差額収益を収用し、再分配する。中等地と劣等地の場合は、伐採・運搬コストを保証ができず、赤字になる。計画経済では、この場合を「政策赤字」といい、規定では財政から同額補填される（財政困難で、しばしば補填されない場合がある）。

ところで、このような価格システムで、木材伐採は一応の「保証」があるが、森林の再生産（営林）費用は価格制定システムから排除され、森林培育の再生産

を如何に立てるかが問題として残る。この対応としては、木材販売過程（国有林木材の場合は、国家の生産・分配計画に基づいて消費者に分配する過程）で、木材価格に加算する「国有林育林基金」（現在では15-21%程度）が当たられる。しかし、政策により、国有林が徴収した育林基金の60%は国有林の営林企業に残されるが、他の40%は所在省レベルの森林工業の管理部門に納めなければならない。管理部門は、その部分の育林基金を営林企業間の調整か、あるいは地方営林（都市緑化、集団林業など）を補助するかに使用することができる。これで、「育林のため」という口実で徴収した育林基金は国有林の営林再生産に一部分しか還元していない問題を生む。

「統購統銷」制度が成立し、その「計画価格」（販売価格）と木材が持つ本当の価格との関係が、林業経済学者の間に話題となっていた。いろいろな計算があるが、「林業分工論」が主張する「国内の推算と国外資料の参考から見れば、我が国森林の資源培育或いは再生産には、一般的に木材計画販売価格の50%以上である」と言う説は有力となった。もし50%だとすれば、中国計画経済時代の長い期間木材価格はそれ本当の価値の半分であったと言える。1952-85年、中国計画木材の生産量は13.3億m³で、販売収入は963.7億元であるが、森林資源培養費を加えれば、本当な販売収入は1445.6億元であると考えられる。この期間中で森林再生产するための育林基金の徴収額は74.59億元で、例え

表3-2-1 木材統一買い付け期間の木材販売収入と林業に返還した資金の推移

	木材販売収入			林業に返還した資金		
	木材生産量 (万m)	単価 (元/m ³)	金額 (億元)	育林基金 (億元)	営林基本建設投資 (億元)	林業事業費 (億元)
1952年	1255	57.70	7.0	—	0.02	0.24
1953年	1754	58.89	10.3	0.80	0.02	0.36
1954～73年	67408	60.78	407.9	29.50	27.80	28.00
1974～79年	29430	66.38	195.4	19.50	20.10	17.70
1980年	5359	76.18	41.0	2.83	5.73	4.95
1981年	4716	88.00	41.5	4.91	1.83	5.70
1982年	5041	103.55	52.0	3.71	2.52	6.40
1983年	5385	101.55	54.7	4.64	2.64	7.40
1984年	6385	106.00	67.6	4.70	3.09	8.40
1985年	6323	136.54	86.3	4.00	3.13	8.50
合計	133056		963.7	74.59	66.94	87.83

出所：「中国林业发展道路的研究」『林业問題』 1991.1 25頁

注：単価は全国における1m³当たりの平均統一買い付け木材（統制材）の販売価格である。木材市場開放（統制材廃止）の翌年（1986年）非統制材 単価（全国平均）は425元/m³。

その全部が営林企業に残ったとしても、407.26億元の差額が存在する。育林基金は森林資源の再生産に必要な経費（販売価格の半分の481.85億元）の15.5%過ぎなかった。

優等地、劣等地を問わずに森林の再生産を賄おうという考えの中で生み出された育林基金は森林の簡単再生産の必要条件にも満たさなかった。1980年代に入って、国有の森林資源の減少と劣化が顕在化し、伐採可能な資源が枯渇する局面に迎えるようになったが、その元凶の1つは計画価格形成の価格メカニズムにあるといえる。

(2) 集団林に対する木材統一買い付け制度

南方集団林区は開発の歴史が長く、天然林が殆ど存在していない。この地区に対する木材の「統一買い付け・統一販売」の価格決定する時、政府は「林価」（森林にある木材の固定林価、他の林産品の経済価値及び生態公益価値から組成される）という森林培育費用の発生を一応認めるが、国有林の「計画価格」をそのまま南方集団林の「販売価格」（分配価格）に移植

した（全国分配・販売価格の一一致）。価格制定の指導思想（国の林業経営思想）から見れば、国有林の価格決定のコピーであった。その特徴は以下のようにまとめられる。

①南方集団林木材の買い付け価格は木材の固定価格（林価または固定林価と称す）プラス伐採・運搬費用（変動）からなる。販売（分配）価格は基本として森林再生産費を除いて計算された国有林の「計画価格」と一致するので、集団林木材を経営する林業部門の利潤が削られることとなる。

②建国から計画経済が始まるまで（1949-1952年）、南方集団林区の木材市場は完全な市場経済で、木材の価格は当時の市場価格であった。始めの「固定価格」の設定は各地のこの市場価格に基づいて制定された。表3-2-2で示した江西省1952年5月の林価は、当時の市場価格であり、53年開始された統一買い付けの初めての「固定価格」でもある。これは「合理」的な「固定価格」と言える。

しかし、この固定林価は1953年から、79年11月までの26年間、社会経済条件が巨大の変化があったにもか

表3-2-2 江西省杉、松の林価（固定価格）の推移

単位：元/m³

	1952年 5月	1956年 9月	1962年 12月	1973年 1月	1979年 12月	1981年 7月	1986年 12月
杉	10	10	9	10	17	39	75
松	7	5	6	6	11	23	36

出所：張廣智ら編『南方集団林区経済論』302頁 中国林業出版社 1992年

注：上方の年月はいずれも下方の価格が施行開始の時期を指す。

表3-2-3 南方林区における統制木材価格の推移

単位：元/m³

年分	国家が農民から買 い付けの価格	国家による販売 の価格
1960～70年代	20-25	50-60
1979年	36	76
1981年	48	87
1984年	51.4	105
1986年	80-85	210
1989年	160	400

出所：中国林業部編『林業経済』23頁 中国林業出版社 1993年

表3-2-4 江西省現行固定林価と実際林価の推算（杉の場合）

	1 ha杉林への投入				実際林価 (A=N/142.95) (元/m ³)	固定林価 (M) (元/m ³)	シェア (A/M) (%)
	資金投入 (元/ha)	労働投入 (元/ha)	差額地代 (元/ha)	合計 (N) (元/ha)			
1986年	7432.1	4387.2	5065.2	16884.5	118.1	75.0	63.5
1989年以降	+	+		+	286.0	75.0	26.2

出所：張廣智ら編『南方集団林区経済論』より作成 中国林業出版社1992年

注①：実際の資金投入は2743.7元/haであるが、成熟までの利息を加算し、国による造林補助と間伐材収入を除けば、表示の7432.1元/haとなる。

②：係数の142.95は江西省杉林の単位面積(1ha)平均主伐材材積である。

③：+は1989年の銀行利息と労働価格の全面的にアップによるもので、詳細が明らかにしていないが、実際林価は286.0元/m³になったと言う。

かわらず、杉材では全く値動きがなく（10元/m³のまま）、松材の場合は、まさかの値引き（7元m³/から6元/m³に）すら起きた。森林資源再生費は当時の木材販売価格の50%に相当するという理論（前述）からすれば、必要費用の約2割しかならなかった（表3-2-3参照）。

また、固定林価は市場（闇市場）価格から大きく離された。この時期の江西省の木材事情に詳しい元国営林業企業の職員に対する聞き取り調査によると、60年代以後、それぞれ時期の闇市場価格の林価は、常に国の規定された価格の2-3倍レベルで、70年代の末なら、5倍ほどなる時期もあったという。

前述した「四重視・四軽視」の経営思想のもとで、江西省の森林の資源危機はますますエスカレートした。国はある程度の妥協せざるを得なくなって、79年12月、81年7月そして86年12月（これは1999年現在の林価でもある。但し、最高価制限と最低価格が付けられた。第5章を参照）で、3回に亘って価格調整に踏み込んだ。しかし、張広智らの調査、研究によれば（表3-2-4）、現行の1986年で制定した固定林価は施行開始当時の本省の実の林価の63.5%であり、銀行利息と労働価格が全面的にアップした1989年以降では、実の林価の26.2%しかないことが分かった。

③「固定林価」プラス伐採・運搬費用という南方集団林の買い付け価格の算出は、「近山の木材は低価格に、奥山の木材は高価格に」という事態を招き、差額地代理論と真正面に衝突している。

④国有林と同様に、政府は森林資源の再生産に必要な費用を木材価格の中から外した。その結果、再生産資金が不足し、森林伐採の跡地の造林は進まなかった。1964年になって国家計画委員会は木材販売価格から1m³当たり10元（または販売価格の15%）を加算することを決定した。これは「集団林区育林基金」と称され、専用資金として、集団林伐採跡地の森林更新と竹林の復墾及び郷村造林、育林、森林看護等に使われるものである。徴収方法は、「木材消費者の単位或いは個人は第1次の商売が成立した地方の省級の林業管理部門に納める」とした。1981年になって、「集団林区育林基金」は15元/m³に上げられたが、森林資源再生産コストをカバーするまでに成られなかった。

（3）木材の「統購統銷」制度と江西省の国有森林・林

業の発展

木材の統一買い付け制度は全国各地と同じく、江西省森林・林業の全体に大きなダメージを与えた。一方、本省の国営林業の発展に歴史的な契機を与えた。それは南方林区における買い付け価格の動態部分の伐採・運輸費用が固定されていないからである。伐採地の距離などの検証をしにくいため、国家は買い付けの価格水準に対するコントロールは難しくなる。地域の本位思想で、南方各省によりいつわりの伐採・運輸費用の申告が度々出ていた。

江西省は全面的に木材の統一買い付け制度を展開させた1956年から、経済改革・市場開放の1979年までの23年間、林価と人件費の標準がまったく変動していない状況の中で、人為的にその木材伐採の距離を連年に増加させ、木材買い付けのコストを初期の227.42%まで上昇させた。年平均上昇は5.54%で、上昇速度が南方林区各省においては群を抜いてのトップであった。79年までに、買い付け価格はほぼ販売価格の水準に達した。

しかし、本省の林業企業（注②）の利潤は、国家の販売価格が長期亘って変動していないのに、毎年に下降していた。この時期、国家の政策として、企業のコストに対する制限がなく、「政策赤字」さえ認められるのが1つの原因だと考えられる。更に重要な原因是集団林区にある国有林事業は行政・経済・人事権などがすべて国家林業部にある国有林区と違って、幹部の任用などの行政体制が省政府に所属し、会計、予算などの経済面も省の財政に帰属しているためにある。省によって、林業事業費用（注③）を大量に木材の生産コストに割立てた。この23年の間、この資金源で、江西省は276箇所の国有林場と110以上の国有墾殖場を建設し、60万ha以上の杉と13.3万haの松（馬尾松）の人工林を营造し、本省の国有林業を大いに発展させた。こ

表3-2-5 南方林区と江西省国営造林面積の推移
(1949—78年)

単位：万ha

	1949-52	1957	1965	1978
南方林区9省・区(平均)	2.94(0.33)	9.84(1.1)	25.1(2.79)	14.8(1.64)
江西省	0.39	2.62	2.89	3.15
南方林区にシェア	13.3	26.6	11.5	21.3

出所：『中国農業年鑑』1949-86年版 527頁 中国農業出版社 1987年

注：海南省は未成立で、広東省の一地区である。

表3-2-6 江西省林業の国家に対する貢献の累積（1950-1985年）

単位：億元

	林業の国家に対する貢献			林業に投入した資金		
	木材生産量 億m ³)	木材生産高	利税	営林基本建設投資	育林基金	林業事業費
全国	13.31	963.70	190.30	66.94	74.59	87.83
江西省	0.67	48.50	7.90	1.89	2.98	1.59
シェア	5.0	5.0	4.2	2.8	4.0	1.8

出所：張広智ら編『南方集団林区経済論』268頁 中国林業出版社 1992年

注：利税は国家に納める税金である。

れらの人工林の多くは、主伐期に入れられ、伐採可能な資源が枯渇に瀕している江西省林業を支えている。

省内部の本位思想で、資金は省の政府の手にあるだけに、自身により利害関係が関連する国有林事業を優先するのが当然でしょうが、全省林地面積の8割以上を占める集団林の造林特に荒山造林事業に貢献していないとは言い切れない。本省の森林・林業の現状（第四章を参照）は決して楽観視することができないが、森林被覆率と集団林造林面積は常に全国の上位に定着できることは、省の支援があるこそものと言えるでしょう。

（表3-2-5）で示したように、計画経済が始まったから、江西省の国営造林面積は増加する一方である。しかも、ほぼ同条件と見られる同南方林区での比重は平均水準の上である。

（表3-2-6）で示したように、1950-1985年の35年間に、江西省の林業はその中の23年間に「いつわり」があったものの、国家に貢献した利税は7.9億元で、同時期内国家から返還された資金総額の6.46億元を大きく上まわった。しかも、国家の低く制定された木材価格から考えれば、金額差より遙かに大きく貢献したといえる。この意味で、その「いつわり」というのは、本省の国に取られ過ぎないような為の一一種の「正当防衛」に過ぎない。

問題は、この「偽りの力」（資金の拠出元）はどこから生まれられたかである。前述したことで容易に分かるように、国によるものでなければ、省の国有事業からのものでもあり得ない。それはその時期（1956-1979年）で省内には絶大な木材生産力を持つ集団林、農家たちからの「貢献」である。木材販売価格の中、低く過ぎるほどの「固定林価」しか手には入れない彼らは自らの犠牲で、「貧困」と言う代価に国へ貢献し、そして本省の国有林業を壮大させた。

もちろん、江西省の国有林業企業のその「いつわり」

がなければ、「偽りの力」は当然に本省集団林の農家たちのポケットに入って来ることがない。そうなら、本省の森林・林業は今日以上の苦難を味わわなければならぬといえるかも知れない。しかし、これは集団林業、農家たちに対する省政府、そして省の国有林業の重い「責任」または「債務」を逃避する理由には成らない。

國から江西省に戻した林業諸種の資金の全国シェアは、どれでも同省の国家への貢献シェアのかなり下である（表3-2-6）。同様な状況は江西省以外の南方集団林区の各省・自治区にもある。國は国有林区を重視、集団林区を軽視という方針が存在していたのである。これもまた國が集団林区の林業特に集団林に欠けていいるいずれか償還しなければならない「債務」に扱うべきである。

それで、政府はこれから森林・林業政策を制定する時に、上述した「責任」と「債務」を常に念頭に置かなければならない。

注1) :適用範囲について、各種の実物支給はチケット配給によるものが多く、そのチケットの使用可能の地域範囲によって、市、省、国レベルのものがある。しかし、一般的に、住民に配給されたものの殆どは居住地市内だけ通用するものである。公務で出張する場合は、職場から國の管理部門に省、国レベルのものと交換する為の申請をしなければならない。

注2) :林業企業は森林工業とも称す。中国の林業は営林事業と森林工業に分けられ、造林から成熟までの森林培育は営林事業で、伐採・運輸・木材経営・加工などは森林工業とする。

注3) :地方林業部門が支配する経費で、国有林業の発展を中心に、集団林の造林、特に荒山造林を支援するにも使用する林業経費は林業事業費と称す。

第3節 土地改革・互助組・合作化—私有林の確立から集団林の成立まで

1 土地改革期—私有林の確立

1949年10月中国共産党政権が成立した。新政権が農村で最初着手した仕事は土地改革であった。1950年6月、中央人民政府は「中華人民共和国土地改革法」を公布した。「封建地主の土地所有を排除、新中国工業化の為に導くのは農林業の使命」（総則第1条）；「没収した土地と他の生産資料は、本法で規定された国有にされるもの以外、全て郷村の農民協会（村民委員会に相当する末端組織）に接收させ、統一・公平・合理的に、農民に（地主階級を含む）に分配する」（第3章第11条）；「大規模の森林・荒山・荒地、及び水利施設、鉱山、湖沼、河川、港湾などを国有とし、國家が管理する」（第4章第18条）；「大地主が所有した大規模の農場・果樹園・茶山・桑園・牧場などは農民に分配せず、国有とする」（第4章大19条）などを定めた。

その内容は、人口の絶対少数だが農地の大半を占める地主から土地（山林を含む）、農具及び他余剰の生産・生活資材を強制的に取り上げ、それを小作農であった農民に分配した。土地改革の結果、小作制度が消滅し、すべての農家は土地私有制下の自作農と成了った。その全過程は1952年末までの2年余りで、かなり短かったが、共産党は武力をてこに、地主の土地などを没収し、それを貧農に分配すること自体は「十年内戦期（1927-1937年）」、「抗日戦争期（1938-1945年）」、「解放戦争期（1946-1949年）」において、自らの支配地域でそれを実行していた。その意味において、共産党政権下の土地改革は、一定の理論の準備と経験の蓄積に基づいて押し進まれたものと言える。

江西省の土地改革は、忠実に国の政策に従って行われた。自然と開発の歴史（前章を参照）が原因で、大面積の未開発原始林を持つ東北、西南地区（のちの国有林区）と違って、本省には前出の「国に所有する」と規定される森林・林地が少なかった。結局、森林林地面積の9割近くは農民個人所有の私有林となった。国有になったものは、有名な風景林（廬山）、奥山にある水源涵養林及び奥山にある破壊された森林の跡地

一荒山くらいである。森林面積、森林蓄積、木材生産力などから見れば、私有林は当時本省森林・林業の主力であり、「私有林区」と呼ばれた。

封建的な土地制度の消滅により自作農家の生産意欲が急速に向上した。1951年国务院は「合作造林を推進し、林木権を造林者に帰す」という通知を発した。江西省政府は1952年で造林を推進するために「無償で苗木を提供し、1haの杉または松を造成した農家に15元の造林補助費を与える」政策を打ち出した。1949-52年の間には大面積の森林を造成、回復され、本省における新中国時代の森林・林業の展開は幸運のスタートを切ったといえる。また、1953年の木材の「統購統銷」政策を開始するまでに、農民私有森林の伐採、販売の完全自由化が農民生産意欲を向上させた。

しかし、もともと人口が多く、耕地・林地が少ないという農業経営の基礎条件には殆ど変化がなく、むしろ、土地改革は、元来かなり零細であった農業経営を一層分散化させてしまう役割を果たした。そして、農・林地が世帯員数を基準に農家間で分配されたため、土地改革直後の農村では、極めて均質な小農社会が築き上げられた。この均質でかつ分散化した小農経営が殆ど組織なき状態下に置かれ、その上、水利、灌漑など農業関連の公共財が極めて不十分であった。

2 互助組

均質的小農社会はさまざまな不安定の要素を包含していた。天候不順など自然災害への抵抗能力が非常に弱いだけではなく、時間の経過と共に、新たな農民層分解ひいては土地の少数人への集中とそれに起因する多数農民の貧困化現象が起こりかねないと考えられる。共産党政権はそれを最も警戒し、互助組と合作社など協同組化を通じて農業の安定成長と農民層分解の回避を同時に実現させようとする方針を打ち出した。

互助組は、基本的に小農制のもとに協業を行う組織であり、季節的な互助組（林業についてはこのかたちのものが殆どである）と通年的な互助組に分けられる。季節的な互助組は一般に3-5戸、多い場合は10戸余りの農家から成る共同労働の臨時組織である。土地や役畜、農具などの生産手段は私的所有が原則で、労働力や生産手段を相互に融通し合い、農繁期には共同労働を行い、農閑期には個別労働に戻る。通年的な互助組

表3-3-1互助組・合作社に加入した農家の対全農家比率と組織の規模

	互助組		合 作 社				組織加入農家の対全農家比 %
	農家加入率 %	1組当たり 戸数	初級社加入 農家率 %	高級社加入 農家率 %	合作社加入 農家率 %	合作社 1社当たり 戸数	
1950年6月	10.7	4.2	0.0	0.0	0.0	11.5	10.7
1951年6月	19.2	4.5	0.0	0.0	0.0	12.4	19.2
1952年6月	39.9	5.7	0.1	0.0	0.1	16.2	39.9
1953年6月	39.2	6.1	0.2	0.0	0.2	18.2	39.5
1954年6月	58.4	6.9	1.9	0.0	2.0	20.1	60.3
1955年6月	50.7	8.4	14.2	0.0	14.2	26.7	64.9
1956年6月			29.1	62.6	91.7		
12月	0.9	12.2	8.6	89.2	97.8	155.9	98.7
1957年6月	0.0		1.3	96.2	97.5	153.4	97.5

出所：農業部編 『農村合作經濟組織及び農業生産条件発展状況資料』(1950-91年) 中国農業出版社 1993年

はその成員が比較的に固定しており、規模も前者より大きい。年間の主な生産活動を共同労働で行い、初步的な生産計画と労働記録、帳簿、労働配分の制度を持つ。

1950年に、親戚または近隣の農家から組成された互助組は全国で280万、加入農家数は全農家（1.06億戸）の僅か10.9%に過ぎなかった。しかし、（表3-3-1で）土地改革以降、互助組に加入した農家の割合は急速に上がり、54年には58.4%に達した。

3 初級合作社

1954年頃から「土地私有、集団経営、共同労働、労働と土地に基づく分配」を内容とする初級合作社は一部で作られ、その後急ピッチで全国農村に普及した。55年10月から56年6月にかけて8ヶ月で初級合作社に加入した農家の割合は、32.5%から91.7%に高まったのである。

1954年、初級合作社への加入率まだ1.9%（前表）しかない時期で、江西省の第一陣初級合作社の中だけで、298（6,497戸）の林業専門の林業初級合作社が結成された。自発的参加というのは、林地の分散、生産の長期性、資金の投入大、看護困難など林業の特徴が原因で、個人農による林業経営が本省に不向きであることを示している。本省森林・林業の特質が窺われる。

初級合作社においては、加入した農家が土地を提供し、その利用を合作社の統一した共同経営のもとにおく組織である。また、役畜、農具、その他の生産手段も初級合作社に提供すれば、合理的な対価が支払われる。社員は提供した土地について所有権ないし持ち分

を保留するが、その利用は合作社に移行する。合作社の集団労働によって収穫された生産物は、農業税、合作社の公共積立金、生産費用などを差し引いた後、土地の持ち分と社員の労働点数（ノルマ）によって分配される。林業初級合作社においては、経営・分配方式などは普通の農業を中心とする初級合作社とほぼ一緒であるが、合作社に提供するものはそれぞれが持つ森林、荒山、荒地と種苗、労働力、資金などとなる。

この「半社会主义的組織」と呼ばれる初級合作社が急増する背景には毛沢東の合作化推進の強い意思があった。1955年7月に、毛は省レベル責任者会議で「農業合作化問題に関する問題」との報告を行い、合作慎重論を批判した。その後の毛報告に基づいた「農業合作化問題に関する決議」で「初級合作社社員所有の少量な樹木（竹と果樹を含む）は一般社員によって経営させる。小面積の森林所有者は合作して、大面積の森林として共同で経営する。森林所有権は変わらないが、分配方法については、社員たちの相談で決める。」と規定した。同年末、毛は「中国農村の社会主义高潮」に序文を寄せ、合作化の加速を呼びかけた。

4 高級合作社による集団林の成立

その結果、合作化はその速度を速めただけでなく、合作組織は「土地集団所有、集団経営、共同労働、統一分配」という旧ソ連のコルホーズ型をモデルとするいわゆる社会主义型の高級合作社へと方向転換された。組織の規模は初級合作社の数倍の100-200戸となった。1956年1-6月、高級合作社への農家加入率は30.7%から62.6%に急増し、同年末、その比率は更に

89.2%にまで上がった（前表）。

高級合作社は初級合作社の自由加入と違って、政府による強制的加入が特徴の一つである。また、合作社に提供した土地、役畜、農具など全ての生産手段は公有化（集団所有）され、これらに応じての分配も廃止され、事実上無償で占有された。社内の生産物は農業税、社内共同積立金、生産コストを除いた後、社員に対して、労働点数に応じて分配することになる。

このように、中国の農民は、土地改革後僅か4年間で、土地私有・家族経営→土地私有・集団経営→土地公有・集団経営、という大きな変革を経験させられた。

林業高級合作社においても森林私有・個人（或いは合作経営）経営から森林公有・集団経営に全面的に移行された。これが中国集団林業の誕生であった。江西省及びほかの南方林区の各省が私有林区から集団林区と転換した。

「林木所有権を造林者に帰す」政策に基づいて、高級合作社は成立当初、「農家が持つ森林所有権は高級社所有となるが、林木は貨幣に換算して、分割払いでの農家に返済する」という中央政府の規定が有ったが、2年後人民公社の公有制が成立し、廃棄された。高級合作社が成立した間もなくなことであったから、社内の蓄積が非常に少なく、返済金を貰った農家が殆どないというのが実状である。農家は自分の手で植えた林木の所有権も集団に無償で占有され、造林に対する積極性に大きく影響した。

1957年、林業部は「大面積の森林、または造林に適応する荒山を多く持つ合作社には、通年の、人員の固定した林業専業隊を設立する。同隊は林業生産を中心に、農・副業も兼業する」という指示を通達した。同年春、南方林区の湖北省黄梅県永安郷は全国初めての「社営林場」（高級合作社による集団所有、高級合作社による経営する林場）を設立した。その後、このかたちの「社営林場」は全国各地、とくに集団所有林が絶対多数を占める南方林区で、普及された。林場の名称の変更は何回も繰り替えられたが、森林の集団所有が変わらなかった。結局、これは現在中国林業の重要な担い手—集団林場の最初の形態となった。

初めての集団林場が誕生した同年の1957年末まで、中央政府の正式の普及命令がまだ出せていないかった（注④）にも関わらず、江西省は既に50以上の集団林

表3-3-2 全国植林面積の推移（1949-57年）

	面積(万ha)	備考
1911~48年	30	中華民国時代
50	12.6	
51	45.1	
52	108.5	
53	111.3	53/54/55年は互助組、初級合作社時代
54	116.6	
55	171.1	
56	572.3	56/57年は高級合作社時代
57	435.5	代

出所：小島麗逸『中国の経済と技術』 72頁 効果書房
1976年

原文参考：1911-48年：「人民日報」1957年1月16日
1950-57年：「偉大的十年」118頁

場が成立し、当年の造林面積が1.33万haに達した。これは展開期の江西省森林・林業に貢献しながら、改めて本省における集団経営への向きを示した。また、同時代には、中国全体的にも造林面積が拡大する傾向は（表3-4-2）でみられる。

その後、江西省の集団林場は現在まで本省の森林・林業（集団所有林に限らず）に大いに活躍し、国の経済政策転換のたびに、普及・停滞・発展・調整・強固発展の数段階を経過した（表3-3-3）。

注④1958年5月、林業部は黄梅県で集団林場の経験交流会を開き、集団林場の普及を全国に呼びかけた。

第4節 人民公社化時代の集団林

1 人民公社の成立及び特質

土地や役畜など生産手段の公有化と組織規模の拡大は、それまでの農業経済の急成長も影響し（後で述べる）、ますますエスカレートし、初級合作社・高級合作社の合併が全国各地で行われた。1958年8月に、毛沢東が地方視察で合併後の公社を高く評価したことを見きっかけに、中央指導部は同年8月29日に「農村における人民公社の設立問題についての決議」を発表した。そのご、行政の末端組織である郷の全域を1つの公社へのキャンペーンが本格的に全国で繰り広げられた。同年9月末に公社への農家加入率は90.4%に達した。また、人民公社の平均規模は4800戸と高級社の数十倍相

表3-3-3 江西省集団林場の発展過程（規模の変遷を中心とする年表）

時期区分	概況
形成期（1957年）	全国初めての社営（高級社経営）林場が発足当年、江西省は50箇所以上社営林場を設立
普及期（1958－60年）	1958年5月、林業部は黄梅県で集団林場の経験交流会を開き、集団林場の普及を全国に呼びかけた。間もなく始めた人民公社運動で、全省で公社、生産大隊、生産隊各級に属する、または複合の級別に属する集団林場が普及された。58年から、82年人民公社が廃除するまで、すべての集団林場は社隊林場と称する。
停滞期（1961－71年）	大躍進及び三年自然災害（59－61年）の影響で、多くの集団林場の解散が見られた。61年から、國務院の「林業基地化、林場化、多収穫化」という指示に従って、65年までは、林場の回復傾向が見られ始めた。しかし、66年からの文化大革命で、社会経済の崩壊と政治運動の影響をうけ、集団林場の発展はほぼ停止、または後退した。
発展期（1972－81年）	国家は林業基地建設を強調、集団林場は基地建設の主要組織形式として、設立が加速、1978年まで、市場最高の8559箇所（林地面積も最大の152万haに）になった。
調整期（1982－88年）	82年から、集団林場を郷村林場と称す。農村改革、生産責任制などにより、多くの集団林場が解散され、1985年は78年から最低の4605（有林地面積71万ha）箇所になる。その後、省指導部の政策で、86年は4896箇所と上昇しはじめたが、速度が緩やかである。
強固期（1989－94年）	1989年から、江西省の「生態林業工程」建設が始まり、集団による造林が急ピーチに展開された。造林面積の大幅増に伴い、集団林場の数は89年末の6401箇所から91年の12156（180万ha）、94年末の13404（203万ha）箇所と急増した。全省50%以上の郷・鎮及び90%以上の村が集団林場を設立。
展開期（1995年－）	集団林場の数は相対的に安定するが、経営方式は（内部責任制の集団経営から外部と連合経営に）変わりつつある。社会主義市場経済下の集団林場のあり方（新しい存在形式）が模索中。

注：著者作成

当となった。中には県域を1つの採算単位とした人民公社も100近くあった。（農業部農村合作指導司「農村合作経済組織及び農業生産条件発展情況資料1950-91年」より）。

人民公社の優位は「一大二公」に有るとされていた。「大」は組織の規模が大きいことを意味するが、その内容は経営成果の採算と所得分配の対象範囲のことを指す。また「公」とは、役畜や農機具など生産活動に必要な生産手段がどの範囲で共同使用されるか、農家私有の生産材と消費財がどの程度残されるか、の2つの側面を含む。生産手段の共同使用の範囲が広いほど、農家私有の財産が少ないほど、公有制の度合いが高く、それがよいこととされたのである。

「一大二公」は実に、公社の前身である個々の合作社の蓄積が公社内で平準化されたこと、農家の財産権が否定されたこと、個々人の報酬と働きが直接に結び付かないこと、などの問題を最初から抱えることになった。それに、人民公社の成立過程は極めて政治的なものであり、農民の合意が余り重要視されなかった。一部の農民は人民公社に入る前にいかなる合作組織にも加入したことがなかったことはそれを反映している。

上記の問題で、「一大二公」の人民公社は経営効率

が悪く、食糧を始めとする殆どの農産物は1959年から大飢餓（200万以上の死者が出たと言われている）を起こした直接の原因であった。その後「一大二公」について活発な論議と指導部での政治闘争がなされた結果、「政社合一」を堅持することとし、生産手段は公社、大隊、生産隊がそれぞれ所有するものとし、また、経営採算や所得分配は生産隊単位で行うことで一応決着が付いた。そして、このいわゆる「三級所有、隊為基礎」の人民公社体制は、1962年頃全国で作る上げられて以降80年代の初頭まではかなり安定していた。

2 人民公社化（集団化）の目的及び失敗の原因

農業の集団化は、人民公社という組織機構を通じ、土地やその他生産手段の公有制と統一経営・共同労働・統一分配というかたちで具体化された。その目的は農産物とくに食糧の生産増加と国家工業化のための資本供給にあったとされている（第2節を参照）。

人民公社体制が崩壊した直接的原因の一つとして、分配上の悪平等の制度化及びそれに起因した労働意欲の低下が上げられる。悪平等の制度化は2つの側面で現れていた。1つは1標準労働日の労働点数、所得分配の算定基準とされる「標準工分」の確定方法であり、もう1つは実物を主としての分配方法とその採算価格

の決定方式である。

人民公社時代、生産隊内における農民間で男女別、年齢別の「標準工分」にはたいした差が存在しないようになっていた。健康な男女は成年（各地の基準は違うが、20歳前後が多い）となると、満点（男性は10点、女性は8,9点）の「工分」が与えられ、それ以降数十年間体力が明らかに衰えるまでは一定とされる。そして、青少年または年寄りと青壯年との「工分」の格差もあまり大きくないようになっている。

生産隊における実物の分配方法は、生産隊が分配できる食糧の総量を総構成員と年間総労働投入に一定の割合で配分した上で、各農家に対して分配が行われる。分配された実物の価額は普通政府の統制買い付け価格に基づいて評価されるが、各農家の現金収入または対生産隊の負債額は、労働報酬（労働投入＝「工分」の報酬）と実物価額との比較によって算出される。その特徴は主に以下の4点に上げられる。

①食糧分配の面では生産隊構成員の間には殆ど格差が存在しなかった。

②「標準工分」（労働に参加すれば収入はほぼ一緒である）の存在で、労働報酬の格差が殆ど存在しなかった。

③現金収入または負債について1965年まで格差が大きかったが、1966年以後1979年の生産責任制が成立するまで、その格差がなくなるようになった。

④「平等」な分配構造は1962年以後、生産責任制が成立するまでに極めて安定していた。

生産隊の分配制度は、その構成員に生活必須の食糧などを不十分ながら平等に分配できた点で一定の評価を下すべきかもしれないが、実物の基準価格が非常に安い（次節を参照）ため、たくさんの労働力を供出した農家はそれ見合った現金収入を得られず、また多くの子供を抱え、少ない労働しか供出できない農家はあまり重い債務を負わずに食べていけるように成っていた。上述した③の「現金収入の大きな格差」にしても、相対水準の比較にあったと思われる。

そこで、同一生産隊の農家間には一種の潜在的矛盾が存在していた。労働力の多い農家は一生懸命頑張っても人様の子供を養わさせられているような気持ちをゆうするのに対し、労働力の少ない農家は、一生懸命働いても家族すら養えないことで、働く気力を失って

しまう。しかし、それでも、生産隊からの脱出は制度的に全く不可能であった。結局、農民達は集団労働でなるべく力を惜しみ、精力を僅かな「自留地（山）」に投入し、自らの収入を上げようと行動することにならざるを得なかった。従って、分配上の悪平等に起因した農民の集団労働の意欲低下こそが集団化を崩壊させた最も重要な原因と言える。

1979年から改革後の家族経営農体制のもとで、労働力の少ない農家も家族全員を養うことができたばかりでなく、経済的余剰までも生み出していることが知られている。この意味では、上で述べた労働力の少ない農家の考え方方が正しく、労働力の多い農家が誤った考え方を持っていたと言うことになるであろう。当時は、過剰就業という発想が存在しなかったからである。

3 人民公社時代の江西省森林・林業についての評価

人民公社時代江西省の集団林業は「一大二公」のもとで、完全に公社または生産隊の全体社員による公有するもので、農業の1部門である。集団林場であれ、ただの集団林であれ、林業生産部門の独立採算は一切認めない。集団林場には自主的な経営権がなく、林業からの収益は全部を公社あるいは生産隊の総収益に入れられる。育林基金など林業の再生産必要な費用さえ、公社・生産隊は勝手に他の用途に転用できる。集団林場における労働者の労働収入は「標準工分制」に基づいての「労働在場、分配回隊」（労働は林場でやるが、分配は所属する生産隊でする）を原則とするものである。つまり、林業労働者は人民公社の1社員として、前述した生産隊における分配方式で他の農業生産活動を務める社員たちと一緒に、労働報酬を貰うことになる。

人民公社は、憲法で正式に廃除されるのは1982年である。1979年からの農村生産責任制の実施で、殆ど機能しなくなるため、1978年で終わると言う説も考えられる。

人民公社期の江西省の森林・林業情況は表示したように、77年の有林地面積と森林立木の蓄積量はそれぞれ1955年の82.2%、60.4%となった。有林地面積の減少が蓄積と比べて相対的に少ないので、大規模な祖国緑化運動を続けていたためである。これらの数字の中に、集団林以外の、国有林の変化も含まれているが、

表3-4-1 江西省有林地及び立木蓄積の推移（1955-94年）

	有林地		立木	
	有林地面積(万ha)	指數(%)	蓄積(万m ³)	指數(%)
1955年	659.1	100	49801.8	100
1964年	622.6	94.5	40010.8	80.3
1977年	546.2	82.9	30084.9	60.4
1983年	533.2	80.9	25375.7	51.0
1988年	599.2	90.9	24219.2	48.6
1989年	667.3	101.4	22921.0	46.0
1994年	849.1	128.8	24672.0	49.5

出所：『江西高効林業建設研究』論文集 40頁 江西省林業経済学会1995年

この時期の国有林は集団林と比べ全省シェアが少なく、しかも発展している傾向さえ見られているから、集団林は数字以上に減少している。

また、具体的なデータが見当たらないが、人民公社期の江西省の森林・林業は一直線で下がったわけではなく、国家政策の頻繁な変動で、起伏がある後退を成し遂げてきた。それは第1節で述べたように、主に破壊期、発展期、巨大破壊期と、3つの時期に分けられる。

この3つの時期を形成される原因は共に非常に複雑的なものだが、具体的に以下のように要約できる。

破壊期（1958-60年）の形成原因：

①人民公社制度の成立によって、個人所有林（私有林）が無償で集団に占有されること（公有）となり、農家の造林に対する積極性がなくなった。

②自留山が「資本主義のしば」としてほぼ全面に禁止された。完全なる分配の平均主義で、農家は労働意欲を失った。

③大躍進の鋼鉄作り運動が全省各地に広がり、各地の森林が鋼鉄作りの燃料に使われ、著者の聞き取り調査によても「全滅された森林（一本の木も残さず切ってしまう）が続出した」。鍛鉄の場所の殆どは燃料を取り易い山間地に設置された。1958-60年の3年間、全省境内の山火事は年平均で1,356件となり、全滅面積は3.82万haにものぼった。

④大躍進の誤りで、1959年から国民経済全体が混乱し、工・農業生産は大きく後退した。大規模の大飢饉は「漁・米の里」と言われた江西省にも発生した。各地では食糧の植え付け面積を拡大するために、開墾対象地として、森林地を除いていなかった。

⑤森林は全公社社員が共同所有する「公社一級所有」

であるため、労働報酬の分配も全公社社員での平均分配であり、後の生産隊による分配より悪平等の程度が高い。

発展期（1961-65年）の形成原因：

①中共中央（劉少奇が主流）は毛沢東が主導した「大躍進」の誤りを是正するための「農業60条」「林業18条」（表3-1-1を参照）など数多くの効率アップ、科学講究を中心とする経済調整政策を打ち出した。集団林業については、「山林は国有と集団所有を再確認し、集団所有が人民公社、生産大隊、生産隊の三級所有とし、分配の基礎単位は生産隊とし、生産責任制や農民の自留山、零細な林木の対する經營を認める、林木の所有権は造林者に帰属する」を政策調整の中心とした。これを基づいて、江西省は1962年で、自留山の区画を終わらせ（自留山の面積は所在集団山地面積の5%程度が原則）、「三級所有」に応じる「山林権所有証明」を発行し始まった。農家の造林の積極性が甦った契機を捉え、省林業庁は「営林を基礎とする方針」を再確認し、営林生産に対する奨励政策を打ち出した。文化大革命以降の混乱と大規模森林破壊で、当時の様子を直接反映するデータが残された林分などを見付かられなかつたが、1997年著者は当時を詳しい林業関係の政府役人、農家らに対する聞き取り調査により、造林面積の急速拡大した様子が分かった。

②「森林保護条例」の公布と施行で、森林での開墾、乱伐、山火事などが大幅に減り、森林資源が保護された。

③「森林資源の拡大は国有林業と集団林業の共同努力で実現する」を貫徹するため、省内の国有造林は国有の造林可能地がほぼなくなり、1962年から集団所有地での国営・集団連合造林が始まった。

④大躍進により大きな損害を受けた中国経済は、経済調整政策を実施したことによって、1965年まで、全国の工・農業総生産額が比較可能価格では「大躍進」前の水準に回復した。しかし、1966年になって、毛沢東はまたも共産党内政治闘争の優位を立ち、劉少奇の経済調整政策を修正主義への兆しとみなし、全国規模の批判を呼びかけ、文化大革命を始めた。結局、江西省森林・林業は「発展期」が僅か4-5年でおわりを告げられて、史上災厄の「巨大破壊期」に突入した。

巨大破壊期（1966-78年）の特徴：

①「革命老本拠地」としての江西省は、文化大革命期間に、毛沢東を擁護する赤い戦士という意味、主に高校の学生から組成される紅衛兵組織の全国移動・連絡の主要地区である。彼らの大規模会合によって、本省の交通運輸が麻痺し、重要な生産物資の運輸ができず、経済活動と人民生活に大きな影響を与えた。

②農村では、「一大二公」の誤りは再来した。経済調整期に農民に返された自留山（自分で植えた樹木も一緒に）は回収され、多角経営である農家の家庭副業を再び「資本主義のしっぽ」として禁止された。農民は前述の生産隊における分配のもとで、極度な貧困でありながら、農林業生産のやる気が完全になくなかった。

③林業庁（局）ら政府機関の日常が混乱に落ち、林政管理は全くの無政府状態で、森林乱伐がやり放題ほどである。学校教育は完全に中断された。江西省の農・林業専門家養成に当たる、全国で最も有名な農業大学の「江西農学院」は閉校にまで追い込まれた。毛沢東の提案で「江西共産主義農業大学」を設立して、入学の唯一の条件は貧しい出身であることとした。この学校を描く有名な映画『決裂』は、学校の担当者が大学の入学資格について、流行語になるほど著名なセリフが残した。「手にできたたこが、労働者の象徴であり、この学校の入学資格である」と。

また、大学、研究機関、林業関連部門の所蔵した書籍、文献、統計資料など全部焼かれ、江西省林政研究の大きな支障となつた。

④江西省政府は省林業部門の木・竹材、木・竹製品に対する管理・経営権を全部または一部を商業部門にあたえ、森林資源の過剰利用及び森林再生産の停滞に拍車をかけた（表3-1-1参照）。

⑤1971年の「全国森林発展計画（草案）」で、江西省は優越の樹木生長環境を持つ「速生豊産林」（多収穫林）基地の1つとして指名された。造林樹種はほぼ杉の単純林で、50年代から始まった本省の針葉単純林の建設を加速した。これにより、本省の豊かな亜熱帯常緑広葉林地の生態環境に大きなダメージを与えた（純林についての評価は第5章で）。

⑥江西省の国有林業は土地改革で全省林地の10%未満の林地しか得られなかつたため、発展の余地がなくなつた。1972年に省政府は「集団所有の荒山に対する徵用問題の通知」（表3-1-1を参照）を公布した。これ

により、集団所有の土地は簡単に国有林場のものとなつた。しかも、実際に徵用された土地は、植林されたところが多かつた。その植林は、集団が植えたものもあり、集団と国営と共同で造成されたものもある。このような「徵用」が、本省現在の山林所有を混乱させる最大な原因である。

以下は、当時の集団所有の山を国有にする契約書の1つの実例である。

資料：湾里など集団大隊が国営単位に荒山を分け与えることについての協議書

毛主席の「林業は非常に重要で、基本問題の1つになる」という教導に従い、国家の造林建設の支援を受けて、湾里区が林業綱要を実現するために、湾里区湾里人民公社所属の湾里・掉腸・鋪暇など3つの生産大隊は、所轄の経営能力がない部分の荒山を区（湾里区）茶園山林場と区林業科学研究所など2つの国営部門に分け与えることを決定した。両方（集団と国有）の代表が区林業局で協議し、満場同意で、以下の協議書を策定した：

一. 荒山の分け与え問題について

湾里公社掉腸大隊第八生産隊（塔頭王村）が国営湾里区茶園山林場に以下の造林に適合する荒山を分け与える：

山名：港荘、振石竜、——郎子など全11の山、面積：約3200超（213.3ha）、境界：東は——。西は——。南は——。北は——。

中、長春ダムの上の山で10超ほどの油椿林は依然本生産大隊が經營する。

湾里公社湾里大隊第二生産隊が南昌市湾里林業科学研究所に以下の造林に適合する荒山を分け与える：

山名：南山、面積：270超（18ha）、境界：東は——。西は——。南は——。北は——。

湾里公社湾里大隊第一、第二生産隊が国営南昌市湾里区茶園山林場に以下の造林に適合する荒山を分け与える：

山名：視清管、爆竹坑（第一生産隊）、爆竹坑石油樹下（第二生産隊）、面積：2200超（146.7ha）境界：東は——。西は——。南は——。北は——。

湾里公社掉腸大隊第七生産隊が国営南昌市湾里区茶園山林場に以下の造林に適合する荒山を分け与える：

山名：筍壳板 面積；約290超（19.3ha）境界：東は一一。西は一一。南は一一。北は一一。

湾里公社鋪暇大隊が国営南昌市湾里区茶園山林場に以下の造林に適合する荒山を分け与える：

山名：雷公尖、面積：約300超（20ha）境界：東は湾里公社林場まで。西・南・北は国有山林まで。

他に、同大隊が茶園山林場に鶏公鶏婆山「面積1100超（73.3ha）以上」を贈呈する。

二.具体的な問題の処理について

造林に適合する荒山の分け与えるに当たって、生じた問題について、双方が商議した上で、以下のように議定した：

1.林業綱要の実現を加速する為に、経営能力を考え、山権（土地所有権）を集団所有から全民（国有）に移転し、経営管理は国営茶園山林場が責任を持つ。

2.以上の荒山に現存する杉、松、広葉樹、油椿、油桐などは、「農業60条」に基づいて、一定の価格で国が買い取る。

買い取るための金額は以下のように：

掉腸大隊第七生産隊にの金額は1200元で、国営茶園山林場が支払う；

湾里大隊第一、第二生産隊にの金額は1500元で、国営茶園山林場が支払う；

湾里大隊第二生産隊にの金額は150元で、湾里区林業科学研究所が支払う；

鋪暇大隊にの金額は350元で、国営茶園山林場が支払う；

上述した金額は一回で全額を支払うべき。

ほか、湾里大隊第一、第二生産隊からの分け与え山地の中、若干の油椿がある。社員の食用油を配慮するために、双方は「本生産隊（第一、第二生産隊）に7年間（1973-80年）油椿の果実採集の許可を与え、1980年後、国有に帰す」

と議定した。

三.本協議書は調印する日を持って、執行し開始する。調印する全員は本協議を違反してはならない。また、本協議書は湾里区人民法院（裁判所）に報告し、記録にのせるべき。

四.本協議書の原本は一式7部で、以下の部門に分けて保存する：

湾里公社掉腸大隊第七生産隊；湾里公社掉腸大隊第八生産

隊；湾里公社湾里大隊第一生産隊；湾里公社湾里大隊第一生産隊；湾里公社鋪暇大隊；

国営茶園山林場；湾里区林業科学研究所。

ほか、本協議書10部を複製し、関連部門に報告すべき。

協議調印の参加者：

湾里公社掉腸大隊第七生産隊代表；湾里公社掉腸大隊第八生産隊代表；湾里公社湾里大隊第一生産隊代表；

湾里公社湾里大隊第一生産隊代表；湾里公社鋪暇大隊代表；国営茶園山林場代表；湾里区林業科学研究所代表；及び南昌市湾里区湾里人民公社代表；

南昌市湾里区林業局代表。

1973年12月20日 湾里区林業局で 調印

出所：著者の1991年の現地調査により

このように、政府はあまり粗末的、掠奪式の手法での集団所有の林地を国有とした。このような占有は、当時では、山地不足で発展が制限された国有林業にある程度の貢献をしたと言うものの、農家たちには納得させられず、そこからの農家が国有山林に対する盗伐、乱伐の「口実」ともなった。

⑦国家林業経営指導思想の歪み、政治・社会の混乱により政府機関の森林保護・再生に対する監督機能の低下などが主要原因で、この期間中に、江西省の森林・林業は空前的な巨大破壊を受けた。（表3-4-2）は残った数少ない貴重な記録の1つである。

同表によれば、僅か2年の間、本省の有林地と人工林の面積はそれぞれ9.95%と17.4%も低下した。無林地

表3-4-2 江西省林地状況の変化（1975-1977年）

単位：万ha

項目	1975年	1977年	差額	変化速度(%)
有林地	521.6	469.9	-51.7	-9.9
人工林	59.7	49.3	-10.4	-17.4
疎林	54.0	67.6	13.6	25.2
無林地	298.5	339.8	41.3	13.8
荒山荒地	286.0	310.9	24.9	8.7
伐採跡地	4.2	12.6	8.4	200.0
焼き跡地	7.9	14.7	6.8	86.1
砂漠化土地	0.3	1.0	0.7	233.3
未成林地	20.2	35.1	14.9	73.8
水土流失	259.3	383.5	124.2	47.9

表出所：①江西省農林墾殖勘測設計院1975年、1977年調査資料

②江西省水土保持弁公室1980年、1982年資料により作成

注：変化速度(%)=差額（1977年—1975年）／1975年

と砂漠化土地面積はそれぞれ13.8%と8.7%を増え、未更新伐採跡地は200%も増えていた。水土流失の面積は2年間で47.9%増となっている。

第5節 改革開放期（1978—92年）

1 農村における改革

改革の背景：中国の経済改革は農村から始められた。農村改革は、人民公社制の否定と家族営農体制の確立を中心内容とし、その後に農業経済全体、そして更に都市部門の改革、市場経済体制の確立にも大きな影響を及ぼした。中国の改革を語る際のキーワードは、例えば、「双軌制＝計画と市場の二重制」、請負制など、いずれも農村改革の過程で試行され、成功を納めたものばかりである。

ところが、農村改革というと、行政が主導権を握って変革を進めてきたかのような印象を受けるが、少なくとも改革の初期段階では、農民自身が貧困からの脱却を試みて密かに集団化を放棄したところに端を発したものであり、政府の政策誘導によったものではなかった。

1978年冬、安徽省風陽県梨園人民公社小岡生産隊では、長い間にわたって土地を耕しても生活にゆとりが生まれない農民達が悲壮な面持ちで集まつた。彼らは共に天に誓い立て、後に広く知られる「盟約書」を取り交わした。この「盟約書」こそは中国農民の飢餓への訣別を告げ、新たな土地制度—各戸経営請負制（農家生産量リンク請負責任制）の誕生を意味する宣言書であった。

各戸経営請負制の仕組みは決してややこしいものではない。集団化以前の農業経営が基本的に家族単位で行われたことを思い出せば、この各戸経営ははなんら「新しい」ものではなく、との形態に回帰ただけであった。また、1952-78年の集団化時期においても、このような家族経営農体制への復帰は1956年、1961年と2度発生したことがある。これは集団化からの離脱が繰り返し試みられた背景は基本的に同じであった。それは集団組織の経済的非効率のゆえ農民が深刻化、最も貧しいところの農民自身が乱を起こし、集団化を否定することに動きだした、と言うことである。

各戸経営請負制によって土地の経営権と労働時間の自由が農民に与えられ、生産の成果と個人の利益がしっかりと結び付けられたことは、とりもなおさず農民の解放を意味したのである。それ以来、農民は広範な経済選択の自由を獲得し、独立した商品生産者として社会の生産・交換・分配・消費の各分野に参加するようになった。

このような変化を如実に物語る例を挙げてみよう。78年農村改革の序幕を引いた小岡村でのことである。

耕地が分割される当日、ある農民が夜も明けきらぬうちから自分の田んぼに出かけたという。彼は村一番の「怠け者」として有名で、それまでは生産隊長が呼びにいってようやく腰を上げるという体たらしだったという。土地と人間は昔のままのはずであるが、土地と人間の関係が変わっただけで怠け者が勤労者に変身し、腹を空かしていた人間が腹一杯食えるようになったのである。この明快な事実が農村改革の成功の原始的契機となり、中国全体の経済変革の理論的出発点となつたのである。

政府が責任制を正式に承認したは1981年後半であったが、その時点で既に45%の生産隊が各戸経営請負制に切り替えており、83年末には94%以上に達した。その意味で、農村で起こった改革は政府より追認されたものに過ぎず、現実の動きは制度、政策の改革をリードしたかたちとなった。

政策の変更は個人の経済行為の選択と経済効果に巨大な影響を与えた。そして各個人のやる気を起こさせる政策の転換が農業を推進する決定的な要因となった。計量経済学の計測結果によれば、1978-84年の6年間、農業生産額増加分の47%が家族経営農体制の導入により説明できたとされている（林毅夫『制度、技術と中国農業の発展』上海三聯書店 1992年）。

農村改革の本質：農村改革の突破口は「生産責任制」の導入であった。その本質は、生産過程における意思決定の分権化と「多労多得（よく働くほど所得が多くなる）」の正当化と言う2つの点に反映された。

生産請負制の導入は単なる家族経営体制の復活、或いは完全な自由化ではなかった。農民は政府とあらかじめ農産物の供出量、税金及び公共蓄積金などについて「契約」を結び、とりわけ、食糧、綿花、植物油など主要農産物の供出量について、その価格が低く開示

されでも、政府に供出しなければならないことになっている。この点では集団化時期の統一買い付けとはあまり変わらなかった。農民達は、政府への統制供出量を上廻る農産物を自由市場などで自由価格で販売することが許される。その意味で、農村改革の初期段階における農民に与えられた自由は限られたものであったといえる。

しかし、生産過程におけるさまざまな意思決定権が農家自身に委ねられたこと、「交足国家的、留足集団的、剩下都是自己的（国にの供出任務を果たし、集団に公共蓄積金、公益金など納め、残りは全て自分のもの）」という経営成果の分配方法が確立されたことは人民公社体制下のそれと決定的異なる。

家族営農体制のもとで、農民は、人民公社時代のように自らの労働力を供出するだけではもう不十分であり、政府との「契約」を配慮しながら、土地、資金、など生産要素の配置をより経済合理的に行わねばならぬようになった。即ち、農民は単なる労働者から、意思決定を伴う経営者に変身したのである。

そして、経営成果の分配方法は集団化時期のそれとあまり変わらず、国家、集団、農家という順位は依然として原則とされていた。しかし、採算単位が生産隊から家族におろされたため、働きと経営成果の関係がより直接に結び付けられることになった。そこに含まれた「多労多得」のメカニズムは、結局農家の生産意欲の向上へつながったのである。

農村改革の意義：農民の自発的な脱集団化に端に発し、後に政府の強力な指導下で押し進められてきた農村改革は、所得分配、農產物流通及び農村社会経済の基礎組織、等々の側面に大きな変化をもたらした。

第1の意義は、改革により農民達は生産の自由、消費の自由、職業選択の自由をまだ不十分とは言え一応手にすることことができたことである（発展研究所総合課題組「農民、市場と組織革新」「経済研究」1991.3.）。

集団化時期においては、戸籍制度による人口移動の制限もあって、農民の都市部への移住は全く不可能だけではなく、職業の選択の自由も殆ど認められなかつた。市場経済化が進み、農村経済の構造が多重化している今日、農家の人は郷鎮企業への就職はもちろんのこと、都市部または豊かな農村地域移動もかなり自分の意思で決められるようになっている。

農村改革の第2の意義は、集団化過程で公有制とされた土地、農機具など生産手段の財産権（土地の場合は長期的な使用権であるのみ）が農民達の私有となつたことである。周知の通り、農業の集団化の中心内容が「生産手段の私有制は生産手段のみで他人の労働を支配し搾取する可能性があり、しかもそれが悪だ」、というマルクス主義の考え方を求められた。

即ち、生産手段の私有制を正当化した農村改革は実にイデオロギー上の大きな方向転換を伴つて行われたものである。そこで、私有制と市場経済との緊密な関係から考えれば、このイデオロギーの大転換が有つたからこそ、今日の市場経済の基盤が築き上げられたと言える。

農業改革の第3の意義は、都市部または国有部門の旧体制に衝撃を与えたところにある。農民の流通過程への参加、都市部への出稼ぎ現象の出現、郷鎮企業の急成長にともなう非農業製品の市場進出、等々は絶えず都市部の古い集権体制に圧力をかけ、都市改革或いは国民経済全体の市場化を迫ってきたのである。

ところで、農村改革の過程中の集団林業は、農業のような成果を挙げることができなかつた。

2 農村改革における集団林業政策の展開

林業三定政策の背景：1950年代初期の土地改革の際、山林と土地は、国・集団・個人の所有権によって分けられ、山林の限界区域が定められた。農村の体制は農地の私的所有に基礎を置いた家族経営農体制である。1950年代中期の合作社運動で個人の土地を農・林業高級合作社と呼ばれる協同組織が使用する形になった。人民公社化運動の後は、更に個人使用の土地を合併して集団共同使用とした。高級合作社成立の際、僅かな一部分の土地を残し、農民に個人経営をさせている。これが自留山の始まりである。人民公社化と大躍進運動は「一大二公」という原則で自留山がほぼ收奪され、集団のものになったものの、1961-65年の経済調整期には農家に返された。文化大革命時（1966-76年）に、悪平等の分配原則で大部分の自留山が再び回収された。これに対し、農村改革から農民は土地使用権の返還の要求が各地で起こつた。

また、行政区域の変更が何度も行われたので、山林権についてのトラブルが発生した。例えば、かつてあ

る時期に国は大規模な造林緑化運動を何度も実施し、農民は集団で荒山の緑化を行った。しかしその後、これらの森林は集団のものになる部分もあれば、国営林場が経営する部分もある。江西省国有林場の山地のほとんどは政府が間に立って無償あるいは格安な価格で「集団」から獲得したものであった。そのため、農民たちは自分が山地或いは造成した山林の返還を政府に要求した。

国営林場の中には、国の資金によって農家が造林したものもある。それらの林地の中には、なんらかの原因で解散になったものがあり、森林が色々な形で占有されている場合がある。「社」と「隊」、村と郷と県の行政区画の変動に伴って、境界もはっきりせず、法律上の根拠もないまま、変動した山林境界も多く残っている。

このような状況が交錯して、全国至る所で山林権についてのトラブルが発生した。これに対して、国は林業改革に関する一連の政策と法律を打ち出した。1979年には「中華人民共和国森林法（試行）」が公布され、1981年3月には中共中央・国務院が「森林を保護し、林業を発展することに関する若干問題の決定」を発表した。この決定の中心は「山林所有権の安定」、「自留山の画定」、「生産責任制（責任山）の確定」で、いわゆる「林業三定事業」であった。

農村改革に伴い、1978年末から1981年初の間に殆ど地区の集団林業は農業の一部分として自留山の画定と生産責任制（責任山）の確定などがある程度で進められていた。しかし、林業三定事業の施行は林業改革の本格的な開始と認識するのが一般的である。

「林業三定事業」と合わせ、1984年には正式の「森林法」が公布され、林木の所有権、林地の使用権、林木の伐採許可制などについて法制度が体系化された。歴史的に残った問題に対しては人手を糾合配置することで全面的に整理した。

1981年以降の林業改革においては、農業改革の経験と手法を参考にして、あらためて全国的な自留山の区画の確定がなされた。その方法は、各地の実状（土地、山林の面積、人口、社会経済状況など）に基づいて、各戸の合法的な人数により、それに見合った自留山の区域を平均的に定めた。これによって、各地の自留山の面積がまちまちになった。さらに自留山の境界を定

め、登録台帳を作り、土地使用証を発給した。これが自留山の区画の確定である。自留山の使用は無償である。そこで生産した木材や燃料は自由に販売することができる。但し、次のような制約がある。

①伐採する時は林業主管部門の許可を得ることが必要で、伐採量に制限があり、林業主管部門がこれを確定し、伐採後に照合・検査する。これは、大面積の皆伐を防止し、森林被覆率を保持するためである。

②自留山で生産した木材、燃料を出荷し、自家消費しても、育林基金と林政管理費などを納めなければならない。

③農民には自留山を販売、譲渡する権限がない。期限内に造林しない場合には、「集団」がそれを回収して再び有能な農民に分配する権限を持つ。自留山の使用权は長期固定されており、相続することができる。

集団林業の生産責任制の主な内容は、責任山を確定して生産を請け負わせることである。責任山は郷村の集団所有の山林（荒地、荒山を含む）と、小部分の自留山と、集団林場が統一的に経営する山林を除き、あとに残ったおおむね個人が請負っている集団所有の山林である。自留山は個人が集団所有の山林を無償で使用する形式であるのに対し、責任山は個人または共同で集団経済を請負う経営の形式である。農民は自分の能力に応じて、政府または所在の村民委員会に経営したい山を申請し、審査を受け、責任山の経営を請負う。契約期間は大体30-50年で、期限内であれば相続が可能であり、他人への譲渡もできる。責任山の契約に当っては、請負者の農民と発注者の集団（村など）は双方の利潤分配を協議して契約書を作成し、公証人役場で公証がなされる。請負った山が荒山（荒地）で利潤が少なく、造林を推進するために行う場合には利潤金の納入を要求しない場合がある。

国営林場の山林（国有林）の請負については、施業地の区画を行い、国営林場の従業員がその一部分ずつを請負う。これは、企業内部の経営責任である。集団所有の山林では、ほとんど農民に分割して請負わせているが、国有林では、ほとんど林場従業員に分割して請負わせるという多少の違いがある。しかし、集団所有の山林であるのに国営林場の従業員が請負うこともある。

請負う面積を決める主な根拠は、請負者の資金、生

産用具と技術、経営能力などである。請負う者は、造林・伐採・更新にわたって全般を請け負い、他人を雇うことでもできる。立木地であれば内容が異なるが、いずれも契約書に内容が明記される。基地林（早期多収穫林基地、水源涵養基地など）以外の責任山の造林に補助金は出ないが、借款することができる場合もある。個人と集団と国との分収率は、地域と立地と条件、社会経済状況によって異なり、発注者と請負う者が協議をして決める。収入の分配については、収入金額によって利益を分ける方法と、林木の数量で利益を分ける方法の二つがある。伐採した木材のうち、個人所得の部分は、森林法に符合する限り自由に販売することができる。

林業改革初期の1981年の責任山の区画は、やり方としては粗末なものであった。大量の山林は責任山として家族営農体制に適するかどうかを明確しないまま農家に任せられた。例えば、ある山林は村から数キロも離れ、家庭経営能力を超えていたケースがしばしば見られた。また、契約書があるものの、中には契約双方の責任、権利、利益について、今ひとつはっきり書かれていらない。農家にしてみれば、責任（造林、扶育、保護など）だけで権利（経営権、伐採権など）がなく、利益が少なく、「自留山は自分の子、責任山は他人だ」と言うことになる。経営管理良好の自留山と対照的に、責任山は手入れが少ないために、山林状態が悪くなる一方である。

1983年、南方林区に自留山を拡大するブームがあり、1984年からは「二山（自留山と責任山）を一山（自営山）に」という運動が起った。請負制度は経営能力によるものから平均分配によるものに変わった。山林の立地、林木の生長状況などがかなり違うことから、分配の決め手として、1つの山林を立木の材積によって零細化し、「くじ引き」で配分した。

自営山には、その経営農家に「自営山証」が発給され、他人への売却が禁止されたが、相続はできる。自営山は集団内全員平均的に分配したものであるから、「福祉」と見なし、集団はその収益の分配にはほぼ参加されていないのが現実である。これは事実上の集団財（林木と土地使用権）の無償での私有化であって、「林業三定事業」の失敗を意味する（第4章参照）。

このような経緯のもとで、江西省の森林の経営権別

表3-5-1 江西省家庭・集団・国家経営別山林面積比

(1987年)

単位：%

総数	家族経営		集団経営	国家経営
	計	自留山		
100	85	27	58	6
				9

出所：徐士格「南方集団林区における山林の家族経営についての分析と考察」「林業経済参考資料」3頁 中国林業部政策研究室 1987年。

表3-5-2 「林業三定事業」による江西省集団林場の変化（1978-85年）

	箇所数（箇所）	林地面積（ha）
1978年	8559	152
1985年	4605	71
減少率（%）	46.2	53.3

出所：江西省林業庁業務資料により

の所有関係は（表3-5-1）のようになり、自留山と責任山の割合は27%と58%で、合わせれば、家族経営の比重は85%にも達する。農村改革前の1978年から1985年までの7年間に、本省の集団林場の箇所数は46.2%を減り、経営面積も半分以下になった（表3-5-2）。

(2) 南方木材市場の開放

政府は1980年まで、南方集団林区で生産された木材に対してすべて固定価格で統一的買い付けをしていたが、「森林を保護し、林業を発展することに関する若干問題の決定」によって、1981年から、国家はその生産分の70%—90%しか固定価格で買い付けをしないことにした。残りの10%—30%の木材は林業部門によって国家の統制材の価格より高い価格（統制材より30%高い、協議買い付け価格という）で統一的に買い付け、統一販売されるようになった。これで、当林区の木材流通は国家計画によって調節されるものと市場メカニズムによる調節されるものが併行期に入った。

1984年10月の中国共産党の12期3中全会は、「社会主义計画的商品経済論」を発表し、消費財と生産財の商品性を正式に公認した。製品、物資などを行政手段で調達するという従来のやり方をやめ、それらを商品として価値法則に基づいて流通させると決めた。これは南方木材市場の開放の理論的依拠である。

中共中央・国務院は1985年1月1日に中央1号文献である「農村経済をより一層活発にする10項目の政策」

を通達し、「南方林区では、木材の統一買い付けを廃止し、集団や農民個人所有する木材を自由市場で自由に販売させ、木材市場を全面に開放する」と決定した。

木材市場開放の目的は、自由市場での「議購議銷」(売買双方の契約あるいは協議による取引)を通じて、農民の林業収入を増かさせ、かれらの造林・育林生産の積極性を引き出そうというものである。国は開放した自由市場での木材流通に対して全く関与しなくなつた。その結果、国営、集団、個人の形態を問わない各種の木材公司が木材買い付けを始めた。

江西省及び南方林区木材市場の開放期の特徴は以下のように纏められる：

第1に、集団所有林を農家に分け、農家個々による請負管理を実行している。農家は政府の森林政策がこれまで不安定であったことから、手に入れた森林をいつか再び政府に収奪される心配し、目先の利益だけを考え、森林の過剰伐採をした。

第2に、前述した「二山を一山に」運動で、集団所有の山林はたっだで農民に分配された。これは客観的に「森林が無価値」という観念を農民に持たされたことにより、不合理伐採を拍車した。

第3に、その時期実行した各級政府の「財政請負制度」(注⑤)は流通ルートの各種の税・費を増えさせ、農家の収入を減少する一方、森林の過伐を黙認・放任する地方官僚さえいた。

第4に、農民は商業経営素質の差、個人の運搬力の差、木材の税・費の急増などの原因で、収入をそれほど挙げることができなかつた。(表3-5-3)によると、林業税金の伸びは林業利潤の伸びを遙かに上まわつた。特に、農民収入と関係している原木販売収入の伸び率なら、もっと少なかつた。利益の殆どは流通ルートの部門と個人に取られ、農民や林業に返還することができなかつた。『中国木材流通論』(蔣祖輝ら編、308頁 中国林業出版社 1994年)は「南方集団林の木材販売収入の中には、営林収入が10%未満で、伐採・運輸収入が20%強、流通部分が60-70%となつてゐる」と論じた。

「森林が無価値だ」という観念の影響で、取引は現金販売であることもあって、「買い付け値段は自分が出した伐採、運搬費用の上にまわれば、やれる」という考えが支配的に多かったのは1998年、著者により聞

表3-5-3 南方林区内A県における林業収入・税収・利潤の変化(1984-86年)

	総額(万元)			伸び率(%)	
	1984	1985	1986	1985/1984	1986/1985
1 販売総収入	2890.1	3176.2	3813.8	9.9	20.1
うち 原木収入	2408.1	2559.7	3255.7	6.3	27.2
2 林業税金					
① 產品税	58.8	286.7	317.2	390	10.6
② 営業税		15.2	85.6		460
③ 特產税	45.4	247.4	319.3	450	29.1
3 利潤総額	112.5	203.8	277.1	81	30.1

出所：悧文摸 主編『林業分工論』 419頁 中国林業出版社 1991年

注：1984年は木材市場開放前で、85、86年は開放中である。

き取り調査で分かった。農民が収入を増加するため、より多くの伐採をしなければならなかつた。これは森林過・盜伐の「原動力」と言える。

第5に、開放時期は中国の経済高度成長期に重ね、木材に需要が膨張していた。北方の国有林区の木材市場がまだ開放されていないから、木材需要の圧力は全部に南方林区にかけた。これは森林の過伐・盜伐が発生する一つの要因である。

農民はまず自留山・責任山を伐採し、その後は需要の後押しで他人の「二山」、集団経営の山を盜伐し、最後に国有山林まで手を出した。

省林業庁の業務資料によると、江西省銅鼓県国営茶山林場では、短い期間に3万m³の杉が盜伐された。上猶県では、1984年に312万m³であった森林蓄積は1986年末には160万m³へと、約49%減少した。

最後に、以上に述べたことを基づいて、森林資源破壊の根本的な原因は木材市場の開放でなく、①集団林所有体制の混沌、②木材に対する供給と需要の矛盾、農民と地方政府の目先の利益に対する追求、④木材の価格体系による利益分配の不合理、4つの理由があると考えられる。結果として、木材市場の開放は農民の林業生産に対する積極性を引き出すことができなかつた。

1987年6月、中共中央・国務院はこうした森林過伐・盜伐問題に「南方集団林区の森林資源に対する保護・管理を強化し、厳重に過伐・盜伐を制止する指示」という公文書(中發20文献)を発表し、以下のように規定した：

第1、林業重点県(表3-5-4)における集団林からの

表3-5-4 南方林区の林業重点県の各省における分布

単位：箇所					
省名	江西	浙江	安徽	湖北	湖南
県数	33	7	5	7	19
広東	広西	貴州	福建	海南	合計
16	22	18	30	1	158

出所：村鳩由直監修 陳大夫著『中国の林業発展と市場経済』

73頁 日本林業調査会 1998年

注：林業重点県のおおよその基準は、森林面積：20万ha、蓄積：800万m³、木材の年生産量：100万m³。

木材の買い付けは、林業部門による統一的買い付けだけしか認めず、他の部門或いは個人などの買い付けは一切許可しない。

これにより、重点県の木材流通は、木材市場開放前の国家の統制から地方林業部門の「統購統銷」に変わり、1985年以前の状態に逆戻りした。10省・区、158重点県の中の最大な33県を持つ江西省にとしては（表3-5-4）ほかの省・区以上の試練（したの文を参照）が待っていた。

第2、同林区の他の県での木材流通において、市場開放のままにさせる。

これにより、重点県以外の買い付け及びすべての（重点県を含む）販売ルートには、市場メカニズムを残っていて、統一買い付け時期と違った。

第3、重点県における買い付けは「議購議銷」というのが原則で、農家利益の保証や木材経営が担当する林業部門の利益過大化を防止するために、買い付けの最低保証価格と販売の最高制限価格を各省・区で決める。

第4、木材伐採許可証、木材運輸証及び木材経営（加工）許可証の管理を強化する。

これらの内容は、少なくとも以下のようなことを起こりやすくなる。

①林業部門による独占的な買い付けは林業部門に有利であるが、農民には不利である。買い付け市場の独占により、林業部門は独占価格で任意に買い付け価格を低く抑えられる。農家は市場開放する時の競争がなくなり、受け身という状態に置かれる。買い付け価格の低迷により、農民の木材生産の積極性が影響される。行政に制定された「最低保証価格」があるものの、その価格は絶えず木材市場の市況を下回り、必ずしも農

民が保護されていないのが現実である。

②木材を経営する林業部門の経営能力のアップには役立たない。独占経営により、林業部門が役人商法化し、商品意識を欠き、将来の市場に参与する競争力を喪失する。

③森林乱伐、盗伐などの隠れた危険はまだ除かれていない。木材販売市場は開放しているだけに、木材経営の林業部門はほかの商品生産者と同様、自身の経済利益を感心しなければならない。場合によって、木材経営の林業部門は自分の利益のため、森林乱伐を放任することが十分に考えられる。また、林業管理部門の林業局とは、元々同じ国営林業部門であるため、その森林破壊の手法は隠蔽的、更に有害である。

江西省審計局の「農民の収益と林業の税・費問題についての調査」（『林業問題』1990年第一期120頁 中國林業経済学会・中国林業科学院林業経済研究所）の中一例を挙げよう。

非重点林業県の永修県は重点林業県武通県のとなり同士の県である。武通県の木材市場が閉鎖され、林業部門により「統購統銷」が実行されていた時には、永修県の木材市場が開放のままである。農民の木材販売による収入は大きな差が生まれる。1988年、武通県の統一買い付け価格は1m³の杉材が200.5元であることに對し、永修県の自由販売の買い付け価格は400元以上である。当然、武通県の農民は林業部門に木材を売りたくないなり、闇ルートの取引に走る。闇ルートは、林業部門の買い付け任務の完成を難しくさせた一方、永修県の価格に影響を及ぼし、当地農民の利益を侵害することになる。

生態林業工程：中国国务院は1989年に、「1989-2000年造林緑化計画綱要」を発表した。「人工造林の任務、目標、建設の重点を明確し、造林の量と質は各級指導者の任期内成績考査の重要指標とする」などを指示した。これを基づいて、江西省政府は、「全省人民を動員して造林緑化を行うことについての決定」を公布し、1989-95年の7年をかけて荒山荒地を消滅し、江西省を全面的に緑化する大規模群衆造林運動を提起した。この運動はのちに（1993年）「生態林業工程と名付けられた。

過去の数回造林運動と比べ、生態林業工程の最大な特徴は、造林の進行状況を各級政府指導者の成績と関

表3-6-5 江西省森林資源の推移（1989～1994年）

単位：万ha 万m³%

項目	林分面積	林分蓄積	未成林造林地面積	疎林地面積	森林被覆率	経済林面積	竹林面積
1989	504.54	18792	44.3	105.0	40.3	103.7	59.2
1994	680.1	21964	68.9	73.5	50.8	105.2	63.8
増減	175.7	3172	24.6	-31.5	10.5	1.5	4.6

出所:江西省林業庁業務資料から

連させることにある。省政府は「決定」公布ご直ちに、各市・地区政府と「保護森林、造林緑化の目標についての責任状」を調印した。同様に、市・地区政府と各県政府、县政府と各郷・镇政府とそれぞれ責任状を交わした。「責任」(目標)を達成できなければ、各級政府の指導者の降格、免職、処分などもあり得ることとした。中央政府から末端行政機関に至るまでの全政府機構の後押しで、生態林業工程を軌道に乗せることとした。

江西省は1989年からの「長江中上流域保護林体系建设第一期建設」の重点地区と世界銀行の中国植林事業に対する巨額融資（1990年2月だけで3億ドルが融資された）により「速成多収穫林建設」の重点建設地区に指定されたこともあり、僅か6年間で、植林可能な荒山を94年までにすべて植林を終えるなど優れた成果を残しており（表3-5-5を参照）。林分の面積と蓄積は34.8%と16.9%を増加した。森林被覆率は50.8%に達し、台湾、福建に次いで全国第3位となった。

1989-94年の生態林業工程建設の特徴は以下の通りである。

①「工程」の最大な功労者は造林の担い手の農民であった。「工程」を実施される自体は、農民の意思に反するとは言えない者の、政府の強制的な推進が目立つ。

②「工程」最大の受益者は江西省の国有林業であった。「長江中上流域保護林体系建设第一期建設」と「速成多収穫林建設」などの主催者は国家であるため、国有林場は集団所有制の経営部門より多くの利益を受け取た。事実上、江西省国有林場の経営面積は1987年の9%から1994年の18%まで伸びた。

③集団林業の再組織化が推進された。本省の集団造林に対する「造林補助費」は集団林場のみを対象とし、しかも一回の造林面積は33.3ha以上でなければならぬ

いと規定したので、山地、労働力を含む農民の再組織化を促進された。

集団林場の数は1989年の6401箇所から94年の13404箇所まで倍以上増えた（表3-3-3を参照）。

④あまり速いペースの造林建設には、資金源が十分でなく、造林の質が低下した。このような造林建設は林業部門の経済危機を招き、これからの新造林の扶育事業にも大きな影響を与える（第4章を参照）。

6年で完成された荒山造林面積201.1万haの中で、「長江中上流域保護林体系建设第一期建設」による造林は90.5万haで、林業部の計画面積の3倍である。無論、1haの造林費で3haを造成するわけではないが、地方政府や造林担当者の国有林場・集団林場・農家などの資金力そして銀行からの融資などは限度があるから、十分な資金投入がなかった。

⑤1980年の財政改革により、これまでの財政収入・支出の統一的な中央集中管理から、地方財政に一定の収入を与え、その財源により支出を賄わせるという請負方式が取られている。88年には一部の省・市では財政収入の一定額を中央財政に上納すれば、残額は全てその省・市が支出してよいという請負方式が適用された。

第6節 社会主義市場経済期一遅れた林業市場化

1 林業市場化の遅れと林業政策の「空文化」

1993年11月の中共中央第14期3中全会で社会主義市場経済の行動綱領が決定された。国有企業の経営機構改善と現代化、所有と経営の分離、固定価格と市場価格という2重価格の解消、金融・労働・不動産・技術・情報など市場体系の育成、財政・税制・金融の改革による政府機能と経済のマクロコントロール体系の

確立、を重要課題としている。いわゆる市場経済化が全国の各領域に推進されることになった。

しかし、森林・林業部門の市場化進行はほかの産業より大きく遅れた。木材以外の農産物の公定買い付け価格が大幅に上げられたが、南方林区の統一買い付け制度は、固定林価を据え置き、変わらぬ気配が全く見えなかった。85年の南方木材市場開放の失敗が林業政策を据え置く最大な原因と思われるが、「地球サミット」で「森林原則声明」、行動計画「アジェンダ」の採択により世界的な「持続可能な森林経営」の呼びかけに対する思惑も重要原因の一つと考えられる。

中央政府は1995年2月に、「林業行動計画」を公表し、「環境保全を重視する持続可能な森林経営を目指す」ことを決定した。「林業分工論」に基づく（現段階で分けにくい「兼用林」部分を除く）林業分類経営の方針が決められた。森林法が規定した5大林種区分を公益林（保護林、特種林）と商品林（用材林、経済林、薪炭林）の二種類に分けて経営することとした。（第1章を参照）。分類経営の実験は1996年から全国で始められた。

しかし、保護林、特種林経営の直接な経済効果が殆どなく、社会・生態効果は森林法に認められたものの、経済発展を急ぐ国の財政面の問題もあって、公益林に対する具体的な補償策は全くない。市場経済に置かれた経営主体の農民は保護林、特種林を用材林として経営しそうを得なくなる。「林業の分類経営は事実上空文化している。

2 「山でもう一つの江西を作ろう」戦略

江西省政府は、荒山造林をほぼ終わらせた1994年、2005年までに江西省山地の年間生産高を当年の耕地の生産高に匹敵させる「山でもう一つの江西を作ろう」を提案した。この提案は1年間の検討を経て、1996年から、国民経済の第9次5ヶ年計画の開始と同時に、実施された。この計画は高効率林業戦略とも言われ、江西省の森林・林業経営の最も重要な指導的綱要となっている。

中国では、「農業」という言葉は2種類の意味で使われている。1つは農業・林業・牧業・漁業のすべて含めた概念であり、この意味で使用するときは、「大農業」という。ほかの1つは、日本語の農業とほぼ同じ意味

である。この場合は、「小農業」か「農作物種植業」を、あるいは「農業」を使う。なお、この狭い意味の農業の場合、「農作物種植業」には野生植物の採集や農家の家庭副業（多角経営）を加えることもある。

中国の農業統計の基準は表3-6-1の通りである。

表3-6-1 中国の農業・林業・牧業・漁業の統計範囲

大農業総生産高とは農業・林業・牧業・漁業のすべての生産物の総量を示したもの

農業は、農作物の栽培（穀物・豆類・棉・油料作物・糖作物・麻・煙草・野菜・薬草・果物などの栽培と、茶園・桑園・果樹園の生産と経営を含む）とその他の農業活動（野生植物の果実・繊維・ゴム・油・薬草・キノコなどの採集及び農家が兼営する工業）を含んでいる。

林業とは、樹木の栽培（茶園・桑園・果樹園は含まない）、林産品の採集、村と、村以下の合同経営組織と農家による竹の栽培を含む

牧業とは、漁業における養殖を除いた全ての動物の飼育・放牧と野生動物の捕獲を含む

漁業とは、水生の動物と海藻類の養殖、捕獲を含む

出所：（株）綜研 編 中国国家統計局監修『中国富力』99年版 566頁 かんき出版 1999年

前表の基準を基づいて、（表3-6-2）は江西省大農業総生産高の構成の推移（1949-96年）を示している。

同表によると、江西省の林業生産高の大農業におけるシェアは近年来下降し続けている。1995-96年の林業生産高は、大農業の6.3-6.5%しかなかった。これは全土地面積の62.8%を占めている林業用地の多さに相応しくないと見える。中国における産業に対する評価は産業の生産高を要素とし、國の予算の配分及び投入資金の決定と関連する。江西省の林業生産高の低下は森林・林業の国民経済における低い地位をもたらし、林業の資金投入が不足の原因の1つである。また、茶園・桑園・果樹園の栽培収入は林業の生産高に帰属しない統計の仕方も林業生産高の低下の原因の1つと思われる。

「山でもう一つの江西を作ろう」戦略の骨子は、①江西省政府は統計方法を見直すことにより、林業的地位を上げる。農業に規定されていた林業と関わりのあ

表3-6-2 江西省大農業総生産高の部門別構成の推移

(1949-96年)

単位：%

	大農業	農業	林業	牧業	漁業
1949	100	73.5	12.5	13.5	0.5
1952	100	73.8	14.9	10.6	0.7
1957	100	68.7	15.9	14.3	1.1
1962	100	69.9	14.4	13.9	1.8
1965	100	73.6	10.6	14.6	1.2
1975	100	75.0	10.6	13.6	0.8
1978	100	74.0	11.9	12.8	1.3
1979	100	72.4	12.9	13.6	1.1
1980	100	70.8	14.1	14.0	1.1
1981	100	70.4	14.0	14.1	1.5
1982	100	70.6	12.4	15.4	1.6
1983	100	69.1	13.3	15.7	1.9
1984	100	67.7	12.7	17.3	2.3
1985	100	64.7	12.3	19.9	3.1
1986	100	61.6	11.6	23.4	3.4
1987	100	61.7	10.9	23.8	3.6
1988	100	55.3	10.8	29.8	4.1
1989	100	56.1	9.6	30.2	4.1
1990	100	56.8	9.2	29.3	4.7
1991	100	59.4	10.6	25.4	4.6
1992	100	56.4	10.6	27.8	5.2
1993	100	54.5	8.7	30.4	6.4
1994	100	52.3	7.1	33.7	6.9
1995	100	52.5	6.5	33.2	7.8
1996	100	52.7	6.3	31.5	9.5

出所：『江西省統計年鑑』96年版 209頁 江西省統計局
1996年

る品目（薬草・果物などの栽培と、茶園・桑園・果樹園の生産と経営と、野生植物の果実・繊維・ゴム・油・薬草・キノコなどの採集）（表3-6-1）を全てに林業に帰属させ、木材などの加工業（家具、製材など元工業部門に属された項目）と運輸、森林旅行業など（第三産業に属く項目）を加え、従来の林業に属する項目と合わせて、新しい林業生産高とする。

②江西省政府は集約経営の用材林基地建設（第5章を参照）を通じて、国有林場を中心とする生産効率のアップを図る。それから、成功の例をモデルとして集団林に学ばせる。

③江西省政府は集団林問題を避ける。良い対策がないため、取りあえず集団林を放任する。

この戦略の目標は効率のアップという点では評価できるが、また実行中であり、全面的に評価するのができない。主力であるべき集団林業の諸問題を避ける戦略であるだけに、江西省の森林・林業の発展を見込む戦略とは言えない。

3 江西省における森林・林業の新しい動向

中国では「林地転用には、林業部門の許可を得なければならない」と林地転用法に規定されているが、市場経済化による発展に伴い、林地転用は古くて新しい課題となっている。表4-6-3で示したように、1995年の林地転用面積は約2000haである。この数字だけでは、驚くほどなことでもないが、問題は、林業部門に許可を得た転用が全体の38%にも達していないことである。

表4-6-3 江西省の林地転用面積(1995年)

単位：ha

	合計	有林地	疎林地	灌木林地	未成林地	宜林地	他
転用面積	1971.1	646.1	428.7	51.7	169.0	419.9	255.7
許可なし	1224.1	389.8	279.6	19.5	141.7	226.3	167.8
許可率%	37.9	39.7	34.8	62.3	16.2	46.1	34.4

出所：『中国林業年鑑』1996年版 158頁 中国林業出版社

注：①「許可なし」は「転用面積」の中に含まれている。

②許可率 = (「転用面積」 - 「許可なし」) / 「転用面積」

③宜林地 = 造林に適合な土地

森林所有権に対する争議が長期化する傾向にある（表4-6-4）。江西省の争議の解決率はやや全国平均レベルより上にある。しかし、これは江西省が優等生である理由にならない。江西省内の地区の間の場合は、件数の46.2%と面積の67.5%が未解決である。歴史の経験

表4-6-4 江西省の林地・林木の所有権の争議状況
(1995年)

単位：件、ha、%

	総件数	総面積	省と省の間		省内の地域の間	
			件数	面積	件数	面積
全国	合計	26542	957798.9	432	282620.5	26110
	内:解決	9579	211707.3	23	27792.6	9556
	未解決	16963	746091.6	409	254827.9	16554
	解決率	36.1	22.1	5.3	9.8	36.6
江西省	合計	1292	38741.5	37	4580.5	1275
	内:解決	688	11806.5	2	100.0	686
	未解決	604	26935.0	35	4480.5	569
	解決率	53.3	30.5	5.4	2.2	53.8

出所：『中国林業年鑑』1996年版 158頁 中国林業出版社

注：「解決率」 = 「解決」 / 「合計」

から見れば、これは森林破壊の最大な潜在的危機と言える。近年の新造林の成熟につれ、この危機はますます表現してくる。

江西省林業庁は1996年に「今の植林ペースでいくと、2000年までに、少なくとも250万haの新造林の扶育と、50万haの中幼林の間伐が必要となる」と推算した（吳

志清「全省林業工作会議的講話」『江西林業』1996.4)。さらに、生態林業工程を実施するたびに、林家、農家たちが投資として投入した8900万日分の労働力に対する労働報酬も近い将来払わなければならない(厳成「江西省の林業」『中国林業年鑑』1996年版)。林業資金の困難は表面化しつつある。

上記の林地転用、林地所有権の争議、資金困難の表面化問題の以外、合作林業の行き詰まり、集団林場の不効率化を含む多くの問題が出ているが、次章の「経済構造分析」で論議することに。

第7節 章のまとめ

森林・林業発展の特徴：

①価格体系の不合理などが原因で、林産区の貧困化特に農民の貧困化をもたらした。森林資源の巨大破壊を代価に、同省が国の工業化に多い貢献した。

②8割以上の林地を持つ集団林業の犠牲で同省の国有林業の発展に契機を与えられた。国のはか、同省国有林場なども集団林業に「お返し」の「責任」がある。

③建国後特に1989年の「生態林業工程」で集団林場(数)が大いに発展した。

④個人経営は同省の集団林に不向きであるが人民公社時代の「悪平等」はもっと不効率な結果をもたらした。(自発的に組織化、人民公社の崩壊など)

⑤同省森林・林業において、また「行政主導」が根強い。森林・林業全体は資金危機にある。(「生態林業工程」)

⑥森林所有が混乱している。「生産責任制」が確立するまで、集団林業は農業の一部分として依存し、採算(収支)ともに農業の中に混入させられ、独立の産業とは言えない。(「三級所有、隊為基礎」、「按劳分配」など)

⑦森林の回復力が強いと言えるが、農民の森林・林業に対する生産積極性がいまだに引き出せていない。(「生態林業工程」)

経験と教訓：

①現在でも施行している「統購統銷」は森林・林業を悪くさせる一方である。中の「育林基金」制度は森林の簡単再生産さえ維持できない。

②政策の頻繁な変化は森林破壊の重要原因の一つである。農民(住民)の利益を考えない政策制定は失敗に繋がる。

③農民(住民)の参加は重要であるが(労働力投入など)、国の計画、指導が必要である。(「生態林業工程」の契機など)

④農業と林業は本質の差がある。

⑤「木材市場開放」の開始及び急遽的停止による失敗から見れば、政策決定の前の論議が必要である。

⑥起爆剤として資金(海外資金を含めて)の注入が肝心である。(生態林業工程)

⑦あらゆる「本位主義」が森林・林業にとっては、危険な存在である。(税・費の混乱、乱伐の黙認など)森林・林業の発展には政府、地方、農家の「忍耐」が要求される。(税・費の急増、目先利益の追求など)

次章の課題：

第2章と本章で叙述したように、あらゆる時代の洗礼を受け、紆余曲折の道を辿ってきた江西省の森林・林業が、現在では、どうなったか、それらの経済構造の特徴を解明することは興味深い問題である。ここまで歴史・経験・教訓を踏まえた上で現状把握こそ、同省の森林・林業の理想的なシステムを構築するための1つの決定的な要素である。

第3章の参考文献：

- 1 羅烈紅・笠原義人 「中国江西省の森林開発の歴史と現状分析」日本林学会論文集第109号 1998年
- 2 許青龍ほか 「総報告」「江西省高効率林業研究」江西省林業経済学会 1995年
- 3 吳志清「全省林業工作会議的講話」『江西林業』1996.4
- 4 嚴成「江西省の林業」「中国林業年鑑」1996年版 中国林業出版社
- 5 楊芳華 「2000年江西森林の予測」江西省林業庁 1994年
- 6 蔣祖輝ら編「中国木材流通論」 中国林業出版社 1994年
- 7 張志雲 「江西省の高効率林業建設について」「林業経済研究探索」中国林業経済研究会 1995年

- 8 徐士格 「南方集団林区における山林の家族分配についての分析と考察」『林業経済参考資料』中国林業部政策研究室 1987年
- 9 龍伯央・謝利玉 「江西林業の二つの根本的な転換について」『林業調査と設計』1996.3 江西省林業調査設計院 1996年
- 10 方林 「集団林区における合作林業の比較研究」『林業経済』1991.2 中国林業経済学会 1991年
- 11 楊方西 「江西省森林の経済意義と発展見込み」『江西森林』 中国林業出版社と江西科学技術出版社 1986年
- 12 嚴善平 「中国農村・農業経済の転換」 劲草書房 1997年
- 13 安福県人民政府 「改革を深化し、高効率林業へ」『江西林業』1992.2 江西省林業庁・江西省緑化委員会 1992年
- 14 段顯明 「江西省林業税費の現状と提案」『江西農業大学学報』第17巻増刊 江西農業大学 1995年
- 15 林毅夫 「制度、技術と中国農業の発展」上海三聯書店 1992年
- 16 白石和良『中国林業必携』 農文協 1997年
- 17 天児慧ら編『岩波中国事典』 岩波書店 1999年
- 18 FAO編 野村勇 訳・監修 『中国の森林資源と林業』 農村文化社 1988年
- 19 喪文摸 主編『林業分工論』 419頁 中国林業出版社 1991年
- 20 村鳶由直監修 陳大夫著『中国の林業発展と市場経済』73頁 日本林業調査会 1998年
- 21 『江西省統計年鑑』96年版 209頁 江西省統計局 1996年
- 22 (株) 総研 編 中国国家統計局監修『中国富力』99年版 566頁 かんき出版 1999年
- 23 岡部達味ら 編著 『現典中国現代史』 岩波書店 1998年
- 24 喪文摸 主編 「中国林業発展道路の研究」「林業問題」1991.1 中国 林業経済学会 1991年
- 25 張廣智ら編 『南方集団林区経済論』 中国林業出版社 1992年
- 26 中国林業部編 『林業経済』 中国林業出版社 1993年
- 27 『南昌市林業志』 南昌市林業局 1987年
- 28 『中国農業年鑑』1949-86年版 527頁 中国農業出版社 1987年
- 29 農業部編 『農村合作経済組織及び農業生産条件発展状況資料』(1950-91年) 中国農業出版社 1993年
- 30 小島麗逸 『中国の経済と技術』 劲草書房 1976年
- 31 劉吉ら 編集 謝瑞明ら 日本語版監修 中川友訳 『現代中国の実像』 ダイヤモンド社 1999年
- 32 栄套珠 『中国の集団林』『森林組合』No.213 1988.3
- 33 水野恆一 「中国の林業政策の動向」『林業経済』1991.2
- 34 高文茵「生産請負体制下の雲南林業の現状と課題」『林業経済』1989.10

第4章 江西省森林・林業の経済構造分析

第1節 資源構造の分析

江西省の62.8%は林業用地(1051.8万ヘクタール)であるが、荒廃地のうち植林可能地は1994年までにすべて植林を終えるという輝かしい成績をおさめた。有林地面積は849.1万ヘクタールで、森林被覆率は50.8%に達し、森林総蓄積も2.5億立方メートルまで回復した。林業社会総生産高の66.6%は林業第一産業に占められ

(表4-1-1)、森林資源は非常に豊かに見られるが、これらの資源は内部構造において次のような問題が存在している。

表4-1-1 江西省および全国の国有林業部門の林業産業構成（1993～1994年）
単位：%

	林業社会 総生産高	林業 第1産業	林業 第2産業	林業 第3産業
江西省 (億元)	100.0 (57.1)	66.5 (38.0)	28.4 (16.2)	5.1 (2.9)
全国 (億元)	100.0 (1337.5)	66.9 (894.1)	27.0 (361.4)	6.1 (82.0)

出所：『1993～1994年全国林業系統統計資料』中国林業出版社1995年

注：林業第1産業は林産物と農産物の栽培や家畜の養殖から得た収入である。林業第2産業は木竹の伐採、運搬、加工及び林産化学工業などから組成される。林業第3産業は主に商業、運輸業、飲食業、不動産業及び観光業などから組成される。

表4-1-2 江西省と全国平均の森林状況比較表(1995年)

項目	1人当たり林 地面積(ha)	1人当たり林 地蓄積(m ³)	平均蓄積 (m ³ /ha)	成熟林平均 蓄積(m ³ /ha)
江西省	0.21	5.50	31.3	100.9
全国平均	0.11	7.14	76.7	172.5

出所：江西省林業庁業務資料から作成。

表4-1-3 江西省森林立木成長率の推移

年度	単位：%							
	1955	1964	1977	1983	1988	1989	1991	1994
生長率	3.92	4.12	5.80	5.36	6.24	7.42	7.42	7.42

出所：江西省林業庁業務資料により作成。

表4-1-4 江西省の林種比率の推移

単位：%

項目	用材林		保護林		薪炭林		経済林		特殊林	
	現在	理論	現在	理論	現在	理論	現在	理論	現在	理論
比率	72.0	44.0	8.0	20.0	7.2	16.0	12.4	15.0	0.4	5.0

注1：現在は1995年時点での推算である。（江西省林業庁業務資料により）

注2：理論は、理想的比率で、楊芳華の『2000年江西森林の予測』を参考にした。

注3：特用林は自然風景林、自然保護区、森林公園などから組成される。

森林資源の質の低下：表4-1-2によると、森林の平均生産力は全国平均の40.8%に過ぎない。人口1人当たりの林地面積は全国平均の2倍ほどであるが、人口1人当たりの森林蓄積は全国平均の76.7%しかない。特に、現在利用可能な資源である成熟林の単位面積の蓄積は100.9m³/haで、全国平均の58.5%にしかず、森林資源の「質」の差が目立つ。

表4-1-3の中、森林の「質」と直接関連する林木生長率の向上には、様々な原因がある。森林資源調査の結果を分析したところ、林齢の低齢化、多収穫林樹種の増加、人工林比率の拡大などが主な原因と考えられ、森林の「質」の根本的な改善に必ずしも結びつける要素にはならない。

林種構造：同省では、経済林はほぼ理想的比率で、用材林は大きく理想的比率を上回るが、保護林、薪炭林、特用林などは理想的比率を大きく下回る（表4-1-4）。農山区のエネルギー源をまだ薪炭材に頼っている江西省は薪炭林の不足は森林の不適当伐採を招く種になる。更に、同省は揚子江の中流で、境内に河川が非常に多い、保護林の不足（森林の「質」の差とも関連が

表4-1-5 江西省の幼齢・中齢・成熟林分別構成比の推移(用材林)

単位：%

区分	1955	64	71～75	76～80	81～85	86～90	91～95
面 積	総数	100	100	100	100	100	100
	幼齢林	25	31	54	47	45	48
	中齢林	34	27	33	44	47	39
	成熟林	41	42	13	9	8	13
蓄 積	総数	100	100	100	100	100	100
	幼齢林	6	6	14	14	13	21
	中齢林	28	28	51	62	66	49
	成熟林	66	66	35	24	21	30

出所：江西省林業庁業務資料により作成。

注：幼齢林・中齢林・成熟林の区分は樹種によって異なる。

あるが)で1998年の中国大洪水から痛い教訓を得た。全国2番目の森林被覆率を誇る同省では全国最も被害の大きい省の1つになった。

森林の林齢構造:成熟林の面積は1955年の41%が人民公社化、文化大革命、林業改革など40年の年月を経て1995年にはわずか5%へと低下している(表4-1-5)。蓄積比率でみると1955年の66%が1995年には14%となっている。長い年月にわたる森林に対する略奪式経営が、今日の成熟林分比率の低下や林齢構成のアンバランスをもたらしている。現在利用可能な成熟林分のこれほどの落ち込みは、深刻な資源危機にあるといえる。一方、現在の「統一買い付け」制度(前章参照)がこのまま続けば、短い時期で造林されたものの一斉成熟により木材価格の下落などを発生する恐れがある。

樹種構造:江西省は亜熱帯常緑広葉樹林地帯である。そこでの優勢樹種である広葉樹では、面積比で2割をしめるにすぎず、杉、松などの針葉樹が8割と圧倒的に多い(表4-1-6)。針葉樹の植林は1950年代始まった大規模人工造林によって、急速に増大しているものである。亜熱帯常緑広葉樹林地帯に対する針葉樹林の造成はこれまでの研究によても、広葉材種、林産物(桐油、樟脑、松ヤニなど)の提供能力の下降など現実的な事象が発生しており、生物多様性が失なわれ、地力の低下など様々な問題が指摘されている(第5章参照)。

このように、江西省の森林資源は巨大な潜在力を持つが、量、質、組成の面から見れば、楽観視できないのが実状である。

表4-1-7 江西省の針葉樹・広葉樹比率(1995年)

単位: %

	針葉樹			広葉樹
	計	杉	松	
面積	79	33	46	21
蓄積	67	37	30	33

出所:江西省林業庁業務資料により作成。

第2節 森林所有問題

中国の造林政策は主に郷村に依存する。地方官庁の技術者は国の総合計画に基づいて、資金を調達し、郷村の住民を動員して人工造林を実行する。郷村の住民達はまた、保護・防火・更新ならびに管理の責任も分担している。

林地はすべて公有で、全人民所有(国有)と集団所有とに分かれる。ただし、林地の林木は造林者に帰属することが認められる。

集団所有林地に植林した林木は「郷村」及び「グループ」が所有するという政策が採られる。また、農村住民が家の前後、自留地・自留山(前章を参照)に植えた林木は個人の所有とする。

江西省の森林所有は、多種の経済成分(経済形式)が共存するようになった。区分方法は以下の通りである。

①林地所有権による区分

所有形態は、国有または集団所有である。集団林は、農民が山林を共同所有し、集団で経営する形態であり、中国南部に多い。1960年から70年代にかけては人民公社制度のもとで「社隊」が集団経営の単位であったが、1982年には郷村林場の制度へと変わった。現在、江西省では1万3千以上の郷村林場があり(表4-2-1)、

表4-2-1 江西省及び南方林区の経営形式・経営状況別集団所有林場数(1994年)

単位:箇所 %

	総 数	経営形式別			経営状況別		
		郷村林場			合作 林場	自給	ほぼ自給
		計	郷	村			
江西省	13,404 (100)	11,810 (88.1)	1,820 (13.6)	9,990 (74.5)	1,594 (11.9)	2,036 (15.2)	4,081 (30.5)
南方林区	98,727 (100)	91,153 (82.2)	13,677 (13.9)	67,476 (68.3)	17,574 (17.8)	33,599 (34.0)	29,759 (35.3)

出所:全国林業統計資料(1995年)により作成。

注:合作林場は土地の殆どが集団所有地であるため、集団所有林に帰属する。

共同労働・利益分配方式のもとで数十万人が働いている。

②林木所有権による区分

国家所有、集団所有や個人所有と、共同所有（合作林業などにより、下の文を参照）の4種類がある。

③森林経営権（使用権）による区分

こちらにも2と同じく、国有（対象は直接経営する国有林など）と集団所有（対象は直接経営する集団林など）と個人所有（対象は自留山または集団林や国有林場の責任山など）、及び合作林業による共同所有の4つの区分に分けられている。

④合作林業

1982年から、新しい経済成分の合作林業が盛んになっている。合作林業の形式は国と郷村（集団）との合作、郷と村との合作、企業（主に用材企業）と郷村との合作、個人と個人の合作などがある。合作林業の原則は「林地の所有権が変わらず、林木の所有権が共同所有、利益を分配する」である。これにより、江西省の林業は複雑な所有関係を持ち、一層多元化された。

このような多種の経済成分の共存は、江西省の森林資源や経営構造に大きな影響を与えた。

「集団所有」に関する法律上の問題点：集団林が人民大衆の集団による所有と法律で規定されたが、実際にどこに（自然村か、村か、郷か）帰着するかがはっきりしない。林業三定などの遂行は自然村を単位に行われているなどから見れば、自然村の成員が眞の所有者と思われるが、現実では、村、郷などは、自然村の林業生産、経営方式、利益分配などあらゆる面での権力誇示（または所有権の実現）がどこにも存在している。これだと人民公社時期の「三級所有、隊為基礎」（前章を参照）と一緒にになる。農民の生産積極性を影響する。

このような所有の不明確さでは、育林基金など林業経費の林業に返還するなどを難しくする一方、生産責任制に置かれた農民たちの自主経営権と利益の支配権などが法律上で保障されていないことになる。

現行の生産責任制自身の不安定性：林地は集団所有である以上、集団所属全員（後で生まれた人にも）がその所有権を持つ。責任制に置かれた土地は農民の現金収入の主要依拠であり、人口の増減に伴い、責任制で画定した土地に対する調整を要求するようになる。

現行の責任山のような長期請負契約があっても（前章を参照）、実際には契約通りにいくのはほぼ不可能に近い。これで、数年に1回の人口数による土地調整が避けられなくなり、中国独特な土地分配制度となる。

毎回毎回の調整には、土地を元の使用者に分配する可能性が低いので、その土地に栽植された樹木の有償譲渡が問題として残る（「樹木を植栽者に帰属する」という原則で）。土地の強制性と一方性から考えれば、その林木の価格に関する協商が困難であり、一番なりやすい結果は、元使用者がまた未成熟の樹木を切り、森林の破壊となる。

また、頻繁になる土地調整で、農民が長期的視点からの投入ができなくなり、生産周期が長い林業への投入がしなくなる。

たび重なる土地の分割、零細化は、同省の林業に適合しない家族経営（前章を参照）となる。完全な自主権を持たないため合作経営の進行などにも影響する（後述）。

林業生産責任制と似ているカナダの例を見よう。

1960年代以前、公的（主に州有）に所有されたカナダの森林では、森林利用契約に基づいて、私的に（主に民間会社）利用されていて、資源保全の深刻な問題を生み出している。1960年代には、政府も林業界も、伐採跡地の更新が不十分であることを認めるようになっていた。会社（請け負う側）側は、土地の所有権がなければ森林の更新は期待できないのは当然だと主張した（Suffing and Michalenko, 1980）。カナダのある州が認可して30年経過した実績を見ると、更新がうまく行かず、二次林には優良樹種が少なく、年生長率が予期されたほどでなく、単位面積あたりの予測材積が少なかった（Reed, 1983）。林業生産において土地所有権は如何に重要なことであるかが伺える。

ところで、社会主義市場経済の公有制原則（第1章を参照）で、土地を農民個人に与える土地私有制の施行は不可能である。ここで、如何に農民に「土地所有権」に等しいまたは近い保障を与えるかが課題となる。つまり、永遠に土地の所有権を農民に与えるのは無理であるが、契約によりある時期（林業の特徴にあう長い時期）を限度に与えることは可能である。

現行の土地分配あるいは責任制度とは、福祉的な色が強く、そこから得られた土地所有権（ある期間内の）

を法的に保障されていない。この場合、請負者又は分配受益者には法的地位がないことになる。

江西省の実状から見れば、法的保障があり、しかも安定する契約を作り上げる為に、市場経済の「公平競争」（「請負権」の競売）を取り入れることが一つの手と考えられる。これを実現する為に、「土地の有価性」（土地の有償利用）が求められる。

林業経営の担い手は国有林場、集団林場の二大主力と、自留山や責任山を經營する林家などから組成される。表4-3-3は1986年以降、江西省国有林場と集団林場の個所数の推移であり、国有林場や集団林場の数が共に増加している。集団林場が国有林場よりも急増する最大の原因是、国有林業部門の所持地が限られ、農村改革後、集団所有地の調達が難しくなったためである。国有林場の増加は江西省指導部が集約經營（高資本投入の規模經營）を意識し始めたことで裏付けられ

第3節 経営構造問題

表4-3-1は近年の江西省における林業シェア（対農業総生産高）の推移である。1980年以降そのシェアが急速に14.1%から6.1%へと低下している。特に、1989年に「生態林業工程」が実施されて以来、森林面積・蓄積・森林被覆率が共に増加し続けているにも関わらず、林業の比重は下がる一方である。これは統計の仕方（前章を参照）及び牧業、漁業が急成長したことによるものと見られるが、江西省の林業用地の多さから見れば、正常とは言いきれない。林地の产出を挙がらなければ、農民の生産積極性がます生まれてこない。

2 経営主体・規模の問題

表4-3-2は江西省国有林と集団所有林の經營規模の比較表である。江西省の森林面積は集団所有林が82%と圧倒的多いが、集団所有林の森林蓄積は69%にとどまり、国有林の蓄積が3割を超えている。集団所有林の年生産量が、158m³に対し、国有林はそれの6割近くの92m³もある。疎林地率は集団所有林が19%に対し、国有林は7%にとどまる。この差は經營水準と資金投入の差による。

表4-3-1 江西省林業の大農業総生産高に対する
シェア推移

単位：%

項目	1978年	1980年	1985年	1985年	1994年	1995年
大農業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
林業	11.9	14.1	12.3	9.4	7.1	6.6
農業	74.0	70.8	64.7	60.1	52.3	52.5
牧業	12.8	14.1	19.9	26.4	33.7	33.2
漁業	1.3	1.2	3.1	4.1	6.9	7.8

出所：『江西統計年鑑』1978～1996年版により作成。

注：大農業及び農業、林業、牧業、漁業の範囲付けは前章を参照。

表4-3-2 江西省国有林と集団林の經營規模比較表
(1994年)

	1林場当たり 經營面積(ha)	森林面積 (%)	蓄積量 (%)	木材年生産量 (万m ³)	疎林地率 (%)
総数		100	100	250	100
国有林A	3392	18	31	92	7
集団林B	132.6	82	69	158	19
A/B	25.6	18:82	31:69	92:158	6.3:93.7*

注1:江西省林業庁業務資料から作成。

注2:疎林地率=疎林地／有林地

注3:＊は国有林と集団林の疎林地面積の比率である。

表4-3-3 江西省における国有林場と集団林場の推移

単位：箇所、%

区分	1986年	1989年	1990年	1991年	1994年
国有林場	254 (100)	334 (132)	349 (137)	354 (139)	408 (161)
集団林場	4,896 (100)	6,401 (131)	8,522 (174)	12,156 (248)	13,404 (274)

注1：中国林業1987～1995年版及び江西省林業庁業務資料により作成。

るが、林業改革初期、南方木材市場の自由化（1985年）の直後というタイミングで集団林場が急増する。南方木材市場の自由化で、木材がすぐ簡単に換金できるようになつたため、南方各地の山林を各林家に平均分配する運動をより一層熾烈化させた時期であった。

集団林場の急増は、私の山村林家の聞とり調査の結果、政府の強制的な行政命令（1986年前後、省政府は数回にわたって集団林場の經營の強化を指示した）に最大の原因があることが分かった。伐採可能の樹木が少ないので（すでに伐採されたケースが多い）こと、生産の長期性、資金投入大、保護管理が困難、などの林業の特性に屈従したという理由を挙げた林家も少なくなかった。この時期の集団林場数の変化では、重点林業

県の安福県が代表的な典型である。同県では、林業三定前には118箇所の集団林場を持ち、南方木材市場自由化の翌年の1986年末にはわずか48箇所となつたが、その後急増して、1991年には210箇所となつた。

国有・集団林場の増加で、経営は一歩進んだとはいえる、形だけのものに止まり、経営効果は今ひとつである。(表4-3-4) の1989年から1994年までの江西省における人工用材林の単位面積あたり蓄積の推移では、人工林の経営状況は悪くなる傾向を示している。1994年の人工用材林の単位面積あたり蓄積は1989年より16.3%も低下している。成熟林が2.1%と微増したもの、幼齡林と中齡林はそれぞれ1割以上減少となる。その原因は近年の大量新造林の質と幼・中齡林に対する扶育の加減にあると言わざるを得ない。

経営現場の人材確保も問題となっている。江西省林業庁の統計によれば、国有林場(全384箇所に対する調査)の林業技術専門者(専門学校卒以上)の総数は2506人(1995年)で、林場平均6.5人しかいない。

集団林場は、大学生、専門学校生の分配指標を持たず、自身の経営効率も悪く、収益が低いこともあって、技術専門者はほとんどいない。

江西省の林業技術専門者の養成に当たっている江西林学院、江西第一林業学校、江西第二林業学校などからは、年に千名ほどの新卒者が生まれるが、そのほとんどは行政機関(林業関連とは限らず)や他の職種へ就職する。もともと林業を志望していた学生達が現場である林場に行かない最大の原因は、林業の所有、管理体制と経営状況の悪さにあるといえる。

福建省と江西省は隣接し、自然地理、社会経済の諸条件が類似する。福建省は国有林場の従業員数や経営面積が、江西省の半分以下であるにも関わらず、森林の蓄積量や木材生産量は共に江西省より多く、利潤では江西省の4.2倍にもなり、単位面積あたりの蓄積は江

表4-3-4 江西省における人工用材林の単位面積当たり蓄積の推移(1989-94年)

区分	1989年(m ³ /ha)	1994年(m ³ /ha)	増減率(%)
全体平均	43	36	-16.3
幼齡林	17	15	-11.8
中齡林	56	50	-10.7
成熟林	94	96	2.1

注1: 江西省林業庁業務資料から作成。

注2: 増減率=(1994年-1989年)/1989年

西省の2倍以上である(表4-3-5)。両省の国有林場の経営水準の差は一目瞭然である。同表で、江西省では総生産高の48000万元に対し税負担は8.9%の4273万元である。一方、福建省では総生産高の37000万元に対し税負担は8.1%である。さらに、省財政からの投入は、福建省の500万元に対し、江西省はゼロである。利益配分、林業投入、経営効率の差がはっきりと現れる。

利益分配の不合理さ(過重な税負担や過小な資金投入)で資源、経済の二重危機の窮地に迫られている江西省は、税制や地方財政のあり方(林業に対する)を問いたいところであるが、1994年から実行された新税制は、江西林業をよりどん底に落としいれた。

表4-3-6と表4-3-7はサンプリング調査による1994年税制改正後の江西省林業の税負担増加状況である。新税制実施後、国有林場の自営伐採の木材と毛竹は1m³に当たり、21.87人民元と0.23人民元の税負担増となる。集団林に対する買い付けの場合は、18.80人民元と0.26人民元の増加となり、販売経営とすれば、9.20人民元と0.34人民元の増加となる。増加率はともに35%以上である。

また、税制改正は既に経営不振に陥った林工企業にも大きなダメージを与えた。税制改正直前の1993年、木材工業の最大手の袴巻木材工場の利潤は181.57万元であったのに対し、1994年の課税額は148.58万元で利潤の81.8%にも達し、自力では再生産を維持するのも完全に不可能である。1993年、全省林工企業の利潤は2835.2万元であったのに対し、翌年の課税額は3759.54万元で利潤の132.6%に相当し、利潤より924.34万元も多い。利潤より高い税金を払うためには、銀行からの融資しかない。1994年以後、林工企業の赤字は年に1億円前後のペースで確実に増える。まさに日本の国有林巨額赤字の江西版である。このように林業に対する優遇措置を期待しながら、林業諸部門の税負担が逆に急増し、林業部門は資金不足となる。

表4-3-8は江西省における林業産出額に対する営林投入額の割合であるが、ここから読みとれる問題点は次の通りである。

①林業産出額に対する営林投入額がわずかに1.63%と余りにも少な過ぎる。このことの背景には計画経済の開始(1953年)から実施されてきた伐採を中心とする林業経営管理体制(旧ソビエトモデル)がある。

表4-3-5 江西、福建両省国有林場の主要経済指標比較表(1993年)

区分	林場数	従業員 数万人	經營 面積 万ha	蓄積量 万m ³	1ha当たり 蓄積 m ³	年産 木材 万m ³	生産高 万元	税金 万元	利潤 万元	財政 投入 万元
江西 A	213	4.2	80.8	2530	31.3	42	48000	4273	1667	0
福建 B	110	1.3	36.3	2600	71.6	59	37000	3000	7000	500
A / B	1.94	3.23	2.23	2.97	0.44	0.71	1.30	1.42	0.24	—

注1: 財政投入は省からの財政収入を指す。

注2: 『国営林場学習資料』(25)により作成。

表4-3-6 1994年税制改正後の江西省林業の税負担増加率

単位: %

項目		全省平均	袴巻地区平均	通脅県	安福県	宜黄県	宜春地区平均
国営林場の自営伐採	木材	35.7		46.1	21.9	67.5	26.5
	毛竹	35.3			12.1		53.4
対集団林の買い付け	木材	38.0		31.4	25.7	39.2	56.5
	毛竹	42.0			20.3		66.6
販売経営	木材						178.6
	毛竹						73.9
松ヤニ	生産		19.3				
	経営		46.6				
合板生産		102.6					
織維板生産		118.0					

出所: 江西省林業経済学会の調査報告(1995年)により作成。

注1: 販売経営は木材、毛竹を販売経営(市販)する場合を指す

注2: 松ヤニの生産は加工する場合を指す。経営は販売経営(市販)する場合を指す。

表4-3-7 1994年税制改正後の江西省林業の税負担増額

項目	国営林場の自営伐採 (元/m ³)		集団林に対する買い付け (元/m ³)		販売経営 (元/m ³)		松ヤニ (元/トン)		袴巻製材 工場 (万元)	全省木材 企業 (万元)
	木材	毛竹	木材	毛竹	木材	毛竹	生産	経営		
増額	21.87	0.23	18.80	0.26	9.20	0.34	118.23	17.79	148.58	3759.54

出所: 江西省林業庁業務資料から作成。

注: 表4-3-6の注1、注2と同。

表4-3-8 江西省における林業産出額に対する営林投入額の割合(1991-93年平均)

	江西省	うち国有林場
営林投入額A万元	4385.7 (100)	1730.3 (39.5)
林業産出額B万元	269239.3 (100)	41434.3 (15.4)
A/B (%)	1.63	4.18

出所: 『江西高効林業建設研究』 43頁 江西省林業経済学会 1995年

注: 比率は同期の営林投入/林業産出である。通常の投入産出比率ではない。

(表4-3-9) は1994年江西省における産業別、営林・森工別林業固定資産投入情況である。産業別では、資源利用を中心とする第二産業への投入は資源育成を中心とする第一産業の4倍近いである。さらに、巨大な社会機能を持つ林業として、第三産業への投資は全体の

1.1%しかしないことで、バランスを取った投入方式とは言えない。営林・森工別にしても、森林工業への投入は営林への2倍以上であり、国の狙いははっきり見える。自然地理などの条件を考えずに旧ソビエトの林学理論体系や温帯林業の生産経験を真似したのが、江西省の森林経営の生産効率や森林の質の低下の主な原因である。

②国有林場への投入・産出比例は4.18%で江西省全体のそれよりも2.6倍ほど高い。営林資金の保証の差は、国有林と集団林の質の違いを持たらした。

表4-3-10は国有林・集団林所有別ha当たり成熟林分蓄積の比較である。集団林は国有林に余りない櫟類など蓄積が高い天然林を持つために、全体平均の蓄積の差が大きく見えないが、最も多い樹種の杉から見れば、

表4-3-9 江西省における産業別、営林・森工別林業固定資産投入(1994年)

		金額(万元)	百分比(%)	備考
総数		21758	100	
産業別	第一産業	3568	16.4	
	第二産業	13665	62.8	
	第三産業	228	1.1	
	住宅地	4297	19.7	宿舎、生産施設を立つ一時金
営林・森工別	営林事業	6682	30.7	
	森林事業	15076	69.3	

注1: 「中国林業年鑑」1994年版により作成。

表4-3-10 江西省における国有林・集団所有林別ha当たり成熟林分蓄積

区分	国有林A	集団所有林B	B/A(%)	備考
全体平均	116.9	101.1	86.5	
杉	122.5	79.0	64.5	30年生以上
中齢杉	60.9	33.5	55.0	15~30年生
馬尾松	--	111.9	--	
櫟類	--	212.7	--	
硬葉広葉樹	144.8	93.8	64.8	
軟葉広葉樹	--	90.4	--	

注1: 江西省林業庁業務資料から作成。

注2: --は国有林に非常に少ない樹種である

集団林の単位面積の蓄積は成熟林で国有林の64.5%で、中齢林とすれば、集団林は国有林の55.0%にしかない。杉は人工造林面積の8割ほどを占め、単位面積当たり蓄積の差がさらに大きくなる見通しである。

③江西省は荒山をほぼ全面緑化したものの、林業部門の資金危機が存在している。筆者の調査によれば、「生態林業工程」を実施するために（正確に言えば、省の指導部に与えられた任務を果たすために）、全省各林業部門の自己資金（育林基金、森林更改基金、利潤などにより累積した資金）をほぼ使い果たし、銀行から融資した部門も多数あり、さらに、農・林家たちの労働力の大量投入の中、8900万日分の労働報酬が今だに支払われていない。江西省の林業部門は「生態林業工程」で、自分の実力以上の物をやったといえる。

表4-3-11の1994年江西省林業資金の内訳を見れば、毎年国から保証された林業資金は僅か総投入の7.2%（国家予算と林業事業費）に過ぎない。外資（主に世界銀行の多収穫林造林融資）と専門基金はあわせてシェアの23.8%を占めるが、ずっとあるわけでもないし、指定されたプロジェクトしかその恩恵を受けられない。自己発展の活力源である自己資金は全体の14.2%

表4-3-11 1994年江西省林業資金投入の内訳(1994年)

区分	金額 万人民元	百分比 %	備考
総数	48803	100.0	
国家予算	3217	6.6	
国内借款	14259	29.2	銀行融資
外資	7747	15.9	世界銀行の融資など
専門基金	3836	7.9	育林基金など
林業事業費	294	0.6	
自己資金	6945	14.2	林場の蓄積など
その他	12505	25.6	労働力換算など

注1: 江西省林業庁業務資料から作成。

で、不確定資金であるその他は25.6%である。国内借款（銀行などからの融資は、ルートが少なく、期間が短く、審査が非常に厳しいなど特徴を持つ。第6章を参照）はもっとも多い29.2%を占め、債務を拡大し、資金危機が深刻化する一方である。

資金投入の不足で、新造林の「質」（特に集団林造林）が高く望めないのは当然である。吉安地区林業局の報告によれば、新造林の生存率は20%しかない県、郷も少なくない。大規模な新造林改造事業が必要とするところが、年に一度の全省林業工作会议では、資金不足のため、新造林の扶育を全くしていないと言う報告を聞くのも珍しいことではない。

「林業三定」により、集団林の森林が細かく分けられ、家族が経営主体になったケースが多い。そのため、「一主多山」、「一山多主」のような現象が至るところで発生している。伐採制限の指標は一般的に人口数により平均的に分配され、しかも杉と松の材種分別がある。杉の場合は、一戸にあたり、年に1~2m³位の指標を与えられ、山林内の大木を選ぶことになる。数年を経れば、山林が駄目になり、更新も難しくなる。一方、松の場合は、一戸当たりの指標は0.3~0.5m³しかないため、大木一本の材積で一戸の伐採指標を越えてしまったケースが多い。その場合は、山上で製材するのが一般的である。1m³の松板を作るためには、2m³以上の原木材が必要である。また、限られた材積でなるべく多くのお金を得るために、価格が高い木材の主幹部分だけが運び出される例も非常に多く資源の浪費が目立つ。

江西省の合作林業には主に次の4種類がある。

(1) 家族連合造林（事例は江西省永修県三溪橋郷の徐京発ら五戸の農家、1982年から）による合作林業

には次のような特色がある。①5戸の農家が分配された土地（自留山と責任山）で、資金集めは統一して行い、返済は戸別で行う。②計画は統一、造林は戸別で行う形態。③技術は統一、管理・保育は戸別で行う。④サービス（物資の購入、產品の売りなど）は統一、採算は戸別で行う。技術面やサービスの面である程度保証されているため、家族による戸別経営より造林の積極性を引き出しやすい。

(2) 国郷合作造林（江西省永新県国有七溪嶺林場と日光郷北嶺村、1983年から）による合作林業。これは国営林場が集団所有の林地を経営する形態である。山権保持、林木共有が原則で、経営はすべて林場に任せ、得た林木は2:8（郷村は2、林場は8）の比率で分配される。地代契約の色が濃く、郷村の農林家が労働力を投入する義務がなく、一般的な雇用労働と全く同じである。

(3) 株式林業会（福建省沙県龍慈郷龍慈村の事例、1984年から）による合作林業。これは村を単位として成立している。株式林業会は、集団所有の森林について、その現在の森林蓄積量を株式に換算し、それを集団内の人口に比例して割り当て、株式所有の証明を配布する。林業経営の収入は一部分を使って株式の額に従って分配される。林業生産経営活動は、すべて集団林場と農家に請負わせている。この組織形式の特徴は、株を分けるが「やま分け」はしない、収入を分けるが林は分けない。

(4) 林業株式会社（江西省銅郷市林業株式会社、1987年から）による合作林業。林業株式会社は、市林業公司が主に林業関係部門の個人などから資金を集め1株100元の株を発行し、5年後に0.5m³の杉規格材で株主に還元する組織で、集団林地を買収又は借用で、所属する四つの国有林場を拡大経営させて設立した。会社の管理者は林業公司から任命されるため、林業公司が事実上の経営者である。一方、株主とは単純な経済契約関係にある。

これらの合作林業は様々な原因で伸び悩んでおり、しかも合作領域はほとんど営林事業を中心としている。

第4節 管理構造問題

中国では国有林の経営管理の責任が国家農業部林業局にあるが、省と自治区には林業庁があり、地区、県には林業局が置かれている。これらの機関は、造林と伐採の目標数量に基づいて国有林だけでなく集団林に対しても指導を行う。旧ソビエトのような縦の集権式的モデル体制である。

県レベルの林業管理体制は、中央、省、地区の林業政策の貫徹と、林業生産現場の経営活動の組み立てと管理を任務とする。中国の南方林区は、ほとんどこの形である。江西省の県レベルの林業管理体制は統一的ではなく、そこには主に3種類のシステムが存在する（図4-4-1）。

①では林業局が県全体の林業行政と林業経営管理の責任を持つ。林業公司は林工企業の経営管理機構であり、林場は営林を中心とする生産部門であり、林業工作ステーションは現場の事務担当である。林業局の統一管理により、生産計画の制定、林業部門内の資金調達や限定伐採が行いやすくなる。更に、林業企業が直接に県の財政に利潤をもたらす仕組みを改め、県の財政に対し林業局が全責任を持つ（基数を確定し、数年間に変動しない）ことにより、営林基金を保証しやすくなる。このタイプの地区では、森林資源の増加、森林の保護や更新、木材の流通、企業の経営などの状況が良く、林工企業と営林生産が分離する局面が改善さ

- ①県政府⇒林業局⇒林業公司・国有林場⇒林業工作ステーション→集団林
- ②県政府⇒林業局⇒林業公司⇒林場・林業企業・林業工作ステーション→集団林
- ③県政府⇒林業局・県属林場・県属林業企業⇒林業公司⇒林業工作ステーション→集団林

表4-4-1 江西省林業の県レベルの管理体制

出所：『江西省高効率林業研究』江西省林業経済学会45-46頁
1995年

図4-4-1 江西省林業の県レベルの管理体制

注1：綱かけ部分は国有林業部門である。

注2：⇒は行政上の命令関係で； · は行政上の同地位（同級別）で； →は林政監督、業務上の指導や技術などサービスの提供という関係である。

注3：林業工作ステーションは林業局の現場での派遣部門である。

注4：集団林はすべて集団所有林（林地所有）に関わる林業活動を指す。

れた。しかし、このタイプの最大の弱点は、行政（林業局）と企業が完全に分離されていないため、林業局の関与で企業の自主経営権が制限されていることである。さらに、林業部門内の「大鍋飯」（みんなが同じ鍋の中のものをたべる。言わば、平均主義のことをする）現象が深刻である。

②は①と良く似ているが、違うところは、林場、林工企業と林業工作ステーションの三者を全て林業公司の傘下に置き、これらを統一して計画、生産、販売、資金運用をしているところである。このタイプの地区では、林業生産の組み立てや実施がしやすく、営林と伐採のバランスがとれ、資金の集中使用も可能であるため、森林資源の保護と発展につながっている。しかしながら、かたちでは行政と企業はある程度分離したが、林業公司や企業の管理者の任命権はすべて林業局にあるため、実際は分離していない。

③では林業局と同地位（行政級別）の部門がいくつもあるために、林業局は森林資源を統一管理しているが、木材の買い付け、林業税制、利潤などあらゆるの面でのコントロールができない。その結果、次のような状況になっている。①林業局の管理機能が弱体化。こういった地区では、林業からの財政収入の増加速度が速く、営林資金を保証できない。②資源利用の過剰と、目先の利益を追求する傾向が強まっている。さらに、林工と営林事業は分離状態で、統一性あるいは協調性に欠けている。③林業局のコントロールがないため、重複する必要のない企業が乱立し、労働力、資金及び、物資が分散し、効率が悪く浪費がひどい。

纏めてみれば、県レベルの林業管理体制の特徴は以下の通りである。

①複雑な管理体制で林業各部門は、その責任、権利と利益が共にはっきりせず部門、地区及び所有制を超える全面的な林業管理ができない。これは林業の効率低迷の主要原因と言える。

②森林の造林、保育、保護と伐採の責任は林業部門にあるが、林產品（製紙、松ヤニなど）の加工利用の多くは軽工業部門に管理され、特殊林產品（果物、食用油など）の経営権は郷鎮企業にあり、山地植物の管理は林業部門以外、科学技術委員会にも権利が与えられている。これにより、林業は一つ完全な産業として農業、工業、商業など産業に分割される。これにより、

多くの林業の恩恵を受けている部門は森林資源の回復、発展に責任を持たなくなり、ただの林業利益の分配者になる。

③県政府に直属する企業が多数存在しているため、営林コストも利潤として県財政に取られ、森林更新改造資金の見当がつかなくなり、その結果、企業発展のための利益の累積ができなくなり、従業員の生活さえ保証できない状態になっている。

④林業の造林、保育、伐採、搬出、貯蔵と販売などの生産関節の有機連絡が人の手で切断され、各部門が他と協力しないで、めいめい勝手に振る舞い、各部門間の矛盾を深化させる。上級行政部門と対応するために、末端行政部門が林立している。これにより、行政と企業の矛盾が深刻化し、管理水準や効率にも悪影響が及んでいる。また、人材、資金と物資が不足しているにもかかわらず、浪費が目立つ。

国有林は行政、企業の関係がはっきりしないのに対し、集団林は行政と企業が一体化しているのが実状である。末端行政部門（郷政府、村民委員会、村民小組または自然村）のトップはそのまま郷村林場の管理者になったために、勝手に林場の利益を行政に注ぎ込むことが避けられない。

第5節 問題分析

集団林問題：集団林は、持続的利用可能な林業システムを成立させるために、高効率な集約経営を目標にしなければならない。しかし、今の江西省の集団林業は、高資本投入（知能、資金、労働力の投入、生産の便利性など）という集約経営の必要条件を全く満たしていない。自身の条件を考えずに集約経営を焦る結果は、経営の行き詰まりしかない。現実には、13404ヶ所の集団林場の中で、自給不能な林場が半分以上にのぼっている（表4-2-1）。

表4-5-1は権威がある「技術経済手冊・林業巻」（日本のハンドブックに相当）による南方林区集団林の杉用材林の育林コスト形成を示している。家族経営の1超当たりの実際コストは集団経営の76.5%しかないのに、主伐の出材量は集団経営を超えている。現行の集団経営（集団林場）の経済性は明らかに家族経営に及ばない。

いといえる。これに対し、政府の明確な対策がないことが重大であるが、集団経営を望んでいる当地農民の願望（第2、3章を参照）から見れば、現行の集団経営の「規模」は問題がある。

適当な「規模」を決定するのは非常に難しいことであるが、現段階では、農民自身の直感による連合（合作林業）に任せるのが無難である。

市場経済思想を江西省の集団林業に生かせば、次のような発展のプロセスが考えられる。

生産責任制→林地有償利用→家庭経営の確立（法人地位）→農・林家が自主的に経営方式を選択（合作経営が中心）→集約的（規模）経営→社会化商品生産→永続的利用

林業改革の中心である林業生産責任制は、ある時期（計画経済から市場経済への転換期）に農・林家の積極性を引き出すなど、ある程度の成果を得たが、林業の諸特徴から見れば、とても周到な責任制とはいえない。

①一般的に、請負は集団組織の内部で行われ、実施

表4-5-1 南方林区集団林の杉用材林の育林コスト

	集団林場経営	家族経営
1 超当たりのコスト（元）	213.91	192.77
うち：1 物質費用	68.08	54.37
うち①生産準備	4.86	1.77
②新植	14.90	12.04
③保育	12.07	9.70
④森林看護	11.82	11.29
⑤管理（貸付金の利息など）	13.35	12.13
⑥ほか	10.97	7.44
2 労働費用（労働力投入）	145.83	138.40
1 超当たりの間伐収入（元）	17.76	41.69
1 超当たりの実際コスト（元）	196.15	150.08
1 超当たりの主伐の出材量（m ³ ）	8.09	9.99
1 m ³ 木材当たりの営林コスト（元）	24.25	15.12

出所：王幼臣・任恒祺編 『技術経済手冊・林業卷』

1564-1565頁 中國科学技術出版社 1992年

の際は、生産能力により、平均・平等の福祉原則が重視される。森林土地の占有は長期的で、基本的に無償である。このような責任制の背後には、独占経営や過度の分散経営が隠されている。

②管理の調子が狂い、資源破壊を招く。責任制の実施後、農山村の経済が一時的に繁栄一色に染まることがあるが、これは森林に対する略奪的経営や数十年かけて累積した労働成果の急激な消耗によるものである。江西省の農家経営による農業領域への投資と比べれば、林業への投資がほとんど無いことがわかる（表4-5-2）。林業への投資が林業収入の10%しかない原因には、農家の林業生産への積極性が欠くこと以外に、資金不足や目先の利益への追求によるものと考えられる。彼らに目先の利益を追求する道に走らせた原因は、①マスコミによる必ずしも正確ではない情報で、農家が過度な利益を求める事、②政府政策の多変に対する本能的恐怖心、③農家と集団組織の関係がはっきりしない。そのため集団組織が殆ど名前だけのものになり、現場での生産や資源に対する管理がおろそかになって林業生産が原始的かつ自発的状態になり、計画性や統一性が欠けた状態になる、④林地所有の不明確さ、などが挙げられる。

③責任制の中に承諾関係が明確化していない。ほとんどの地区は森林を請け負わせるというより、「山を分ける」と言った方が適切である。そのため、契約書には、土地所有権を持つ発注者（国家、集団）の得るべき利益や請負う者の果たすべき義務や権利、責任などが明確に規定されていない。仮に、それと似かよった条項があっても、それに対する強力な制約手段がない。さらに、経済関係の条項制定について、林地の現状（林木の現有状況）だけを参考にし、土地という要素をほとんど考えていない。

表4-5-2 江西省農家の大農業における家族経営の収支状況（生産用）

単位:元/年・人、%

	1995年				1996年			
	収入		支出		収入		支出	
	総額	%	総額	%	総額	%	総額	%
大農業	1730.21	100	637.13	100	1960.22	100	662.61	100
農業	1058.60	61.2	285.32	44.8	1626.64	64.4	313.60	47.3
林業	25.08	1.4	2.46	0.4	21.60	1.1	3.73	0.6
牧業	595.37	34.4	336.36	52.8	616.25	31.4	325.14	49.1
漁業	51.16	3.0	12.99	2.0	59.73	30.1	20.14	3.0

注1: 『江西統計年鑑』1995~1996年版により作成。

以上のことと、農・林家は、すぐ収入になる伐採だけに専念し、造林などへの投資を考えなくなってしまうのである。

林業生産手段としての林地は、社会主義公有制の条件下でその土地使用権の有価性が隠される。国家と集団所有の土地であっても、地代こそ、土地の所有関係や所有者の経済利益を反映する主体である。事实上、農・林家は無償で使用権を得た土地（国家、集団からの自留山や平均分配で得た責任山）を投資として合作林業に参加すれば、土地だけ（他に資金、労働力など全く投入しない）で、1-3割の利益分配権を得られる。逆に真の所有者である集団はこの場合では何も得られない。このような市場経済原理に反する現象を無くすために、国は公有制度下の森林土地の有価性を承認し、森林土地賃貸制度へ移行するしか方法がない。

森林土地の有償利用は、現段階で少なくとも以下の利点を上げられる。

①農・林家は土地を大切にし、土地開発、利用を合理化し、土地資源の浪費を減少させる。

②地代で国家と集団の土地に対する所有権がより明確化され、土地に対する管理、利用、整理などに利する。

③賃貸中、土地を貸した者は自己の生産能力や生産を発展する需要によって土地所有者と関係する。この関係は完全的な地代を納める、受け取るの関係であり、即ち明確な商品経済関係である。

④元集団組織の行政境界線を無くし、効率優先が原則で林業生産を組み合わせることができる。（合作林業を含む）

⑤明確的な経済利益関係で土地の所有権と使用権を徹底的に分離させることにより、家族経営の経済的地位（独立な商品生産者）と法律的地位（法人）を確保する。これにより安定した土地の使用権と経営権が法律上で保証される。

家族経営を法律上で確立させれば、農・林家が独立の商品生産者になり、所有者（国家と集団）の意志に反しない限り（違法経営、生態系の破壊など）、生産方式の選択は自由であるため、林業発展の目標とする集約経営そして永続利用への道のりがより自然に広げられる。

国有林問題：江西省の国有林には集団林のような所有

問題はないが、森林の社会効果に対する評価、管理体制の混乱などで、資金難問題に悩まされている。

現行の管理体制のもとでは、林業部門の資金が地方政府に占用されるケースはしばしば見られる。占用の手口は主に以下の3種類がある。

①県内用材（主に県の工業企業など）を低い価格で林業部門から買い上げる。これにより林業部門に属すべき利益を県財政に移転させる。これにより、1988年の修水県と武進県の林業部門がそれぞれ153.9万元と72.0万元を損失した。

②県は負担すべき林業行政の事業単位（林業局、林業警察、森林裁判所など）の経費を支出しない。そのため経費は森林工業のコストか、営林基金などから賄わなければならなくなる。1988年の修水県の行政経費の119.6万元は全部林業専用基金から移用した。育林基金から46.2万元も占用された。

③県はいろいろな費用の徴収という形式で、林業資金を占用する。1988年、修水県政府は「県林業開発基金」という名目で、県林業部門から334.6万元を徴収した。これらの基金は林業に返還されることなく、県財政の不足補填か市政建設等に使用された。

また、江西省林業経済学会の計算によると、本省の保護林（管理責任は全て省の国有林業部門にある）の評価額は31.6億元、林地価額は14.3億元、合計で45.9億元である。もし、これを用材林として利用すれば、年に少なくとも2.9億元の収益（5%の收益率）が見込まれる。しかし、現実では収益が全くないばかりか、年に0.36億元の管理保護費用（ヘクタール当たり45元）を払わなければならない。

このように、江西省の国有林には元々の投入資金が不足の上、せっかく得られた資金も流失している。社会効果に対する経済的評価がないなど、資金の保証に関わる問題が山積している。対策として以下の3点を挙げられる。

①森林が社会に偉大なる役割を發揮するのであるから、林業部門だけに負担させることなく、その他一般社会からの補償が不可欠である。まず、国有林を拡大再生産するために、国家の林業に対する税制及び林產品の価格制定などのシステムを見直すべきであろう。

②資金の流失を防ぐ為に法制の健全化すると共に、

管理構造の改革が要求される。

③江西省の農山村は剩余労働力が非常に豊富であり、これらは生きている資金源ともいえる。この貴重な労働資源をいかに林業に定着させるかが江西省の林業行政の緊急課題であろう。

管理体制の問題：行政と企業の分離、所有権の明確化、権利と責任の明確化そして科学的管理は現代企業の四大特徴である。市場経済である以上、企業（林業企業も例外なく）は生き延びるために現代企業制度の導入が不可欠である。この点では、すでに中国の多くの産業の企業改革で証明されている。現代企業制度によれば、政府の林業部門と林業企業との関係は行政上の従属関係ではなく、市場経済の基礎上の寄与関係であるべきである。これにより、現代企業制度を実行する一環として、県レベルの林業管理体制は次のような改革を行うことが重要である。

①改革の核心部分は行政と企業の分離であり、これによって企業（林場、木材企業など）の行政級別は廃止され、林業企業は眞の独立経営者となり、経営に対する所有権がはっきりする。それと同時に、林業行政は部門の減少、撤廃により、企業に自主経営をさせながら、巨視的に調整、管理という役割を發揮できる。

②市場原理に基づいて、林業行政は「荒山造林」のような量的管理政策から、林分の質と林地利用率の向上を考えた管理政策に転換し、科学的管理によって江西省の林業生産の効率アップを図る。

③林業管理の全業務を林業局に任せることにより、林業の権利、義務、責任を林業自身で果たす。

④造林、保育、伐採、搬出、貯木と販売部門を含む林業集団の設立により、林業生産の良性循環を目指す。

⑤江西省の林業のリーダー格である国有林場には、自身の経営水準を上げるだけでなく、集団林に対する指導、支援を心かけ、本省の林業全体のレベルアップを図っていく責任を果たせるシステムが必要とする。

合作林業問題：集団林場と農・林家は、責任制度の不健全化や資金不足などが原因で経営能力がなく、経営権の法的地位を確立されてない山林に投資する勇気を持たない。一方、国有林場と用材企業（合板製造、製紙、鉱山など）は林地が制限され、森林面積の拡大に悩まされている。このような林業生産関係要素の分

離や不合理配置状態の中で、自然に合作林業という新たな経済成分が生まれた。合作林業は林業の資源危機と経済危機を緩和するために選択されたのである。

江西省の合作林業モデルには以下の特徴がある。

①家族連合造林では、合作体への参入者相互間の経済地位が平等であるが、それは資金、労働力、技術などの生産要素にだけ限定される。政策、法律、社会サービスなどへの不安が残され、制約要因となっている。

②株式林業は、ある程度の成林の保護に役立っているが、実施地は林業三定のうち、山林が家族に分けていない地区に限られたため、普及の範囲は限られた数ヶ所だけである。しかも、このタイプの合作体には2つの致命的欠陥がある。第1に、存続は年末の配当にかかる。1-2年でも配当が良くなれば、崩壊する可能性が高いため、林業生産の長期性に相応しくない。第2に、行政関係の村民委員会のメンバーは事実上の経営決定者であるため、参入者との矛盾が生まれる。資産の増大に伴って、この矛盾が表面化する可能性が大きい。

③国郷（村）合作造林は国有と集団所有の二種類の経済成分が共存するという特殊な経済環境の中で生まれたものである。国営企業はある程度の資金、技術を持ち、経営規模を拡大することが要求される。一方、農・林家は山林を自分自身で経営する能力や積極性に欠くが、せっかく分けてくれた山林から、地代だけでも頂こうという願望がある。この二種の願望の融合で、ある国郷（村）合作造林は集団林区の国有林業の経営規模の拡大と、集団所有山林の林地生産率のアップなどの役割を果たしている。このタイプの合作は現在の生産力の発展に利するもので、現在の江西省で多く見られる。しかし、この合作の経営権は全て国有企业にあり、企業と農・林家は単純な土地賃貸関係であるため、農・林家が本格的に参入するまでには至っていない。国営企業の資金力と技術力が合作成立の必要条件である。経済危機の渦中の江西省国有林業としては、至難なところである。

④株式について、マルクスは「資本論」において「もし自身（蒸気機関車）の資本累積だけを頼れば、今に至っても鉄道ができていないであろう」と論じている。その意味で、社会産業でもある林業資金を社会に要請する林業株式会社という経営形式は今後発展す

る形式である。しかし、このタイプの合作も、国家金融管理政策では株や金融債権の発行に厳しい制限があり、また、今ままの経営水準（国家の林業税収に関する諸政策、価格体系という要因を含む）では銀行の高歩合より高い配当が期待できず、抵当となる中齢林や成熟林が不十分であり、短時間内の躍進が望めないのが難点である。

生産関係は、生産力の進歩を促すという原則から見れば、合作林業は江西省の林業発展の正しい道である。その道を広げるためにも、国は社会主义条件下での林地の価値に対する承認（土地有償使用制度の基礎）を進めるべきである。林地の有償使用が承認されることによって、農・林家の法的地位が確立し、彼らを合作林業に本格的参入させることができる。合作の契約期間は一般的に50年以上であるので、懸念されていた生産関係の2要素である生産手段と生産者の長時間分離という矛盾も自然に解決していくはずである。これらを達成させるために、これまでに欠けていた社会主义市場経済下の林地所有を中心とする林政の理論研究がますます重要になってくると思われる。

第6節 章のまとめ

中国南方重点林区にある江西省では、1989年から「生態林業工程」が実施され、わずか6年間で、優れた成果を残した(前章を参照)。江西省の林業は今、大きな転機を迎え、新たな幕開けをしようとしている。

江西省の林業政策について、ここまで公表された研究成果のほとんどが「江西省高効率林業の建設について」という論文集（江西省林業経済学会編集・非正式出版・1995年）に纏められた。江西省林業の活路を切り開くため合作林業を重点に置くべきだと言う説が主流だが、肝心の所有体制に触れる論議が少ない。また、副業（林業部門が持つ林業以外の産業）で林業を養うという説があり、成功した事例がいくつか挙げられている。しかし、本業でない事業が必ずしも生き延びられると思わないし、持続利用可能な林業を目指すためにも林業自身をより科学的に分析し、そこから解決策を探し出さなければならない。その意味で、現段階での林業経済構造分析は有意義なことと考える。

本章では、生産関係は生産力の進歩を促すべきであるという原則に基づいて、江西省に現存する多種の経済成分を踏まえ、林業経済構造の諸要素である資源構造・所有関係・管理体制などを中心に分析し、林業用地を生産責任制から有償利用へ移行する必要性などを論じた。

結論は、生産効率の問題、すなわち以下の4つ問題に要約することができる。

- ①森林所有制度特に集団所有制度への対応問題、②利益の分配方法を始めとする森林・林業資金の保証問題・③森林・林業が依存する社会管理体制の変革問題、④森林の公的利権に対する再認識問題である。

森林所有制度は社会制度に規定され、改革は容易ではなく、この分権化（土地所有権、山林所有権と山林経営権の分離）時代の対応方策を真剣に論議することが重要である。現段階では、「集団林地の有償使用」を推進することを工作の重点に置くべきである。

②、③は所有制度に強く制限されるが、社会主义条件下でも経営の目標は効率の向上に変わりはない。江西省としては、本省の実情に合ったスタイルの森林管理体制、経営方式、税収方式などの探索や現代企業制度の導入などが肝心である。これらを実現する為に、まず根強く現在の森林・林業事業中に残っている計画経済の「行政主導」を見直すことが要務であろう。

森林の公的利権に対する評価は国家政策、特に林產品の税収や価額制定方式に現れるものである。常に当地の林業生産力の発展を促進させる林業政策を打ち出すことが重要である。

江西省森林・林業の生産効率の低さと第2、第3産業の遅れから見れば、同省林業の今後の中心課題は、発展途上国の共同課題である「内発的発展」である。これは、地域住民が主体となって調査・計画し、独自の技術と文化に基づいて、環境保全の枠の中で総合的な開発を行うことである。具体的には、多種類の地元林産業が連携して、できるだけ付加価値を地元でつけ、かつ社会的剩余（利潤プラス租税）を地元に落とす経済システムをつくることである。なぜなら、これは生産効率のアップと直接関連するからである。

それを達成するために、主に森林の私的効果（経済利益）の視点からの経済構造論である本章の論議だけでなく、公的効果（社会利益または環境効果）に対す

る科学的な評価が要求される。これを次章の研究課題とする。

第4章の参考文献：

- 1 羅烈紅・笠原義人 「中国江西省の森林開発の歴史と現状分析」『日本林学会論文集』第109号 1998年
- 2 楊芳華 「2000年江西森林の予測」江西省林業庁 1994年
- 3 張志雲 「江西省の高効率林業建設について」『林業経済研究探索』中国林業経済研究会 1995年
- 4 駱貽顥 「福建に学ぶ 改革を深化し、林場の発展を促す」『国営林場學習資料』(25) 中国林業部 1995年
- 5 許青龍ほか 「江西省高効率林業研究」江西省林業経済学会 1995年
- 6 徐士格 「南方集団林区における山林の家族分配についての分析と考察」『林業経済参考資料』中国林業部政策研究室 1987年
- 7 方林 「集団林区における合作林業の比較研究」『林業経済』1991.2 中国林業経済学会 1991年
- 8 龍伯央・謝利玉 「江西林業の二つの根本的な転換について」『林業調査と設計』江西省林業調査設計院 1996年
- 9 宮本憲一・林直道（編）「地球環境政策の政治経済学をもとめて」『現代資本主義』青木書店 1994年
- 10 楊方西 「江西省森林の経済意義と発展見込み」『江西森林』 中国林業出版社と江西科学技術出版社 1986年
- 11 安福県人民政府 「改革を深化し、高効率林業へ」『江西林業』1992.1 江西省林業庁・江西省緑化委員会 1992年
- 12 段顯明 「江西省林業税費の現状と提案」『江西農業大学学報』第17巻増刊 1995年
- 13 栄套珠 「中国の集団林」「森林組合」No.213 1988.3
- 14 高文茵「生産請負体制下の雲南林業の現状と課題」『林業経済』25頁 89.10
- 15 水野恒一 「中国の林業政策の動向」『林業経済』91.2
- 16 マルクス『資本論』第1巻 商務印書館 1983年
- 17 上官增前 「我が国の林地制度改革」『林業経済』1994.5 中国林業経済学会 1994年
- 18 『1993～1994年全国林業系統統計資料』中国林業出版社 1995年
- 19 『江西統計年鑑』1978～1996年版 江西省統計局 1996年
- 20 『中国林業年鑑』1994年版 中国林業出版社
- 21 王幼臣・任恒祺編 「技術経済手冊・林業卷」中国科学技術出版社 1992年

第5章 江西省の森林・林業に対する環境評価

第1節 はじめに

「三月耜を取り、四月鋤を取る。婦女子連れ立ち、南の畑に弁当運ぶ。茶をとって白膠木は薪。農夫に食べさせねばならぬ。十月畑のとりいれはもちきび、早稻、晚稻、禾、麻、菽、麦。やがて作物の種蒔き時だ『詩経』。」

中国の農民の年間恒例の生活サイクルは、古代の『詩経』にある詩に生き生きと詳しく描かれたように、土地－原野・森林・草原・作物・木材・草一に結び付いている。

このサイクルは、『詩経』の出来た頃中国の一部で、すでに定着していた。中国文明のその後の歴史は、原野の耕作（灌溉・施肥・棚田化・複雑な作物転換・間作）、草地と湿地の耕地への転換、そして燃料・木材の需要による広範囲な木材伐採などを拡大してきたものであった。

これらの行為を総合したものが人間の手で再造形された景観である。沖積層の低地ばかりでなく、人口の多い農耕地域に隣接するすべての丘陵や山腹で山林が開拓され、小川・山川・建物・道路を除く地帯の庭園化が進められた。さらには自然生態系のすべてがモザイク状の平地と施設によって徹底的に置き換えられたものである。

この巨大な環境転化によって世界最大の人口を支えることができた。しかし、最近では、有林地や農耕地の急速な減少が、報いをもたらしている。具体的には世界最低の一人あたりの耕地利用量、生産できる農地の拡大可能性の少なさ、全土の1割にまで森林率を低下させた森林破壊、及びこれによって引き起こされた

大規模の水土流失や生態環境の悪化、家屋と工業施設などの農林地の転用の増大、土壤の広範囲な質の劣化、砂漠化、荒地化、などは近代化計画にとって大きなネックとなっており、最低生存条件をも脅かしている。

かつて中国の糧倉ともいわれた亜熱帯気候の揚子江中下流域にある江西省では、森林破壊、生態環境悪化、水土流失、耕地減少などが進行し、湿润地帯のイメージに相応しくない土地の砂漠化さえ出ている。

江西省政府は、造林重視の林業政策に転換し、「生態林業工程」を実施し、森林率は50.8%に達した。しかし、森林の質はとても楽観視できる状況ではなく、森林破壊の再来が予想される。1998年の中国大洪水の被害はまさに自然への抵抗力が弱い本省森林状への警告である。

本省の森林の質がよくない原因は、以下の経済的不利益と直接関連している。

第1は、森林への供与より搾取という国の林業経営思想のため、森林への投入が不足し、用材林、純林の建設だけに力が入った。

第2は、低く設定された木材価格と高く設定された諸林產品の税・費で、農家の森林・林業に対する経営意欲が失われた。

第3は、森林の社会・環境機能への補償が全くななく、林業自身の経済危機がより一層深まる一方、保護林などの建設が遅れた。

林区の貧困化、林区外部との経済格差、歴史で形成された山林境界の混乱などを解消されない限り、森林の乱伐、盗伐が進む恐れがある。中国の沿海から内陸への経済発展計画で、本格的な経済開発に向かっている本省では、林地の経済効果が上げられないと林地転用の防止が難しくなる。

社会主义市場経済体制において、経済開発のニーズに応えながら、森林の社会的機能を發揮させることが重要な課題である。江西省の森林・林業にとって、これから発展計画を策定する際、木材を含む林產品に対する経済評価の見直しと、森林の社会、環境での役割の再確認が必要である。

本章では、江西省の自然の特徴に基づいて、森林生態環境破壊の歴史的教訓を踏まえ、森林が経済発展どのように密接的に関連していったかを明らかにする。

第2節 森林生態系の破壊

動植物の種の減少：江西省における長い年月に亘る森林の非合理的な利用の結果は、陸地生態システムの主体である森林の量や質が下がりつつあり、自然生態系が崩壊する寸前までに至った。これにより珍獸・奇獸や希少植物が絶滅の危機にさらされただけでなく、人類の生存や農業生産にも大きな脅威となっている。

(表5-2-1) は1951-1980年のあいだに江西省における動物皮革の年買い付け量の推移である。僅か30年の間、多くの動物が半減した。1981年以降、国による江西省内の動物資源に対する調査を行っていないから、具体的なデータを示すことができないが、1981年以降の森林の大破壊により、省内の動物が更に激減したことなどが考えられる。中には、国家一級保護動物の華南虎と大麝香（靈）猫がここに十数年間見られなくなったという報告もある。

江西省で現存する138種の希少樹種の中で、80種以

上は常緑広葉樹林の生態環境に依存している。常緑広葉樹林の破壊は、これら樹種の衰退、絶滅に関わっている。例えば、冷杉（Abies sp.）は4本だけが井岡山の海拔1600mの広葉樹林に残存し、既に天然更新能力を失ったため、正式に学名が命名される前に消失した。また白豆杉は井岡山の五指峰と懷玉山の玉京峰の海拔1200m以上の針葉・広葉混交林内に数十本のみが残存している。他に数十種類江西省内に広範に分布していた樹種も絶滅の危機に瀕しているのが現状である。

水土流失による被害：水土流失面積は1950年代前半の110万haから1988年の340万ha（江西省全土地面積の20.4%）に増加した。省内の撫江など五大水流の全ての河床が上昇し、通航可能な航路は1957年の259線路1.1万キロメートルから1979年の62線路0.5万キロメートルまで減少した。

(図5-2-1) は撫江下流の南昌港周辺の河道の変遷を示している。1926年には、図の左側の僅かに散在している中洲しかなかったが、1979年には、長さ6400m、広さ1600mの「紅角洲」の状態になった。交通の要所にある「八一大橋」の下は、元々江中洲がなかったが、79年には長さ2000m、広さ640mの中洲が形成された。

また毎年鄱陽湖に流入する土砂量は約1900万トンで、その内の1100万トンが湖内に堆積し、ほかの800万トンが長江に運搬された。毎年水土流失で侵食される土壤総量は1.6億トンにのぼり、そこに含まれているN、P、K肥料139万トンや有機肥料130万トンも流失さ

表5-2-1 江西省動物皮革の年買い付け量の推移
(1951-1980年)

単位：枚

動物名	1951-1980 年期間最高 買い付け量	1951-1980 年の平均 買い付け量	減量 (%)
華南兔	109,137	39,753	63.6
栗鼠	12,356	1,640	86.7
黃馳	113,926	107,811	5.4
馳あなたぐま	74,566	41,100	45.9
犬あなたぐま・猪あなたぐま	8,478	1,440	83.5
狼	460	197	57.2
狸	30,882	18,943	38.7
山猫	8,378	2,859	65.9
川鱧	2,901	474	83.7
大麝香（靈）猫	4,097	138	96.6
小麝香（靈）猫	67,966	18,380	73.0
蟹食いマンガース	18,678	8,074	56.5
豹猫	24,753	15,530	37.3
華南虎	124	0.5	99.6
豹	1,187	352	70.4
のろ類	107,762	74,940	30.5

出所：江西省対外貿易局1951-1980年資料

注：①本表は国営の物資部門の買い付け量のみ。住民が自家用或いは別のルートでの販売した量は含まれていない。

②1981年以降、動物保護の為に、国営の物資部門の動物皮革の買い付けは停止した。

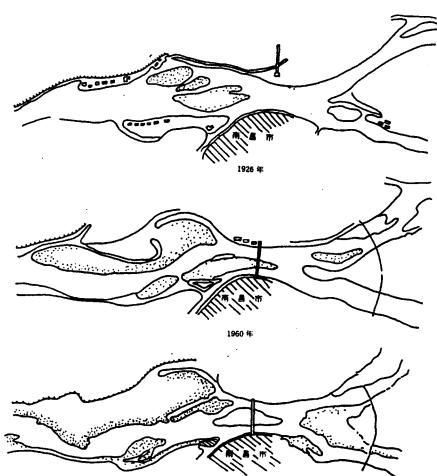


図5-2-1 撫江流域における南昌港周辺の河道の変遷
(1:80000)

出所：『江西森林』561頁江西科学技術出版社・中国林業出版社 1988年

されることになる。

林種問題：江西省は水・熱循環が非常に速い亜熱帯地区にあり、広い水域面積を持つ。そこで保護林は水土保持、水源涵養機能のほか、自然環境の改善、農業生産の推進や経済発展の促進にも大きな役割をもっている。しかし1980-1986年の7年間における国営の保護林の造林総面積は僅か0.09万haで、これは同時期の用材林の造林面積の0.5%にすぎない（表5-2-2参照）。（表5-2-3）は1974-1975年の江西省森林精査時点の林地種別構造を示しており、全省の薪炭林面積は全省の林地面積の2.9%しかない。これでは周辺住民たちの生活の燃料の需要に追いつかない。実際、1988年に至るまで、江西省で360万戸の農家が燃料用材に不足していると報告されている。この供給と需要の格差が同省の森林資源破壊の主要原因の一つとなっている。

取得の重視・扶育の軽視または森林生産の長期性、社会機能を無視した林業経営方針のために、林業生産過程の中で、目先の利益のみが追求されてきた。ここ数十年来、造林の林種と樹種は単一になってきた。即ち用材林の場合は杉か馬尾松だけ、経済林では油茶だけというかたちが中心となっている。その上、「滅林造林」の現象も珍しくない。従って亜熱帯常緑広葉樹

表5-2-2 江西省国営林種別の造林面積内訳

（1980-1986年） 単位:万ha

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	7年間の合計
用材林	2.72	2.40	2.33	2.17	2.64	2.81	2.60	17.67
経済林	0.37	0.23	0.24	0.23	0.13	0.07	0.05	1.32
保護林	0.01	--	--	0.02	0.03	0.02	0.01	0.09

出所：『中国林業年鑑』1987年版 中国林業出版社 1987年

表5-2-3 江西省各林地種別の面積の割合

（1974-1975年） 単位:万ha、%

林地種類	用材林	経済林	保護林	薪炭林	合 計
面 積	495.58	95.90	1.87	17.75	611.10
シェア	81.1	15.7	0.3	2.9	100

出所：江西省1974-1975年の森林精査資料により作成

表5-2-4 江西省主要林分の面積、蓄積状況（1987年）

単位:万ha、百万m³、%

合 計		杉 林		馬尾松林		広葉樹林	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
467.7	218.2	128.7	52.5	237.1	66.6	101.9	99.1
100%	100%	27.5%	24.1%	50.7%	30.6%	21.8%	45.4%

出所：1987年の江西省森林資源調査資料により作成

表5-2-5 森林生態系が果たす役割とその経済的価値

サービス及び経済的重要性

遺伝子プール：森林には多様な種、居住環境、遺伝子が存在する。それはおそらくもっとも価値のある資産であり、また評価がもっとも難しいものもある。森林の遺伝子プールは、商品作物種を病害虫や気象及び土壤条件の変化から守り、高収量品種を作る原料を提供する。アボカド、バナナ、カシュー、カカオ、シンモン、ココナツ、コーヒー、グレープフルーツ、レモン、パプリカ、アブラヤシ、ゴム、バニラの輸出量は1991年に200億ドル以上を記録しているが、これらの作物の野生種は熱帯林に存在している。

水：森林は雨水を吸収し、徐々に河川へ放流する。そうすることで水害を防止し、水がもっとも必要な乾期の利用を可能にしている。第三世界の農家の約40%は、森に守られた水系から作物や家畜に与える水を得ていている。インドでは年間720億ドルの価値のある水量調整や治水機能を森林が果たしている。

集水域：森林は河川への土壤流出を防いでいる。水系への土壤沈積により水力発電や灌漑用水が減少しているが、その損失額は世界全体で年間60億ドルにおよんでいる。

漁業：森林は河川、湖、河口域、沿岸の漁業を守っている。ブラジルのマナウスの市場で売られる魚の4分の3は、周期的に洪水に洗われる森林からの果物や植物を食べて育ったものである。北米太平洋岸北西部のサケをはじめとする112種の魚類の生存は、原生林に依存している。この地方ではサケ漁は10億ドル産業である。

気候：森林は気候の安定に貢献している。熱帯林の破壊は温室効果ガスである二酸化炭酸、メタン、窒素酸化物の放出につながる。その影響度は全温室効果ガス放出による正味温室効果の25%に相当する。熱帯林全体の炭素蓄積機能は、推定3.7兆ドルの価値をもっている。これは日本のGNPに等しい額である。

レクリエーション：森林は人間にレクリエーションの場所を提供している。米国森林局の計算では、9地区ある森林管轄区のうち8地区で、国有林がもたらす非採取型利益（レクリエーション、釣り、野生生物、その他）は商品利益（木材、放牧、採掘、その他）を上回っている。

出所：レスター・R・ブラウン編著『地球白書』1995-1996年版57頁 ダイヤモンド社 1996年

林はだんだんと限られた樹種からなる針葉樹林に退化しつつある。広葉樹を中心とする林分の面積は全省の林分面積の21.8%しかないが、蓄積は全蓄積の45.4%を占めており、江西省の亜熱帯性広葉樹資源の豊富さと、広葉樹資源の開発利用の低さが分かった(表5-2-4)。

森林環境の経済的価値に対する評価：森林生態系が果たす役割とその経済的価値の評価が、一つの学問分野として10数年前から世界的ブームとなっている。

(表5-2-6)はワールドウォッチ研究所が作成したもので、その中の代表的な評価方式の一例である。表で分かるように、森林は遺伝子プール、水、集水域、漁業、気候、レクリエーションなどあらゆる面で、地球そして人類に大いに貢献している。気候の調節(主に炭素の蓄積)、レクリエーションの場所提供(森林旅行など)については、ある程度経済的価値を推算することができる。一方、他の直接に計算しにくい領域においても、森林があるこそできた利益、効果、森林破壊(水土流失などが表現形式で)がもたらした損失、影響への対応、対策の費用、などの市場価値逆算法で、求めることができる。

江西省では、森林の私的経済効果と公益的機能の比は1:9と言う計算が既に1992年(歐陽紹儀「永続和効率、生態と経済—江西省の林業発展戦略について」、「林業経済」1995.5 10頁、計算方法が明示していなかった)によって出されているにも関わらず、政府の林業政策は相変わらず森林の経済的利益だけを追求していく、林業用地や生態環境などに悪影響を与える純林(用材林は単一な針葉樹種、経済林は油椿、蜜柑などの単一樹種)の造成に力を入れている。現在実施されている長江中上流保護林工程としても用材林は総面積の62%を占め、当プロジェクトの主役であるべき保護林は工程造林総面積の14%しか占めていない。「生態林業工程」を経たいま、杉と松純林の割合はなお高くなっている、亜熱帯常緑広葉樹林から針葉樹林への転化がより鮮明になった。

第3節 単純一斉造林による純林問題

世界の造林の歴史を見ると、目先の利益のみを追求する針葉樹一斉造林により、立地環境が破壊される教

訓が多い。ドイツにおける18世紀以来の雲杉純林の一斉造林を例にすると、一代目のha当たりの蓄積は700-800万m³、二代目は400-500万m³、三代目にはわずか300万m³しかなかった。また、カムツ林管区の砂地松純林栽培区では、150年前の立地はⅡ地位級から現在のⅣ、Ⅴ地位級まで落ちた。日本においても、針葉樹一斉造林により、「赤松亡國論」という言葉まで出てきている。

1950年代初じめ、江西省は大きな面積の馬尾松の純林を造成したが、伐採跡地の更新地の殆どは杉純林であった。70年代の用材林基地建設の中で造成されたのも大規模な杉純林であった。この時期に始まった飛行機による播種造林は、馬尾松の純林の面積をさらに拡大した。

江西省の純林経営の影響については、以下の3点に纏めることができる。

地力の衰退、生産力の下降：針葉樹林は凋落物が広葉樹より少なく、針葉の表面に厚い角質層があるために、分解の速度が遅い。つまり、針葉樹の凋落物は形成する養分が少なく、林木成長に消耗した栄養物質は完全補填に至らない。特に、針葉樹の純林を連続して栽培する場合は、土壤の肥力が衰退し、林木生産力の下降がもたらす。1978年、撫州地区林業科学研究所は当地区国有林場の杉の純林に対して、生産力の調査を行った。50以上の標準地の調査結果を総合すると、10-20年生の杉の純林のha当たり平均蓄積は、わずか7.5m³しかなく、3m³未満の林地もあった。万載県国営官元山林場は1973年、杉の純林の中に、総面積7.0haの40の観測標準地を設けられた。観測の結果、杉の純林における樹木の快速成長期は非常に短く、3年目から、成長速度が速くなるが、4-5年目には、成長がピークに達し、6年目以降は成長の速度は下降し続けることが判明した。また、杣陽湖地区にある進賢県は、紅壤地の低い山で9000haほどの杉の純林を造成した。結局、成長の状況が良好なものが2.6%、やや正常のものが25%、残り72.4%は改造しなければならない「老頭林」(早い時期に高さと太さの成長が停止する樹林)であった。

病・虫害が深刻化：多くの樹種によって組成している混交林は野生動物、鳥類、昆虫などが生息する最適の環境である。混交林の中では、常に害虫が天敵によ

って捕食され、病・虫害が発生する機会が殆どない。しかし、針葉の純林の中は、天敵となる動物・昆虫が少なく、病・虫害が深刻である。万載県国営官元山林場の調査によると、杉の純林の病害の発生率は100%に達している。また、大面積の馬尾松の純林は、松毛虫の被害にあっている。

樹種資源の減少：前述したように、常緑広葉樹林の破壊と針葉樹の純林の拡大で、多くな珍しく、貴重樹種が絶滅の危機に瀕している。

江西省の混交林に対する研究実験は主に1970年代の前半に、集中して行われた。以下に幾つかの実験結果を挙げておく。

広昌県龍井林場は1973年に杉・さつの木混交林1.7haを造成した。翌74年には、立地条件がほぼ同じ山地で杉の純林6.5haとさつの木の純林3.3haを造成した。後の調査によると、混交林と純林の成長状況は著しく差がある（表5-3-1）。同表から、混交林の生長は杉の純林とさつの木の純林よりずっといいことが分かった。混交林の単位面積の蓄積生長量は杉の純林とさつの木の純林よりそれぞれ37.8%と39.0%多い。混交林の中の杉の単位面積あたりの年生長量も杉の純林より14.6%多い。

（表5-3-2）は括義県密溪林場が1974年に造成した

表5-3-1 杉・さつの木混交林と杉、さつの木純林の林木生長状況比較m³

森林類型	樹種	樹齡	株数	平均胸高 直径生長 (cm/年)	平均樹高 生長 (m/年)	年平均 蓄積生長 (m ³ /ha)
杉・さつの 木混交林	杉	8	2085	1.22	0.84	10.20
	さつの木	8	315	1.26	1.27	2.06
	合計		2400			12.26
杉純林	杉	7	3225	0.79	0.79	8.90
さつの木純林	さつの木	7	1680	1.05	1.05	8.82

出所：『江西森林』460頁 1986年 中国林業出版社/
江西科学技術出版社

表5-3-2 杉・樟木混交林と杉純林の林木生長状況比較

森林類型	樹種	樹齡	株数	平均胸高 直径 (cm)	平均樹高 (m)	単位面積 蓄積 (m ³ /ha)
杉・樟木 混交林	杉	7	1080	12.8	8.7	60.1
	樟木	7	1080	7.9	7.0	19.7
	合計		2160			79.8
杉純林	杉	7	2145	12.9	8.0	126.0

出所：『江西森林』461頁 1986年 中国林業出版社/
江西科学技術出版社

杉・樟木混交林と杉の純林の生長状況の比較である。まだ幼齢林段階なので、混交林中の杉と純林の杉は明白の差が見られない。しかし、ここで気になるのは、混交林の単位面積あたりの蓄積は杉純林の63.35しかないことである。それは混交林中50%の株数をしめる樟木の初期生長が杉より緩慢であるからと考えられる。両林分中の杉の生長はほぼ同じであることから見れば、樟木の適当な混交は希少樹種の培育に意義あるといえるだろう。

信豊県油山墾殖場の場合は、混交林の中の樟木の平均胸高直径生長量と平均樹高生長量は1.62 cm/年と1.06 m/年であり、同じく16年生の樟木の純林の2倍と1.54倍にもなる（表5-3-3）。

萍州地区林業科学研究所による杉・樟木混交林と杉純林の林地土壤養分分析（表5-3-4）によると、リン酸吸収係数は変わらないものの、混交林土壤の窒素含有率、Kの含量、有機質含量、陽イオン置換容量、水の張力特性など殆どの土壤評価因子の指標は純林より優位に立っている。

上述した例のほか、同省では、杉・桐、杉・油桐、馬尾松・木荷の混交林及び広葉樹混交林の実験記録が

表5-3-3 杉・樟木混交林中の樟木と樟木純林の林木生長状況比較

森林類型	樹種	樹齡	平均胸高直 径生長 (cm/年)	平均樹高 生長 (m/年)
杉・樟木混合林	樟木	16	1.62	1.06
樟木純林	樟木	16	0.81	0.69

出所：『江西森林』461頁 1986年 中国林業出版社/江西科学技術出版社

表5-3-4 杉・樟木混交林と杉純林の林地土壤養分分析

	窒素含 有率 (%)	リン酸吸収係数 (P _{0.5mg} / 100g土壤)	Kの含量 (mg/ 100g土壤)	有機質 含量 (%)	陽イオン置換 容量(me/ 100g土壤)	水の張 力特性 (pF)
混交林	0.174	0.102	8.2	5.08	10.7	2.99
杉純林	0.132	0.102	6.9	2.22	9.9	3.27

出所：萍州地区林業科学研究所の調査資料

注1：水の張力特性（pF）について、2.5-3.0までは造林学で「潤」という状態で、森林土壤の最も理想的な状態と考えられる。3.0-4.2は「乾」という状態であるが、pF 3.27はまた有効水（易効性）状態で、林木の正常生長に殆ど影響が無いと考えられる。3.8は初期しおれ点で、4.2は永久しおれ点である（これ以上は森林が成立しない）。

注2：川名 明ら著『造林学』三訂版を参考 朝倉書店 1992年

表5-3-5 江西省「商品林基地工程」の投資基準価格
(1995年から)

項目	樹種	基準単価(元/ha)
速成多収穫林・工業原料林	杉	3700
	馬尾松	3000
	湿地松	3300
	広葉樹	3000
竹業	毛竹	3000
油椿	油椿	3000
経済果物林		7500
封山改造速成多収穫林		2250

出所：『江西高効林業建設』61頁 江西省林業経済学会
1995年

注：価格は苗木、造林、扶育、保護及び基礎施設建設の費用
から成る。

残っている。それら記録はいずれも混交林は単一樹種
林より林分の状態が良いことを証明している。

上述したような実験結果があるにもかかわらず、そ
の後も江西省における造林は純林の造成一筋であつた。現在では、同省の用材林の8割以上と、経済林の
殆ど（両者が合わせるだけで、同省森林面積の7割以
上。前章参照）は純林の状態である。現在実施中の
「山地でもう一つの江西を作ろう」計画で、「商品林基
地工程」が推進され、大規模な純林建設はより一層強
化されている。

同基地建設の投資基準価格表（表5-3-5）には、混交
林の文字は見られない。

江西省が純林路線を取る理由は、

①国の木材に対する欲求、②造林、緑化速度への追求、
③混交林の生態などの科学的研究の遅れ、④貧困脱出に
対する焦り（目の利益の追求）、⑤持続可能な森林
経営概念に対する無知さ、⑥江西の自然環境と杉、馬
尾松との相性の良さ、などが挙げられる。

国外、省内の歴史と教訓から見れば、江西省の森
林・林業にとって、持続可能な経営への最大の壁は純
林問題だと言って良い。この問題を近いうちに解決でき
なければ、「純林亡省」が現実になるのは時間の問
題であろう。

第4節 亜熱帯地域の砂漠化問題——南昌市の取り組み

南昌市の概要：南昌市は江西省の省都で、袞江下流

の東岸に位置している。人口は408万、うち市街人口
は157万人（1997年）である。中国歴史文化名城の1つ
である。27年8月1日の南昌蜂起ゆかりの地として名高い。
全省の政治、経済、文化、交通の中心である。古来、南北交通の要道にあたり、特に明、清代、多くの
商人が杣陽湖及び袞江の水運を利用して長江沿岸の各
都市と広州との間を往復した。現在も水陸交通の要衝
で、東西の大動脈である浙袞線と南北の大動脈である
京九線が南郊の向塘駅で交差する。南昌港は江西省の
六大河港の1つである。

南昌市周辺の平野は袞江と硯河の沖積で形成された
肥沃なデルタ地帯で、農業が盛ん、主に米、綿花、落
花生、ゴマ、蜜柑、サトウキビなどを産する。商業も
盛ん、長江中下流域の物資集散の中心地の1つである。

南昌市土地砂漠化の現状：中国では、寒冷、乾燥の
北部地方を除く、高温・多雨の南部地方（長江の南、
亜熱帯気候）も砂漠化が見られるようになった。統計
によると、江西省の杣陽湖（世界で一番大きい淡水
湖）地区の砂丘、砂岡、砂山の面積は、3万haにも達した。
昔から、漁米の郷とよく言われた江西省でも砂漠化
した土地が出てきた。（表55-4-1）では完全な形の統
計ではないが、江西省の砂漠化した土地の概況を示し
ている。南昌市では砂漠化した土地の総面積は約1
万haで、そのうちの、流動、半流動砂丘、砂洲の面積
は4千haを超えている。なお、この砂漠化土地の前線
は、年5メートルの速度で、東北から、西南へ移動し、
「砂進入退」の局面となっている。南昌県の岡上
卿、富山卿及び新建県の厚田卿の調査によると、1950

表5-4-1 江西省砂漠化土地の概況（1988年）

	砂漠化土地面積(ha)
九江県（江州島）	925
湖口県	400
桃源県（定山区）	1,100
都昌県（多宝区）	2,115
永修県（吳城區）	2,560
星子県（組花区）	1,640
南昌県（富山区）	520
（岡上区）	650
新建県（厚田区）	1,770
厚田から南昌市までの袞江流域	1,850
ほかの川辺	22,500
合計	37,030

出所：『総合開発項目資料集(2)』5頁 南昌市科学技術委員会 1988年

—1980年の30年間、8つの村がこの流砂に浸され、140世帯の農民が遷居され、農地が千ha以上を失なわれ、多数の水利施設が破壊された。

南昌市における砂漠化土地の成立要因：南昌市における砂漠化土地成立の第1の要因は森林と植被の破壊にある。歴史記載によると、江西省の人口は、明朝万暦元年（西暦1578年）は559万人、1949年まで1314万人に昇ったが、年平均増加は2万人であった。しかし、1949-1980年の間に、人口は激しく3270万人に至った。年平均増加は前者の30倍以上の63万人になった。人口の急増に伴って、農地拡大、燃料欠乏、経済困難、等で、森林の過伐、過放牧が避けられなくなった。水土が流失し、生態環境のバランスが崩れた。調査によると、全省の水土流失面積は220万ha（1980年）に至り、年平均土壤侵食総量は16000万トンになった。大量の流失泥砂は、川床の上昇、流向の変更、砂丘、砂地の形成の原因となった。

第2の要因は洪水の氾濫にある。南昌市は赣江、穀河、修河、信江と板河など河流の川下、鄱陽湖のほとりに位置している。江西省の年平均降雨量は1300-2000mmであるが、配分は平均ではなく、3月-6月の間の降雨量は全年度の55%を占めており、雨季と洪水季節の成因となる。洪水季節になると、上流の水土流失による大量の泥砂は、南昌市境内の河流に進入する。長い年月が亘ると、大量の泥砂は川下の川床に沈積され、川床が上昇し、河の流向を改変させ、砂丘が出きる。

第3の要因は冬季の大風である。南昌市の冬には、河の中の砂丘、砂洲が強い風で砂粒が川床の両岸に飛び、砂丘、砂山が出る。新建県の厚田郷の砂山はこうやって形成された。

第4の要因は本市森林資源の少なさにある（表5-4-2）。南昌市の森林率は1983年までずっと低いレベルにあり、特に保護林の面積の割合は1963年には0.0%、1975年には0.9%である。同市の脆い生態環境を維持できる森林の質・量ではなかった。

環境回復の取り組み：1981年、市林業局、科学技術委員会が中心となって、「連合考察組」が発足し、現地調査と地元住民への訪問、資料を調べるなどして、南昌市の砂漠化土地の基本的な状況が把握された。

以下は状況把握の上での取り組みのプロセスを要約し

表5-4-2 南昌市森林状況の推移(1963-1983年)

	1963	1971	1975	1983
土地面積(千ha)	29.1	472.9	481.1	740.2
森林面積(千ha)	0.22(100.0)	43.9(100.0)	33.8(100.0)	87.7(100.0)
うち用材林	0.22(100.0)	31.7(72.2)	24.7(73.1)	32.8(37.4)
経済林		8.0(18.2)	8.8(26.0)	17.5(20.0)
薪炭林				34.8(39.7)
保護林		4.2(9.6)	0.3(0.9)	2.4(2.7)
特用林				0.2(0.2)
森林被覆率(%)	0.75	9.28	7.03	11.85

出所：『南昌林業志』 59頁 南昌市林業局 1986年

注：土地面積の激しい変化の原因是行政管轄範囲の変化である。

たものである。

1982-83年：①実験区が設定され、砂丘の類型によって、実験が分別に行われた。具体的には、移動砂丘で喬（湿地松）、灌（Vitex trifolia）、草（Miscanthus sinensis）の栽植が行われた。半移動砂丘では主に湿地松の植栽が進められた。固定砂丘においては、234haの湿地松の用材林が造成された。②村の周辺を植樹して緑化を図った。③当地の砂資源と労働力資源の豊富さを考慮し、主に詰め瓶を生産するガラス工場を政府の出資によって設立し、住民の生活の安定に役立てた。

1984-87年：移動砂丘と半移動砂丘の移動速度が減少した。

1988年から：移動砂丘と半移動砂丘の移動がほぼ停止した。

1992年：実験区の砂丘での、林分蓄積量が1893立方メトルに達し、当時では67.3万元人民元相当する。

このように、政府の主導で、南昌県の岡上郷興農村の住民達によって、興農村の森林率が1983年改良前の0.96%から21.22%に上がった。これによって、生態環境が著しく改善し、村民達の経済的な面も随分変わった（表5-4-3）。

取り組みの経済面と生態環境面における評価：興農

表5-4-3 南昌県岡上郷興農村1980-1992年経済統計表

	平均収入 (元/年人)	食料総数 (万kg)	豚 (頭)	禽類 (羽)	水産養殖 面積 (ha)	工業生産高 (万元/年)
1980	89.54	269.8	1832	5,412	11	0
1983	303.36	397.0	1840	10,280	12	125.8
1986	484.05	435.9	2156	35,780	20	135.5
1989	593.05	462.5	3172	61,200	28	172.1
1992	860.00	475.5	4920	80,510	32	278.0

出所：南昌市林業局業務資料により

村は、造林緑化を中心とする土地の改良・利用を実施してから、10年の年月を経て、生態環境の好転、安定によって、農民の生活、生産活動が安定した。農民の平均収入は2.8倍にも上がった。砂漠化から耕地または生活用地を守った点においては評価すべきものである。

生態環境と緊密な関係を持つ食糧生産と豚・禽類・水産の養殖は着実に伸び、森林率が21.2%となった。興農村の林分価値は木材価格の67.3万元だけではなく、もっと大きな価値がある。担い手である農民の住居を保証する安定した生態環境がなければ、工業の振興も不可能である。

砂漠化が進んだ地区は江西省における生態環境の最も悪い地区とも言われる。そこで環境回復事業が成功したことから、同省全体の生態環境の回復、改善に明るい未来が見えたといえる。

政府の主導と支援がなければ、現地住民の努力だけでは、このような成功はあり得なかった。なぜなら、①改良前の1980年頃、同村は1人当たりの平均年収入が89.54元で、普段な生活維持すらできない状態で、初期投資の財源がなかった。②現地の農民は砂丘の改良方法、砂丘での湿地松の植栽技術を持っていなかった。③生産責任制によって農地の零細化、集団組織の弱体化が進み、集団での協力が必要とされる砂地の回復のようなプロジェクトの実行が難しいかったからである。

(1982年、ha当たりの収穫量は1717.5kgであり、同袴江流域平均の約30%しかない)と豚の養殖が行われていた。人当たりの年平均収入は当年江西省農村平均の約三分の一の120.4元で、同省の貧困地区でもあった。

1983年、「老区を支援し、貧困を撲滅する」という国の指示で、江西省科学技術委員会と中国科学院南方山区総合考察隊が中心に、立体農業開発の実証地として千煙洲実験場を発足した。

開発の仕組み：開発前の千煙洲では、農民の生活・経済問題と自然生態環境問題の関係は相互に競合し、劣化した状態に置かれていた。開発の中心課題は、両者の関係を競合状態から、補完の状態へシフトする技術的・社会的仕組みを構築することであった。具体的に、①立体的な空間資源の活用、②内部循環の改善、③時間的な短期・中期・長期計画の整合；が仕組まれた。

図5-5-1は、千煙洲の立体農業システムの模式図であり、表5-5-1は開発前・後の千煙洲の土地利用構成の変化状況である。これらによると、

開発前の1982年には荒山・裸地が86.0%を占め、耕地(殆どは水田)は10.3%で、林地はわずか0.4%しかなかった。溜池(溪流)が9箇所あるが貯水容量は低下していた。そこで、はじめに溜池を改善し、貯水容量を6万m³から11万m³に拡大した。灌漑用水の確保によって、水稻の二毛作が可能となり、単収が大幅に上昇した。また、緩傾斜地及び一部の水田に現金収入の多

第5節 立体農業開発からの教訓——泰和県千煙洲の事例

千煙洲における立体農業開発実験場の発足：千煙洲は袴江中流東部の泰和県灌溪郷に位置し、紅壤丘陵地帯にある小さな自然村である。亜熱帯季節風気候区に属して、冬季が温和で気候的には農作物の三毛作が可能であるが、夏季の高温少雨の為に、従来は稻作が一毛しかできず、農業生産にとって大きな制限因子となっていた。1982年までの千煙洲は、周辺の村と同じように、広範な丘陵地は荒廃して(植生が少なく、部分の傾斜地では水土流失が起こっている)、農業生産は谷間にあるごく少ない耕地に限定され、粗放な稻作

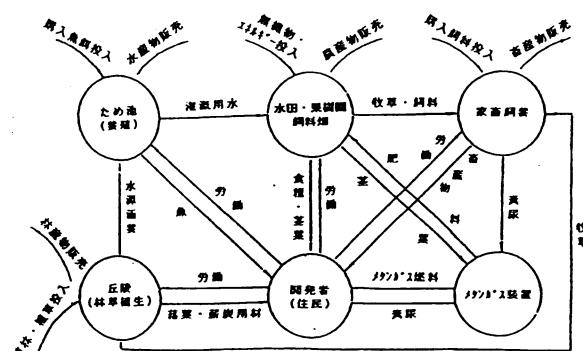


図5-5-1 千煙洲の立体農業システム

出所：「中国における立体農業開発に関する研究—華北畑作地域の事例」
石敏俊 『筑大農林社会研究』14:53頁 (1997年)

表5-5-1 泰和県千煙洲の土地利用構成（1982-92年）

項目	1982年		1986年		1992年	
	面積 ha	構成 %	面積 ha	構成 %	面積 ha	構成 %
土地総面積	204.2	100.0	204.2	100.0	204.2	100.0
農業用地	22.1	10.9	154.0	75.4	180.8	88.6
うち 耕地	21.0	10.3	15.1	7.4	15.1	7.4
樹園地	0.0	0.0	25.7	12.6	33.3	16.8
林地	0.9	0.4	99.5	48.7	118.2	57.9
牧草地	0.1	0.1	9.3	4.5	9.3	4.6
養殖水面	0.1	0.1	4.4	2.2	4.9	2.4
非農業用地	182.0	89.1	44.6	21.9	23.3	11.4
うち 荒地	171.6	84.0	39.2	19.2	12.9	6.3
裸地	3.3	1.6	1.0	0.5	1.0	0.5
未養殖水面	4.2	2.1	4.5	2.2	4.0	2.0
住宅・道路	2.8	1.4	5.5	2.7	5.5	2.6

出所：①中国科学院南方山区綜合科学考察隊ほか『紅壤開発と治理』1989年

②程鴻ら主編『中国農業自然資源経済研究』中国農業出版社 1993年

い蜜柑を導入して、表5-13中の耕地面積減少の原因となる。生態環境を安定するために、荒廃した丘陵地には大量に植林（用材林・薪炭林）・植草を行った。92年に至って、林地面積は57.9%に達し、樹園地（一般的には経済林として林地面積に入る）を含めば、有林地面積は74.7%までにのぼった。

土地利用の配置は「丘の上に雑木林と牧草地があり、緩傾斜地と谷間には水田、果樹園、溜池がある」（那文俊）。溜池のほとりには養豚舎を置いて養魚の養分を供給している。

このように、谷間に沿って配置された溜池、水田、果樹園、林地、草地が一つの立体的な小生態系として統合的に利用されている。

開発前には、丘陵地と谷間の水田利用との相互依存関係が極めて薄く、丘陵地が荒廃した結果、水害、干ばつなどに悩まされていた。開発後は、植林された丘

陵地は溜池の水を涵養し、薪炭・用材・落ち葉などを提供した。溜池は水田・果樹園の灌漑用水を保証し、水産養殖に利用される。水田・果樹園は食糧と現金収のもととなり、稻藁は家畜の飼料となる。草地は家畜と魚を養し（飼料の提供）、現金収入をもたらす。また家畜は水田の耕耘に使役される。

家畜と人間の糞尿はメタンガスに変換されて燃料となり、その残渣は肥料として利用される。溜池での水産養殖とメタンガスの利用については、まだ実験段階で、実験場が管理している。

水田の稻作、果樹園の間作、溜池での養殖などを短期項目、蜜柑などを中期項目、林業（薪炭・用材）などを長期項目にして、「以短養中、短中養長、長短結合」（那文俊「千煙洲開発の基本経験」4頁 中国科学院南方山区綜合科学考察隊・江西省吉安地区自然資源開発治理弁公室科学出版社）、即ち、短期項目を起点において、無理のない中・長期計画を立つ。

（表5-5-2）の農業収入構成の変化が示すように、当

表5-5-3 泰和県千煙洲農家人口及び所得水準の推移（1982-92年）

項目	単位	1982	1986	1992	1992/1982
戸数	戸	7	40	62	8.9
人口	人	31	156	267	8.6
労力	人	11	82	139	12.6

農村小売物価指数

農業純収入	元	3,733.0	58,665.2	232,364.0	62.2
一戸当たり	元／戸	533.3	1,466.6	3,747.8	7.0
一人当たり	元／人	20.4	376.1	870.3	7.2
労力当たり	元／人	339.4	714.8	1,671.7	4.9

出所①：同上

②『全国各省・自治区・直轄市歴史統計資料匯編1949-89年』
国家統計局

③『中国農村統計年鑑』1993年版 国家統計局

注：「元」表示は1982年価格を100とした農村小売り物価指数でデフレートした実質データである。

表5-5-2 泰和県千煙洲の農業収入構成の変化（1982-92年）

	耕地農業				園芸農業	牧畜業			漁業	副業	合計
	耕地	樹園地	苗圃場	計		家畜	家禽	計			
1982	76.7	0.0	0.0	76.7	0.0	18.5	1.7	20.2	0.9	2.2	100.0
1983	26.8	9.5	0.0	36.3	0.0	11.5	8.2	19.7	4.7	39.3	100.0
1984	15.5	14.0	24.9	54.4	0.0	12.3	6.5	18.8	13.2	13.6	100.0
1985	11.1	25.8	18.4	55.3	0.0	10.8	8.5	19.3	9.8	15.6	100.0
1986	12.0	17.8	3.1	32.9	10.3	23.0	8.3	31.3	8.7	16.8	100.0
1992	—	—	—	5.5	81.2	—	—	9.9	0.9	2.5	100.0

出所：同上

初は稻作と果樹園の間作物に依存しながら蜜柑を育てた。4年目から収穫を始めた蜜柑は、92年には収入の81.2%を占めるようになった。即ち、現在の千煙洲では安定した中期の段階にあるといえる。

千煙洲では、実験場が立てた開発計画に基づいて実験場が溜池の改造など基盤整備と果樹園の造成を行い、農民が果樹園を請負經營する運営方式を取っている。農家の数は、開発前は7戸にすぎなかったが、請負經營の農家が入植して、92年には62戸に増加している。溜池と森林は実験場が管理し、植林は農民を雇用して行っている。

立体農業開発に対する評価：立体農業開発は、そのターゲットを安定した生態環境の中での持続的な農業経営の確立においているので、その開発効果は長期の評価をまたねばならない。従って、現段階では限定された評価ではないが、確認された経済効果と生態的効果は以下の通りである。

経済効果としては、何よりも農民の所得水準の向上である。表5-15で示すように、農業純収入は82年の3,733元から92年の232,364元に、実に62.2倍の増加を記録していた。農家人口が8.6倍に増えてきたにもかかわらず、一人当たりの純収入の増加は7.2倍にも達している。92年実数の870.3元は同年江西省農民平均純収入の768.4元（『中国データファイル』第10版 106頁 JETRO 海外調査シリーズNO338 日本貿易振興会）を遙かに超えて、貧困脱出を果たした。また、稻作のha当たりの収穫量は7042.5kgで、開発前の4倍以上になって、土地の利用率が大幅に上がった。

開発から10年をかけて、森林率は0.4%未満から57.9%に拡大し、荒地の割合は84.0%から6.3%に減少した。森林生態系の回復は、土壤浸食の減少をもたらし、 $k m^2$ 当たりの平均土壤流失量は82年の47tから92年の10tに、大幅な減少を記録した。また、千煙洲の森には山鳥が戻り、夕方になると、多くの小鳥が壠を求めて集まってくる。

千煙洲は江西省で最も森林生態環境の破壊が進んでいた地域であったが、ここで起こった生態環境の回復は、新らためて同省が樹木成長に適する環境を持っていることを示している。

残された問題：泰和県灌溪郷の中で千煙洲だけが緑豊かな山村として甦ったが、立体農業開発の方式はそ

の他の周辺地域に波及するまでには至らなかった。「同郷では、現在でも荒地が総面積の4割強を占めている」（石敏俊、1997年）。周辺地域の農民は近くにある千煙洲の開発に羨ましく思っているはずである。彼らは千煙洲のような開発に踏み込まない理由として、大凡に次の3点が考えられる。

①初期投資の財源問題：当該灌溪郷の90年の人当たりの年間純収入は540元である。このように低い所得水準のもとでは、収入の大部分が食料、日常生活に使われ、拡大再生産のための蓄積ができないのが現状である。従って、溜池の改善、植林事業の展開など基盤整備を伴う初期投資には、公的資金の援助が必要である。

②蜜柑栽培のような地もとで経験を持たない新しい技術の普及問題：長期的に閉鎖した伝統農業を一筋でやつて来た農民達は、教育を受ける率が低く、十分完備された技術指導が保証されない限り、蜜柑栽培ような新技術が受け入れられることは難しい。

③開発主体と組織化の条件の問題：千煙洲の立体農業開発は実験場のイニシアチブで進められていた。しかし、立体農業開発の普遍化を図るとすれば、開発主体としての小生態系の土地管理とそれを構成する個別農家の内在的なエネルギーを活用することが肝要であろう。

人民公社解体後の中国農村では、零細な分割地（山）に依存する家族経営が殆どである。彼らが行う販売、購買活動においては、日本の農業協同組合のような組織的な対応はほぼ無きに等しい状態である。それだけに、時には土地経営権の再配分を含めた組織的な対応を必要とするような開発計画には、よほど明確な将来展望と納得できる開発手順が提示されない限り、農民は容易に参加しないであろう。このような意味で、立体農業開発の成功の可否は、個別化した農家の自由な参加を前提にして、いかなる方法で組織的な対応を図っていくにかかっていると思われる。

第6節 旅行資源としての森林——井岡山の例を踏まえ

森林は豊かな文化資源、旅行資源でもある。世界的

にみて、中国の観光業は十分に発達しているとは言えない。江西省は中国国内では遅れた地区である。改革開放以来、江西省を訪れる観光客数と観光外貨収入は増加しつづけているが、1997年には、それぞれ全国シェア0.61%と0.43%の低いレベルにとどまった（表5-6-1を参照）。自然に恵まれた風景、悠久の歴史を誇る江西省は沿海から内陸への経済開発や京九鉄道の開通、人民生活レベルの向上、週休二日制の普及など有利な条件にあり、観光業の歴史的な転換期に向かっている。

井岡山における観光客数の変化はこの転換期到来のシンボルと言える。1997年まで、中国の名山である井岡山を訪れる観光客数は年に数千人程度であった。1997年の京九線鉄道の開通により、井岡山へのアクセスが便利になり、翌年の98年には、観光客数は一気に40万人に達した。今年（1999年）に入り、更なる人気を示した。

井岡山並みの知名度の高い山が数十箇所も持つ江西省は香港、マカオ、沿海にも近く、観光地のほとんどは山地、丘陵地区にある。これから観光ブームに向けて、観光業がこれらの地区に及ぼす影響や取るべき対策などを真剣に考えなければならない。

森林旅行は一種の文化事業であり、経済事業でもある。森林旅行で形成された人口の流動は、物の流動、財の流動、商品の流動、文化の流動、情報の流動などを推進し、巨大な効果が期待できる。

第1に森林旅行は山村住民の思想の解放をもたらす。観光客の到来は、山村住民の視野を広くし、外の世界に対する理解を深くさせる。これは山村住民が保守的な思想からの解放及び生活習慣の転換に利する。

表5-6-1 江西省の外貨観光収入状況（括弧は全国シェア）

	旅行者数(万人)	利用ホテル数(軒)	観光外貨収入(万米ドル)
1985年	1.14	16	22
1990年	2.50	46	318
1995年	7.36(0.43)	75(2.0)	2499(0.31)
1996年	9.90(0.51)	90(2.0)	3398(0.36)
1997年	13.34(0.61)	61(1.2)	4457(0.43)

出所：中国国家統計局監修（株）総研編『中国富力』1997年版 388-389頁、1999年版 294-295頁 かんき出版 1997年、1999年

注：1997年の利用ホテル数の減少は国による外国観光客用ホテルに対する検査、確認で、不合格ものが多数出たためである。

第2に森林旅行は文化交流に利する。

第3に森林旅行は森林資源の保護意識の向上に利する。森林旅行は生態旅行とも言われる。観光客が素晴らしい自然の中で、森林生態の人類に対する貢献、森林の価値を実感して、森林資源に対する保護意識を高める。

第4に森林旅行は山村経済の発展に利する。①観光地の投資環境などが外界に了解させることは、資金、人材の引き込むことに利する。②旅行は一種の消費であり、観光客の食、宿、交通、買い物、娯楽などの消費により、直接な経済利益をもたらしながら、観光地の各種生産活動に刺激を与える。この刺激こそ、生産が発展し続けるための原動力である。③森林旅行は山村での就労の拡大に可能性を与える。労働力の都市への流出を防ぐ。④観光による収入の相当部分は非商品生産収入と外貨収入である。観光地の社会資産の増加と地もと住民の収入のアップに繋がる。

江西省の森林旅行地はほとんど林区にある。先章で述べたように、貧困化がこれらの地域の共同特徴である。森林旅行業を起こすのに必要な基礎施設の建設などの初期の投入は国の援助なしには行うことができない。

長期にわたり閉鎖された林区では、外の社会に忘却されたことが多く、知ってもらう為には、いろいろなキャンペーンが必要である。悠久な歴史と燐爛な文化を加えた優れた自然景観は自己アピールの中心となる。

教育の遅れは江西省の山村もう一つの特徴である。森林旅行の運営をスムースに運ぶ為に、担い手である地もと住民の教育水準のアップはこれからの重要課題である。林区では、観光業がはじめての試みである。必要でない失敗を防ぐ為には、外地か、外国の経験・教訓を取り上げることが肝心である。

最後に、山村住民への「債務」（第3章を参照）を念頭に置いた観光業収入税・費など諸政策の制定が求められる。これはまた、森林の経営・保護の促進、経済格差の減少、林区労働力の安定などの多くの問題と関わる。

第7節 章のまとめ

長期に亘る森林の無秩序な利用は同省の森林環境に大きなダメージを与えた。しかもこの破壊は生物種の減少、林地生産力の退化をもたらしただけではなく、水土流失と土地の砂漠化により、住民は生存さえ脅かされるようになった。これは同省の森林生態の脆さを物語っている。一方、砂漠化した地域や水土流失の地域などからの報告を見ると、森林生態環境の回復を果たしている。これは同省の森林生態環境の回復・保全の可能性を示した。

今後、同省の森林環境が上述した両面のどちらかに向くのかはわれわれ人間のやり方次第である。理想的な環境を求める為には、理想的な戦略システムの確立が要求される。これはある意味で、環境回復・保全森林・林業システムの構築の生態学的観点からの要望である。

森林生態環境の改善はいつも現地の農民の収入のアップ、農産物の増収、地域の振興などと関連している。

森林から林産物を産出して、収入をあげることは勿論、森林から直接的な現金収入がない場合でも、森林の効用によって改善・安定した環境をつくり、収入と生産量を挙げることは、興農村と千煙洲の例から見ることができる。森林による環境の改善がなければ、両地域とも今の繁栄はない。少なくとも、農作物、魚類などの増産はあり得ない。森林の回復・保全こそ、彼らの増収の決定因子である。

(表5-2-2) の推算方法によれば、増産・増収部分は全て森林環境改善の経済性に入れられる。他の社会的意義・効果を考えると、更なる経済価値がうまれるに違いない。

合理的な混交林経営による経済効果の実現は、決して単純一斎林による経営に劣らない。持続可能な森林経営を視野に入れれば、純林の経済価値よりも混交林の方が良いと言える。

江西省の歴史、文化及び現在の国内外の旅行動向から見れば、森林の旅行資源はアメリカの国立公園に負けないほどの経済価値を持っている（直接の経済効益を超えることを指す）。

直接的な経済効果にこだわらないで、社会・環境効果の発揮を求めることが江西省の森林経営の1つの方

向と言える。環境回復・保全の貢献が直接的な経済面の貢献より重視されべきである。この概念を農民の中で定着させることが今後の課題となる。貧困地域での環境回復・改善には、原資の資金援助・農業技術の向上のための支援・農村再組織化への補助などの国支援が必要である。

また、森林旅行業の養成は少なくとも以下のようない意義を持つ。①環境の回復・保全のための原資を蓄積する。②農民の収入の向上、これにより収入源を木材一筋から多角的にする。③経済格差を減少させる。④森林の経済効果以外の意味を農民及び観光客にわかる。

以下のような造林樹種構造の調整も必要である。

①林・糧間作の習慣や伝統がある（第2章を参照）。集団林の担い手である農民には、間作物に対する傾斜政策（優遇価格など）が要求される。②比較的集約経営状態にある国有林場では人手の不足で、新しい形の合作林業のあり方が求められる。③新造林における混交化の諸政策、技術に対する要請が必要である。

本章の実証分析結果と第2、3、4章の研究成果とを合わせれば、江西省の森林・林業は、環境回復・保全と経済発展両方からの寄与を両立させる可能性がある。江西省の森林・林業は理想像をどのように描けばいいか、また、社会主义市場経済においてその理想像を実現させる条件は何かを、本論文の総括として、次章の論題とする。

第5章の参考文献：

- 1 羅烈紅・笠原義人 「中国江西省の森林開発の歴史と現状分析」『日本林学会論文集』109号 53頁 1998年
- 2 パーツラフ・シュミル著 丹藤佳紀・高井潔司訳 「中国の環境危機」 71頁 亜紀書房 1996年
- 3 「江西森林」 460頁、461頁、561頁、730頁ほか 中国林業出版社・江西科 学技術出版社 1988年
- 4 「中国林業年鑑」 1987年版 中国林業出版社 1988年
- 5 「江西省森林精査資料」(1974-1975) 江西省林業

- 序 1976年
- 6 「江西省森林精査資料」(1987) 江西省林業庁
1988年
- 7 レスター・R・ブラウン編著「森林経済の再設計」「地球白書」1995-1996年 版 57頁 ダイヤモンド社 1996年
- 8 歐陽紹儀「永続和効率、生態と経済—江西省の林業発展戦略について」、「林業経済」 1995.5 10頁
- 9 「撫州地区林業科学研究所調査資料」(1978年)
撫州地区林業局
- 10 川名 明ら著「造林学」三訂版 朝倉書店 1992年
- 11 「江西高効林業建設」61頁 江西省林業経済学会 1995年
- 12 「総合開発項目資料集」(2) 5頁 南昌市科学技術委員会 1988年
- 13 天児 慧ら編「岩波・現代中国事典」 977頁 岩波書店 1999年
- 14 「南昌林業志」 59頁 南昌市林業局 1986年
- 15 石敏俊「中国における立体農業開発に関する研究—華北畑作地域の事例」「筑波大学農林社会研究」14号 53頁ほか (1997年)
- 16 那文俊「千煙洲開発の基礎経験、紅壤丘陵開発和治理」「千煙洲綜合開發治理試験研究」4頁ほか 科学出版社 1989年
- 17 「紅壤開発和治理」 中国科学院南方山区総合科学考察隊ほか 1989年
- 18 程鴻ら主編「中国農業資源経済研究」中国農業出版社 1993年
- 19 「全国各省・自治区・直轄市歴史統計資料匯編1949-89年」 国家統計局
1990年
- 20 「中国農村統計年鑑」 1993年版 国家統計局
- 21 「中国データファイル」第10版106頁 JETRO海外調査シリーズNO338 日本貿易振興会 1998年
- 22 石敏俊ら「中国における立体農業開発—理念と実践」「開発学研究」 第5巻第2号 53頁ほか 日本国際地域開発学会 1995年
- 23 中国国家統計局監修 (株)総研編 「中国富力」 1997年版 388-389頁、 1999年版 294-295頁
かんき出版 1997年、1999年
- 24 「撫江流域自然資源開発利用総合考察研究」(南方山区科学考察特集) 79頁ほか 中国科学院 南方山区総合科学考察隊第二分隊・江西省人民政府山江湖開発治理領導小組弁公室 1987年
- 25 沈世香「發展森林旅行、繁榮林区經濟」「江西林業」1994.3-4 4頁
『江西森林』雑誌社 1994年

第6章 市場経済における環境回復・保全型森林・林業システムの構築

第1節 江西省の現行森林・林業体制（システム）の問題点

現在の江西省の森林・林業のシステムは、市場経済に則したものでもなければ、計画経済に則したものでもない。いわば行政部門が経済主体を担当または支配する市場経済の体制である。その特徴を挙げれば、経済運営が行政の実績となり、「行政機能が経済経営と同一化している」の二つに尽きる。これが「持続可能な経営」にとって好ましくないことは言うまでもない。

第1の問題点は、行政担当者の実績評価が往々にして経済法則に反していることである。

行政担当者は「紙に書いた実績」で評価される。前述した吉安地区における造林成果についてのたらめ報告は、まさにこの典型であった。そのため、ある地域だけで短期的な利益を追求するばかりでなく、時に

は「紙に書いた実績」のために地域の利益すら犠牲にすることがある。例えば単純一斉林の造成、看護できる範囲を超えた造林の推進、集団林場の乱立、木材の強制的な統一買い付けなど明らかに合理性が欠くプロジェクト、制度でも強引に制定・実行したり、維持しようとしたりするような、粗雑な生長方式の選択が横行しているのである。こうした傾向は、プロジェクトの短期的な効果だけ強調し、社会的コストを無視する風潮に支えられ、土壌の退化、生態系の破壊、農家の森林経営に対する積極性の低下、林区貧困化など持続不可能な要素を社会と次世代に転嫁させているのである。

第2の問題点は、政府管理部門がブローカー化し、権力と金銭の取り引きがなされていることである。

地方財政が請負制度の下にある中国行政では、地方財政状況の好転と上級財政への貢献が、幹部の評価・抜擢の重要な評価基準となっている。重点林区の江西省では、木材収入が地方財政の重要財源である。森林・林業は各級政府部門による搾取、収奪の最大のターゲットとなり、森林過伐、乱伐の容認、育林基金など林業資金の任意占用、転用、林業税・費の乱立などが横行する。こうしたやり方は、少数の人間が結託して公共资源を収奪し、破壊するのに都合がよい。優れた政策や法規が実行に移されない原因は主にここにある。クリーンな行政なしにクリーンな環境は無い。

第3の問題点は行政内部の矛盾、即ち奇々怪々な分業現象である。営林部門が苦労を重ねて植林し、森林率の目標達成に力を注いでいる時、森林工業部門が木材の統一買い付け権を濫用し、森林の過伐採、乱伐、盜伐を支援して増産任務を達成している。

部門間の分業なら、問題はなおさらである。国の環境保護政策で、従来よりも厳しい林地転用法ができるにしても関わらず、経済開発の進行に伴って、林地の転用が古くて新しい課題である（第3章を参照）。「片手で保護し、片手で破壊する」マクロの分業体制こそ、本省の森林資源状況が悪化の一途を辿っている最大の原因である。

第4の問題点は権力を統合するシステムが欠如していることである。同じ保護部門でも担当が違うとまるで他人のようお互いに壁をつくり、管理の空白部ができる。その結果、複数の部門や地域にまたがる問題

は責任者がいなかったり、犯罪に対する取り締まりさえしないケースが生じる。江西省の県級林業管理体制はこのケースの典型である。多くの県では、県内の木材には厳しくチェックを行っているが、通過を求める他県の木材には、いくらかの税・費を払えば、違法な木材と分かっても通過させる。

第5の問題点は法律制度そのものの権威が確立されていないことである。近年、中国では森林・林業に関する環境と資源の保護に関する法律が多く公布された。しかし、その法律の実効性は理想とはほど遠い状態にある。

森林法で明確に規定され、造・育林に使わなければならぬ育林基金が転用、占用されるケースがしばしば見られる（第4章を参照）。一部の地域では、権利を持つ責任者が造林面積、新造林生存率、現有森林蓄積の保有量（伐採指標を大いに獲得のため）などのデータの「修正」を命じることがある。役人を管理することができないと、森林・林業を管理することができない。

以上のことから、江西省には、新しい森林・林業システムの構築が現実的に要求されている。

第2節 「環境回復・保全型森林・林業システム」の定義について

1 本章の中心テーマ

途上国であり、しかも社会主義市場経済制度下における江西省のような地域では、経済開発に伴って、森林・林業の未来はどうなるのか、社会・環境と経済からの寄与は両立する可能性があるのか、そして、それを両立させるための条件は何かということが新システム構築するための焦点となっている。

江西省の森林・林業は、様々な問題を抱えているが、社会・環境と経済からの寄与が両立する可能性がまだ十分にある。その未来像とそれを成立させる諸条件の問題である。これを本章の中心テーマにする。

2 江西省の森林・林業の未来像——「環境回復・保全型森林・林業システム」の定義

歴史、現状から予測すれば、江西省或いは事情が同

じ地域の森林・林業の未来像は、以下の三つのシナリオに帰着すると想定できる。

第1のシナリオ：社会主義市場経済体制において江西省の特色を持った（本省の自然、経済、人文、歴史諸状況に合った）森林・林業システムの構築が推進される。

それは、「森林生態系をできるだけ破壊せずに、破壊された森林環境が回復・保全に向かうことを前提としながら、生産効率（広義的）のアップを通じて、できるだけ社会により多くの林産物（木材など）を提供し、なお森林を回転させつつ持続的な経営を目指す森林・林業システム」である。いわば、生活・経済の問題と自然生態環境が対立でなく補完関係にある持続可能な森林・林業の一つ基礎段階で、「環境回復・保全森林・林業システム」と定義しよう。これを構築するためには、市場経済のあらゆる場面での秩序と有効性、公正と公平の実現並びに構成主体である政府、集団、農家の目先の利益などに対する我慢強い態度と理性と忍耐力が求められる。これが成功の前提と言えよう。

第2のシナリオ：現行の「木材主義」の指導下での森林・林業経営が続行される。

国、省などの経済寄与に最大限に貢献するに連れ、短期的な経済効果が姿を現すものの、森林生態系が大きなダメージを受ける。目先の利益を追求する単純一斉造林、分散した山林所有及び経営能力に合わない無理な集団化、国有化、営林資金投入の不足による森林の質の低下などにより、「持続可能な森林・林業経営」の土台が失われ、生活・経済の問題と自然生態環境が対立する状態に落ちいる。

その結果、腐敗と不正（政府各部門、役人個人などの権力の乱用、民間の犯罪など）、ゆすりとたかり、地方主義の膨張、汎重商主義の理念などが自然に現れ、収入分配の不公平はまさに天地の差ほどの格差を生む。社会、環境、政治の不安を招き、最終的に、本省の森林・林業は全社会の経済建設の功労者となるどころか、持続発展の超えられないネックとなる可能性が高い。

第3のシナリオ：森林・林業の経営方策は生態環境だけを重視するように急転換する。

国の経済事情、発展戦略などから考えれば、このシナリオが出現する可能性は極めて低いが、万の一の場

合は、江西省の自然環境を維持する為の「公益林」が非常に高い割合（対全森林面積）になるに違いない（第5章参照）。国による十分な生態補償が望めないことを前提とすれば（今現在の状況を考えれば、この可能性は極めて高い）、本省の土地面積の62.8%を占める林業用地の土地生産力（狭義的）が低下し、都市部そして他の農村地区との経済格差が更に拡大する結果となる。そして、森林の乱伐等が再び現れ、せっかくの森林生態を保護する計画も自然に水の泡となっていく。江西省の集団林区全体の社会、経済、自然環境の総崩れを予想し難くなる。

3 一種の変革としての新システムの構築

未来は不確定性の霧の中にある。社会の利益や制度の目標という立場に立てば、われわれの願望は一つ目のシナリオが未来の現実になることであるが、江西省の森林・林業システムの前途を確実な構想として述べることは不可能である。美しいユートピアを描くことはできるが、それを現実になるとは責任をもって言えない。ケインズ氏は1925年にソ連を訪れ、その時の印象をこう書き留めている。「一つの制度の変革の鍵は、それが現代の人類精神に合致しているかどうか、或いは互いに共鳴しあうものがあるかどうかである。物質面での効率性が保たれ、それによって変革が生き延びられるかどうかである。時間が立つにつれて変革の新鮮さが薄まり、不純な状況が増えてきたときにも、大衆の心を掴み続けられるかにかかっている」（『ロシア管見』）。この場合の「制度」と言うのは勿論「社会制度」の事を指しているが、「社会制度」の重要組成である「森林・林業システム」も当然この論点の対象に当てはまるはずである。

社会主義市場経済条件下での独創的森林・林業システムの構築にあっては、経験主義から離れることなく、江西省を含む人類の文明が蓄積してきた成果を存分に吸収することによって、初めて第1のシナリオが可能になるだろう。社会主義の本質を把握すること、社会主義市場経済のもとで森林・林業システムの変革を進めること、そして、江西省の特色を持つ森林・林業システムつまり環境回復・保全型森林・林業システムを構築することが本論文の総括的な課題である。

次節からは社会主義市場体制に基づいて、江西省森

林・林業の歴史、現状を配慮し、諸外国の経験を参考しながら、第1のシナリオを実現するための条件を提示する。

第3節 条件その1 — 市場経済の制度的基盤の整備

1 市場経済と計画経済

一般に、市場経済とは、経済主体間の商品、労働、貨幣の買売・取引をめぐる自由競争を通じて価格が成立する場を市場といい、この市場機構を通じて需給調整と資源配分が行われる経済のことを市場経済という（有斐閣『経済辞典』第3版 1997年）。

計画経済は、財、サービスの生産と消費の調整を、市場によってではなく、生産財の社会的（国家的）所有に基づき、計画の作成と実行を通じて行う経済システムのことである（同上）。

両システムの制度的基盤（資源配置主体、資源配置方式、動力機構など）の違いは一目瞭然である（表6-3-1）。では、計画経済から市場経済へに転換する際に、新しい制度的基盤の整備が第一の急務であり、新しい森林・林業システムを構築するための1つ目の条件となる。

2 制度的基盤の整備

資源配分の方式という面での市場経済の制度的基盤は、明らかに自由価格制にある。自由価格の中で消費財と生産要素は大きな翼をあたえられ、前者は効用が最大化し、後者は利潤が最大化し、社会全体にパレート最適状態（社会の他の成員の経済状態を犠牲にしない限り、経済的には進展する余地のない資源配分の状態）が訪れる。自由価格制は経済建設の中でその重要性があらためて見直されたが、それは常に政府の干渉とコントロールを受けてきた。「経済問題は経済的手段で解決する」という基本は市場経済の制度的基盤であり、政治組織や行政活動は経済活動と一定の距離を置かなければならない。

これは、集団林区に現行の木材の統一買い付け制度を改めなければならないことにつながる。

ところで、1つのイデオロギーとしての市場経済の制度的基盤とは何だろうか。その答えは市場という場

表6-3-1 計画経済と市場経済の体制比較

	計画経済	市場経済
資源配置主体	一元—中央政府	多元—政府・企業・個人投資者等
資源配置方式	各級行政機構による高度集中な統一的指令性分配	多元な市場の中、供給関係、価値規則による市場交換（取引）
動力機構	政治思想の動員・保障	利益・約束（契約）
利益の主体	独立・健全的な主体が基本的に存在せず	多元的独立的な利益の主体が存在する
配置への反応	長い	短い
反応の時間	長い	短い
適応性	弱い	強い
資源の代用性	弱い	強い
利益の分配方式及び原則	国家により統一計画、長期固定；労働の「量」により	供給関係、価値規則に基づき市場取引で実現 労働の「質」により
配置の根拠	实物統計を主に	市場価格を主に
利点	資源配置の速度が速い	長期・全体的な資源効率が高い
欠点	長期・全体的な資源効率が低く、労働者の積極性・創造性を引き出しにくい	市場の自発性は、貧富の格差、競争産業と基礎産業、公共事業の比例失調等を起こしやすい
適用時期	戦争期、戦後経済復興期、政権強化期	平和発展期

出所：呂西「市場経済と社会主義」、『林業工作研究』資料選集4 1993年

で問題を処理することが他の方法より効率がよいこと、言い換えれば計画経済より市場経済の方が効率がよいところにあるはずである。多くの人文科学の中では市場経済は至上のものと見なされている。なぜなら、それは自由や正義、道徳、民主などが醸し出すものと同列に論じられているからだ。これによると、新中国成立から、特に社会主義計画経済が実行したから、ずっと被害者もしくは貢献者に位置付けられた森林・林業のあり方自体に問題があると言える。諸政策を通じての人為的な林区、特に農民の貧困化は決して許されるものではなかった。

だが、市場経済にはその機構では対処できない外部効果が数多くある。江西省の状況を例にすると、保護林の問題や収益性の低い（現在の経営・利用水準から見た場合）広葉樹林の造成などである。市場のやり方だけでは事象の本質をすべて把握することはできない。現実では、西側の先進国でも、すべてを市場メカニズムに委ねているわけではない（後述）。

また、制度的基本的要素としての市場経済の基盤と

は何かということであるが、明らかにその運営の基礎となるのは契約であり、その行為の基礎は交易（取引）である。

ここでの取引は無論、市場メカニズムに任せられている公平的かつ自由的な取引のことを指しているが、林業部門だけによる買い付けを前提とする「価格相談上での取引」（ある程度の価格保護、第三章を参照）とは本質的違いがある。なぜなら、木材の所有者である農民達が明らかに弱い立場に立たせられているからである。

以上の方面での制度の基盤は、西洋で300年の市場経済運営の歴史で実証済みの事柄であるが、市場経済の経験が全くない中国にとっては、貴重な参考となるだろう。

3 制度の変化の条件

では、以上の制度的基盤を整備したうえで、社会・経済の発展のための戦略全体を市場経済の運営に適合させるためにはどうすればよいだろうか。問題を具体化すれば、それは江西省の森林・林業の発展戦略を持続可能にさせることである。市場経済制度は変化のない固定した制度ではなく、常に環境・経済の行為、構造、効果の動きに即応した調整を必要とする。したがって、どんな時代の発展戦略も絶対的ではあり得ないし、実践の中で得られる基準を見出して初めて住民の意志が統一されると考えられる。そして、経済制度の改革プロセスの中では、市場メカニズムだけではなく環境保全と経済発展を両立させることによって住民の意志を統一していくべきである。

第4節 条件・その2 — 具体的諸体制の転換

計画経済から市場経済への諸体制の転換は、中国の農村、そして江西省の集団林区の持続可能な経営への道のりのキーポイントであり、「環境回復・保全型森林・林業システム」を構築する必要条件でもある。同省の森林・林業の歴史、現状分析と市場経済の特質の結合によれば、この転換の核心的作業は、商品と生産要素の真の市場を確立し、価格統制と市場の自主権へ

の干渉を撤廃し、部門間と地域間での商品と生産要素の流通を阻んでいる体制的障害を廃除することであると言える。

以下に市場化への体制転換を3つの側面から検討する。

1 木材市場の育成

①木材市場の確立は、木材の価格形成メカニズムの転換を意味する。つまり木材に対する政府の統制（林業部門だけによる統一買い付け）をやめ、林業部門による価格決定から市場による価格決定に転換することである。

1985年の南方木材市場の自由化が失敗した原因は、市場化自体にあるのではないことを、既に第三章で論述した。つまり、この失敗は今の市場閉鎖の理由にならないはずである。長期的に見込める安定したかつ比較的完備な市場さえできれば、そのような乱伐が避けられないことはない。逆に、木材市場が今のままだと、利益を第一と考える林区の農民たちにの森林保育に対する積極性が生まれず、経営主体が不在となる。

②木材市場の育成は、市場主体の育成も意味する。その中心となるのは国有林業部門の木材買い付け、販売システムを改革し、市場メカニズムによる完全自由な経営販売業務と計画的な部分（少量的、かつ木材供給が不十分な時期だけ存続させる）を分離することである。つまり、国防、重点建設などの国家重点な用材の執行部分を残し、ほかは独立法人化し、株式制またはその他の形で財産権改革を進めるべきである。これにより、林地の8割以上を持つ農民たちに市場での公平な競争の権利が与えられ、正真正銘な市場主体となる一方、もとの国有木材経営部門も行政からの離脱により、独立の法人である現代企業に転換できる。

③木材市場システムの健全化も必要である。現在、生産者から、消費者に至るまでの木材流通システムは、主に産地の集荷市場と卸売市場、消費地の卸売市場、小売り市場で構成されているが、その発達は極めて不十分であり、施設は未整備で、契約関係も薄弱である。例えば、いつか、突然の木材市場の再開放（価格の高騰を想定）を望んでいる林業重点県の農民は、予約販売にほとんど応じないのが現状である。また、全国に9つある全国レベルの木材市場の中、南方林区は武漢

市にある1つしか持っていない、当林区の全国における地位に相応しくないといえる。

これから市場建設には多くの努力が必要であるが、政府の木材独占を廃止し、価格と経営の自由化を進めることができ短期的作業であるとすれば、木材市場の育成は長期的な作業になるだろう。その基本構想は、引き続き現物市場を中心とする市場システムの建設を進めると共に、徐々に先物市場を発展させることにある。先物市場は交易の高度な形式であり、価格の明示、リスクの減少、資金循環の促進など多くの長所があり、生産周期が長く、資金が不足している江西省林業、特に集団林業にとっては大変ありがたい存在である。したがって、先物市場の育成を緊急課題として明確化することが必要であるが、まずはその中心である立木価格に関する研究や法的根拠の検討が先決条件となるでしょう。

2 森林・林業の生産要素市場の育成

1) 金融市場の整備

資金は江西省の森林・林業の発展の中で最も欠けている生産要素である。市場化の進展と共に、集団林業が地域社会に貢献し、需要に対して敏感に反応できる貸付システムの構築が必要になってきた。

林業は、他の産業に比べて投資金額が多く、投資の回収期間が長いため、一般的な金融機関では融資が困難であることが多く、林業先進国のはほとんどは林業銀行のような専門金融が存在している。日本では農林漁業金融公庫資金のような「制度金融」（政府が個々の林

表6-4-1 中国における主要な林業貸付金（農村集団と農家個人に向ける）

貸付金種類	貸付期限	延長期限	年利子（%）	交付機関	交付対象
速成多収穫林	7-10年	5年	現行年利子は9.36%（中央と地方財政は各3.17%を負担）	中国農業銀行	集団林場とある規模の専門林家、請け負う者
経済林	5年	2年			
中幼林扶育	5年	2年			
多角經營	2-3年	2年			
生産費用	1年以内				
生産設備	1-3年	2年			
農業開発	林業3-5年	林業2年			
農業専門	用途により				

出所：王幼臣・任恒祺 編 「技術経済手冊 林業卷」 1521-1522頁 中国科学技術出版社 1992年

業経営者へ自主的な取り組みを手助けする為の無利子、低利子、利子助成の融資提供という金融措置）の占める割合が高い。償還期限も長く、最長で造林資金の55年というものもある（『林業経営改善推進の手引き』 54頁 林業経営研究会 日本林業調査会 1996年）。

（表6-4-1）で示した農村集団と農家個人に向ける林業貸付金には3つの特徴がある。1つ目は、種類が少なく、期限が短いことである。大規模な林業経営と林業生産の長期性に相応しくない。2つ目は利息が高いことである。表の上段の4種類に中央と地方の財政による補助があるが、これは融資条件が厳しく、融資額も限られている。3つ目は個人農家が融資対象から外されたことである。

森林銀行の設立に関する提案は、既に10年ほど前の1990年に全国林業経済研究会で提出されたが、国から明確な回答は無かった。その原因は主に国の資金不足と森林・林業の価値に対する認識の不足の2つであると言うのが一般的な見解である。申しそれが本当なことであれば、「21世紀林業行動計画」を出され、国の金融システムが大きく変わろうとしている現在は（表6-4-2参照）、森林銀行を設立する最高のチャンスではなかろうか。

2) 労働力市場の育成

市場経済化の進行によって、「計画経済」の一つのシンボルで、農村と都市の二元的な隔離状態を作り出した悪名高い「戸籍制度」は近い内に撤廃される可能性が高い。これによって現在過熱している農村労働力の流出（都市への出稼ぎ）がさらに加速することが予想される。農村特に極貧状態な山区の過疎化が進む一方、都市には大きな圧力をかけられる。

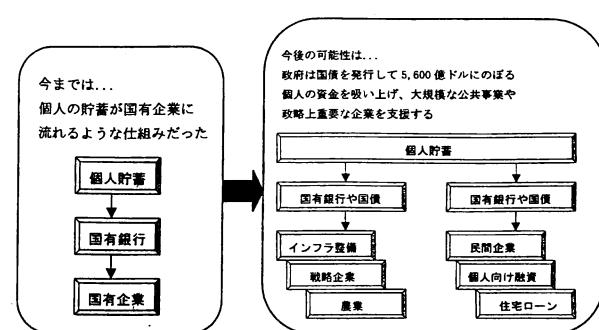


図6-4-1 中国の金融システムの可能性

出所：「NIKKI BUSINESS」1998年3月30日号

自分の能力・財力の以上の規模の森林・林業を展開している江西省では、農村の労働力投入は最も重要な財源の一つである。ある程度の技術を要する林業の特徴と合わせて考えれば、安定した林業労働力の確保が本省にとってどれほど重要であるかが分かるだろう。そのため、労働力を確保するための労働力市場の育成は最も緊急な課題となる。

市場経済条件下で、公平となる労働力の争奪の勝敗を決めるのは、「利益」しかない。そこで、労働力市場の育成の問題は林業労働者の収入のアップ及び、林産業全体の利益のアップへと変わってくる。これは無論、木材市場の育成を要請しているほかに、森林の社会、生態学的効果への補償を要求していると考えられる。

3) 林地市場の育成

これは主に農村の集団経済内部における林地使用権の有償利用・有償譲渡の流通システムであり、林地経営と福祉保障の関係は分離される。その上、一級市場或いは二級市場と言った等級的な段階を持つ市場形成に踏み込む。これには賃貸、抵当、入札、譲渡、相続といった手段が対象になる。

全体的な構想として、第1に林地の流通と農民の就業による移動を結び付けることである。林地を新たに再分配し、長期に亘って（現地または他の場所を問わず）非林業に従事しているものには林地の分配（自留山を含む）を無くすか減らすかして、同集団にいる人間、組織に限らない林業経営者に下請けに出し、利益は集団と請負の者に共有される。非林業従事者に補償金を与えるか否かが林地所有者の集団の判断に任せられる。ただ、この場合、下請けに出した土地が荒山荒地であれば、何の問題もないが、既に造林済みの林地であるならば、現有の林木に対する評価、或いは立木価格が問題になる。立地によって、立木の価値は大きな差が生じるのは常識だが、現実では、売買両方の意見が合致できないケースが多く、結局、まだ成熟していない現有林木が伐採され、一種の森林破壊となっている。立木価格についての研究はこれから課題の一つになるだろう。

第2に、政府の重点的保護（支援）対象を、ある規模の請け負う林家（組）に絞ることである。これにより、同省の集団林業を合理化経営に導くことができる。

第3は、政策推進を専門とする融資業務を開始し、林地のある規模の集中経営を支援することである。そして、新たな造林を促進させるために、この融資の申請者には自らの経営権を抵当とすることを許可すべきである。

3 政府管理機能の転換

1) 財産権を保護する機能

これは法律と秩序を維持し、財産権を明確にして保護を加え、契約の実施を保証することを意味する。集団林業における財産権は、土地所有権、土地使用権と林木所有権の概念より遙かに広範である。それに自ら生産した商品の所有権が「不可侵」であることの以外、融資契約や販売契約の法的拘束力などが含まれる。つまり、財産権は保護を受けることができ、また、保護を受けなければならないことでもある。財産権の保護によって、政府の横暴な行為や、相手の個人または企業の契約違反を防止することができる。政府が民間の経済行為の主体の為に財産権の保障を行えば、市場では正常な秩序が保たれ、市場の規律そのものが経済効率の向上を促すことになるだろう。

2) 公共事業を供給する機能

江西省の森林・林業の発展を考えれば、政府は以下の供給機能を重点に発揮すべきである。

第1に、林道の建設、火災防止体制の整備、通信設備の充実などを図るべきである。

第2に、林業技術の向上のための教育事業を支援すべきである。

第4章で述べたように、江西省における集団林の経営が非効率となっている原因の一つは専門家、技術者の不在である。本省のように農家の経営規模が小さく技術蓄積のレベルが低い地域には、林業の科学的研究と技術の普及のために政府がもっと財政的な援助と組織的保証を与えるべきである。また、政府はこれらの地域での教育に本腰を入れて取り組み、農家の科学技術の受容レベルを引き上げるべきである。農家がいきなり近代的な市場の主体になるのは難しいからである。

第3に、林区の第二、第三次産業を発展させるためのインフラ整備と資金援助をすべきである。具体的には、林区の森林旅行業を振興させるための交通の整備、

旅館の建設、宣伝・アピール、治安の維持などを行うことである。

3) 資源と環境の保護

政府は森林の社会・環境に対する貢献を諸政策（林产品への税率の優遇、森林・林業への投入の増加、森林・林業への融資環境の改善、特に林業から恩恵を受けている製紙、鉱山など部門から森林補償金の徴収など）の制定を通して再評価するべきである。これによって、森林資源の安定を図ることができる。

また、政府は「持続可能な森林経営」を基本とする長期的視点に立って政策を実行し、市場による調節作用だけに任せておいてはならない。とりわけ重要なのは、林地の転用などを規制することであり、林地保護に関する法規のより一層の整備が必要である。

さらに、住民（農民と都市住民）に対する環境教育を強化し、人力、財力を集中させて、生態環境破壊が嚴重な地区（砂漠化土地地区、水土流失嚴重の地区など）の環境の回復に力を入れることも必要である。

4) 市場を安定管理する機能

現状から見れば、江西省の木材市場と生産要素市場には無秩序状態が頻繁に現れている。その大きな原因是市場メカニズムを一応導入したものの、それに見合う市場ルールが確立されていないことにある。各級の行政権力の不当な介入（統一買い付け、税・費の乱設など）と市場メカニズムの暴走（不正伐採・販売による税金、育林基金などの騙す取りなど）という二方向からの揺さぶりをかわしきれないのである。政府が担うべき重責は、市場ルールを健全化し整備すること、市場の管理と監督を強化して行政の不当介入を阻止すること、市場取引の秩序を規範化し、市場の競争、公平、開放を保証することである。

木材市場の開放を前提とする合理的な税・費制度の制定、調整、木材価格の変動幅を妥当な範囲に抑える措置が必要である。

5) 収入を再分配する機能

江西省の集団林区の各地域は、立地、交通、基礎経済力、文化教育水準が均一でなく、大きな差が存在している。市場経済の下では森林・林業経営の効率はかなりの差が生じる。市場の動向のみに任せておくと、地域間或いは社会の各階層間で受認限度を超える所得格差が生じる恐れが強い。共に繁栄し社会の安定を図

る為には、政府の仲介作用を通じて極端な所得格差を是正しなければならない。

そのためには徵税によって経済発達地域と高所得者から一定の富みを集め、貧困地区や低所得者に富みを改めて分配しなければならない。政府は収入の再配分機能を發揮して貧困地区・貧困者の発展を援助する必要がある。

中国は都市と農村の格差という二元構造の矛盾が最も激しい国家の一つである。それは1990年代における経済の持続的な高度成長を阻害する要因になった。市場経済への移行だけではこの矛盾を解消できないどころか、むしろ深める恐れがある。

地域間の経済格差は相当なレベルに達している。

今のうちに有効な対策を講じて解決しておかなければ重大な結果を招きかねない。世界各国の経済発展を顧みると、極端な地域格差は必然的に民族紛争など社会的矛盾を激化させている。

第5節 条件・その3 一 計画が必要不可欠

1 計画が必要不可欠

森林・林業の「持続可能な経営」が求める市場経済は決して自由放任型ではない。西側の動向もそうである。先進的な市場経済の政府による指導と計画は弱まるどころかむしろ強まっている。1995年、米大統領の「持続可能な発展に関する大統領諮問委員会」(PCSD)が提出した「戦略目標、指標、政策テーマ」というレポートはこう述べている。

「PCSDは以下のように考える。過去25年間の多くの教訓から、アメリカは現在次のように認識するに至った。経済、環境、社会の問題を相互に切り離して処理してはならない。計画予測を通じて防止を図る方が、問題や事故が発生してから対策を講じるより遙かに経済的である。潜在する因子を総合的に判断することによって、初めて現在の厳しい環境問題の解決策が見出されるだろう」。

市場経済に移行しつつある過度期の江西省の森林・林業に「計画」の二文字を持ち出せば抵抗にあうことは必定である。過去の計画経済下での大きな誤りやその記憶が頭をよぎるからだ。しかし、頭を冷やしてじ

っくり考えれば、森林・林業の「持続可能な経営」にとって「計画」がどれほど重要であるかはすぐに分かるだろう。江西省の森林・林業には、ほかの国にも増して「計画」が必要なのである。例えば、袴江の上中流域と下流域で生態系の保護機関を作るとしている。その場合、県や各部門の管轄を超えた統一基準や政策なしでは話が進まないだろう。また、常緑広葉樹林の生態環境を回復させるために、広葉樹種の木材及び他の林産物（果実なども含む）価格に対する規制が重要であろう。そこで、政府による特定地区の特定产品に対する傾斜的経済政策の実現が必要なのである。

このような傾斜政策の一つの具体化した表現は、政府による林産物に対する補償価格制度であるが、これには限度がある。以下に市場経済の先導に立つアメリカの例を教訓として挙げよう。

2 アメリカにおける木材の低コスト販売とそのリサイクル素材への影響

アメリカでは、木材、鉱物、石油等の天然資源の採取や精製を扱う産業は、ある時期、政府の補助という恩恵を享受していた。もともとこれらの税制上の特権は、不況期における主要な産業の生き残り、生き残りを保証しようとしたものである。そうすることでこの補助は、典型的な農村社会における雇用と所得安定を通じて、これらの市場に依存する地域経済を保護することになる。このような政策は市場の立場からうまく目論まれたものではあるが、その経済的な目的が国の環境目標と競合すると思われており、検討の対象となっている。

最近、公の論争やマスメディアの注目の的となる連邦の補助金は、木材の低コスト販売政策である。アメリカ森林局が実施するこの政策は連邦所有の林地での木材伐採を低いコストで行える権利を企業に与えるものである。この連邦の事業は森林の皆伐をうながすものであり、結果的に深刻な土壌侵食を引き起こし、生態系やすでに貧弱になり危険にさらされている生物種の将来をますます脅かすと、環境保護論者は考えている。ニショコジマフクロウのおかれた窮状についての論争に見られるように、広く知れわたった問題には非常に多くの関心が寄せられる。その一つに、連邦の補助金が手つかずの資源の使用を助長し、資源のリサ

イクルに現実に水をしているという主張がある。

環境面での問題以上に、伐採補助計画は経済的な場面で問題がある。公有地からの木材の販売について、森林局は貴重な森林の育成と木材の販売にかかる連邦政府負担の費用を回収する義務はない。その結果、その膨大な資産は『フォーチュン』誌の資産番付500の上位5指に数えられるかもしれないほどであるが、その価格政策からすれば私企業としては破産として分類されるであろう。公有木材の販売は次の三つの方法の一つによって補助されている。①市場価格ではなく、木材産業の支払能力を基準とした売渡価格にする。②政府の負担した費用だけに基づいて販売価格を設定する。③伐採用林道のために公共資金を用いる。

この一連の政策に対する強い反論に応えて、クリントン政権は伐採補助計画の縮小あるいは廃止をほのめかした。しかし、このような提案がどうなるかは結局のところ全く予想できない。事実、環境保護庁はいくつかの可能なシナリオを規定しているが、そのそれぞれが経済や国のリサイクル化の事業に対して非常に異なる影響を与える可能性がある。第一に木材産業は補助削減の影響に対応して他の経営費を減らすことによって、現在の生産水準を維持することができるかもしれない。第二に現在の供給量のままその利用効率を高め、用材の消費を全体として抑える。第三に費用が増加するため、市場が国内供給依存から低コストの外国産指向へと急速に変わる可能性がある。最後に、再生用材を含む他の国内製品への代替効果がみられよう。

伐採補助の将来とそれに関連して市場がどうなるかは、誰も予想できないが、このような政策には改革の必要があるというのが、大方の論議である。しかし、このような税制上の優遇はうまく組立られたとしても、市場の歪みを作りだしてしまう。この場合は、木材の低コスト販売計画に組み込まれている補助制度は再利用資源や代替資源よりも新しい原料を利用させるよう人為的なシグナルを発することによって、国の森林資源の評価を低くしているのである。この市場歪曲の持つ意味は深刻である。森林の過伐は長期的には木材の供給を危うくし、植物の種の将来を脅かし、また環境の質を全体として危機的な状況に陥れる。

3 市場と計画の結合

計画経済は市場経済と相反する油と水関係、つまりどちらかが消えてどちらが残るものと捉えるのは今日では有害であると考えられる。結合の程度の把握は難しいが、両者の結合こそ有益である。多くの領域において、取り分け長期的な利益を図らなければならぬ事柄については、「市場運営に計画的な指導が欠け」、「市場基盤についての計画が不十分」でいたり、「市場に計画の干渉がすぎたり」であれば、いろいろな問題に対処できなくなる。要は何を計画するか、結合の程度の把握はどうすれば良いのか、そして両者をどううまく結び付けるかにある。両者が正しく機能するには腐敗のないクリーンで効率的な政府（行政）のあり方が大前提である。公共の権利を既得利益として私物化するような政府では、「忍耐」することができなく、市場の公共秩序を維持できないうえに、先見の明に富み計画を発案、実施することもできない。

第6節 条件・その4 — 住民の参加

環境に関連することが市場経済では通用しない場合があり、計画経済も不可欠である。そうすれば、「環境保護問題」は政府の仕事だと言い方がある。確かにそれには一理ある。市場経済のもとでは、個人に働きかけて「公害を無くせ」、「公益事業をやれ」と無理強いすることはできない。これらの業務は政府が徴税などの経済手段や直接的な関与によって実施するものである。しかし、そういう見方はあまりに一面的といえるだろう。国内外の環境汚染などの公害が抑止されたプロセスを観察するとよくわかる。そのほとんどが被害者となった大衆の抗議が功を奏したケースなのである。自分たちの切実な利益を守るために団結し、社会的圧力を作り上げなければ、政府が真剣にこの問題を取り上げることはない。しかも、例え政府が取り上げても公害抑止は困難であるし、公害の再発防止も難しいのである。「公衆の参加」は「アジェンダ21」のなかでも最も重要な原則の一つであり、そこでは民衆への情報の公開と民主主義の徹底が求められている。「持続可能な経営」では「共同の資源と共通の未来を大切にする」ことが重要な課題として各個人に求めら

れている。しかし、公益の重視は個人の利益の尊重と保護を離れではない。ただし、利権や財産や権利の公私混同が行われている限り、長期は言うに及ばず短期的にも道理に基づいた行動を期待することはできない。それでは公共の利益を守ることもできないし、個人の利益を守ることもできない。先に述べた役人の実績作りなどの行為がその例である。

持続可能な経営は公私のけじめを明確にした経済関係を基礎としなければならない。それは大衆が自発的に参加し、政府も参与する基盤でなければならない。江西省の森林・林業も他の社会主義市場経済の基本建設と同じ、そのような形で展開されるべきである。資金の不足に悩まされている江西省の森林・林業は本省にある豊富的な労働力とはある意味でのいい「バランス」を取っていると言える。

第7節 条件・その5 — 国際協力

1 問題の提起——江西省の林産物の利用率の分析

江西省では木、竹の乾材部分が利用されているが、高度加工産品が少なく、枝、葉、根及び灌木、草本などの利用も十分とは言えない。

江西省林業調査設計院の研究によると、江西省における奥山の24年生杉は1ha当たり約1700本あり、生物生産総量は239.7966トンに達する。しかし利用される乾材部分は喬木層生産量の58.7%に留まり、総生産量から見るとわずか56.1%にしかならない。逆に言うと、伐採地すでに43.9%の生物生産量が廃棄されたことになる。このような利用効率の悪さは林道の整備、運輸力、などの制限により林地から樹幹部分しか運び出せないことに起因する。

配置の不合理しかも製材・加工技術や経営集約度が低い森林工業企業で、数度にわたって木材の廃棄が繰り返され（中国では森林伐採、製材、木材加工の残留物を「三廃材」と言う）、実際に利用された山の幸はほんの僅かでしかない。

現在のところ、経営基盤や、体制の不備などいろいろな問題を抱える森林工業企業の技術革新や、統合・集約化経営の進展による廃棄材の減少は望めそうにはない。しかし、森林破壊の一つの主要原因である薪炭材

不足の解消が、廃棄材の利用により達成できないとは言い難い。

江西省林業調査設計院の測定によると、杉、馬尾松、広葉樹の伐採跡地に1haあたり約105トンの「三廃材」が残され、年間7万haの杉、馬尾松、広葉樹の伐採跡地があれば、「三廃材」は735万トンが獲得可能となる。これは薪炭材700万m³に相当する。また、最近の調査によると、江西省の農・林家の薪炭材のエネルギー効率は13-15%でしかないという。農・林家の厨房施設の改良を行えば、エネルギー効率を倍増することは難しいことではなく、厨房施設の改良だけで、江西省において300万m³相当の薪炭材を節約できる。以上の2つを合わせると1年間で1000万m³の薪炭材需要量が賄われることになる。また数百万haの有林地からもいくらかの薪炭材が提供されることから、同省の農山村のエネルギー不足による森林乱伐、植被破壊などが避けられ、再生可能な森林資源で持続利用可能な燃料システムができるはずである。

同省の森林資源の分布は均一でないから、集材、輸送を便利にするために、林道の整備、「三廃材」の圧縮・成型技術の開発などを急がなければならない。しかし、森林保育にさえ資金が間に合わない現在、「三廃材」の総合利用ための資金（技術開発と施行の資金を含む）をどこから賄うのかが大きな問題である。

2 興国県の事例

前出した興国県は江西省の中南部にあり、贛州地区の北に位置している。人口は59.37万人である。山地面積は24.3万haで、全土地面積の76%に相当する。中亞熱帯モンスーン湿潤気候区にあり、かつては森林環境が非常に豊かであった。しかし、清朝末期以来、長年に亘る戦火及び人為的な破壊の影響で、森林資源が大幅減少し、生態環境が悪化する一方であった。1980年に至って、山地面積の85%は水土流失が発生し、「江南砂漠」とまで言われた。

その後、国、省、地区の支援で、森林資源、環境を回復させるために、荒山の造林を中心に取り組んできた。同県は森林資源を保護するために、1980年代後半から、県政府と林業局の指導で、生活燃料の消費システムは薪炭材消費型から石炭消費型へと変わりつつある。近年では、強制的に使用させた石炭の年消費量は

2万トンを超えていた。興国県周辺には多くの林業重点県が散在し、それらの「三廃材」で同県の石炭消費量分の燃料材を十分に間に合ったはずであるが、なぜか「三廃材」利用に踏み込まなかった。その原因は前出した林道の整備、「三廃材」の圧縮・成型技術などの遅れにある他にない。

時間があれば、上述した整備、技術を自分（例えば江西省）で解決できないことがないが、問題はこのような問題が時間に待てるかどうかにある。

再生不能な資源、環境汚染などの点を除けば、石炭は薪炭材より便利である。このような消費習慣がいつたん定着すれば、農山村住民の現在での教育水準（地球全体の資源・環境問題に対する認識程度）を考えると、もとに戻させる（薪炭材消費に）のは至難な業であろう。

石炭資源の枯渇と地球温暖化に悩み続ける地球は、ちょっとだけの努力で森林の再生可能な資源で間に合えるだけに、これ以上の痛みがないでしょう。

3 國際協力の必要性

地球環境は一つであり、水も大気も、土壤も岩石も一体としてトータルな地球環境を形成している。しかるに人が任意に垣根を設けて、この地球をずたずたに分断して利用している。それぞれテリトリー内に発生した環境問題は、それらの管轄領域を越えて他のテリトリーに影響を及ぼし、延いては地球全体にまで広がって来ており、各領域内の環境政策のみでは解決することが不可能な事である。特に、地球上の国々の政治、経済、環境の現状等は大きな差異が存在している現在、我々人は、どのようにして、この複雑に絡み合った地球規模の環境問題に取り組めばよいのであろうか。

地球規模の環境問題と国家間の相互依存関係を考えると、環境問題の解決には国際的な協調と連帯の精神で取り組んで行くことが不可欠である。国際的な協調の在り方を考える上で重要な要素である貿易、援助、技術移転を中心に、先進国が果たすべき役割が問われる。

現在の先進国の中では、世界の森林問題と言ったら、熱帯林の話題しか出てこない。もちろん、資金援助も、技術協力もそれを中心に行われてきた。確かに、遺伝

子の宝庫と言われる熱帯林はわれわれ地球の住人として欠かせない大切な資源であるが、非熱帯林地区の興国県のような時間に待てない問題の解決も地球としては決して無視・軽視できるものではない。ちょっとだけの助けて、ある地域の地球への資源と環境負担を減らせるという視点から見れば、後者への協力は前者よりもっと緊急で、効率的で、先に行われるべきという気がしないでもない。

4 日本の林政専門家に求めること

発展途上国のはほとんどは、経済の成長に伴って、農民たちの中に、都市化願望と利益追求願望の2つの潮流が生じるはずである。言ってみれば、高度経済成長と農林業、農山村との調整問題であり、農林業と農山村の再組織化の問題である。この面では、日本の農政、林政は豊富な経験を有している。その経験は正反含めて途上国にとって有益であろう。ただし、必要なことは日本の経験をそのまま持ち込むのではなく、その長短を真摯に総括した上で現地の実状に配慮した応用動作である。

2000年のWTOへの加盟に伴って、中国の森林・林業はますます高度成長期の日本の森林・林業と似てきたように感じる。日本の高度成長期の森林・林業のあり方や国有林の経験・教訓は中国にとって、極めて重要なものとなるだろう。

また、日本でいう「リゾート開発」、「むらおこし」、「木材加工協同組合」など「内発的発展」の中心となる取り組みはこれから中国の農山村で花を咲かせるだろう。

第8節 環境回復・保全型・森林林業システム構築するための当面の諸課題

自主経営と損益自己負担を原則とする市場主体、競争と秩序のある市場システム、政府の有効なマクロコントロールという三者は、市場メカニズムが順調に機能するために不可欠な基本的要素であり、三者は相互に関連しあっている。この三者の有機的結合こそ、市場経済体制を構成するのである。これは国民経済改革における目標モデルであり、農村経済体制改革における目標モデルでもある。これらの目標モデルこそ江西

省の森林・林業のあるべき姿であり、「環境回復・保全型・森林林業システム」の構築の中核である。

ここまで述べてきた「環境回復・保全型・森林林業システム」を構築するための5つの条件は、いずれもこの中核の組成部分である。それらを形成、実現するためには、大変な努力と長い年月が必要となる。しかも、それは普遍的な性格を持つ（社会主義市場経済における森林・林業のあり方として）ために、最終目標は一致するものの、対象地の状況による実現へのプロセス特に着手する時の課題などが必ずしも一緒ではない。これで、この5つの条件に、より具体化され、特殊性がある当面の諸課題の提示が要求される。以下では、江西省の歴史、現状及び上述した5条件に基づいて、「環境回復・保全型・森林林業システム」を構築するための当面の課題を整理する。

1 集団所有林の課題

- 1) 林地所有権の明確化（①法律上の曖昧な規定の改正、②関係者に目先の利益に対する忍耐の教育）
- 2) 林地経営権の「法人化」（林地の有償使用制度の遂行）
- 3) 林木所有権の保護（立木価格システムの設立）
- 4) 最適経営規模の探求（①強制的「集団林場」の設立の停止、②合作林業の推進）
- 5) 担い手の養成（①諸政策による林業労働収入の保証、②労働力市場の育成）
- 6) 農民収入のアップ（①木材市場の開放、②国による「内発的発展」への支援）
- 7) 「政企分離」：卿政府、村民委員会が所属する集団林場の経営、利益分配などに対する支配の自制

2 国有林の課題

- 1) 企業の「法人化」（①現代企業制度の導入、②政府管理機能の変革）
- 2) 集団林への示範と指導（①合作林業、②高効率林業モデルの創設、③常緑広葉樹林の復活への示範と指導、④集団林の担い手（技術者など）の養成）
- 3) 林種構造の調整（①用材林以外の林種の経済利益の向上、②混交林の造成）
- 4) 現場の専門技術者の確保（①企業利益のアップ、②人材流動システムの健全化）

3 森林・林業諸政策の課題

1) 林業資金の保証

①徴収方式の変革（木材材積による徴税からフインランド式の林地級別による徴税への転換）による林業税・費の流失（税・費を納まらない違法伐採・販売）の防止②林業税・費の再検討による林業部門収益の増加③林業金融市场、専門銀行の設立による林業融資の保証、④先物市場の育成（生産周期の短縮とリスクの減少）による投入の安定化、⑤法的手段の強化による林業資金の保護。

2) 木材自由市場設立（①一斉成熟林木の価格の維持・安定、②WTO加盟への対応）

3) 森林・林業全体の自己アピール—3つの意義 （①森林の諸効果の社会承認を求める、②観光業の促進、③国際協力を得る）

4 森林環境問題の課題

1) 環境保護のための対応（①森林の再評価による「森林税」及び関連諸法規の制定、②森林環境教育の施行、③マスコミ効果の重視）

2) 環境悪化地区への対応（①経済・技術的支援、②意識教育）

3) 環境悪化を阻止するための対応（①単純一斉林の禁止、②立地条件の研究）

第9節 今後の課題

本論文では、江西省を研究対象に、同省における森林・林業の開発の歴史、現状の把握、分析及び事例から生態評価に基づいて、同省の森林・林業の社会、環境と経済発展からの寄与を両立させる可能性を立証した。その可能性が現実になる理想像を「環境回復・保全型森林・林業システム」の定義として描きだした。更に、社会主義市場経済原理や諸外国の経験を踏まえ、同省の事情を考慮した上で、その理想像を実現する（システムを構築する）為の5つの条件及び当面の課題を提示した。J・ティンバーゲン氏の理論から見れば、このシステムの描き及び諸条件の提示には信用性がある推論と言える。

しかし、前述したように、どんな時代の発展戦略も絶対的なものではあり得ない。この戦略成立の条件もしくは直面する課題も常に変わってくるはずである。

このような変化に即応する調整なし対応こそ、本研究の今後の1つ目の課題であろう。

一般的に、環境保全型の森林・林業システムの構築の研究では、状況把握がしやすい流域を研究対象とするのが普通である。著者も始めは江西省の撫江流域を研究対象とした。ところが、江西省では、流域を単位とした統計資料、データなどがほとんど存在しなかつた。歴史、現状分析を中心とする本研究にとっては大なるショックであった。無論、一からの資料収集、推算、調査なら、不可能なことでもないが、3年間の課程を考えれば、やはり無理だとあきらめた。そして、本論文の研究対象とした江西省は、1つ完全な行政単位として、林政理論研究が多い本論文から見れば、ある程度助けられたと言うものの、各地の事情にかなりの差を存在し、状況を把握しきれない、推論が言いきれないようなことをしみじみに痛感させられた。眞の「持続可能な森林経営」を目指すならば、これからは、より関連性がある、より具体的、より確実に検証できる流域ごとを対象とした研究が必要であろう。今後の2つ目の課題とする。

体制の問題であるが、中国では、自由結社に非常に厳しい規制がある。そのため、今だに、中国政府は国際NGOからの援助を拒否している。また、環境保護団体のような民間団体は中国にまだ存在していないのが現実である。

「持続可能な森林経営」には、住民の参加は何よりも重要だと言う共同認識を達成した今日、住民による環境保護団体のような組織を、中国で如何に育成していくのかが大変重要であり、「環境回復・保全型森林・林業システム」の構築には必要条件の1つであり、今後の3つ目の課題にしたい。

最後に、本論文が江西省の持続可能な森林経営の実現に、江西省のような地区のアピールとして先進国からの理解の促進に、さらに、途上国のこれからの森林・林業発展戦略研究の参考に、少しでも役に立てばと思う。

第6章の参考文献：

経済新聞社

- 2 「経済辞典」第三版 有斐閣 1997年
- 3 呂酉「市場経済と社会主義」、「林業工作研究」資料選集4 1993年
- 4 王幼臣、任恒祺 編『技術経済手册 林業卷』1521-1522頁 中国科学技術出版社 1992年
- 5 楊方西「潜在力を掘り出し、資源・資金危機から抜け出す」『江西林業』1989.4 8頁 江西林業雑誌社
- 6 「南方集団林区の木材及び三廃材の综合利用について」『林業深化改革研究』465頁 中国林業経済学会編集 中国林業出版社 1990年
- 7 スコット・J・カラーン、ジャネット・M・トーマス著 生態経済学研究会 訳『環境管理の原理と政策・環境経済学教程』 797頁 農文協 1999年
- 8 劉吉ら編集 謝端明ら日本語版監修 中川友 訳『現代中国の実像』46頁 ダイヤモンド社 1999年
- 9 「江西省高効率林業経営模式研究特集」「江西農業大学学報」第17巻増刊 江西農業大学学報編集委員会 1995年
- 10 陳育松 「喜看興国披綠裝」「江西林業」1990.4 43頁 江西林業雑誌社 1990年
- 11 興国県人民政府「封山育林 緑化興国」「江西林業」1990.3 25頁江西林業雑誌社 1990年
- 12 「林業経営改善推進の手引き」 54頁 林業経営研究会 日本林業調査会 1996年
- 13 楊大起ら「建立和發展森林市場着重研究的几个問題」『林業経済』1993.2 46頁 中国林業科学院林業経済研究所・中国林業経済学会 1993年
- 14 何群「林業市場化改革の難点と対策」「林業経済」1995.1 14頁 中国林業科学院林業経済研究所・中国林業経済学会 1995年
- 15 上官增前「浅談我国林地制度の改革」「林業経済」1994.5 62頁 中国林業科学院林業経済研究所・中国林業経済学会 1994年
- 16 何群「農用林業、経済与発展」「林業経済」1994.4 20頁 中国林業科学院林業経済研究所・中国林業経済学会 1994年
- 17 陳応發ら「対按木材征税改為按林地面積征税的探讨」「林業経済」1995.6 44頁中国林業科学院林

業経済研究所・中国林業経済学会 1995年

謝 辞

宇都宮大学農学部笠原義人教授（東京農工大学連合農学研究科教授兼任）には研究の方法、構成から、論文のとりまとめに至るまで、懇切、丁寧かつ緻密なご指導を頂くと共に、公私にわたり大変お世話になりました。林政学修士の原資がない（分子生物学専攻の学術修士）私が3年で博士論文をまとめられるのは先生がいらっしゃったからこそだと考えます。ここに心から深甚なる謝意を捧げます。

ご多忙にもかかわらずご親切に指導、関心して下さった副指導教官の宇都宮大学農学部谷本丈夫教授ならびに東京農工大学農学部上野洋次郎教授に衷心より御礼申し上げます。

本論文の審査委員になって下さった宇都宮大学農学部内藤健司教授ならびに茨城大学農学部安藤光義教授に厚く御礼申し上げます。

本論文の現地調査、資料収集に際し、南昌大学 万林生教授・与琳珍助教授；江西省林業庁 嚴成處長；江西省林業勘察設計院 謝利玉高級工程師；江西省經濟委員会 劉賛處長；ならびに調査地の国有林場、鄉村林場、農家の方々に多大なご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

留学生活を全般に支えて下さった日本政府、国民、ならびに大学の先生、職員、学生、宇都宮市峰町町内会の皆様 ならびに宇都宮大学中国人留学生学友会の皆様に心から感謝を申し上げます。

私の日本留学を無私的に援助してくださった姉ご夫婦、年配の両親の世話を全力に尽くしてくださった兄ご夫妻に心から感謝を申し上げます。

本論文を父、母に、そして最愛の妻に捧げます。

(2000年6月30日受理)